

令和 8 年

# 小樽市議会第 1 回定例会

令和 8 年 2 月 24 日開会

令和 8 年 3 月 19 日閉会



令和8年第1回定例会 会期及び会議日程

1 会 期 2月24日～3月19日（24日間）

1 会議日程

月 日（曜日）	本 会 議	委 員 会
2月 24日（火）	提案説明等	
25日（水）	休 会	
26日（木）	”	
27日（金）	”	
28日（土）	”	
3月 1日（日）	”	
2日（月）	会派代表質問 [白濱・横尾 両議員]	議会運営委員会
3日（火）	会派代表質問 [中村（吉宏）・酒井・下兼 各議員]	議会運営委員会
4日（水）	一般質問 [小貫・面野・佐藤・松井・中村（岩雄）・ 小池・白川 各議員]	議会運営委員会 予算特別委員会（選挙）
5日（木）	休 会	予算特別委員会（総括質疑）
6日（金）	”	予算特別委員会（総務所管）
7日（土）	”	
8日（日）	”	
9日（月）	”	予算特別委員会（経済所管）
10日（火）	”	予算特別委員会（厚生所管）
11日（水）	”	予算特別委員会（建設所管）
12日（木）	訂正理由説明・採決	予算特別委員会（総括質疑）
13日（金）	休 会	総務・経済両常任委員会
14日（土）	”	
15日（日）	”	
16日（月）	”	厚生・建設両常任委員会
17日（火）	”	
18日（水）	”	
19日（木）	討論・採決等	議会運営委員会



令和 8 年  
第 1 回定例会会議録目次  
小樽市議会

○ 2月24日（火曜日） 第1日目

1 開 会	1
1 開 議	1
1 会議録署名議員の指名	1
1 日程第1 会期の決定	1
1 日程第2 議案第1号ないし議案第34号及び報告第1号	1
○提案説明 市長（議1～議33、報1）	1
○教育行政執行方針 教育長	10
○提案説明 高野議員（議34）	14
1 日程第3 休会の決定	14
1 散 会	15

○ 3月2日（月曜日） 第2日目

1 開 議	17
1 会議録署名議員の指名	17
1 日程第1 議案第1号ないし議案第34号及び報告第1号	17
○会派代表質問 白濱議員	17
○会派代表質問 横尾議員	31
1 散 会	43

○ 3月3日（火曜日） 第3日目

1 開 議	45
1 会議録署名議員の指名	45
1 日程第1 議案第1号ないし議案第34号及び報告第1号	45
○会派代表質問 中村（吉宏）議員	45
○会派代表質問 酒井議員	61
○会派代表質問 下兼議員	80
1 散 会	91

○ 3月4日（水曜日） 第4日目

1 開 議	93
1 会議録署名議員の指名	93
1 日程第1 議案第1号ないし議案第34号及び報告第1号	93
○一般質問 小貫議員	93
○一般質問 面野議員	97
○一般質問 佐藤議員	105
○議事進行について 小貫議員	111
○一般質問 松井議員	112
○一般質問 中村（岩雄）議員	117
○議事進行について 酒井議員	120
○一般質問 小池議員	123
○一般質問 白川議員	128
予算特別委員会設置・付託	136
常任委員会付託	136
1 日程第2 休会の決定	136
1 散 会	137

○ 3月12日（木曜日） 第5日目

1 開 議	139
1 会議録署名議員の指名	139
1 日程第1 議案第12号の訂正	139
○訂正理由説明 市長（議12）	139
採 決（議12）	139
1 散 会	139

○ 3月19日（木曜日） 第6日目

1 開 議	141
1 会議録署名議員の指名	141
1 日程第1 議案第1号ないし議案第34号及び報告第1号、陳情並びに調査	141
予算特別委員長報告	141
○議案第1号修正案の趣旨説明 小貫議員	141
○討 論 高野議員	142
採 決	143
総務常任委員長報告	144
○討 論 松井議員	144
○討 論 佐々木議員	145
採 決	145
経済常任委員長報告	146
○討 論 小貫議員	146
採 決	146
厚生常任委員長報告	147
○討 論 酒井議員	147
採 決	148
建設常任委員長報告	148
○討 論 高野議員	149
採 決	149
1 日程第2 意見書案第1号及び意見書案第2号	149
○提案説明 酒井議員（意1）	149
○提案説明を省略することについて諮る（意2）	150
○討 論 平戸議員	150
○討 論 松井議員	150
○討 論 佐藤議員	151
○討 論 高橋議員	151
採 決	152
1 閉 会	152

第1回定例会議事事件一覧表

議案番号	件名
1	令和8年度小樽市一般会計予算
2	令和8年度小樽市港湾整備事業特別会計予算
3	令和8年度小樽市水産物卸売市場事業特別会計予算
4	令和8年度小樽市国民健康保険事業特別会計予算
5	令和8年度小樽市介護保険事業特別会計予算
6	令和8年度小樽市後期高齢者医療事業特別会計予算
7	令和8年度小樽市病院事業会計予算
8	令和8年度小樽市水道事業会計予算
9	令和8年度小樽市下水道事業会計予算
10	令和8年度小樽市産業廃棄物等処分事業会計予算
11	令和8年度小樽市簡易水道事業会計予算
12	令和7年度小樽市一般会計補正予算
13	令和7年度小樽市国民健康保険事業特別会計補正予算
14	令和7年度小樽市介護保険事業特別会計補正予算
15	令和7年度小樽市後期高齢者医療事業特別会計補正予算
16	小樽市農業委員会委員の定数に関する条例の一部を改正する条例案
17	小樽市行政手続条例の一部を改正する条例案
18	小樽市職員給与条例等の一部を改正する条例案
19	小樽市資金基金条例の一部を改正する条例案
20	小樽市営住宅整備基金条例を廃止する条例案
21	小樽市手数料条例の一部を改正する条例案
22	小樽市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
23	小樽市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例案
24	小樽市医療法施行条例の一部を改正する条例案
25	小樽市国民健康保険条例の一部を改正する条例案
26	小樽の歴史と自然を生かしたまちづくり景観条例の一部を改正する条例案
27	小樽市建築物における駐車施設の附置に関する条例の一部を改正する条例案
28	小樽市消防団条例の一部を改正する条例案
29	小樽市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案
30	小樽市火災予防条例の一部を改正する条例案
31	工事請負契約について [旧保健所・旧総合福祉センター解体工事]
32	工事請負変更契約について [第3号ふ頭基部緑地整備その2工事]
33	小樽市過疎地域持続的発展市町村計画について
34	小樽市非核港湾条例案
報告1	専決処分報告 [令和7年度小樽市一般会計補正予算 (除排雪関係経費)]

○意見書案

1	非核三原則の堅持を求める意見書 (案)
2	イラン情勢の平和的解決へ向け、外交努力を尽くすよう求める意見書 (案)

◎継続審査中の案件

○陳情

1	「ぱるて築港線」塩谷までの延伸方について
2	小樽市立塩谷小学校の存続方について
3	朝里にまちづくりセンターの建設を求める陳情方について
4	住みよい朝里地域にするための陳情方について
5	小樽市立小中学校給食費の無料化方について
6	加齢による難聴者の補聴器購入の小樽市としての助成方について
7	政党機関紙の庁舎内勧誘行為の実態調査を求める陳情方について
10	市道における除排雪（貸出ダンプ制度運用方法の見直し等）の陳情方について （第2項目）
12	あはき・柔整広告ガイドラインの適正かつ積極的な運用を求める陳情方について
14	職員団体の組合費給与天引き（チェックオフ）手続の適正運用及び行政の政治的中立性確保を求める陳情方について



# 質 問 要 旨

白濱議員（3月2日1番目）  
市長、教育長及び関係説明員

## 1 市長の政治姿勢と市政執行について

- (1) 目指す政治姿勢について
- (2) 公約と市政執行について

## 2 主要事業について

## 3 令和8年度予算案について

- (1) 歳入について
- (2) 財源について

## 4 ガントリークレーンについて

## 5 その他

## 質 問 要 旨

横尾議員（3月2日2番目）  
市長、教育長及び関係説明員

- 1 市政の諸問題と市長の政治姿勢について
- 2 財政運営について
- 3 官民連携の取組について
- 4 夜間景観の形成について
- 5 DMOによる観光地域づくりについて
- 6 その他

## 質 問 要 旨

中村（吉宏）議員（3月3日1番目）  
市長、教育長及び関係説明員

- 1 予算編成について
  
- 2 公共施設について
  - (1) 新総合体育館について
  - (2) 小樽市本庁舎について
  - (3) 小樽公園再整備事業について
  
- 3 まちづくりについて
  - (1) 投資を呼び込むことについて
  - (2) 観光関連の課税について
  - (3) みなととまちづくりについて
  - (4) 景観について
  
- 4 市民生活について
  - (1) 除排雪について
  - (2) 公共交通について
  - (3) 市民への情報提供について
  
- 5 その他

## 質 問 要 旨

酒井議員（3月3日2番目）  
市長、教育長及び関係説明員

- 1 新年度予算案と条例案等について
  - (1) 議案第16号について
  - (2) こども誰でも通園制度について
  - (3) 重層的支援体制整備事業について
  - (4) 国民健康保険について
  - (5) 介護保険について
  - (6) 新幹線開業を見据えた取組について
  - (7) コミュニティバス運行事業費について
  
- 2 地方財政計画について
  
  
- 3 教育について
  - (1) 学校給食について
  - (2) 隠れ教育費について
  - (3) 通級指導教室について
  - (4) 就学援助について
  
  
- 4 その他

## 質 問 要 旨

下兼議員（3月3日3番目）  
市長、教育長及び関係説明員

### 1 議案について

- (1) 令和8年度小樽市一般会計予算について
- (2) 補正予算について

### 2 小樽の観光について

- (1) 観光の意義の市民理解の促進について
- (2) 宿泊税の充当事業について
- (3) 小樽市観光客等の災害時対応マニュアルについて
- (4) 大雪への対応について

### 3 市長の政治姿勢について

- (1) 人口対策について
- (2) 特定利用港湾について

### 4 その他

# 質 問 要 旨

小貫議員（3月4日1番目）  
市長及び関係説明員

- 1 市道認定について
- 2 介護保険について
- 3 その他

# 質 問 要 旨

面野議員（3月4日2番目）  
市長及び関係説明員

- 1 公式LINEについて
- 2 人口減少について
- 3 その他

## 質 問 要 旨

佐藤議員（3月4日3番目）  
市長、教育長及び関係説明員

- 1 おたるプレミアム付商品券について
- 2 小規模校と小規模特認校について
- 3 磯焼け対策と藻場再生について
- 4 小樽市の観光について
- 5 その他

## 質 問 要 旨

松井議員（3月4日4番目）  
市長、教育長及び関係説明員

- 1 子どもがスキーを楽しめる環境づくりについて
- 2 JR小樽駅のバリアフリー化について
- 3 その他

## 質 問 要 旨

中村（岩雄）議員（3月4日5番目）  
市長及び関係説明員

- 1 アドバンス・ケア・プランニングについて
- 2 旧医師会館の解体について
- 3 災害対策について
- 4 その他

## 質 問 要 旨

小池議員（3月4日6番目）  
市長、教育長及び関係説明員

- 1 臨時休校の対応について
- 2 子どもの運動・スポーツ環境について
- 3 その他

## 質 問 要 旨

白川議員（3月4日7番目）  
市長、教育長及び関係説明員

- 1 子どもの夢を応援する事業について
- 2 感震ブレーカーの設置促進について
- 3 その他

## ○出席議員

議席番号	氏名	2月24日	3月2日	3月3日	3月4日	3月12日	3月19日
1番	新井田 邦 宏	○	○	○	○	○	○
2番	白 川 貴 城	○	○	○	○	○	○
3番	松 井 真美子	○	○	○	○	○	○
4番	酒 井 隆 裕	○	○	○	○	○	○
5番	高 野 さくら	○	○	○	○	○	○
6番	小 貫 元	○	○	○	○	○	○
7番	平 戸 理 史	○	○	○	○	○	○
8番	白 濱 聡	○	○	○	○	○	○
9番	橋 本 布美絵	○	○	○	○	○	○
10番	横 尾 英 司	○	○	○	○	○	○
11番	秋 元 智 憲	○	○	○	○	○	○
12番	松 岩 一 輝	○	○	○	○	○	○
13番	中 鉢 淳 二	○	○	○	○	○	○
14番	佐 藤 奈緒美	○	○	○	○	○	○
15番	中 村 吉 宏	○	○	○	○	○	○
16番	下 兼 薫	○	○	○	○	○	○
17番	面 野 大 輔	○	○	○	○	○	○
18番	高 橋 龍	○	○	○	○	○	○
19番	小 池 二 郎	○	○	○	○	○	○
20番	中 村 岩 雄	○	○	○	○	○	○
21番	前 田 清 貴	○	○	○	○	○	○
22番	鈴 木 喜 明	○	○	○	○	○	○
25番	佐々木 秩	○	○	○	○	○	○

注) ○…出席、×…欠席

## ○出席説明員

職 名	氏 名	2月24日	3月2日	3月3日	3月4日	3月12日	3月19日
市 長	迫 俊 哉	○	○	○	○	○	○
教 育 長	中 島 正 人	○	○	○	○	○	○
監 査 委 員	小 林 優	—	—	—	—	—	—
選 挙 管 理 委 員 会 長 選 委 員	平 口 山 和 弘	—	—	—	—	—	—
農 業 委 員 会 会 長	北 島 吉 治	—	—	—	—	—	—
副 市 長	上 石 明	○	○	○	○	○	○
病 院 局 長	有 村 佳 昭	○	○	○	○	○	○
水 道 局 長	飯 田 修 二	○	○	○	○	○	○
総 務 部 長	柴 田 健 治	○	○	○	○	○	○
総 合 政 策 部 長	柄 澤 晃 人	○	○	○	○	○	○
財 政 部 長	笹 田 泰 生	○	○	○	○	○	○
産 業 港 湾 部 長	渡 部 一 博	○	○	○	○	○	○
産 業 港 湾 部 長 港 湾 担 当 部 長	池 田 克 也	○	○	○	○	○	○
生 活 環 境 部 長	鈴 木 健 介	○	○	○	○	○	○
福 祉 保 険 部 長	中 村 哲 也	○	○	○	○	○	○
こ だ も 未 来 部 長	津 田 義 久	○	○	○	○	○	○
保 健 所 長	田 中 宏 之	○	○	○	○	○	○
建 設 部 長	山 岸 博 史	○	○	○	○	○	○
消 防 長	見 山 義 秋	○	○	○	○	○	○
病 院 局 小 樽 市 立 病 院 事 務 部 長	安 部 俊 克	○	○	○	○	○	○
教 育 部 長	野 呂 武 志	○	○	○	○	○	○
選 挙 管 理 委 員 会 長 選 事 務 局	澤 谷 宏	—	—	—	—	—	—
監 事 査 務 委 員 会 長 監 事 査 務 局	浅 井 泰 之	—	—	—	—	—	—
農 業 委 員 会 長 農 事 務 局	嶋 崎 哲 也	—	—	—	—	—	—
総 務 部 総 務 課 長	森 田 裕 規	○	○	○	○	○	○
財 政 部 財 政 課 長	佐 藤 暢 起	○	○	○	○	○	○

注) ○…出席、×…欠席

## ○議事参与事務局職員

職名	氏名	2月24日	3月2日	3月3日	3月4日	3月12日	3月19日
事務局 長	中村 弘 二	○	○	○	○	○	○
事務局 次長	加藤 佳 子	○	○	○	○	○	○
主 査	佐々木 昌之	○	—	—	—	○	○
総務 係 長	相澤 幸	○	○	○	○	○	○
議事 係 長	松木 道人	○	○	○	○	○	○
書 記	菅 翔 太	○	○	○	○	○	○
書 記	堤 か お り	○	○	○	○	○	○
書 記	越智 美 幸	○	○	○	○	○	○
書 記	谷 脇 萌 々	○	○	○	○	○	○
書 記	成 田 昇 平	○	○	○	○	○	—



令和8年  
第1回定例会会議録 第1日目  
小樽市議会

令和8年2月24日

開会・開議 午前10時00分

○議長（鈴木喜明） これより、令和8年小樽市議会第1回定例会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、平戸理史議員、松岩一輝議員を御指名いたします。

日程第1「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期を、本日から3月19日までの24日間といたしたいと思います。

これに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 御異議なしと認め、さように決しました。

日程第2「議案第1号ないし議案第34号及び報告第1号」を一括議題といたします。

まず、議案第1号ないし議案第33号及び報告第1号について、市長から提案理由の説明を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（迫 俊哉市長登壇）（拍手）

○市長（迫 俊哉） 令和8年第1回定例会の開会に当たり、ただいま上程されました各案件について提案理由の説明を申し上げるのに先立ち、新年度に向けた市政執行に対する私の所信の一端と施策の概要を申し上げます。

平成30年8月に市長に就任してから、早くも8年目を迎え、2期目も残すところ約半年となりました。これまで「対話の重視」「備え」「経済と生活の好循環」という三つの政治姿勢に基づき、積極的に市民の皆さんとの対話を重ねながら、その時々々の課題に全力で取り組んでまいりました。

その中で困難な問題に直面することもありましたが、議員の皆様をはじめ、市民や事業者の皆さんの御協力により、市政を進めることができましたことに、深く感謝申し上げます。

2期目においては、「選ばれるまち」を目指して人口減少対策を最重要課題に据え、安心して子育てできる環境づくりや移住と起業の促進などを進めるとともに、港や歴史などの本市の強みを生かすまちづくりに注力してまいりました。

港を新たな観光・交流拠点とする小樽港第3号ふ頭及び周辺地区の再開発は大詰めを迎え、クルーズ船の寄港などにより、港を起点とした新たな人の流れが生まれているところであり、この間、みなとオアシス小樽の登録やポート・オブ・ザ・イヤ―2024などの受賞に至りました。

歴史文化につきましては、昨年、「北海道の『心臓』と呼ばれたまち・小樽」が悲願であった本市単独の日本遺産に認定され、また、小樽市歴史的風致維持向上計画が道内で初めて国の認定を受けたことは記憶に新しく、さらに本年1月には小樽港防波堤施設が新たに国の重要文化財に指定されました。これまで官民で連携して港や歴史文化を生かす努力を重ねてきたことが実を結び、このように相次いで評価を受けたことを大変うれしく思うとともに、関係者の皆様に改めて感謝申し上げます。

こうした本市のまちづくりと様々な外部要因が相まって、近年、まちに活力の高まりが見られるよう

になってきました。社会減が縮小し、移住者や起業者がまちに新たな風を吹き込んでおります。観光入込客数がコロナ禍から回復して、新たな宿泊施設の開業なども相まって、宿泊客数は過去最高となり、課題であった滞在型観光への移行が感じられます。

また、順調な企業立地や企業収益の増加などを背景に、税収が増加傾向にあることなどから、人にも企業にも選ばれるまちづくりが一定程度形になり、経済と生活の好循環への道筋が見えてきたと考えているところであります。

この流れを着実なものとするため、引き続き、港からにぎわいと活力を創出する取組や日本遺産の活用、食の魅力の発信など本市の魅力を生かしたまちづくりをさらに進めるとともに、人口対策や観光地域づくり、地域経済活性化の取組などを力強く推し進め、一層まちの活力を高めてまいります。

一方で、本市を取り巻く環境の急速な変化に伴い、向き合うべき課題が次々と顕在化しております。例えば、労働力不足やコストの上昇が事業環境に広く影響を及ぼしております。市民生活に欠かせない公共交通や医療などの経営環境も厳しさを増しており、安定的な維持に向けた対応が必要であります。急激な建設費の高騰により、公共施設の整備も見直しを余儀なくされております。労働力が不足する中、外国人材の重要性が高まり、今後は家族の滞在も含めた外国人住民の増加が予想され、生活面で対応が必要な場面も増えてくると考えられます。

観光による経済効果を高めることと、安心・快適な市民生活との両立が持続可能な観光地域づくりを行う上で重要課題となっております。

4月から課税が始まる宿泊税を活用し、戦略的な観光振興を図るとともにデジタル技術も活用し、効果的なオーバーツーリズム対策を進めてまいります。

このほか、厳しさを増す夏の暑さやヒグマの増加など、市民の安全・安心を守るための新たな課題にも適切に対応してまいります。

変化は課題をもたらす一方で、好機ともなり得ます。全国的に猛暑が厳しさを増す中で、比較的涼しい本市の気候は魅力の一つとなります。

また、デジタル化の進展によるテレワークの普及や大都市圏での土地と住宅価格高騰などの環境変化は、移住や投資を呼び込むチャンスとも言えます。外部の新たな視点を取り入れた移住施策や土地の規制見直しなども含め、より一層選ばれるよう、様々な機会を捉える取組を進めます。

本市は人口減少と少子高齢化という大きな変化がいち早く進む課題先進地であり、一方、観光都市として知名度とビジネスチャンスを有することから、官民連携の可能性を多く秘めていると言えます。民と共に地域課題の解決を目指していけるよう、連携の門戸を広げ、関係構築を進めてまいります。

こうした考え方に基づく新年度の市政執行の基本方針を「変化の時代にしなやかに応え、活力と安心が調和するまちづくり」として本市を取り巻く環境変化に柔軟に的確に対応しながら、市民の皆さんが安心して暮らし続けられる持続可能で活力あるまちの実現に取り組んでまいります。

次に、予算編成に当たっての基本的な考え方を申し上げます。

令和8年度は、歳入では市税が増加傾向にあり、地方交付税においても増加が見込まれる一方、歳出では退職手当の増加を含む人件費の上昇、物価高、金利上昇などの増要因が大きく拡大していることから、前年度と同様に歳出に対し、多額の歳入が不足する厳しい財政運営になるものと想定されました。

不足する歳入は、財政調整基金からの繰入れ等により対応いたしますが、中長期にわたり安定的に行政サービスを維持するため、同基金の残高の確保にも留意するとともに、企業版ふるさと納税など民間資金のさらなる獲得にも努めてまいります。

このような状況を踏まえ、最重要課題である人口減少対策のほか、デジタル技術の活用やゼロカーボ

ンを推進する事業については、重点的な予算配分を意識しながらも、後年度の財政負担や施策の必要性、優先順位を十分に考慮した上で令和8年度に予算化すべき事業を厳選し、収支均衡予算を編成したところであります。

なお、令和8年度は市長選挙が8月に予定されておりますが、政策的予算についても年度当初から着実に執行するため、通常の予算編成としております。

それでは、先ほど申し上げました、変化の時代にしなやかに応え、活力と安心が調和するまちづくりの基本方針に基づき、六つのまちづくりの視点に沿って当初予算に計上した主な事業の概要を説明申し上げます。

なお、教育行政の執行方針につきましては、後ほど教育長から説明させていただきますので、私からは予算面から主なものに絞って申し上げます。

初めに、視点の一つ目、「人口対策」といたしましては、「子育て」、「しごと」、「移住」の三つを柱として取り組んでまいります。

まず、第1の柱「子育て」についてですが、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援としましては、新たに5歳児健康診査を開始し、児童の特性を早期に発見して特性に合わせた適切な支援を行うとともに、生活習慣等に関する指導を行い、児童の健康の保持及び増進を図ってまいります。

また、後志第二次医療圏における北海道小児地域医療センターとして、中核的な役割を果たしている小樽協会病院に対する支援を行い、市内における小児医療体制の安定的な確保を図るとともに、地域の周産期医療体制を維持するための支援も引き続き行ってまいります。

保育環境の充実に関しましては、生後6か月から満3歳未満の保育所等に通っていない子供を対象に、就労要件を問わず、時間単位で柔軟に保育所等を利用できるよう、乳児等通園支援事業、通称「こども誰でも通園制度」を創設いたします。

親子・子どもの居場所の充実といたしましては、令和9年8月のオープンに向けて水遊び場や大型複合遊具の設置など子育て世帯を対象として、小樽公園の整備を進めるほか、入船公園の駐車場整備や市内公園の遊具や施設を利用者や地域のニーズを踏まえ、更新を進めてまいります。

教育環境の充実につきましては、琴など伝統的な和楽器に触れる機会の充実を図るため、中学校の授業に係る経費を支援することにより、生徒の文化芸術体験を推進してまいります。

新たに創設される給食費負担軽減交付金を活用し、令和8年度から小学校の給食費について保護者負担を軽減するほか、中学校給食費については食材費高騰分を補助し、保護者負担額を据え置くことで子育て世帯を支援してまいります。

また、小・中学校の校舎や屋内運動場トイレの洋式化等の改修を進めるとともに、老朽化した校舎暖房設備の改修を行います。

次に、第2の柱「しごと」についてですが、創業、就農、事業承継の支援につきましては、新規創業者に対する内外装工事費用等の補助のほか、事業承継に関する周知、啓発や個別相談などの取組を引き続き進めてまいります。

また、地域の農業を維持するため、地域農業経営基盤強化促進計画において定めている区域内で新規就農する方に対し、農地取得費や農業用資機材の購入経費など初期費用の一部補助を新たに行います。

安定した人材の確保につきましては、企業の人手不足対策として、企業の認知度の向上を目的に工場見学受入れ体制の整備や企業PR動画の作成など、投資的な経費に対して支援する企業認知度向上支援補助金を創設いたします。

また、市内企業への人材確保及び人材育成を目的として、小樽商科大学に修学する就業者を雇用する

企業への支援を実施してまいります。

次に、第3の柱「移住」についてですが、新たに、関係人口の創出や本市産業の人材育成を目的とし、首都圏在住の中学生と北海道小樽水産高等学校のマッチングを行う、地域みらい留学事業を実施するとともに、移住プロモーションに取り組む人材として地域おこし協力隊を採用するほか、小樽商工会議所と連携した、おたる移住・起業「ひと旗」サポートセンターによるワンストップでの移住相談などの充実に努めてまいります。

また、札幌市のFMラジオ局と連携した小樽市の魅力発信事業を展開するとともに、小樽暮らしに焦点を当てた移住を促進する動画を作成し、移住促進と関係人口の創出を図ってまいります。

移住に対する支援につきましては、住宅取得費等に対する補助について要件を緩和して移住の促進を図ってまいります。

次に、視点の二つ目「次世代を見据えたまちづくり」についてであります。

まず、脱炭素社会の実現に向けた取組として、事業者向けには中小企業の省エネ対策に関わる設備更新費用への補助を行うとともに、新たに脱炭素経営を推進するため、モデルプランとなるカーボンニュートラル化プランの作成を支援いたします。

市民向けには、環境イベントの開催や省エネ家電等を購入した際の補助など、脱炭素に向けて、市民・事業者・行政が一体となった取組を推進してまいります。

また、市内の小・中学校の屋内運動場における照明設備のLED化改修を進めるとともに、道路照明灯についても計画的にLED化を進めてまいります。

デジタル技術の活用に関しましては、行政手続のオンライン化や窓口のキャッシュレス化を順次進めていくことで市民サービスの向上に努めるとともに、GPS人流データを用いた本市への来訪者数などのデータを取得し、観光戦略の企画立案やオーバーツーリズムなどの課題に対する効果的な施策検討のため、調査を実施してまいります。

市民や民間の力を取り込んだまちづくりといたしましては、地域活性化起業人制度の活用により、派遣元企業が持つネットワークやノウハウを生かし、本市と民間企業等との関係構築を図るほか、札幌市を舞台に開催される複合型イベント「NoMaps」の一部として、本市で産学官によるトークセッションを開催し、官民連携による地域課題の解決に向けた取組の推進を図ってまいります。

公共施設の整備に関しましては、小樽市望洋サッカー・ラグビー場の天然芝生グラウンドをプロの使用にも対応できるよう整備し、プロを含めたサッカー、ラグビーチームの夏合宿を誘致してまいります。

また、小樽市民会館の舞台設備や小樽市民センターの空調設備等の改修を行うほか、小樽市総合体育館のトイレの改修や小樽市さくら学園の長寿命化改修など、公共施設の老朽化対策を進めてまいります。

次に、視点の三つ目、「魅力を活かしたまちづくり」についてであります。

まず、歴史の魅力を活かしたまちづくりに関しましては、小樽市歴史的風致維持向上計画に基づく取組として、歴史的風致形成建造物を指定するとともに、外観の保全に要する経費の一部助成を国の補助制度も活用して、歴史的な町並みの保全を図ってまいります。

日本遺産については、事業主体である小樽市日本遺産推進協議会への補助により、「北海道の『心臓』と呼ばれたまち・小樽」「炭鉄港」「北前船」の三つの日本遺産ストーリーを活用した周遊ルートや体験型コンテンツの造成などの事業を進め、観光振興を図ってまいります。

新たなライトアップの整備に関しましては、市内に点在するライトアップを明かりでつなぎ、観光客

の夜の市内周遊を促すため、整備するエリアの検討などを行うワークショップや実証実験を行うほか、旧小樽倉庫を新たにライトアップいたします。

旧日本郵船株式会社小樽支店につきましては、竣工120周年記念事業としてシンポジウムや各種体験会、市内団体の演奏会等を開催し、北運河地区の活性化を図ってまいります。

港の魅力を活かしたまちづくりに関しましては、大詰めを迎えている小樽港第3号ふ頭及び周辺再開発は、観光船乗り場となる小型船だまりの整備を行い、小樽港や周辺で運航している観光船の乗り場を集約するとともに、昨年8月に供用開始した小樽港観光船ターミナルや埠頭基部での親水空間の整備により、市内中心部近くでクルーズ船を受け入れる強みに加え、交流拠点としての機能を充実し、にぎわいと活力を創出してまいります。

食の魅力発信につきましては、水産物のブランド化を進めるため、小樽のおさかな普及推進委員会のホームページやフェア開催などによるPRを行います。小樽産品の販路拡大のため、関東・関西・新潟での商談会への出展や新商品開発の支援などを行うとともに、海外販路の拡大を目指す市内企業に対し、商談会出展などの支援を継続するほか、本市の物産と観光展を開催いたします。

こうした本市の魅力である歴史と港、食の魅力の相乗作用により地域ブランド力を向上し、文化と経済、観光の好循環を実現してまいります。

次に、視点の四つ目、「活力を生み出すまちづくり」についてであります。

まず、企業誘致の推進に関しましては、首都圏等における産業展やビジネスフォーラムへの出展、設備投資動向調査等を基に企業への訪問活動を行い、本市の立地環境や優遇制度をPRするなど効果的な誘致活動に努めてまいります。

港湾機能を生かした経済活性化に関しましては、市内中心部に近いなどの地理的優位性や観光スポットにアクセスしやすい小樽港の特徴をPRする動画を制作し、クルーズ船のさらなる誘致活動を進めるほか、道内各港と連携し、海外のクルーズ船誘致を行います。

小樽港の物流促進につきましては、首都圏において荷主・商社等への国内ポートセールスを行うとともに、国内フェリー航路の利用促進のため、乗船客向け観光ガイドブックの制作やメディアでのプロモーションを行うほか、北海道産品の輸出拡大に向け、コンテナ輸送における品質管理方法を検証する実証実験を行ってまいります。

観光地域づくりと誘客促進に関しましては、宿泊税の活用により、小樽観光協会が地域DMOとして実施する戦略的なプロモーションやマーケティング、組織体制の整備等に要する費用について総合的に支援するとともに、体験型コンテンツの企画、開発を担う地域おこし協力隊を小樽観光協会に配置いたします。

また、観光客の動態及び観光消費状況を基に、観光が地域に及ぼす経済効果の分析を行う観光基礎調査を実施いたします。

オーバーツーリズムへの対応につきましては、新たにAIカメラ、スピーカーを用いた音声案内による注意喚起を一部試験的に導入し、観光がもたらす恩恵と市民の安心快適な暮らしを両立させ、持続可能な観光地域づくりを目指してまいります。

水産業の振興に関しましては、磯焼けによる海洋資源の減少を抑制するため、昆布の増養殖設備の試験的な設置に対する支援を引き続き行います。

次に、視点の五つ目、「安全・安心なまちづくり」についてであります。

まず、消防に関しましては、令和8年度から後志管内三つの消防本部が共同運用する消防指令センターの運用を開始するとともに、これまでの消防指令システムの機器を撤去後に事務室などを整備する庁

舎改修工事等を行います。

災害への備えといたしましては、日本海沿岸の地震、津波による新たな被害想定に対応するため、避難所の災害備蓄品の整備を進めるとともに、市内宿泊客や日帰り観光客のための災害備蓄品の整備についても順次行ってまいります。

また、住民などの迅速な避難を支援するため、避難所情報等を住民や観光客等に多言語で共有できる機能と避難所の自動受付ができる機能を持つウェブシステムを導入するとともに、町内会などで組織する自主防災組織結成団体に防災士を配置するため、防災士資格取得の費用を支援してまいります。

雪対策としましては、冬期間における円滑な道路交通を確保し、市民生活と経済活動に支障を来すことがないように、予防保全の視点を持った効率的な除排雪を行うとともに、老朽化したロードヒーティング施設や除排雪機械を計画的に更新することで、安全・安心で快適な市民生活の確保に努めてまいります。また、観光客に配慮した除排雪を拡大して取り組みます。

増加するヒグマへの対応につきましては、ゾーニング管理に基づく捕獲や緊急銃猟に必要な体制を整え、ヒグマによる人身被害の防止や農業被害の軽減を図ってまいります。

支援を必要とする方々へのサポートに関しましては、日常生活を営むために医療的ケアを必要とする子供のいる家庭について医療保険制度の基準を超える時間や自宅外の訪問看護を提供し、看護や介護を行う家族の負担軽減を図ってまいります。

独り親家庭や生活困窮世帯の中学生や高校生を対象に、学習の支援や進学相談などの生活支援を目的としたおたる子ども未来塾につきましては、夏季・冬季休暇期間中の開催数を拡大するとともに、希望者にはオンライン指導を導入して、支援の充実を図ってまいります。

また、市内の救急医療において重要な役割を果たしている三つの公的二次救急病院に対し、補助金を交付し、救急医療体制の維持を図ってまいります。

最後に、視点の六つ目、「暮らしを支えるまちづくり」についてであります。

健康づくりに関しましては、北海道済生会が行うウイングベイ・ウォーキングと連携して、ポイントを付与する事業について、市主催のがん市民講座や介護予防事業などの参加者にも対象を拡大することにより、市民の健康行動を促してまいります。

安全で快適な住環境の整備につきましては、市営住宅の計画的な整備として、塩谷B住宅の建て替えなどを進めるほか、社会情勢の変化に対応した用途地域等の見直しに向け、市街地の耐火性能評価や対象地区へのアンケート調査などを行います。

多文化共生の推進につきましては、増加している外国人住民への対応として、地域おこし協力隊を活用し、外国人住民が暮らしやすい環境づくりに向けた課題やニーズを把握するため、多言語での広報・広聴業務を行います。

持続可能な交通ネットワークの構築につきましては、バス路線廃止により交通空白地となる見込みの地域において、代替交通の導入により、地域住民の通勤・通学・通院等、日常生活に必要な公共交通手段を確保するとともに、引き続き生活バス路線の維持・確保を目的としたバス事業者への支援を行ってまいります。

直面する物価高騰への対応といたしましては、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、さきの臨時会で予算化した住民税所得割非課税世帯と子育て世帯への給付を行うとともに、広く市民の皆さんが利用できるおたるプレミアム付商品券事業を実施するほか、先ほども述べました省エネ家電等を購入した際の補助や中学校給食費について食材費高騰分を補助し、保護者負担額を据え置きます。

また、エネルギー価格などの高騰の影響を受けている事業者への支援といたしましては、高圧電気を使用している事業者への支援や、先ほども述べました中小企業の省エネ対策に係る設備更新費用への補助を行うほか、医療機関、介護保険・障害福祉施設、保育施設、公衆浴場やクリーニング事業者への支援を行います。

さて、私は平成30年8月に市長就任以来、子育て支援策の拡充や自然災害への備えなど安全で安心な市民生活や本市の強みを生かした経済政策の推進、さらには将来を志向したまちづくりに努めてまいりました。

特にこの間、日本遺産の認定やみなど観光の推進など歴史・文化・港といった本市の魅力の発信により、観光客の入り込みや企業の立地など、近年おおむね順調に推移していると感じております。

一方、人口減少、とりわけ出生数の減少による少子化、公共施設や社会資本の老朽化、地球温暖化対策、さらには安定した財政基盤の構築など、今後、解決しなければならない課題も数多く残されております。

社会経済が大きく変化する今、引き続き人や企業に選ばれるまちづくりを進めるとともに、将来を見据え山積する課題を着実に解決に導き、活力と持続力のあるまちづくりを実現するため、3期目に挑戦させていただくことを決意いたしました。

今後、残りの任期に全力を傾注してまいりますので、よろしく願い申し上げます。

それでは、今定例会に上程された各案件について説明申し上げます。

初めに、議案第1号から議案第11号までの令和8年度各会計予算について説明申し上げます。

最初に、令和8年度一般会計予算の主なものについて、前年度の当初予算と比較して説明申し上げます。

まず、歳入についてであります。市税につきましては、個人市民税、法人市民税やたばこ税の増収のほか、宿泊税の皆増などにより5.0%、7億2,770万円増の152億8,430万円を見込みました。

地方譲与税及び交付金につきましては、地方揮発油譲与税や環境性能割交付金が減となる一方、地方消費税交付金の増額が見込まれることなどから8.5%、3億3,930万8,000円増の43億4,353万2,000円を見込みました。

地方交付税につきましては、国の地方財政計画の伸び率などを基本に、本市の特殊事情を勘案しながら積算した結果、2.1%、3億3,200万円増の162億1,500万円を見込みました。

次に、歳出について経費別に申し上げますと、いわゆる義務的経費につきましては、公債費で2.1%の減となりましたが、人件費で8.9%、扶助費で2.3%の増となり、歳出合計に占める義務的経費の割合は前年度を0.3ポイント上回る48.9%となりました。

行政経費につきましては、旧保健所、旧小樽市総合福祉センターの解体費用や各種予防接種費が増となるなどの一方で、小・中学校における教育用端末整備事業費や国勢調査費が皆減するほか、本市基幹システムの標準化移行に係る行政情報システム整備事業費の減などに伴い、2.1%の減となりました。

建設事業費につきましては、小樽公園の再整備のほか、市営塩谷B住宅の建て替え工事による増などがある一方で、第3号ふ頭及び周辺再開発における基幹緑地及び観光船ターミナルの整備工事の終了や後志共同消防指令センター整備事業費の減などにより15.1%の減となりました。

負担金、補助金及び交付金につきましては、基幹的設備改良工事の最終年度を迎える北しりべし廃棄物処理広域連合負担金や宿泊税の活用による地域DMO交付金のほか、学校給食費保護者負担軽減事業費の増などにより26.9%の増となりました。

維持補修費につきましては、除雪費や市道及び公園の維持管理費用の増などにより6.6%の増となり

ました。

積立金につきましては、新たに令和8年度に創設する宿泊税資金基金の皆増などにより16.2%の増となりました。

繰出金につきましては、水産物卸売市場事業、国民健康保険事業、水道事業、簡易水道事業が減となりましたが、他の特別会計と企業会計では増となり、全体では2.9%の増となりました。

次に、特別会計及び企業会計の主なものについて説明申し上げます。

国民健康保険事業につきましては、歳出では、被保険者数の減少に伴い、保険給付費が2.7%減となる92億4,997万1,000円となるほか、国保事業費納付金が令和8年度から創設される子ども・子育て支援納付金分を合わせて3.7%減の25億4,470万5,000円を見込みました。

歳入では、保険給付費の減に伴う道支出金の減が見込まれるほか、保険料について子ども・子育て支援納付金分を合わせた保険料の総額は2.8%減の15億3,255万2,000円と見込みました。

介護保険事業につきましては、保険給付費は1%増の147億1,331万1,000円、介護予防推進のための地域支援事業費は2.5%増の6億1,562万9,000円となりました。

また、保険料は0.2%増の25億5,887万8,000円と見込みました。

後期高齢者医療事業につきましては、歳出において保険料20億8,821万4,000円、低所得者等に対する保険料軽減に係る公費負担金7億4,590万9,000円及び事務費6,450万7,000円を事業の実施主体である北海道後期高齢者医療広域連合へ支出するものであり、14.2%増の28億9,864万円となりました。これは主に、保険料率の改定に伴い、増となったためであります。

病院事業につきましては、当直体制の刷新など患者受入れ体制の強化に取り組み、収益の確保に努めているところでありますが、人件費の増分を補うまでには至っておらず、さらに物価高騰により医薬品などの費用の負担が大きくなる中、大変厳しい経営を余儀なくされているところであります。

令和8年度におきましては、引き続き、地域医療支援病院としての役割を果たすとともに、さらなる経営改善と持続可能な医療提供体制の確保に努めてまいります。

水道事業につきましては、将来にわたり安定的に水を供給するため、第2次小樽市上下水道ビジョンなどに基づき、老朽化した管路や浄水場などの施設の更新・耐震化などの工事を実施してまいります。

資金収支の見通しは、令和8年度末においても資金余剰となる見込みですが、経常的経費が増加するため、今後ともさらなる効率的な事業運営に努めてまいります。

下水道事業につきましては、水道事業と同様、第2次小樽市上下水道ビジョンなどに基づき、処理場・ポンプ場における機械・電気設備や污水管などの老朽化した施設を更新・耐震化するほか、色内ふ頭護岸改修工事を実施してまいります。

資金収支の見通しは、令和8年度末においても資金余剰となる見込みですが、水道事業と同様に経常的経費が増加するため、今後の事業運営に当たりましては、より一層効率的で健全な経営に努めてまいります。

産業廃棄物等処分事業につきましては、公共工事に伴う土砂の搬入量は減少するものの、ほかの廃棄物は一定程度の搬入量が見込まれます。資金収支の見通しは、令和8年度末においても引き続き資金余剰となる見込みですが、経常的経費が増加するため、今後の事業運営に当たりましては、より一層効率的で健全な経営に努めてまいります。

簡易水道事業につきましては、長期的かつ安定的な水の供給を図るため、引き続き、効率的な事業運営に努めてまいります。

なお、資金収支の見通しは、令和8年度末においても資金余剰となる見込みとなっております。

以上の結果、令和8年度の財政規模は、一般会計では680億9,472万9,000円、特別会計では315億4,968万3,000円、企業会計では289億9,173万8,000円、全会計では1,286億3,615万円となり、前年度の当初予算と比較いたしますと、一般会計で2.9%の増、特別会計で0.7%の増、企業会計で0.7%の増となり、全会計では1.9%の増となりました。

次に、議案第12号から議案第15号までの令和7年度各会計補正予算について説明申し上げます。

議案第12号の一般会計の主なものといたしましては、決算見込額の精査により、歳出では、生活バス路線運行費補助金や石狩湾新港管理組合負担金を減額するほか、将来の公債費負担に備えて減債基金積立金を増額する一方、歳入では、市税や再算定による普通交付税の増額に伴い、財政調整基金繰入金を減額するなど所要の補正を計上いたしました。

以上の結果、一般会計における補正額は、歳入歳出ともに256万5,000円の減となり、財政規模は695億2,527万2,000円となりました。

次に、議案第13号から議案第15号までの特別会計補正予算につきましては、国民健康保険事業、介護保険事業及び後期高齢者医療事業では、決算見込みの精査により、一般会計繰入金を増額または減額するなど、所要の補正を計上いたしました。

続きまして、議案第16号から議案第33号までについて説明申し上げます。

議案第16号小樽市農業委員会委員の定数に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、農業委員会委員の定数を削減するものであります。

議案第17号小樽市行政手続条例の一部を改正する条例案につきましては、行政手続法の一部改正に伴い、聴聞等の通知に係る公示の方法を変更するものであります。

議案第18号小樽市職員給与条例等の一部を改正する条例案につきましては、国家公務員の給与改定に準じ、地域手当の支給割合を引き上げるとともに、自動車等の使用者に対する通勤手当の見直し並びに期末手当及び勤勉手当の支給割合の均等化を行うほか、扶養手当の経過措置を見直すものであります。

議案第19号小樽市資金基金条例の一部を改正する条例案につきましては、宿泊税を適正に管理し、持続可能な観光振興の基金とする目的で、新たに宿泊税資金基金を設置するとともに、既存の特定目的基金の整理を行うものであります。

議案第20号小樽市営住宅整備基金条例を廃止する条例案につきましては、既存の特定目的基金の整理の一環として活用が見込まれない市営住宅整備基金を廃止するものであります。

議案第21号小樽市手数料条例の一部を改正する条例案につきましては、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第22号小樽市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案につきましては、基準府令の一部改正に伴い、改正後の基準府令のとおり適用するものであります。

議案第23号小樽市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例案につきましては、子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定めるものであります。

議案第24号小樽市医療法施行条例の一部を改正する条例案につきましては、医療法等の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第25号小樽市国民健康保険条例の一部を改正する条例案につきましては、国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、子ども・子育て支援納付金賦課額等について定めるとともに、保険料の賦課限度額及び保険料軽減の対象となる所得の基準額を改定し、及び保険料の賦課割合を変更するほか、所要の改

正を行うものであります。

議案第26号小樽の歴史と自然を生かしたまちづくり景観条例の一部を改正する条例案につきましては、国の登録有形文化財を市の登録歴史的建造物として登録できるようにするとともに、所要の改正を行うものであります。

議案第27号小樽市建築物における駐車施設の附置に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、駐車場法施行令の一部改正に伴い、共同住宅の駐車施設附置義務について現行制度を維持するとともに、駐車区画の幅員の基準を見直し、及び敷地外への駐車施設の附置を認める基準を緩和するほか、所要の改正を行うものであります。

議案第28号小樽市消防団条例の一部を改正する条例案につきましては、消防団員の定員について、基本団員を減らし、機能別団員を増やすものであります。

議案第29号小樽市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案につきましては、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、補償基礎額及びその扶養に係る加算額を改定するものであります。

議案第30号小樽市火災予防条例の一部を改正する条例案につきましては、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正等に伴い、簡易サウナ設備についての基準等を定めるとともに、所要の改正を行うものであります。

議案第31号工事請負契約につきましては、旧保健所・旧小樽市総合福祉センターの解体工事の請負契約を締結するものであります。

議案第32号工事請負変更契約につきましては、第3号ふ頭基部緑地整備その2工事の請負変更契約を締結するものであります。

議案第33号小樽市過疎地域持続的発展市町村計画につきましては、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の規定により、小樽市過疎地域持続的発展市町村計画を定めるものであります。

次に、専決処分報告についてであります。報告第1号につきましては、令和7年度小樽市一般会計補正予算において除排雪関係経費に係る予算を措置するため、令和8年2月13日に専決処分したものであります。

以上、概括的に御説明申し上げましたが、何とぞ原案どおり御可決、御承認賜りますようお願い申し上げます。（拍手）

**○議長（鈴木喜明）** 次に、令和8年度小樽市教育行政執行方針について、教育長から説明したいとの申出がありますので、これを許します。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**○議長（鈴木喜明）** 教育長。

（中島正人教育長登壇）

**○教育長（中島正人）** 令和8年度の教育行政執行に当たり、小樽市教育委員会の基本方針を申し上げます。

本市を取り巻く環境は、人口の減少や少子高齢化の進行に加え、社会の急速なデジタル化、価値観やライフスタイルの多様化などにより大きく変化しております。

また、自然災害への備えや子供たちの心身の健康の確保、学びの質の向上など教育行政が果たすべき役割は、これまで以上に重要性を増しています。

こうした状況を踏まえ、未来を担う子供たちが様々な困難を乗り越え、豊かな人生を切り開いていくためには、一人一人が自分のよさや可能性を認識するとともに、多様性や異なる価値観を尊重し、他者

と協力しながら社会の変化に向き合っていくことが求められています。

そのため、学校教育においては、子供一人一人の資質・能力を最大限に引き出す教育を推進し、基礎的・基本的な知識及び技能の確実な定着を図るとともに思考力、判断力、表現力等の育成に取り組んでまいります。

さらに、いじめや不登校、ヤングケアラーなど子供たちを取り巻く課題が複雑化、多様化する中、学校、家庭、地域及び関係機関との連携を一層重視し、子供たちが安心して学ぶことのできる教育環境づくりに努めてまいります。

また、社会教育においては、地域の人材や資源を生かしながら、市民一人一人が生涯にわたり主体的に学び、その成果を地域社会に還元できる環境づくりが求められており、教育委員会といたしましては学校教育と社会教育の連携、融合を図りながら豊かな教育の実現を目指し、教育行政を推進してまいります。

それでは、教育委員会が令和8年度に重点的に取り組む施策について御説明いたします。

初めに、学校給食費につきましては、国が令和8年度から小学校給食費の抜本的負担軽減を行うための交付金を創設することから、この交付金を活用し、保護者負担の軽減を図ってまいります。あわせて、中学校においては、物価上昇に伴う給食費の値上げ相当額を市が補助することで、保護者負担を据え置くこととし、子育て世帯の経済的負担の軽減を図ってまいります。

また、小樽市望洋サッカー・ラグビー場につきましては、現在の天然芝のグラウンド2面についてプロの使用にも対応できるよう、芝生の修繕・改良を行うことで、プロを含めたサッカー、ラグビーチームの夏合宿を誘致してまいります。これにより、交流人口の拡大や地域経済への波及効果を生み出すとともに、トップレベルのプレーに触れる機会を創出し、次代を担う子供たちの夢の醸成や競技力向上につなげてまいります。

次に、小樽市教育推進計画に示した八つの目標に沿って御説明いたします。

初めに、目標1「未来を創る力の育成」に向けた取組についてであります。

確かな学力の育成につきましては、全ての小・中学校において、本市の授業づくりの指針である「小樽授業づくりの5つのステップ」に基づき、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を継続してまいります。

また、国や北海道の事業を活用し、小中一貫教育や専科指導、学習支援などにおける加配教員を効果的に配置することにより、学力向上に取り組んでまいります。

I C T教育の推進につきましては、引き続き市内全ての小・中学校に学習者用デジタル教科書を配備するとともに、I C T支援事業者によるヘルプデスクを活用した授業支援を行ってまいります。あわせて、市内全小・中学校の主任等を対象に、文部科学省の研究指定校への視察研修を実施し、I C Tを活用した教育活動の一層の充実を図ってまいります。

また、英語教育の充実に向け、小樽イングリッシュキャンプ等の開催を継続するとともに、児童・生徒とA L Tとの積極的な交流を通じて英語への関心を高め、主体的に英語で表現する力の育成に努めてまいります。

続いて、目標2「豊かな心の育成」に向けた取組についてであります。

ふるさと教育につきましては、教材「おたるの自然」及び「小樽の歴史」の活用に加え、小樽港内遊覧屋形船を活用した重要文化財指定の小樽港防波堤施設などの見学を通して、北前船や小樽市の歴史、港の役割について学ぶ体験的な学習を継続するとともに、おたる潮ねりこみの積極的な参加を通じて、ふるさと小樽への理解を一層深め、郷土に対する誇りと愛着を育んでまいります。

読書活動の推進につきましては、学校司書を1名増員するとともに、学校図書館の蔵書を増やすことで、児童生徒の読書環境のさらなる充実に努めてまいります。

いじめの防止につきましては、小樽市いじめ防止基本方針に基づき、全中学校区でのいじめ防止サミットを継続するなど、児童生徒が主体となったいじめ防止の取組を推進してまいります。

不登校児童生徒の支援につきましては、校内教育支援センターの活用に加え、専任指導員やスクールソーシャルワーカーとの連携により、子供たちの心に寄り添った支援の充実に努めてまいります。あわせて、市関係部署や関係機関が連携し、個々の児童生徒の状況に応じた具体的な支援を行ってまいります。

続いて、目標3「健やかな体の育成」に向けた取組についてであります。

体力・運動能力の向上につきましては、令和7年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査において、体力合計点が小学校では男女ともに全国平均値を上回るなど、これまでの取組の成果が見られていることから、小学校における体育専科教員による授業改善を継続するとともに、中学校においても中学校体育授業実践スペシャリストを配置し、指導方法等の工夫、改善を推進してまいります。

適切な健康管理につきましては、児童のう歯罹患率の改善に向け、全小学校においてフッ化物洗口を継続するとともに、保健所と連携した歯・口腔の健康づくり推進事業により、家庭への歯磨き指導を呼びかけるなど口腔保健の充実に努めてまいります。

学校給食につきましては、本市の食文化や地場産品を献立に取り入れるなどの工夫を通じて、地元や食への関心を深めるとともに、安全・安心で魅力的な給食の提供に努めてまいります。あわせて、栄養教諭を中心とした食に関する指導を引き続き行ってまいります。

続いて、目標4「家庭・地域との連携・協働の推進」に向けた取組についてであります。

家庭教育支援につきましては、児童生徒が望ましい生活習慣を確立できるよう、引き続き、おたるスマート7などの各種資料を配布し、学校と家庭が連携して取り組むとともに、小樽市PTA連合会との共催による外部講師を招いた講演会を開催いたします。

また、放課後などに地域の人材を小・中学校に派遣して学習支援を行う樽っ子学校サポート事業や、地域住民と連携し、子供の安全・安心な居場所を提供する、おたる地域子ども教室を実施してまいります。

コミュニティ・スクールの推進につきましては、取組を一層推進するための研修会を開催するなど、学校、地域、保護者が一体となった魅力ある学校づくりが図られるよう取り組んでまいります。

続いて、目標5「学びと育ちをつなぐ学校づくりの実現」に向けた取組についてであります。

学校段階間の連携・接続につきましては、市内全ての小・中学校において、義務教育9年間を見通した魅力ある学校づくりを一層推進するため、学校や地域の実情を踏まえた小中一貫教育の充実に向け、中長期的な視点で検討を進めてまいります。

また、幼保・小の合同研修会や小樽市小中高連携協議会の開催を継続し、子供たちの課題解決に向けた連携の充実に努めてまいります。

教職員の資質・能力の向上につきましては、今日的な教育課題に対応した各種研修講座を開催するとともに、管理職や初任段階教員を対象とした学びの場である小樽共志塾を継続し、教職員同士が主体的に学び合う研修機会の充実に努めてまいります。

学校施設の整備につきましては、児童生徒や保護者から希望が寄せられてきたトイレの洋式化について計画的に改修を行い、児童生徒の学校生活における安心感の向上を図るとともに、より良好な学習環境の確保や教育環境の改善につなげてまいります。

教職員の働き方改革につきましては、外部人材の積極的な活用や校務支援システムと保護者連絡ツールの連動に加え、小・中学校の電話設備として、クラウド型電話交換機を導入し、従来の電話機を校務用スマートフォンに置き換えてまいります。これにより、校外を含め、職員室以外での電話対応を可能とするとともに、撮影した写真等をクラウド上で安全かつ効率的に保管・管理する体制を構築し、教職員の業務負担の軽減と子供たちに向き合う時間の確保につなげてまいります。

中学校の部活動改革につきましては、生徒の選択肢を確保するため、拠点校方式による合同部活動を実施し、平日の拠点校への移動に係る経費を支援してまいります。

学校安全教育の充実につきましては、子供たちの防犯、交通安全意識を高めるため、通学路安全マップを活用した指導を充実させるとともに、小樽市通学路安全プログラムに基づく合同点検を継続し、通学路の安全対策に努めてまいります。

続いて、目標6「生涯各期における学習機会の充実」に向けた取組についてであります。

学習機会の充実につきましては、市民の多様な学習ニーズに応えるため、道内外から講師を招いた小樽市民大学講座や趣味、教養などの学びを提供する、はつらつ講座を開催してまいります。

市立小樽文学館では、小樽市生まれのシナリオ作家である石山透と、児童文学者の山中恒が手がけた作品の特別展を開催するとともに、小樽美術館では日本を代表する日本画家、福井爽人と妹である時子との兄妹展を特別展として開催するなど、市民はもとより、観光客の興味・関心を引きつける展示を行ってまいります。

小樽市総合博物館では蒸気機関車アイアンホース号による動態展示や体験乗車を実施するとともに、蒸気機関車C55や屋外展示場の修繕を行い、車両及び周囲の安全確保と見学環境の改善を図ってまいります。

図書館では、本年創立110周年を迎えるに当たり、これまでの歩みを振り返るとともに、「みんなで創る図書館NEXT STAGE!」をテーマとした記念事業を展開し、市民と共に未来を切り拓く魅力あふれる図書館を目指してまいります。

続いて、目標7「文化芸術の振興と文化遺産の保存活用」に向けた取組についてであります。

文化芸術の振興につきましては、学校における芸術鑑賞や伝統芸能に触れる機会を引き続き創出するとともに、市民が活動成果を発表する小樽市文化祭や親子で日本の伝統文化を体験する伝統文化親子教室の開催を支援してまいります。

文化遺産の保存活用につきましては、小樽市指定文化財の指定に向けた調査を実施するとともに、旧日本郵船株式会社小樽支店における竣工120周年記念のイベントなどを通して、文化財の魅力を積極的に発信してまいります。

続いて、目標8「生涯スポーツ・レクリエーションの振興」に向けた取組についてであります。

スポーツに対する取組につきましては、未就学児や小学校低学年児童を対象に、体を動かすことの楽しさを感じてもらうため、遊びや簡単な運動を通じてスポーツに親しむ場を提供するなど、子供の体力向上に向けた取組を行うとともに、市民歩こう運動をはじめとする様々な催しを実施し、市民がスポーツに親しむ機会の創出に努めてまいります。

体育施設につきましては、小樽市新総合体育館の整備に向け、再入札に向けた課題について検討を進めており、実施時期については一定程度先送りすることといたしましたが、引き続き実現に向けた検討を進めてまいります。この間、現在の総合体育館を利用していただくことから、利用者からの要望が多いトイレについて、老朽化への対応や利用環境の改善を目的とした改修工事を行い、利便性の向上に努めてまいります。

また、令和8年度から小樽桜ヶ丘球場において、5年間の期間でネーミングライツを導入することとしており、スポンサー企業からのネーミングライツ料を財源として、グラウンド内野部分の修繕を行い、利用者が安全で快適に使用できる施設整備に努めてまいります。

以上、令和8年度の教育行政を執行するに当たっての主な施策について御説明いたしました。教育委員会といたしましては、子供たちの学びを確かなものとするとともに、誰もが生涯を通じて学び、スポーツに親しめる環境の充実に誠心誠意取り組んでまいります。

市民の皆様並びに議員各位におかれましては、さらなる御支援と御協力を賜りますよう、心からお願いを申し上げます。

**○議長（鈴木喜明）** 次に、議案第34号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

**○議長（鈴木喜明）** 5番、高野さくら議員。

（5番 高野さくら議員登壇）（拍手）

**○5番（高野さくら議員）** 提出者を代表して、議案第34号小樽市非核港湾条例案の提案説明を行います。

アメリカが広島と長崎に原子爆弾を投下してから今年で81年。広島、長崎の被爆者や世界の核実験被害者などをはじめ、二度と人間や環境に甚大な被害と苦しみを生まないようにと、核兵器のない世界を求める世界各国と市民社会の長年の取組が実り、2021年には核兵器禁止条約が発効し、2024年には日本原水爆被害者団体協議会がノーベル平和賞を受賞しました。

一方で、4年前にはロシアがウクライナに侵略し、今年1月にはアメリカのトランプ政権によるベネズエラ侵略が行われるなど、核大国が加わっている紛争が世界で続いており、核使用の危機に直面しています。

日本政府は、核兵器の非人道性について批判しながら、核兵器禁止条約にも批准していません。それどころか、唯一の被爆国でありながら、安保三文書の改定に向け、殺傷兵器の全面的な輸出解禁や非核三原則、核兵器を持たず、作らず、持ち込ませずの内容まで変えようとし、日本の軍事費のGDP比2%への引上げを前倒しで進めました。

今でも国民1人当たり年間9万円余りの負担ですが、トランプ政権が求めるGDP比3.5%の21兆円まで引き上げていけば、国民1人当たり年間17万円の負担となり、国民の負担が増えるだけでなく、大軍拡を進めれば進めるほど、各国との戦争を高める方向に向かい、戦争の先には核使用の危険につながります。政府が核兵器廃絶の先頭に立たないのであれば、地方自治体と市民から核兵器をなくす運動を大きくしていく必要があります。

小樽市は1982年に、核兵器廃絶平和都市宣言を行いました。この宣言を実効性のあるものにしていくためにも、本条例案の制定が求められます。

各会派の賛同をお願いしまして、提案説明といたします。（拍手）

**○議長（鈴木喜明）** 日程第3「休会の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

議案調査のため、明日から3月1日まで休会いたしたいと思います。

これに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（鈴木喜明）** 御異議なしと認め、さように決しました。

本日は、これをもって散会いたします。

散会 午前11時12分

---

**会議録署名議員**

小樽市議会 議長 鈴木喜明

議員 平戸理史

議員 松岩一輝



令和8年  
第1回定例会会議録 第2日目  
小樽市議会

令和8年3月2日

開議 午後 1時00分

○議長（鈴木喜明） これより、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、酒井隆裕議員、高橋龍議員を御指名いたします。

日程第1「議案第1号ないし議案第34号及び報告第1号」を一括議題といたします。

これより、会派代表質問を行います。

それでは、通告がありますので、順次、発言を許します。

（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 8番、白濱聡議員。

（8番 白濱 聡議員登壇）（拍手）

○8番（白濱 聡議員） みらい小樽市議会議員会を代表いたしまして質問いたします。

市長の政治姿勢と市政執行について。

迫市長におかれましては、2期目の残任期間が約半年と迫り、これまで取り組まれてきたことについての整理・成果についてと、やり切れていないことに対する取組の整理、コロナ禍の対応に追われた期間もありましたことも含め、これまでの任期全体を通しての市政執行につきまして、振り返りながら前進されてきたものと推察しております。

そこで、これらを鑑みまして、これまでの市長の政治姿勢と市政執行につきまして伺っていきたいと思います。

初登庁日、平成30年8月27日に、市長就任に当たり掲げる政治姿勢として、まちづくりの3つのキーワード、「対話の重視」「経済と生活の好循環」「未来への備え」を掲げられました。また、夢あふれる元気な小樽を実現するための4つの約束、「次世代をつくる」「安全をつくり、安心を生む」「にぎわいをつくる」「未来をつくる」ことを約束とされました。

また、2期目の就任時、令和4年8月には、人口減少問題について、本市の最重要課題と位置づけ、人口減少対策を公約として挙げられました。

また、初期の政策について、私的には進化されたものとして捉えております。まちづくり3本の柱、「安全・安心なまちづくり」「活気あるまちづくり」「将来を見すえたまちづくり」と、五つの重点公約、「子育て支援策を着実に進めます」「子どもの学習環境、先生の働く環境を改善します」「子どもたちの豊かな感性を育み、潜在的な可能性を引き出す環境づくりを進めます」「創業支援を充実し、起業人材の移住を進めます」「小樽の個性を活かし、人や企業に共感されるまちづくりを目指します」とされております。

現在まで約7年半、それぞれの掲げられたキーワード、柱、約束、公約を整理し、項目別にお聞きいたします。

目指す政治姿勢について。

市長におかれましては、平成30年の就任当初から三つのことについて政治姿勢として目指してきていると公言しております。

一つ目は、「対話の重視」です。迫市長は、市民との対話を何よりも大切にされているものと常々感

じてきました。市長と語る会の開催、各種会合への御参加、趣味の会への御参加、公務での様々な箇所への訪問など公私の様々な機会を通じて対話を重ねられてこられたと思われま

す。対話の重視から得られたと思われることは何であるのか、市政執行に対し、市民の声をどのような思いで反映しようとしてこられたのか、お聞きいたします。

二つ目としては、「経済と生活の好循環」を掲げております。市民生活と市内経済の好循環は、地域の経済活動と住民の生活の質が相互により影響を与え、持続的に発展している状態を指すものと思われま

す。これにより、地域住民は安心して生活し、地域経済は活性化されるものと思われま

す。これまで好循環を生み出すためにいろいろ取り組んでこられたものと思いま

す。取組につきましては、後ほど公約の質問の項で伺うことといたしまして、市長は経済と生活の好循環がどのように実現されていくとお考えなのか、お示ください。

市民生活と市内経済の好循環度の数表示があれば、その成果を推しはかることができますが、現在まで約7年半の市政執行期間において、その道筋をつけるべく尽力されてこられたものと思ってお

りま

す。三つ目は、「未来への備え」であります。備えも大きな枠組みの一つであります。備えあれば憂いな

しと、迫市長はよく言われます。少子高齢化や人口減少といった社会課題に対応しつつ、持続可能なま

ちづくりや市民生活の安心・安全の確保と幸福度向上を目指し、様々な未来に向けた市政の備えを進め

てこられているわけでありますが、備えについてどのように取り組んできたのか、主な事柄をお聞かせ

ください。

次に、2期目の令和4年8月には、「安全・安心なまちづくり」「活気あるまちづくり」「将来を見

すえたまちづくり」を、まちづくり3本の柱に掲げられました。

ここで確認の意味を含めましてお聞きいたしますが、柱の一つ「安全・安心なまちづくり」は、1期

目の約束、「安全をつくり、安心を生む」の進化的後継で、柱のもう一つ「活気あるまちづくり」は1

期目の約束、「にぎわいをつくる」の一部後継、もう一つの柱「将来を見すえたまちづくり」は1期目

の約束「にぎわいをつくる」「未来をつくる」の進化的後継であると私は捉えてきたのですが、1期目

かした産業振興によるにぎわいのまち」「生活基盤が充実した安全で暮らしやすいまち」「まちなみと自然が調和し、環境にやさしいまち」「生きがいにあふれ、人と文化を育むまち」に沿って示されております。その一連の説明には、別紙として1期目の四つの約束と30の公約一覧が示されております。

そこで、お尋ねしていきます。

一つ目の約束「次世代をつくる」には、五つの公約が記されております。安心して子どもを産み育てることができ、すべての子どもたちが能力や可能性を発揮できるまちづくりとして、①子育て世代に寄り添い、安心して産み育てる環境づくりのため、子育て世代包括支援センターの設置や保育環境の整備に取り組み、子どもたちが安心して利用でき、癒やされる公園の整備を進めます。

②不登校問題や障がいをかかえる子どもをお持ちの家庭に寄り添い、支える体制を整えます。また、生活困窮世帯の子どもに対し学習支援を実施し、学習機会の提供による学力や学習意欲の向上を支えます。

③専門的な知識を持った外部人材を積極的に登用するとともに、スクールカウンセラーなどの拡充配置、教育機器の整備など、教員の働く環境や児童生徒の学習環境の改善に努めます。

④文化、芸術、スポーツに取り組む児童生徒の活動を支援し、豊かな感性を育み、潜在的な可能性を引き出す教育環境づくりを進めます。

⑤少子化に伴う小・中学校の統廃合の考え方を示した適正配置基本計画を社会状況や教育環境の変化、さらには、地域における学校の役割などまちづくりの観点を踏まえて議論します。

以上の五つの公約の中で、1期目に達成できなかった、あるいはあまり進捗しなかったが、2期目に達成、あるいは大きく進捗したものがあれば、お示ください。

次に、二つ目の約束「安全をつくり、安心を生む」にある九つの公約、すべての市民が健康で、生きがいと夢を抱きながら、安心・安全に暮らすことができるまちづくりとして、①近年、降雪期が早まっていることから、「除雪対策本部」の設置を前倒しして、バス路線やスクールゾーンなどの主要な路線を優先し、市民の皆さんに納得していただける除排雪を目指します。

②高齢の方々が地域社会との接点を持ち、健康寿命を延ばし、元気に生活できる生涯現役社会を目指します。

③高齢者の外出支援のための「ふれあいパス」は、利用者、バス事業者の話を聞きながら継続します。

④「通院」や「買い物」の足を守るためJR、バス、タクシーなどの公共交通ネットワークを維持します。

⑤災害による人的被害軽減のため、町会の防災訓練を支援し、迅速で的確に避難行動がとれるよう、市の体制整備を含め防災力の強化を図ります。

⑥高齢者や障がいを持った方々が安心して利用できるように公共施設などのバリアフリー化に取り組みます。

⑦福祉、医療、介護などの相談窓口を一本化した総合相談窓口を新設します。

⑧高齢者が、住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、「地域包括ケアシステム」を構築し、福祉、医療、介護等が連携した支援に取り組みます。

⑨高齢者や障がい者の権利を守るため、地域の官民が一体となったネットワークをつくり、相談支援の強化を図ります。

以上の九つの公約の中で1期目に達成できなかった、あるいはあまり進捗しなかったが、2期目に達成、あるいは大きく進捗したというものがあれば、お示ください。

次に、三つ目の約束「にぎわいをつくる」の10の公約、豊かな自然や歴史・文化を活かし、市民に根ざした観光のまちづくり。地域経済を支える中小企業が元気に事業を続けることができるまちづくりとして、①農業や水産業による一次産品の付加価値を高め、ブランド化を進めるとともに、新商品の開発を支援し、物産展や展示会などを通じて国内外に販路の拡大を進めます。

②商店街や市場の特性を活かし魅力づくりを進めるとともに、小樽を訪れる観光客の回遊性を高めるなど中心市街地のにぎわい形成に努めます。

③市内経済の活力を維持するため、新規開業や事業承継を支援するなど市内の中小企業、小規模事業者の振興策に取り組みます。

④札幌市との連携協定を結ぶなど経済交流を強化するとともに、後志の町村との連携を促進します。

⑤国内フェリー航路や中国との定期コンテナ航路を堅持するとともに、国が進めるロシアと日本との経済協力における役割の一端を担い、輸出入を通じて小樽港の振興を図ります。

⑥市街地に近接するなどの小樽港の立地特性を活かし、クルーズ客船の誘致を積極的に進め、「みたと観光」の新たな魅力づくりに努めます。

⑦外国人向けの多言語表示、ホスピタリティ意識の向上、観光地周辺の除排雪の徹底など安心して安全な国際観光都市を目指します。

⑧基幹産業である観光の更なる拡充のため市内観光関連組織の見直しを検討するとともに、国際観光都市小樽として外国人観光客の受け入れ態勢の強化を図ります。

⑨歴史的な街並みを活かし、旧国鉄手宮線、北運河と第3号ふ頭を一体的に整備するとともに、日本遺産登録された北前船寄港地としての魅力を発信し、小樽の新しい観光拠点づくりを進めます。

⑩市街地から至近距離にある天狗山や朝里川温泉地区の魅力をアピールし、夏冬通して利用可能なりゾート地として更に充実するよう開発を支援します。

以上の10の公約の中で1期目に達成できなかった、あるいはあまり進捗しなかったが、2期目に達成、あるいは大きく進捗したというものがあれば、お示しください。

次は、四つ目の約束、「未来をつくる」の六つの公約、公共施設や小樽駅前、小樽港の整備、新幹線の活用など、人や物が活発に交流するまちづくりとして、①市役所庁舎や市民会館など老朽化し耐震強度が不足している公共施設を、市民の皆さんのご意見を聞きながら計画的に再編整備を進めます。

②廃校や用途が廃止された施設、土地などの市有財産を地域の発展のため有効活用を図ります。

③福祉センター、女性センター、生涯学習プラザ、さらには自立した高齢者の活動拠点など、生きがいづくりや生涯学習のための機能を集約するよう再編整備を進めます。

④にぎわいによる街の活力を維持するため民間の力を活用し、小樽駅前地区や小樽港第3号ふ頭の整備を進めます。

⑤新幹線の新駅周辺の開発や中心市街地との連携など、まちづくりに向けた具体的な取り組みを開始します。

⑥体育館、プールなど市民の健康増進と子供たちのスポーツ振興に寄与する体育施設の整備を計画的に進めます。

以上の六つの公約の中で1期目に達成できなかった、あるいはあまり進捗しなかったが、2期目に達成、あるいは大きく進捗したというものがあれば、お示しください。

さて、ここまで公約と、公約に対する市政執行についてお伺いしてきました。

この項の最後にお尋ねいたします。

令和4年度からの市政執行の基本方針を振り返り、2期目の4年間どのような思いで方針をつくられ

てこられたのか、さらにこれから先、小樽市のまちづくりをどのような判断で、どうかじを取っていくのか、お示してください。

以上、1項目めの質問を終わります。

**○議長（鈴木喜明）** 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**○議長（鈴木喜明）** 市長。

（迫 俊哉市長登壇）

**○市長（迫 俊哉）** 白濱議員の御質問にお答えいたします。

ただいま、市長の政治姿勢と市政執行について御質問がありました。

初めに、目指す政治姿勢についてですが、まず、「対話の重視」につきましても、私の思いを職員とも共有し、私だけではなく、職員も様々な御意見に耳を傾け、それを可能な限り市政に反映していくことが、市民の皆さんに納得していただけるまちづくりにつながるという思いで、私も機会を捉えて対話を重ねてまいりました。このことにより、市政への信頼感を抱いていただいているものと考えております。

次に、「経済と生活の好循環」につきましても、本市の魅力や強みを生かした経済対策を進めることで、消費の拡大や企業等の立地が促進され、雇用や所得の増加が図られ、これにより税収増となることで市民サービスの維持・向上や、暮らしを豊かにする政策が可能となるとともに、生活者の消費拡大をもたらす、さらなる経済活性化につながる好循環を生み出していくことと考えております。

次に、「未来への備え」の取組につきましても、まず、市民生活の安全と安心への備えとしては、北海道胆振東部地震を契機としたFMおたるの難聴地域の解消や、実効性を意識した小樽市総合防災訓練への転換、学校の耐震化、避難所の災害備蓄品の整備など災害への備えを進めたほか、冬への備えとして除雪対策本部の設置を1か月前倒しいたしました。

時代や社会の変化への備えといたしましては、子育て支援などの人口減少対策の強化や、人口減少下にあっても、持続可能なまちづくりを進めるため、小樽市立地適正化計画の策定を行ったほか、DXの推進や脱炭素社会に向けた取組を進めてまいりました。

小樽の未来への備えといたしましては、まちの活力の維持、向上のため、地域公共交通の維持や町内会活動に対する支援のほか、日本遺産の単独認定に向けた取組や、小樽港第3号ふ頭及び周辺整備など、本市の強みを生かしたまちづくりを進めてきたところであります。

次に、1期目と2期目の公約の柱につきましても、表現は変えておりますが、公約の内容は継続性が必要なものや、課題解決に一定の期間を要するものもありますので、おおむね継続しているものであります。

次に、現在の目指す政治姿勢につきましても、「対話の重視」「経済と生活の好循環」「未来への備え」は、1期目から一貫して私の政治姿勢としており、「選ばれるまち」は目指すまちの姿として、「安全・安心なまちづくり」「活気あるまちづくり」「将来を見すえたまちづくり」は、公約の柱として2期目において掲げたものであります。

次に、公約と市政執行についてですが、まず、1期目の公約「次世代をつくる」に関しましては、2期目に進捗した取組につきましても、子育て世帯に寄り添い、安心して産み育てる環境づくりとして、放課後児童クラブの利用手数料の無償化と開設時間の延長、生活困窮世帯の子どもに対する学習支援として、おたる子ども未来塾の対象を高校生に拡大、子どもたちが安心して利用でき、癒やされる公園整備として、小樽公園の再整備を進めております。

また、文化、芸術、スポーツに取り組む児童生徒の活動支援として、拠点校方式による合同部活動を開始し、順次、対象部活動を拡大いたしております。

次に、1期目の公約「安全をつくり、安心を生む」に関して、2期目に進捗した取組につきましては、防災力の強化として、大雨による溢水被害の対策として、堺町と勝納町における事業に着手したほか、防災マップの作成、避難所の備蓄品整備などを順次進めております。

次に、1期目の公約「にぎわいをつくる」に関して、2期目に進捗した取組につきましては、天狗山などの開発の支援として、天狗山と祝津地区での開発が可能となる観光開発計画の策定に着手したほか、歴史的な町並みの活用として、小樽市歴史的風致維持向上計画を策定し、歴史的な町並みを保全する環境を整えてまいりました。

次に、1期目の公約「未来をつくる」に関して、2期目に進捗した取組につきましては、総合体育館や本庁舎など2期目も道半ばのものが多く残されておりますが、廃校の有効活用として、旧色内小学校跡地は道営住宅として活用され、広場などを整備したほか、旧天神小学校は清掃事務所などに活用いたしております。

また、公共施設の再編整備として、保健所、小樽市総合福祉センター、小樽市勤労女性センターなどウイングベイ小樽4階に移転・集約いたしております。

次に、市政執行の基本方針につきましては、本市の魅力や強みを生かしながら、時代や社会の変化に対応していく視点を持って決めてきたものであります。

これから先の小樽市のまちづくりにつきましては、人口減少、少子化、公共施設や社会資本の老朽化、地球温暖化対策など、今後、解決しなければならない課題も数多く残されております。

社会、経済が大きく変化する今、引き続き、人や企業に選ばれるまちづくりを進めるとともに、将来を見据え、山積する課題を着実に解決に導き、活力と持続力のあるまちづくりを実現するため、全力で取り組んでまいります。

**○議長（鈴木喜明）** 次に、第2項目めの質問に入ります。

（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

**○議長（鈴木喜明）** 8番、白濱聡議員。

（8番 白濱 聡議員登壇）

**○8番（白濱 聡議員）** 主要事業について。

「変化の時代にしなやかに応え、活力と安心が調和するまちづくり」の基本方針に基づき、六つのまちづくりの視点に沿って、令和8年度当初予算に計上された主な事業の概要の御説明をお聞きいたしました。

主要事業の一覧を拝見しますと、新規事業として47事業、拡大された事業が16事業、拡大事業数は昨年度の11事業から増加されており、昨年度の新規事業からの拡大が3事業、2期連続し、拡大された事業が2事業となっております。新規事業が拡大されていく、あるいは連続して事業拡大されていく傾向は、私としてはよい事業執行、ひいては市政執行の表れでもあると言えるものと思っております。

また、一方では、予算が縮小されるなど、主要な事業として現れてこない事業、一定の役割を果たして終了された事業、たくさんの事業の中には、継続されず終了した事業等もあるものと推察しております。時代の変化にしなやかに応えていくということなのかと思うところでもあります。

令和7年度は、「まちの強みと民の力による未来を志向したまちづくり」、歴史や海、港などの本市の強みと市民・民間の力を最大限に生かしながら人口対策をはじめ、新たなにぎわいの創出、脱炭素など時代の変化に柔軟に対応した未来志向のまちづくりを推進との基本方針の下、事業を進められており

ます。

少し気が早いのですが、予算を執行中の最終段階でもあり、新年度の事業を判断する過程で大切な事柄でもあると思われますので、令和7年度当初予算の主要事業の基本方針と、推進を図ってこられた事業を振り返り、効果のあった事業については今後も継続できるとの判断に至った理由、思うように効果が現れていない事業、費用対効果が薄い事業についてはどのような観点、事由の下で見直しがされ、令和8年度の事業取組につながっていくのか、もし廃止、縮小または統合とした事業があるのでしたら、事業名と効果額をお示しください。

令和8年度当初予算の主要事業分類は、令和6年度から3期連続され、本市の持続力向上につながる六つのまちづくりの視点から分類し、示されております。令和8年度の事業に対する当初予算づけに際しては、先ほども述べましたが、前年度の各事業の過程における実績や成果も参照されることと思っております。

そこで、六つの視点ごとに各事業を拝見した中からお聞きいたします。

まずは、「人口対策」です。

新規事業として13件、拡大事業が5件、産後ケア事業の3期連続拡大、昨年の1か月児に加え、5歳児健康診査費の新設、こども誰でも通園制度の新設に伴う乳児等のための支援給付費の新設、小樽公園の再整備の実施、教育環境には整備、移住希望者には関係人口の促進という新たな文言が加えられ、それぞれの整備と促進、おたる移住・起業「ひと旗」サポートセンターの名称は、以前のスローガン「ここが、ひと旗揚げる場所。小樽市」に起因するものと思っており、継続性を感じており、さらに対象地域こそ限定されますが、移住加算と若者加算もある新規就農支援事業費の新設、入船公園の駐車場整備、学校給食費保護者負担軽減、小・中学校トイレ洋式化改修推進など全般的に六つの視点の中で市長が最重要課題としている人口減対策に、予算額も含め、ウエートは高い印象が見受けられ、期待しております。

そこで伺います。

人口減少対策の成果が出るまでには相当の時間を要するものと考えられますが、人口対策の諸事業を通して、新年度は社会減をどのくらいまで数値として見込んでいるのか、数年後に社会減から社会増へ移行すべく目指しているものなのかなどを含め、人口対策の諸事業について市長の御所見を伺います。

次に、「次世代を見据えたまちづくり」について伺います。

デジタル技術の活用による市民サービスの向上と行政課題への対応について、厳しい財政状況が続く中ではあるものの、市民サービスを低下させることなく、予算を配分されていかれるということでもありますので、行政手続のオンライン化や外部人材を招聘し、DXが推進されることにより目指すところについてお示しください。

また、事業の取組として、一過性のものでなく、できるだけ長く継続していただきたいと思っております。そういう意義においても、ゼロカーボン推進事業は連続して拡大しながら取り組んでおりますが、脱炭素社会の実現に向け、来年度における取組のポイントについて伺います。

また、2期連続されての本庁舎整備検討事業については、令和7年度には新庁舎の規模、機能のほか、概算事業費や財源、基本構想策定のスケジュールが再検討されたものと思われませんが、引き続き検討や調査に時間を要することから、小樽市本庁舎長寿命化計画の改定時期が令和7年度から令和8年度に1年間延期されました。

庁舎が分散されている現状、人口減少に伴う職員数の適正化と自治体DX推進計画の取組に伴う行政手続のオンライン化、老朽化した他の公共施設の複合化など様々な課題を踏まえ、小樽市本庁舎長寿命

化計画の改定では、どの辺りにポイントを定め、検討する予定なのかを伺います。

次の視点、「魅力を活かしたまちづくり」です。

本市の強み、歴史、港、食などの魅力を生かしたまちづくりについて、令和7年7月30日に小樽市歴史的風致維持向上計画が国の認定を受けたことにより、これまでの小樽市登録・歴史的建造物は本市のみの3分の1であった助成が、計画に基づく重点区域内の歴史的風致形成建造物に指定となれば、国からも3分の1補助されることとなり、建造物の外観保全に要する経費の一部助成が計3分の2に拡大、このことにより所有者の修繕費の負担が軽減され、さらに貴重な歴史文化資源の保全が図られることをはじめ、それらを活用した地域の活性化や観光振興などが促進され、市民の郷土に対する愛着も深まっていけるものと思っております。

ここでお聞きしておきたいことは、御説明の中に歴史的風致形成建造物を指定するとありました。これまでは、小樽市登録・指定歴史的建造物とされていた建造物がありますので、予定されている歴史的風致形成建造物の指定はどのような流れで進められていくものなのか、お示してください。

魅力を活かしたまちづくりでは、併せて第3号ふ頭及び周辺再開発の継続事業についても注視してまいります。

次に、「活力を生み出すまちづくり」です。

新規事業が8事業盛り込まれており、その中で特に注目したところは、本年4月から導入される宿泊税の税収見込額約2億100万円から、基金繰入金として6,000万円、一般財源から8,371万円、合計予算額1億4,371万円の地域DMO交付金事業であります。

そこでお尋ねいたします。

これまでの幾つかの事業の再編集約とのことでありますが、地域DMOとして小樽観光協会が、地域の稼ぐ力を引き出し、司令塔として機能を発揮できるようにと、総額として約6,000万円、前年度より予算額が加算された新規事業ということでもありますので、この事業により地域DMOが観光振興のために推進する取組は何であるのかをお知らせ願います。

新規となるこの事業の実施に当たっては、費用対効果や後年度の負担、宿泊税の効果的な活用などを踏まえて実施していくことが重要と考えます。

そこで、今回、宿泊税を活用し、交付金を創設する判断に至った理由についてお示してください。

さらに、本事業から観光地域づくりに期待される観光振興としての効果についてお示してください。

次に、五つ目の視点、「安全・安心なまちづくり」です。

安心・安全は、迫市長が次世代とのキーワードとともに、1期目初登庁の折から約束されているキーワードでもあります。約7年半前、就任時の四つの約束の一つは「安全をつくり、安心を生む」として、「すべての市民が健康で、生きがいと夢を抱きながら、安心・安全に暮らすことができるまちづくりを進めます。」でありました。

令和8年度の安全・安心なまちづくりでは、「災害に備えた体制整備や支援が必要な方への支援など、全ての方にとって安全・安心なまちづくりを進めます。」であります。

7年半の任期中、世の中の大きな出来事として、平成30年9月6日、北海道胆振東部地震、令和2年、新型コロナウイルス感染症による緊急事態宣言から、令和5年5月8日、5類感染症になるまで、令和6年1月1日、能登半島地震、令和7年にはヒグマによる人身被害、農業被害対策など災害に対する体制の強化や様々な支援が安心・安全なまちづくりに欠かせない事業となりました。

また、厳しさを増す暑さへの対策など、変化の時代にしなやかに応えていかなければならないのだと思われまふ。活力と安心が調和するまちづくり方針がかいま見えるものでもあります。

一つ伺うことといたしまして、緊急医療体制の確保として、新規事業として公的病院等救急医療体制確保事業費補助金が示されておりますので、本事業についての背景をお示してください。

次に、六つ目の視点、「暮らしを支えるまちづくり」です。

物価高騰対策、健康・生きがいづくり、交通ネットワーク構築と、市民生活にとっては欠かせない事業でありますので、よろしくお願いいたします。

この項の最後にお聞きいたします。

迫市長にとって、六つのまちづくりの視点から、まちづくりの思いを端的に表現していただけたならば、何と表現していただけるものか。ずばりお示しいただきまして、この項の質問を終わります。

**○議長（鈴木喜明）** 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**○議長（鈴木喜明）** 市長。

（迫 俊哉市長登壇）

**○市長（迫 俊哉）** ただいま、主要事業について御質問がありました。

初めに、令和7年度予算の主要事業の振り返りと継続・廃止等につきましては、令和8年度の事業は、社会や環境の変化も踏まえ、必要性、効果などを十分検証し、予算計上しており、廃止・縮小した主な事業といたしましては、人口戦略推進事業のうち移住体験実施事業は、事業所からの需要がないため廃止し、大気汚染関係事業は、人口減少や大気環境の改善等に伴い、大気常時監視測定局の配置を2か所に縮小し、その効果額はそれぞれ約134万円と約66万円となっております。

次に、人口対策につきましては、社会動態は様々な要因が複雑に影響することから単年度での目標設定はいたしておりませんが、近年、社会減が200人台まで抑制されてきておりますので、まずはさらなる社会減の抑制を目指してまいりたいと考えております。

そのため、安心して子育てできる環境づくりと事業・就業への支援により、居住地としての魅力をアップさせ、同時に移住促進の効果的なプロモーションを戦略的に実行することで、選ばれるまちを実現してまいりたいと考えております。

次に、本市におけるDX推進の目指すところにつきましては、デジタル技術やデータを活用し、行政手続のオンライン化や会議のペーパーレス化等を進めるほか、外部人材の知見を生かしたDXの取組支援や職員の育成に取り組むことで、市民の利便性向上と職員の業務効率化を図り、人口減少社会にあっても持続可能な行政運営の実現を目指しております。

次に、ゼロカーボン推進事業につきましては、これまで市民には、行動変容を促すイベントなどを、事業者には、省エネ診断費用の補助やゼロカーボンに取り組む事業者に対する認定制度のほか、脱炭素経営の必要性等に関するセミナーなどを実施してまいりました。

令和8年度におきましても、裾野を広げていくための機運醸成に向けた取組を継続いたしますが、さらに一歩進めるため、事業者に対しては、カーボンニュートラル化プランの作成を支援し、脱炭素に向けた道筋や効果の見える化を行うとともに、モデルプランとして市のホームページなどで公開し、市内事業者への動機づけ促進を図ってまいります。

また、市民に対しましては、家庭におけるエネルギー費用の負担軽減と温室効果ガス排出量の削減を図ることを目的に、省エネ家電の購入等に対する補助を実施してまいります。

次に、小樽市本庁舎長寿命化計画改定のポイントにつきましては、建築費の高騰、人口減少や少子高齢化など社会情勢の変化による影響を踏まえ、将来の財政負担を考慮した規模・機能の検討を進める必

要があるものと考えております。

このため、行政機能の分散化やDXを活用した窓口サービスの改善などの自治体フロントヤード改革の推進による市民の利便性向上と効果的な行政サービスの提供方法を検討してまいります。

また、財源の確保と行政の効率化の観点から、国などの地方財政措置が活用可能な老朽化した公共施設との複合化を検討してまいりたいと考えております。

次に、歴史的風致形成建造物の指定の流れにつきましては、市指定有形文化財建造物、国登録有形文化財建造物及び市登録・指定歴史的建造物として、既に価値づけされている建造物につきましては、所有者の意見を聞き、同意を得た上で指定の通知を行い、建造物に標識を設置いたします。

また、現在、価値づけされていない未指定の建造物につきましては、景観審議会等の専門家による調査及び評価を行い、市登録・指定歴史的建造物などに価値づけした上で、同様の手続を進めてまいります。

次に、地域DMO交付金により、小樽観光協会が推進する取組につきましては、データ分析に基づくマーケティングの責任者であるCMOを新たに配置することで、各種データの継続的な収集や分析を行い、観光地経営戦略の策定を進めるほか、国内外の観光客誘致の取組や受入れ環境整備、夜間や閑散期の誘客に向けた観光課題対策の取組などを推進するものであります。

次に、交付金の創設理由につきましては、観光庁が昨年3月に改正した観光地域づくり法人の登録制度に関するガイドラインにおいて、安定財源の強化が示され、地方自治体からDMOに対する宿泊税などを原資とした財政支援の必要性が高まったこと、さらに、小樽市宿泊税検討会議からDMOへの総合的な支援に対して、最優先で宿泊税を充当すべきとの御意見をいただいたことを踏まえ、新たに地域DMO交付金を創設したものであります。

次に、期待される効果につきましては、小樽観光協会が安定した財源を確保することで、観光地域づくりの司令塔としての役割を果たし、本市の観光地としての魅力をさらに向上させるとともに、地域の稼ぐ力を最大限に引き出すことにより、持続可能な観光地域づくりの実現が図られるものと考えております。

次に、公的病院等救急医療体制確保事業費補助事業の背景につきましては、昨年4月、市内の2次救急医療を担う済生会小樽病院、小樽協会病院、小樽掖済会病院の公的3病院から昨今の医師や看護師などの確保に係る費用や医療材料費等の高騰により、救急医療の体制維持が困難となりつつあることから、市に対して財政支援の要望がありました。

市といたしましては、市民の安全・安心のため、公的3病院を対象に救急医療に係る収支不足の範囲内で補助を実施し、市内の救急医療体制の維持を図ることとしたものであります。

次に、六つの視点からのまちづくりの思いにつきましては、令和8年度の市政執行の基本方針を「変化の時代にしなやかに応え、活力と安心が調和するまちづくり」と掲げ、人口減少、少子高齢化、外国人住民と観光客の増加、デジタル化の進展など社会の変化が加速する中、オーバーツーリズムやヒグマ対策、医療体制の確保、人手不足への対応など、本市が直面する新たな課題にしっかりと対応し、港や歴史などの強みを生み出す活力と暮らしの安心を両立したまちづくりを進めてまいりたいと考えております。

○議長（鈴木喜明） 次に、第3項目めの質問に入ります。

（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 8番、白濱聡議員。

（8番 白濱 聡議員登壇）

**○8番（白濱 聡議員）** 令和8年度予算案について。

まず、歳入について。

令和8年度予算編成について伺います。

予算規模を拝見いたしますと、特に一般会計につきましては680億9,000万円と、近年10年間の平均597億6,000万円を大きく上回り、過去20年で最大規模であり、迫市長就任以来、最大規模となり、平成16年度の683億1,000万円、過去最大の平成11年度の749億1,000万円に迫るものであります。

一方で、全会計としての予算規模は、過去5年間徐々に膨らんできております。予算案編成につきまして、令和6年度の当初予算案と令和6年度の決算書を比較してみたとき、さほど乖離がないことから、前年度当初予算案と比較された該当年度の予算案編成の区分前金額の対前年度当初比は信憑性がかなり高いものと思います。

歳出につきましては、周知のとおり、賃金上昇、物価高騰経費増など増加傾向の折、行政サービスを低下させない事業展開に鑑み、節度を持ちながら、時には積極的に財政出動していく、不要な歳出の検証はもちろん重要ですが、歳出は事情の許される範囲内で構築されていかれるものとも捉えておりますので、このたびは特に歳入について伺っていきます。

歳入見込額の説明を受けました。まず、市税につきましては、増加傾向にあるというものの、税収見込額として152億8,430万円、対前年度当初比約5.0%増の予算案となっておりますので、先ほど、信憑性はかなり高いと申し上げました。個人市民税が、対前年度当初比約7億2,000万円増のうち約44%を占める約3億2,000万円の増加が見込まれておりますほか、法人市民税については、対前年度当初比約1億7,000万円の増加見込みであり、伸び率は約14.2%と、令和7年度当初予算伸び率約8.6%からかなり伸びております。

個人市民税と法人市民税が伸びた主な原因についてお示ください。

宿泊税の皆増が見込まれるものの、財政調整基金を取り崩すことなく、収支均衡を図るためにはまだ歳入不足であり、より歳入増に取り組んでいかなければならない課題が残ったままとなります。

次に、財源について。

小樽市中長期財政収支計画の収支見込みにおいて、令和8年度以降も歳入が不足する厳しい財政運営となることが見込まれておりますが、御周知のとおり、収支改善策を図り、将来を見据え、財源の確保を着実に進め、安定的な財政構造の確立を図っていく必要があります。お金の使い方や稼ぐことへの姿勢について示唆するメッセージとして、使いたければ稼ぎなさいという言葉が使われます。財政難を嘆いてはられません。自主財源の確保が大きな課題であります。

税収は、人口や企業収入にも左右されますが、本市の自主財源の確保の取組について、現状と今後について、ここでお示ください。

以上で、3項目めの質問を終わります。

**○議長（鈴木喜明）** 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**○議長（鈴木喜明）** 市長。

（迫 俊哉市長登壇）

**○市長（迫 俊哉）** ただいま、令和8年度予算案について御質問がありました。

初めに、歳入についてですが、個人市民税と法人市民税が増となる主な要因につきましては、個人市民税は賃金や年金額の上昇のほか、株式市場の活況による個人所得の伸びによるもの、法人市民税は業績が好調であることによる企業収益の伸びによるものであります。

次に、財源についてですが、自主財源確保の取組につきましては、ふるさと納税や企業版ふるさと納税の推進のほか、ネーミングライツの導入などを進めているところであります。

今後におきましても、本年4月からの宿泊税の導入や企業誘致の促進など地域経済の底上げにより、市税の増収を図るなど、引き続き自主財源確保に向けた取組を進めてまいります。

○議長（鈴木喜明） 次に、第4項目めの質問に入ります。

（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 8番、白濱聡議員。

（8番 白濱 聡議員登壇）

○8番（白濱 聡議員） ガントリークレーンについて。

昨年12月に発生したガントリークレーンの故障、自主検査による月1回の月例検査、9月に年1回の年次検査を実施されていた上での近々の故障、心配です。

本市の多目的荷役機械ガントリークレーン、現在の機種導入から20年以上が経過しているものと思われ、ガントリークレーンの種類や使用状況及び点検具合にもよるとは思われますが、平均的な寿命が20年前後であるとしたならば、懸命な延命化を実施されているとしても、これまでの老朽化対応とは別に更新計画なども必要となり得るものと思います。

また、未交換部品の洗い出しなど過去の故障を幾度か踏まえて老朽化対応の準備をされていたことでしょうが、このたびのようにシステムエラーという初めての事象での故障、令和5年6月にも故障が発見されており、今後の寿命、とても心配であります。

それでは、いろいろ伺っていきます。

初めに、故障履歴についてです。

故障頻度を知ることは、今後ガントリークレーンでの荷役作業の安全上、参考となりますので、供用開始後初めて故障したのは何年後で、その後の故障の状況をお知らせ願います。

また、昨年12月の故障時経費は、修繕費654万5,000円、緊急荷役対応費用等1,034万円、合計1,688万5,000円とのこと、出費金額が大きいです。

仮想として、今後、ガントリークレーンを更新した場合、新しいガントリークレーンの維持管理の参考となりますので、故障履歴に応じた修繕費用の累計金額についてお知らせください。

ちなみに、購入時にはメーカー修理費用保証期間のようなものはあるのですか。また、現在供用中のガントリークレーンの購入当時の購入費と、同等スペックのガントリークレーンの現在購入費について、おおよその額でよいので、お知らせ願います。

次に、小樽市港湾整備事業特別会計決算書によるところのガントリークレーンの維持管理経費につきまして、供用開始から令和6年度までの期間での年間平均経費についてお知らせ願います。

ガントリークレーンの寿命は、人の寿命もそうではありますが、決定的な終日は知り得ません。しかし、更新時期を予期し、小樽港湾の様々な状況と照らし合わせた上で、将来、ガントリークレーンが必要であるならば、更新が必要ではないかと思えます。その場合、ガントリークレーンのこれまでの貨物量と、これからの貨物量を推しはからなければなりません。

しかるに、ガントリークレーンで取り扱う小樽港のコンテナ貨物量の推移について、令和6年と、10年前の平成26年の取扱貨物量をお示しください。

また、今後については、小樽港港湾計画で見込んでいるコンテナ貨物量をお知らせください。

さらに、その先を見据えたとき、小樽港の物流の一翼を担う定期コンテナ航路の維持、歴史もあり、様々な機能を有した小樽港の観点もあることから、ガントリークレーンの今後の必要性についてどのよ

うにお考えであるのか、市長の御所見をお聞かせください。

ここで、全国のガントリークレーンの更新動向の例を挙げてみます。

茨城港では、老朽化した2基のガントリークレーンを更新し、令和6年10月と令和7年1月にそれぞれ稼働を開始しました。更新前のクレーンは、設置後20年以上が経過し、故障が頻発しており、更新により荷役効率と安定した港湾サービスの提供を目指しますとのこと。

小名浜港は、令和6年3月に新たなガントリークレーンが供用を開始し、コンテナ荷役の活発化に対応しているとのこと。

地方港全体としても、昨年以降、コンテナ取扱量の増加や寄港船の大型化に対応するため、新規導入が進んでいる様子の一例ですが、いずれの港も老朽化に伴う故障対応や船舶の大型化に対応するため、更新されています。更新によって取扱い可能なコンテナサイズや荷役能力が向上し、港湾全体の効率化が期待されているそうでもあります。

さらに、一方では今後の更新に当たり、ガントリークレーンの自動化について世界的な動向として、AIやIoT技術の活用によるほぼ完全自動システムが導入され始めている様子で、日本においても国土交通省の港湾技術開発制度を通じて、令和7年7月に横浜港で遠隔調査などの実証試験が行われており、労働力不足や作業者の負担軽減、安全性向上、国際競争力強化を目的として社会実装を目指し、自動化を推進しているようでもあります。

今後、ガントリークレーンを更新するとなれば、このような自動化の進行や小樽港の物流の未来、そして財源と照らし合わせて検討していかなければならないのではと思うわけでもあります。

本市の小樽港港湾計画は令和3年12月に改正され、令和10年代後半を目標年次として、港湾計画の方針が定められております。

この項の最後にお聞きいたします。

ガントリークレーンの更新に向けて、具体的に検討すべきだと思いますが、市長の見解をお示しく下さい。

以上、再質問を留保して、質問を終わります。（拍手）

**○議長（鈴木喜明）** 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**○議長（鈴木喜明）** 市長。

（迫 俊哉市長登壇）

**○市長（迫 俊哉）** ただいま、ガントリークレーンについて御質問がありました。

初めに、これまでの故障の状況につきましては、供用を開始した平成15年度から8年後に初めての故障が発生し、これまでインバーター等の電気設備の不具合やコンテナ巻き上げ装置のシリンダー破損などで、計14回の故障が発生しております。

次に、修繕費用の累計金額につきましては、先ほど答弁いたしました14回の合計で約3億9,000万円となっており、修理保証期間につきましては、荷役機械の納入から1年間となっております。

次に、現在供用中のガントリークレーンの購入費用につきましては、平成15年当時で約6億2,000万円となっております。

また、現在の購入費用につきましては、担当課がメーカーに確認いたしましたところ、タイヤマウント式のガントリークレーンは現在製造していないことから、価格を提示することは難しい旨の説明を受けたとのことでもあります。

次に、維持管理経費につきましては、供用を開始した平成15年度から令和6年度までの期間では、総

額で約7億8,000万円であったことから、1年当たりの平均では約3,550万円となっております。

次に、コンテナ貨物量の推移につきましては、令和6年は18万645トン、10年前の平成26年は18万8,700トンとなっております。

また、令和3年12月に改訂した小樽港港湾計画における目標年次である令和10年代後半のコンテナ貨物量は、25万6,000トンを見込んでおります。

次に、ガントリークレーンの今後の必要性につきましては、商業港として発展してきた小樽港において、コンテナ貨物はフェリーや穀物などと並ぶ主要な貨物であり、日本海側に面し、道内最大都市である札幌市に近接するなどの地理的優位性を生かした対岸貿易を促進する上で、ガントリークレーンは必要であると考えております。

次に、ガントリークレーンの更新につきましては、令和元年度と2年度に主要な電装品の交換など大規模な延命化対策を図ってまいりましたが、近年の故障状況を踏まえ、更新につきましては早急に検討する必要があるものと考えております。

(「議長、8番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 8番、白濱聡議員。

○8番(白濱 聡議員) 何点か再質問させていただきます。

まず1点目、市長の政治姿勢と市政執行について、ただいまの御答弁から30の公約中2期目までに達成、あるいは大きく進捗した公約が分かりましたが、より明瞭に示していただくために、30の公約中、達成あるいは大きく進捗した公約は幾つであるのか。

もう1点、4項目めのガントリークレーンについて、修理費用が14回で3億9,000万円、維持管理費が7億8,000万円とお伺いしました。この維持管理費7億8,000万円の中に、14回の修理費の3億9,000万円も含まれているのか、それとも別々の費用となっているのかを確認させていただきたいと思います。

○議長(鈴木喜明) 説明員の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 市長。

○市長(迫 俊哉) 白濱議員の再質問にお答えいたします。

最初の、30の公約のうち大きく進捗したものが幾つあるかですが、今、一つ一つ把握する資料が手元にございませので、この場ではお答えすることができません。

私としましては、公約達成に向けまして、もちろんできなかったものもありますけれども、できるだけ公約を実現するために前向きに取り組んできたつもりでございますので、その点を御理解いただければと思っております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 港湾担当部長。

○港湾担当部長(池田克也) 白濱議員の再質問にお答えいたします。

ガントリークレーンに係る経費の関係で維持管理費にかかった7億8,000万円、それから修繕費用の3億9,000万円につきましては、別々の費用として計上されたものでございます。

○議長(鈴木喜明) 白濱議員の会派代表質問を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時10分

再開 午後 2時40分

○議長（鈴木喜明） 休憩前に引き続き、会議を再開し、会派代表質問を続行いたします。

（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 10番、横尾英司議員。

（10番 横尾英司議員登壇）（拍手）

○10番（横尾英司議員） 令和8年第1回定例会に当たり、公明党を代表し、質問いたします。

初めに、市政の諸問題と市長の政治姿勢について質問いたします。

迫市長は、2月20日に本年8月に実施される小樽市長選挙への立候補を表明されました。まずは、平成30年8月の市長就任以来、これまで市政の先頭に立ち、困難な財政状況や人口減少という大きな課題に真正面から向き合ってこられた御努力に敬意を表したいと思います。

さて、改めてではありますが、これまでの総括と今後の展望について確認させていただきます。

これまでの市政運営の成果についてお聞きいたします。

現任期においては、子育て支援の拡充、防災・減災対策の強化、観光振興と地域経済の下支え、公共施設の再編や財政健全化の取組など、持続可能なまちづくりに向けた施策が進められてきました。特に本市は、急速な人口減少と高齢化という構造的課題を抱える中で、将来世代への責任を見据えた行財政運営が求められてきました。

市長御自身として現任期の最大の成果は何であると総括されますか。

また、それが市民生活にどのような変化をもたらしたと認識されていますか、具体的にお示しく下さい。

次に、残された課題への認識についてお聞きいたします。

本市を取り巻く環境は依然として厳しく、人口減少、とりわけ出生数の減少による少子化、地域産業の担い手不足、公共施設や社会資本の老朽化への対応、持続可能な地域公共交通の構築など道半ばの課題も少なくありません。我が会派としても、二元代表制の首長と共に、市政の両輪を担う立場から、これらの課題解決に責任を共有していく覚悟です。

市長は、市として今後、特に優先的に取り組むべき課題を何と捉えていますか。

また、その課題解決に向け、これまでの手法をどう進化させるお考えか、お伺いいたします。

今後のビジョンと数値目標についてお聞きいたします。

持続可能なまちづくりに当たり、市民に示すべきは希望が持てる具体像であります。人口減少が続く中でも、若い世代が戻り、住み続けたいと思えるまち、子育て世代が安心して暮らせるまち、観光だけに依存しない多様な産業構造、財政規律を保ちながら未来に投資できる市政など、こうした姿をどのように実現していくのでしょうか。可能であれば、人口、雇用、財政指標などについて具体的な目標水準をどのように描いているのか、お考えをお聞かせください。

市政と議会との連携についてお聞きいたします。

課題も多く厳しい環境の中、市政を運営していくには、議会との建設的な議論、市民との丁寧な対話がこれまで以上に重要になります。

市長は、改めて責任ある政策形成を進めていく前提として、情報共有の徹底、政策決定過程の透明性、若い世代や民間の声を取り入れる仕組みをどのように強化していくのか、市長の決意をお示ください。

以上、市民の将来に直結する重要なテーマでありますので、前向きで具体性のある御答弁を期待し、第1項目めの質問を終わります。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 市長。

(迫 俊哉市長登壇)

○市長(迫 俊哉) 横尾議員の御質問にお答えいたします。

ただいま、市政の諸課題と市長の政治姿勢について御質問がありました。

初めに、現任期の最大の成果につきましては、官民で連携して本市の強みである歴史や港を生かす努力を前の任期から積み重ねてきたことが実を結び、本市単独の日本遺産や小樽市歴史的風致維持向上計画が国の認定を受けるとともに、小樽港第3号ふ頭及び周辺地区の再開発やクルーズ船の寄港により、港を起点とした新たな人の流れが生まれているほか、観光入込客数や宿泊客数が好調に推移するなど、まちの魅力や活力が高まってきたことと考えております。

次に、成果による市民生活の変化につきましては、ただいま、主に観光面での成果について述べましたが、令和2年度小樽市観光基礎調査報告書によりますと、雇用者誘発数で1万3,000人超え、雇用者の所得を通じた家計迂回効果として95億円を生み出すとしており、近年の観光の状況からさらに雇用効果、所得増を通じて、市民生活に好影響をもたらしていると考えております。

次に、今後、優先的に取り組むべき課題につきましては、まちの活力や持続性に大きく影響する人口減少、特に少子化は今後最も重要課題であると考えているほか、公共施設や社会資本の老朽化対策、地球温暖化に伴う諸課題への対応も次世代を見据えて優先的に取り組むべき課題であると捉えております。

次に、課題解決の手法につきましては、人口対策としての移住の促進に向けては、移住者ミーティングにおける生の声や、地域おこし協力隊の活用による外部の視点などを取り入れたプロモーションの強化が考えられるほか、民間の力の活用を視野に入れた公共施設や社会資本の老朽化対策、また学校の冷房設備の拡充や局地的、集中的な降雪に対応した効率的な除排雪など、地球温暖化に伴う気候変動への対応については特別な手法はありませんが、さらに財源の確保に取り組んでまいります。

次に、今後のまちの姿と数値目標につきましては、現時点で具体的な数値目標は設定しておりませんが、移住・定住の促進に力を入れながら、将来の人口規模に適応したまちづくりを進めるとともに、順調に推移している企業立地について、先端産業等も含めてさらなる促進を図るほか、歴史文化、港などの本市の強みを生かしたまちづくりをさらに力強く推し進め、まちの活力を一層高めることで訪れる人を魅了し、全ての市民が安心して住み続けたいと思える活力と安心が調和するまちの実現に努めてまいりたいと考えております。

次に、情報共有などの強化につきましては、自治基本条例における「情報の共有の原則」に基づき、市の取組や考え方を市民の皆さんに広くお伝えするため、記者会見やFMおたる、SNSをはじめ、様々な手段で情報提供を行うとともに、市民の皆さんに直接説明し、御意見を伺うよう努めてきたところであり、引き続き、これらを実践してまいりたいと考えております。

○議長(鈴木喜明) 次に、第2項目めの質問に入ります。

(「議長、10番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 10番、横尾英司議員。

(10番 横尾英司議員登壇)

○10番(横尾英司議員) 財政運営について質問いたします。

令和8年度予算編成方針において示された市の財政状況は、令和6年度決算では、財政調整基金の残高については前年度並みを確保することができました。しかし、決算時に同基金からの繰入れを要する

など、前年度よりも財政状況が悪化する結果となりました。

この要因として、市税や交付税などの歳入は増加したものの、歳出では事業の厳選や財源の確保に継続して取り組んだものの、賃金の上昇や物価高騰による経費増、給与改定や退職手当による給与費増などがあり、歳出が歳入よりも大幅に増加したものでした。

自治体の財政力の強弱を測る指標である財政力指数は、令和6年度では3か年平均0.469となり、標準的な行政サービスを提供するのに必要な財源の5割以上を普通交付税に依存する状況にあることや、経常収支比率は95.0%と前年度より増加し、いまだ90%を超える高い状況が続いており、政策的な事業の実施に使うことのできる財源が少なく、依然として硬直した財政構造となっています。

現時点では、令和8年度以降においても人件費の上昇、物価高、金利上昇等の歳出増が見込まれ、その後もこの傾向は当面続き、財政運営が厳しくなることが見込まれます。

しかし、そのような中であっても、必要な行政サービスを低下させることなく、多様化・複雑化する行政諸課題への対応や公共施設の更新などを進めていくためには、これまで以上に成果・効果を踏まえた事業展開や業務改善による事務の効率化、より積極的な財源確保の取組等を進める必要があるとされておりました。

まさに、現在、エネルギー価格や建設資材費、人件費の上昇など長く続いてきたデフレからインフレに変わり、本市においても、公共施設の維持管理費や工事請負費の増など歳出構造に着実な変化が生じているものと認識しております。

物の値段が下がっていくデフレ局面では、そのまま現金で持つておくことが賢い選択でしたが、物価上昇のインフレ局面では、同じ金額でも買えるものがどんどん少なくなっていきます。お金を寝かせておくのではなく、お金に働いてもらわなければ、目減りする時代に突入しました。

そのような中、財政運営の要である財政調整基金を中心に伺ってまいります。

第1に、財政調整基金の実質価値の認識についてお聞きいたします。

インフレが進行する局面では、基金を預金や債券で保有している場合、名目残高が維持されていても、実質的な価値は低下する可能性があります。

現在の基金運用の利回りと物価上昇率との関係をどのように考えているのか、お示しください。

建設事業費等の上昇を踏まえた場合、現行の基金残高で災害対応や急激な財源不足に十分対応可能と考えていますか、市としての認識をお示しください。

第2に、基金の運用の在り方についてお聞きいたします。

安全性・流動性が最優先であることは当然であります。金利上昇局面においては、短期運用の活用など、インフレによる実質価値の目減りを最小限に抑える工夫も必要ではないかと考えます。

そこで、改めて、現在の財政調整基金と特定目的基金の運用の概要についてお示しください。

次に、特定目的基金の運用期間の短期化や金利上昇メリットの取り込みについての検討状況をお示しください。

また、特定目的基金について、他自治体の先進事例の調査・研究の状況についてお伺いいたします。

第3に、財政調整基金の適正水準についてお聞きいたします。

一般的に、財政調整基金の適正水準については、標準財政規模に合わせた金額や一定割合を目安とする考え方もあるようですが、インフレによって歳出規模そのものが増大している状況では、従来の比率目標が十分かどうかの検証も必要ではないかと考えます。

そこで、本市の標準財政規模に対する財政調整基金の金額や割合の適正水準についてお示しください。

また、物価上昇を踏まえた適正水準の再検討の必要性について見解をお示しください。

取崩し後の何年で戻すかなど、財政調整基金の回復ルールに関する考え方について見解をお示しください。

第4に、インフレ下の財政戦略についてお聞きいたします。

インフレは、税収の増加や過去の債務の実質的軽減という側面もあります。

そこで、税収増加分をどの程度、財政調整基金の積立てに回す方針であるのか、市の見解をお示しください。

インフレによる債務の変化を中長期財政収支見込みにどのように反映しているか、お示しください。

特定目的基金を守りの財源からさらに生み出す財源へどう進化させるかについて、市長の戦略的な見解を求めます。

インフレは自治体財政にとってリスクであると同時に、構造転換の契機でもあります。単に基金の残高の多寡を議論するのではなく、実質価値をどう守るのか、将来世代への責任をどう果たすのかという観点から、本市の財政運営の方向性を明確にすべきと考えます。市長の見解をお示しください。

以上、第2項目の質問を終わります。

**○議長（鈴木喜明）** 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**○議長（鈴木喜明）** 市長。

（迫 俊哉市長登壇）

**○市長（迫 俊哉）** ただいま、財政運営について御質問がありました。

初めに、財政調整基金の運用利回りと物価上昇率の関係性につきましては、近年はともに上昇傾向にあるものの、運用する際の定期預金利率は物価上昇率を上回っていない状況にあると考えております。

次に、財政調整基金残高の認識につきましては、令和8年度当初予算編成後の財政調整基金残高は約19億5,600万円であり、小樽市中長期財政収支計画どおり、不測の事態に備えるための約20億円を確保できましたが、将来も安定的に財政運営を行っていくためには、標準財政規模の10%である30億円程度の基金を確保していくことが望ましいものと考えております。

次に、財政調整基金と特定目的基金の運用につきましては、財政調整基金は会計年度内に歳計現金が一時的に不足する際、資金繰りの財源として一般会計へ繰替運用を行うほか、短期間の定期預金により運用しており、特定目的基金は1年の定期預金により運用しております。

次に、特定目的基金の運用につきましては、定期預金による運用はこれまで年度途中に金利が著しく上昇する傾向にありませんでしたが、現在、金利が数か月で上昇するなど、金融情勢が変化していることから、より効果的な運用実施に向けて取り組んでいるところであります。

次に、他自治体における特定目的基金の運用方法につきましては、道内主要都市におきましては、定期預金よりも利率が高い国債や地方債などの債券による運用を行っていることを把握いたしておりますが、今後は道内の自治体の取組についても調査してまいりたいと考えております。

次に、財政調整基金につきましては、将来も安定的に財政運営を行っていくためには標準財政規模の10%である30億円程度を確保していくことが望ましいものと考えております。

次に、財政調整基金の残高につきましては、物価上昇に伴い、標準財政規模も大きくなることから、望ましい残高も大きくなるものと考えております。

次に、財政調整基金の残高確保の考え方につきましては、小樽市中長期財政収支計画において、財政状況が厳しい時期にあっても基金の残高を20億円程度維持することとしておりますが、不測の事態や物

値上昇に対応するためには、標準財政規模の10%程度は確保したいと考えております。

次に、財政調整基金への積立てにつきましては、同基金からの繰入れにより、収支均衡予算を編成している現状においては、税収増加分をそのまま積み立てることは難しいものと考えております。しかしながら、決算時に剰余金が生じた場合には、法定積立てを行ってまいりたいと考えております。

次に、小樽市中長期財政収支計画の収支見込みにつきましては、毎年度、市税収入などの伸びや直近の財政需要を反映し、時点修正を行っていることから、インフレによる影響を一定程度見込んでいくところであります。

次に、特定目的基金の効果的な運用方法につきましては、基金は最も確実かつ有利な方法により運用する必要があることから、債券運用など、そのリスクを十分考慮しながら、基金の効果的な運用について取り組んでまいりたいと考えております。

次に、今後の財政運営につきましては、計画的な公共施設の更新や多様化・複雑化する行政課題への対応を求められる中であっても、持続可能なまちづくりを進めていくためには、基金の効果的な運用など実質価値を意識しながら、将来に備えた一定の基金残高を確保してまいりたいと考えております。

**○議長（鈴木喜明）** 次に、第3項目めの質問に入ります。

（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

**○議長（鈴木喜明）** 10番、横尾英司議員。

（10番 横尾英司議員登壇）

**○10番（横尾英司議員）** 官民連携の取組についてお伺いいたします。

令和8年度予算の主要事業に、地域活性化起業人（企業派遣型）制度の活用により、派遣元企業が持つネットワークやノウハウを生かし、本市と民間企業等との関係構築を図るほか、官民連携による課題解決を推進するとともに、小樽市においてNoMapsトークセッションを行う官民連携推進事業費として、594万2,000円が計上されておりました。

小樽市の官民連携の取組について以前の質問でもお聞きしていましたが、民の力を積極的に活用するとの市長の言葉があり、私から、オープンイノベーションという形で自治体から課題を提示して、こういったものを解決する取組を募集するというような施策の実現について質問したところ、市独自のプラットフォームの開設準備中との答弁をいただいております。

本市独自の官民連携プラットフォームを開設し、官と民が出会う場を令和7年度に創出するとしておりましたが、本市独自の官民連携プラットフォームの開設状況についてお示しください。

また、この地域活性化起業人（企業派遣型）制度を活用するなどとした官民連携推進事業と、本市独自の官民連携プラットフォームとの関係についてお示しください。

本市と民間企業等との関係構築を図るほか、官民連携による課題解決を推進するとしてこの事業の成果目標やその達成度を評価する指標についてどのように考えているのか、お示しください。

プロを含めたサッカー・ラグビーチームの夏合宿を誘致するため、小樽市望洋サッカー・ラグビー場の天然芝グラウンドの2面をプロの使用にも対応できる状態に修繕・改良を実施する望洋サッカー・ラグビー場整備事業費3,500万円が計上されておりました。

Jリーグのシーズンについて、現行2月開幕を2026-2027年シーズンから8月開幕へ移行する旨の発表がありました。現在は、シーズン開幕前の1月、2月に沖縄・宮崎などで事前合宿が行われている一方、このシーズン移行後は6月から8月が合宿シーズンとなるため、冷涼な気候である北海道及び東北への事前合宿のニーズが非常に高くなっているという背景があることなどが想定されます。Jリーグであれば、本年からシーズン移行となりますので、6月から合宿になると思われま

令和8年度に整備事業を行うのであれば、いつ整備を行い、合宿の受入れはいつから実施可能であるのか、お示してください。

小樽市望洋サッカー・ラグビー場にプロスポーツチームの合宿を誘致した場合、今まで使用していた利用者や大会など施設利用への影響についてはどのようになるとお考えでしょうか、見解をお示してください。

本市がプロを含めたサッカー・ラグビーチームが行う合宿に関する事前調査は行う、または行ったのでしょうか。また、その内容はどのようなものであるのか、お示してください。

今回の整備事業において、スポーツ振興くじ助成金などの活用について見解をお示してください。

プロのスポーツチームが合宿をすることになれば、選手やスタッフのほか、多くの方が観客として来訪されることも想定されますが、受入れに当たっての課題や対策についてどのように考えておりますか、市の見解についてお示してください。

合宿を受け入れる際には、市内の保育所等や学校、少年団、部活動などの地域との交流事業の実施について積極的に働きかけていただきたいと思いますが、見解をお示してください。

スポーツ合宿の積極的な誘致に取り組み、本市の合宿地としての認知度を向上させ、国内外からの合宿を多数受け入れていく考えなのでしょうか、見解をお示してください。

スポーツ合宿を誘致することで、アスリートとの交流や競技を間近で観戦することなどを通じたスポーツ振興、交流人口の増加を図り、宿泊や飲食をはじめとした市内での消費拡大による地域の活性化を推進し、持続可能なまちづくりを目指すことも可能と思いますが、市の見解をお示してください。

次世代を見据えたまちづくりには、市だけでできるもの、そして市だけではできないもの、民間ではできることなど多々あると思います。今後、まさに民の力をどう使っていくのかが重要になるのではないのでしょうか。しっかりと市政における課題をオープンにすることで、そういった課題そのものが事業における勝機になるという事業者もあるかと考えます。

そこで、本市として、官民連携、または官民共創など基本指針を定め、地域の様々な主体による連携・協働を一層推進し、地域力のさらなる強化を目指すことを明確に示してはいかがでしょうか、見解をお示してください。

以上、第3項目めの質問を終わります。

**○議長（鈴木喜明）** 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**○議長（鈴木喜明）** 市長。

（迫 俊哉市長登壇）

**○市長（迫 俊哉）** ただいま、官民連携の取組について御質問がありました。

初めに、本市独自の官民連携プラットフォームの開設状況につきましては、現在、本市が抱える地域課題や行政課題を各部から集約を行っているところであり、年度末までの開設に向けて準備を進めているところでもあります。

次に、官民連携推進事業と本市独自の官民連携プラットフォームとの関係につきましては、地域活性化起業人の活用やNoMapsへの参画により、多様な民間企業と本市が相互の対話を通じて、それぞれが持つアイデアや技術、ネットワークを活用することで、プラットフォームに掲載する地域課題などの解決につなげてまいりたいと考えております。

次に、官民連携推進事業の成果目標やその達成度を評価する指標につきましては、官民連携プラットフォームへの民間企業などからの提案数をはじめ、民間企業との事業の協働件数・実証実験件数、

NoMapsへの来場者数を設定いたしております。

次に、官民連携、または官民共創など基本指針を定めることにつきましては、指針を定める必要性はあるものと考えておりますが、より実効性のある指針とするために連携が成立した事例のみならず、不成立の事例と理由を指針に盛り込むことが必要であると考えており、これらの蓄積を経た上で指針の策定に向けて準備を進めてまいりたいと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

**○議長(鈴木喜明)** 教育長。

**○教育長(中島正人)** 横尾議員の御質問にお答えいたします。

ただいま、官民連携の取組について御質問がありました。

初めに、小樽市望洋サッカー・ラグビー場の令和8年度の整備時期につきましては、雪解けの状況を見ながら本年4月下旬より整備を始め、2面の天然芝グラウンドを順次修繕し、10月末の完了を計画しております。

また、合宿の受入れについては、令和9年度から可能であると考えております。

次に、合宿を誘致した場合の施設利用への影響につきましては、プロを含むスポーツチームの合宿が決まった場合、令和9年度以降の合宿期間中は、グラウンドの利用が制限されるなどの影響が出る可能性が考えられます。

そのため、合宿日程が確定した場合は、小樽地区サッカー協会や小樽市ラグビーフットボール協会などの関係機関に大会等の日程調整などの協力を仰ぎ、できる限り市民の施設利用への影響が少なくなるよう対応してまいりたいと考えております。

次に、合宿に関する事前調査につきましては、数年前から複数のプロスポーツチーム関係者が本市を訪れ、当該施設での合宿の相談を受けており、その際にどのチームも芝生の状態を重視することや、現在の芝生は修繕が必要であることなどの意見を伺っております。

また、市教委では今年1月にプロスポーツチームの合宿地を視察し、練習施設や駐車場の状況のほか、観客数や選手との動線、トイレの設置状況などの確認を行っております。

次に、スポーツ振興くじ助成金などの活用につきましては、スポーツ振興くじ助成金の助成対象となるためには、芝生の全面張り替えが条件とされており、本事業におけるスポーツ振興くじ助成金の活用は困難であることから、その他の交付金の活用など財源の確保に努めてまいりたいと考えております。

次に、受入れに当たっての課題と対策につきましては、プロスポーツチームの練習や試合の見学に多くの観客が訪れることが予想され、駐車場やトイレの不足、道路の渋滞、選手や観客の動線の確保などが主な課題として想定されます。

これらの課題に対しては、駐車スペースの確保や選手の誘導などについて、関係団体等の協力をいただき、円滑な受入れに努めてまいりたいと考えております。

次に、地域との交流事業の実施につきましては、子供たちがプロスポーツ選手等と交流することは競技への興味や関心を持つ貴重な機会となり、競技人口の増加や競技力の向上など、本市のスポーツ振興の推進に大きな効果が期待されることから、積極的に実施してまいりたいと考えております。

次に、国内外からの合宿を多数受け入れることにつきましては、まずはグラウンドの整備を実施し、合宿の誘致を積極的に進めてまいりたいと考えております。合宿の誘致が実現された際には、その効果や課題などを十分検証し、地域への影響を踏まえ、多数の受入れについて判断してまいりたいと考えております。

次に、スポーツ合宿を誘致することによる持続可能なまちづくりにつきましては、選手や観客などの

滞在による宿泊や飲食需要の増加、情報発信による地域のPRなど、交流人口の増加や市内経済等への波及効果が見込まれるものと考えております。

今後は関係機関や庁内関係部署との連携を図りながら、スポーツを通じた好循環の創出に努め、持続可能なまちづくりにつなげてまいりたいと考えております。

**○議長（鈴木喜明）** 次に、第4項目めの質問に入ります。

（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

**○議長（鈴木喜明）** 10番、横尾英司議員。

（10番 横尾英司議員登壇）

**○10番（横尾英司議員）** 夜間景観の形成についてお聞きいたします。

令和8年度予算の主要事業として、歴史的建造物である旧小樽倉庫をライトアップする旧小樽倉庫ライトアップ事業費627万円、さらに歴史的建造物を灯でつなぐ面的整備と新規エリアの検討を行う令和版ロマネスクイルミネーション事業614万9,000円が計上されました。

私は、令和6年第3回定例会において、旧国鉄手宮線に関連し、夜間景観の魅力創出について検討すべき時期に来ているのではないかと提起いたしました。今回の令和版ロマネスクイルミネーション事業は、まさにその具体化の第一歩であり、大いに評価するものであります。

本市における光での町並み演出の例としては、JR小樽駅では平成11年に駅舎の高窓を塞いでいた大型広告を撤去し、地元ガラス事業者の寄附により333個のランプが設置されました。柔らかな光が小樽市の玄関口としての品格とロマンを演出し、歴史的風致の象徴的事例となっています。

また、小樽運河では、全長約1,140メートルにわたり63基のガス灯が並び、石造倉庫群と共に幻想的な夜景を形成しています。

さらに、令和7年11月には、倉庫群を照らす投光器がLED化され、色彩演出が可能となりました。これは技術革新を生かした価値創造の好例であります。

これらの個別事業の積み上げから今回の令和版ロマネスクイルミネーション事業では、面的整備とエリアの検討を行うと伺いました。

私は、行きたくなる場面づくり、住みたくなる空間づくり、巡りたくなる動線づくりの三つのようなデザインやつながり、そして誘導という観点を持つことで、初めて灯でつなぐ面的整備が可能になると考えます。

市では、どのような観点でライトアップを灯でつないで、面的に整備することができるかと考えますか、見解をお示してください。

近年、ナイトタイムエコノミーの推進や照明技術の高度化により、光が都市ブランドを形成する時代となりました。一方で、過度な演出による光害や景観破壊といった課題も顕在化しております。

重要なのは、個別事業の積み上げにとどまらない戦略性であります。

令和7年7月に策定された小樽市歴史的風致維持向上計画は、本市のまちづくりにおける大きな転換点であります。重点区域内における文化財や歴史的建造物、歴史と伝統を反映した活動を連携して保存活用することは単なる保全にとどまらず、本市の魅力の向上、認知度向上、そして交流人口、関係人口、移住・定住人口の拡大へと波及する重要な政策であります。そんな今、まさに、小樽市らしい夜間景観とは何かという哲学と方向性を明確化する必要があるのではないのでしょうか。

私は、歴史都市小樽の夜は、単なるにぎやかさではなく、石造建築の陰影、港町特有の湿度を含んだ空気感、ガス灯の温かみ、ガラス文化が生み出す柔らかな透過光といった要素が織りなす静かな品格にこそ本質があると考えますが、小樽市らしい夜間景観とはどのようなものであるとお考えでしょうか、

市長の見解をお聞かせください。

小樽市らしい夜間景観の実現のためには、色温度や照度の基準設定、建造物用途ごとの演出方針、光のレイヤー設計、民間事業者との協働ルール、光害防止・環境配慮基準、イベント時の特別演出指針などを体系化した指針や構想が必要です。

指針を明確にすることで、公共投資の一貫性確保や民間投資の誘導、ブランド価値の統一、滞在時間の延伸、ナイトタイムエコノミーの確立などが可能となり、本市経済への波及効果も一層高まります。

また、重点区域における歴史的風致の維持向上と夜間景観政策を連動させることで、昼と夜が連続する歴史都市という新たな都市像を提示することができると思います。

市として、令和版ロマネスクイルミネーションの推進を契機として、夜間景観の形成を10年、20年先を見据えた都市ブランド戦略として位置づけ、まずは夜間景観整備基本構想、あるいは夜間景観形成指針の策定を検討し、官民一体となった小樽市らしい夜間景観の形成を体系的に進める考えはありませんか、見解をお示しください。

以上、第4項目の質問を終わります。

**○議長（鈴木喜明）** 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**○議長（鈴木喜明）** 市長。

（迫 俊哉市長登壇）

**○市長（迫 俊哉）** ただいま、夜間景観の形成について御質問がありました。

初めに、令和版ロマネスクイルミネーション事業の面的整備の考え方につきましては、市内に点在する歴史的建造物等のライトアップを灯でつなぎ、観光客の皆さんが夜に周遊できる仕掛けをつくることで、ナイトタイムエコノミーを推進することを主眼に据えておりますが、関係団体のほか、市民の皆さんの参加を募って開催するワークショップにおきまして、議論を重ねながら具体的な方向性を整理していきたいと考えております。

次に、小樽市らしい夜間景観につきましては、小樽運河沿いに並ぶガス灯の灯は石造倉庫群の陰影を柔らかく浮かび上がらせ、水面に揺らぐ光と相まって、本市の夜を象徴する情景を生み出しております。

また、小樽雪あかりの路におけるろうそくの灯は、華やかな演出ではなく、人の手による優しい灯としてまち全体を包み込む本市ならではの冬の風景であります。

このように過度な明るさではなく、歴史や風土、そして人のぬくもりを感じさせる灯が重なり合う姿こそが小樽市らしい夜間景観であると感じております。

次に、夜間景観に関する構想や指針などの策定につきましては、これまで実施してきたライトアップ事業や令和版ロマネスクイルミネーション事業の効果や課題などを整理するとともに、他都市の指針等の事例を調査・研究し、今後の対応について検討してまいりたいと考えております。

**○議長（鈴木喜明）** 次に、第5項目めの質問に入ります。

（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

**○議長（鈴木喜明）** 10番、横尾英司議員。

（10番 横尾英司議員登壇）

**○10番（横尾英司議員）** DMOによる観光地域づくりについてお聞きいたします。

地域DMOである小樽観光協会が観光地域づくりの司令塔として取り組む戦略的なプロモーションやマーケティング、組織体制の整備等に要する費用について総合的に支援する地域DMO交付金1億

4,371万円が計上されました。

本市経済は、人口減少、消費縮小という構造課題の中にあります。その一方で、観光は数少ない外貨獲得産業であり、地域経済循環を生み出す基幹産業であります。

こうした中、市が検討する宿泊税を財源とした観光地域づくりの強化は、極めて重要な政策転換点であると認識しております。

そこで、地域DMOである小樽観光協会への戦略的支援の在り方について伺いたいと思います。

まず、宿泊税の政策目的の明確化についてお聞きいたします。

宿泊税は法定外目的税であります。単に入込客数を増やすための財源ではなく、観光消費額の増加、滞在時間の延伸、オフシーズン対策、市民生活との調和を図るための戦略的投資でなければなりません。

市長は、宿泊税の政策目的をどのように定義し、その成果をどの指標で測定するお考えか、明確にお示してください。

次に、入込客数偏重からの転換についてお聞きいたします。

本市観光について語る際には、これまで観光入込客数について語られることが多かったと思います。しかしながら、日帰り客中心の構造、観光消費単価の伸び悩み、冬季需要の弱さといった課題が依然として本市に存在すると思っております。宿泊税を投入する以上、量から質への転換が不可欠と考えます。

効果的な観光地戦略のためには、1人当たり観光消費額、宿泊単価、再訪率、冬季宿泊率などをKPIにする必要があると考えますが、見解をお示してください。

DMOのガバナンスと成果責任についてお聞きいたします。

公金を投入する以上、DMOの経営体制と説明責任は極めて重要です。成果連動型補助制度の導入や中期KPIの設定、自主財源比率の目標設定等を明確にしなければ、補助金依存体質に陥る懸念があります。

成果評価の仕組みと事業検証の公開方法をどのように制度設計するのか、具体的にお示してください。

専門人材確保への投資についてお聞きいたします。

戦略的マーケティングには、データ分析やデジタル広告運用、ブランド戦略設計といった高度な専門性が求められます。

宿泊税を、専門人材を確保するために充当することについて、市民理解をどう得るのでしょうか、見解をお示してください。

また、DMOの職員に対する民間水準の処遇確保について市の支援方針を伺います。

市民生活との調和についてお聞きいたします。

観光振興は重要であります。交通混雑、生活道路の占拠、ごみ問題など市民生活への影響も現実の課題です。今回の予算事業においても、春節などインバウンドの多い時期に、船見坂などに警備員を配置するとともに、AIカメラとスピーカーを用いた音声案内による注意喚起を船見坂などで試験的に実施するオーバーツーリズム対策事業費として3,147万1,000円、GPS人流データを活用し、観光入込客数、国内外からの来訪者の調査を実施する観光入込調査デジタル技術活用事業費671万円も計上し、財源に宿泊税を充当することとしております。

令和5年度から6年度にかけて実施した観光客動態調査結果を活用し、観光が地域に及ぼす経済効果の分析を実施するもので、前回は令和2年度にも実施している観光基礎調査事業費704万円も計上されております。

しかし、観光庁が令和6年にまとめた「観光地域づくり法人の現状及び課題～観光を巡る動向を踏まえて～」では、観光庁がDMOに実施した各種調査から得られたアンケートの中で、DMOの半数以上が、「データを分析して戦略策定につなげるノウハウが不足している」「戦略策定を行う上で分析に必要なデータが不足している」と回答していることが記載されておりました。

今までと同じようなデータでは、DMOが観光に関する総合的な戦略の策定やインバウンドに関連する課題、地域住民との関係構築と課題、戦略に基づく効果的な取組を実施することが難しいのではないかと考えられます。

本市の観光について、市民の理解を深め、市民生活との調和を図るためにもDMOが力を十分に発揮することが重要です。そのために、DMOが必要なデータ取得や分析のノウハウを取得することが重要と考えますが、市の見解を伺います。

最後に、観光地域づくりにおける最終的な目標像についてお聞きいたします。

宿泊税を活用したDMO支援の最終目標は、観光を行政事業から経営事業へ転換することにあると考えます。将来的には、DMOの自主財源比率50%以上、冬季宿泊稼働率の改善、市内経済波及効果の最大化といった明確な成果が求められます。

市長は、市とDMOの役割分担や観光施策の推進体制を今後どのような姿に導こうとしているのか、お示しください。

宿泊税は、単なる財源確保策ではありません。本市の観光を持続可能な地域経済戦略へと進化させるための政策ツールであると考えます。

公金投入に見合う成果をどのように市民に感じてもらうか、その覚悟と具体策を市長の言葉で明確にお示しください。

以上、再質問を留保し、質問を終わります。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（迫 俊哉市長登壇）

○市長（迫 俊哉） ただいま、DMOによる観光地域づくりについて御質問がありました。

初めに、宿泊税の政策目的につきましては、持続可能な観光の振興を図ることとあります。

また、成果指標につきましては、現時点で設定しておりませんが、小樽市宿泊税検討会議において宿泊税充当事業の効果検証を行い、その結果を基に市において事業の評価を行うこととしております。

次に、K P Iの設定につきましては、今後DMOが観光地経営戦略を策定することとしており、観光庁が示す「観光地域づくり法人の登録制度に関するガイドライン」に基づき、K P Iが適切に設定されるものであります。

次に、成果評価の仕組みにつきましては、まず、DMOが事業の効果検証を行い、その検証結果を市に対して説明し、内容を市が評価した上で次年度のDMOの事業計画に反映することとしております。その後、市として事業計画の内容を精査し、予算編成を行ってまいります。

また、事業検証の公開方法につきましては、DMOが地域住民をはじめとした多様な関係者に対する説明責任を果たす観点から、ホームページ等を通じて広く公表していくことを予定しております。

次に、専門人材の確保に対する市民理解につきましては、専門人材の活用により、DMOが事業の成果をしっかりと示し、その成果を客観的なデータ等に基づいて分かりやすく整理し、提示することで、市民の皆さんの理解を得られるよう努めることが重要であると考えております。

また、職員の民間水準の処遇確保につきましては、組織体制の強化のため必要であると考えており、DMOと協議の上、必要な支援を行ってまいります。

次に、データの取得や分析のノウハウにつきましては、観光地経営戦略の策定に当たっては、データの活用は不可欠であり、様々なデータの継続的な取得を行った上で、データ分析に基づいたマーケティングに関するノウハウを有する責任者を配置し、データの活用及び分析を行っていくことが重要であると考えております。

次に、今後の市とDMOの役割分担や本市の観光政策の推進体制につきましては、市は小樽市観光基本計画の策定を通じて、施策の方向性やビジョンを示す役割を担い、DMOはそのビジョンに基づいて観光地経営戦略を策定し、具体的な戦略を実行する役割であり、私がリーダーシップを発揮し、市とDMOが連携して持続可能な観光地域づくりを推進する体制を構築してまいりたいと考えております。

次に、成果を市民に感じてもらう方法につきましては、宿泊税を活用して観光振興施策を推進し、経済の活性化を図ることで、観光による受益を広く地域に行き渡らせ、観光がもたらす恩恵を実感いただけるよう取り組みます。あわせて、オーバーツーリズム対策を進め、市民生活における課題の解決にも努めることで、安心快適な暮らしの実現に取り組んでまいります。

これらの取組を通じ、宿泊税の活用による効果が市民の皆さんに目に見える形で伝わるよう努めてまいります。

（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 10番、横尾英司議員。

○10番（横尾英司議員） 何点か再質問させていただきたいと思います。

財政運営について質問させていただきました。

財政調整基金、特定目的基金の話をしていただいたのですが、インフレ下になりまして、今までのデフレ下の政策とは少し違うものが必要なのではないかと提案だったのですが、こういったインフレ下になって、利率が短期間で変わることもあるとお話いただいたのですが、試算はもう既にされている段階なのか、上昇を知っているというだけのお話なのか、その辺の確認をさせていただきたいと思っております。

あと、スポーツ合宿を誘致することで、スポーツの振興で持続可能なまちづくり、地域の活性化を推進していくと教育長から答弁いただきましたけれども、具体的に教育委員会でできること、市長部局でできることがあると思うのです。もう少し詳しく具体的に検討する会議体はどういったところになるのか、庁内協議という部分が少し気になったので、確認させていただきたいと思います。

あと、DMOによる観光地域づくりについて聞きました。

やはり観光庁がDMOに実施した各種調査によっては、DMOの必要なデータが不足しているという回答があったことも紹介させていただきましたけれども、そのためにDMOが必要なデータ、分析のノウハウを取得すること、そのときに持続的にデータをしっかり把握することが重要だというお話でした。

小樽市で今取得しているデータで、もう既に必要なデータとしてはある程度把握できているという答弁だったのかを確認させていただきたいと思います。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 財政部長。

○財政部長（笹田泰生） 横尾議員の再質問にお答えいたします。

インフレ下における利率が短期化等いろいろ進んでいるような中で、実際に運用利回りと例えば物価上昇率なども比較して試算は行っているのかという御質問があったのですが、試算は具体的には行っておりません。やはり上昇率が1%以上増えていく中で、現状は、預金利息については、直近の1年ものの定期等と言っても大体0.4%で推移している状況にもございますので、インフレ下における基金の実質的な価値の低下を少しでも抑えるような対応が必要だと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 産業港湾部長。

○産業港湾部長(渡部一博) 横尾議員の再質問にお答えいたします。

DMOが取得するデータの関係ですが、先ほど議員からも御質問の中で出てきましたが、市でやっている観光客動態調査や観光入込客数の関係など、基礎調査も当然DMOのいろいろな分析に必要なと思います。これから、DMOで経営戦略や、あるいは様々な事業を実施するに当たっては、市がこれまでやってきた調査以外にも、例えば観光庁、あるいは民間の旅行会社のいろいろなデータが必要になってくると思いますので、それについて必要な支援があれば今後も検討していく必要があると思っております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 教育長。

○教育長(中島正人) 横尾議員の再質問にお答えいたします。

持続可能なまちづくりに向けて、本事業をどう検討していくかにつきましては、具体的に検討する場というのは、まだはっきりと決まっているわけではありません。

しかしながら、教育委員会だけでできることではないと考えておりますので、庁内の関係する部、また担当者がいろいろと集まる中で具体的な協議を進めていく、そんな場を今後、設定してまいりたいと考えているところでございます。

○議長(鈴木喜明) 以上をもって本日の会派代表質問を終結し、本日はこれをもって散会いたします。

散会 午後 3時48分

---

#### 会議録署名議員

小樽市議会 議長 鈴木喜明

議員 酒井隆裕

議員 高橋 龍



令和8年  
第1回定例会会議録 第3日目  
小樽市議会

令和8年3月3日

開議 午後 1時00分

○議長（鈴木喜明） これより、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、中鉢淳二議員、小池二郎議員を御指名いたします。

日程第1「議案第1号ないし議案第34号及び報告第1号」を一括議題といたします。

これより、昨日に引き続き、会派代表質問を行います。

通告がありますので、順次、発言を許します。

（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 15番、中村吉宏議員。

（15番 中村吉宏議員登壇）（拍手）

○15番（中村吉宏議員） 令和8年第1回定例会に当たり、自由民主党を代表し、質問いたします。

まず、令和8年度予算編成について伺います。

本市の財政状況について、経常収支比率が90%を超える状況が示されていること、歳入では、税収が増加傾向にあるとしながらも、人件費や物価高騰を受け、経費が増加傾向の状況であることなど、厳しい状況下での予算編成を進めざるを得ないという現状であります。

令和8年度の予算編成では、人口対策、デジタル技術活用、ゼロカーボン化の推進などを喫緊の課題と捉え、その解決に重点を置いた予算配分を行う中で、これまでの成果や見込まれる効果を踏まえた施策の優先度を検討し、事業を厳選された旨が示されております。

この予算編成の考え方を軸に示された予算、事業案について伺います。

まず、人口減対策についてであります。

この課題は、迫市長が1期目から課題として取り組んでこられたものでありますが、社会減対策は効果が認められるものの、人口減少の傾向はなかなか深刻であり、間もなく本市の人口も10万人を切るであろう状況がささやかれる中で、とりわけ効果的と捉えて執行を目指す事業は何であるのかをお示してください。それにより、どのような具体的効果を上げることが期待されているのか、お示してください。

次に、デジタル技術の活用についてであります。

これは、ゼロカーボン化を目指すための手段ともなり得るものであります。今定例会から、説明員が本格的に市から支給されたノートパソコンやタブレットを議場等に持ち込んだの議会議論が認められるようになりました。これにより、ペーパーレス化が進むとともに、労力面での省力化が進み、人件費の部分にも効果が見えているようであります。

この点、現在の試算でどのくらいのペーパーレスの効果や労力、人件費等の削減効果が見込まれるのか、お示してください。

少し脱線しましたが、デジタル技術の活用、いわゆる市役所のDX化について目指すべきものは、法人を含めた市民の利便性の向上や申請等の煩雑な手続事務の省力化、さらには職員の方々の負担軽減や省力化、その究極は経費負担の軽減であると考えます。

そこで伺いますが、本市のデジタル技術の活用を進めることで、目指すべき目標をお示してください。

令和8年度予算編成に話を戻しますが、デジタル化を進める本市として様々な事業案が予算とともに示されております。令和8年度、一番の軸となる事業は何なのか、お示してください。

このデジタル化について、デジタル外部人材関係経費が1,675万円の予算案とともに示されております。この事業についていつから予算化されているのか、これまでではどのような人材を起用し、どのような効果を上げてきたのか、さらに令和8年度は、この経費を使用して、この人材にどのような具体的な業務を依頼し、どのような効果を期待しているのか、お示してください。

次に、ゼロカーボン化に向けた取組について伺います。

行政がゼロカーボン化を進めるために、目指すべき二つの道を進まなくてはならないものと考えます。一つは、自治体自身のゼロカーボン化を進める道、もう一つは、法人を含めた市民のゼロカーボン化を進める道であります。

令和8年度実施予定の事業案も、この視点から企画されているものと考えます。施策群を眺めてみますと、市民向けの取組推進策は一定程度事業化されているものの、自治体自身としてのゼロカーボン化の事業は、道路照明と市内小学校の体育館の照明のLED化のみとなっているものと推察されます。

そこで伺いますが、まず、本市における自治体自身としてのゼロカーボン化を進めることについての考え方をお示してください。

本来であれば、公共施設の照明のLED化などは加速させなければならないものと思いますし、熱効率や施設利用者の快適性確保と、使用するエネルギーを再生可能エネルギー化する事業など、様々な事業が考えられると思います。

本市において、今後さらに令和8年度実施予定の事業のほかに、手がけなければならないゼロカーボン化の事業は具体的にどのようなものをお考えなのか、お示してください。

次に、令和8年度の収支について伺います。

令和8年度予算の収支について、一般財源収入の総額は、前年度より増額となる見通しのことですが、引き続き予算編成に財源不足が生じる旨が示されております。財源不足額は、昨年対比で3,000万円の増となっているとのことであります。先述のとおり、昨今の物価高騰や人件費高騰等の状況はあるものの、それを見越しての予算編成と思われそうですが、財源不足が生じた主な理由をお示してください。

また、この財源不足額が14億9,000万円と示されており、その不足分を過疎債ソフト分から9,000万円、さらに財政調整基金から14億円充当することで、収支均衡予算を編成されたとのことであります。財政調整基金は、本市で不測の事態が生じ、緊急的予算措置を講じなければならない際の重要な財源であり、一定程度の水準を保つ必要があるものと考えます。災害や天候不順などで対応を迫られることの多い昨今、財政調整基金を一定程度、例えば、対一般会計予算の5%程度を確保する等の用意は必要と考えます。この点、本市のお考えをお示してください。

この項の最後に、予算編成の市長のお考えを伺います。

令和8年は、8月に市長選が行われる予定であり、いわゆる改選期の年であります。本年2月20日、迫市長は3期目への立起を表明されました。これまで取り組まれた多くの成果をもって、今後の市政運営を意欲的に進めていかれるお考えであることと思っております。

この改選期となる年度の予算について、市長御自身、どのような思いとお考えの下、編成されたのか、所感をお示しいただきたいと思っております。

以上、1項目めの質問を終わります。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（迫 俊哉市長登壇）

○市長（迫 俊哉） 中村吉宏議員の御質問にお答えいたします。

ただいま、予算編成について御質問がありました。

初めに、人口対策に効果を期待する事業につきましては、令和9年の供用開始に向けて行う小樽公園の再整備や昨年開設したおやこの集いの場は、かねてから子育て世代からの要望が多かったもので、これらにより、子育て環境のハード面の整備が大きく進み、子育て世代が住み続けたい、また、住みたいまちとして選んでいただけることを期待いたしております。

また、移住者に対する支援金や新規創業者、就農者に対する補助金などは、移住を検討する方に対する後押しとなるほか、新たに地域おこし協力隊3名の採用を予定しており、隊員自身の移住・定住とともに、そのうち1名に移住プロモーションを担っていただくことで、人口対策に寄与することを期待いたしております。

次に、ノートパソコン等を議会で使用することによるペーパーレスの効果につきましては、試行を行った令和6年第2回定例会から令和7年第4回定例会までで、約28万枚を削減するとともに、仮に100枚当たりの議会資料に関わる労務時間として印刷に1分、丁合いに6分、集約や配布に3分かかると試算いたしますと、労力としては約460時間の削減となります。

さらに、人件費を1時間当たり2,000円、用紙及び印刷に関わる費用を1枚当たり4円といたしますと、効果額といたしましては約200万円と試算いたしております。

次に、デジタル技術の活用を進めることで目指すべき目標につきましては、デジタル技術やデータを活用し、行政手続のオンライン化や会議のペーパーレス化等を進めることで、市民の利便性向上と職員の業務効率化を図り、人口減少社会にあっても持続可能な行政運営の実現を目指すべき目標と考えております。

次に、令和8年度の軸となるデジタル化の事業につきましては、オンライン申請システムに本人確認機能やオンライン決済機能を追加することで、市民の皆さんや事業者が来庁することなく、いつでもどこでも必要な手続をオンラインで申請し、手数料の支払いまで完結できる仕組みをつくり、利便性を高めることが令和8年度の軸となる事業と考えております。

次に、デジタル外部人材の予算化の時期につきましては、事業名は現在と異なりますが、平成23年度から行政情報アドバイザーの経費を予算計上しております。

次に、これまでのデジタル外部人材の起用とその効果につきましては、外部人材として現在、行政情報アドバイザーと地域活性化起業人を起用いたしておりますが、行政情報アドバイザーといたしましては、システムの運用・構築に高度な知見を有する方を起用することにより、適切なシステムの調達やデジタル部門の職員育成を実現いたしております。

また、地域活性化起業人といたしましては、他自治体においてDX推進の実績がある企業の方を起用することにより、市内のデジタルに関する困り事の解決や、新たなデジタルツールの活用促進、研修等を通じた職員の育成などを実現いたしております。

次に、令和8年度のデジタル外部人材につきましては、引き続きこれまでの取組を継続するほか、セキュリティ対策の強化や民間企業におけるDX事例の本市への導入検討、生成AIの利活用に係る研修などを行うことで、行政データの安全性を高めるとともに、さらなるDX推進を図り、市民利便性向上と職員の業務効率化が進むことを期待いたしております。

次に、本市自らのゼロカーボン化推進の考え方につきましては、ゼロカーボン達成に向けては、市

民、事業者、行政が一体となって取り組む必要がありますが、市域の事業者の中でも、市が保有する施設からの温室効果ガス排出量は大きく、市自らの取組は、市域全体の削減に寄与するものと考えております。

そのため、令和4年2月に策定した、第4次小樽市温暖化対策推進実行計画【事務事業編】において、2030年度までに市の事務事業からの排出量を基準年の2013年度比で52%以上削減することを目標とし、その達成に向けて取り組んでいるところであります。

次に、今後、手がけなければならない事業につきましては、省エネ化としては、LED照明への転換、暖房・空調設備更新時に省エネ型・高効率型を導入、また、公用車更新時に次世代自動車を導入するほか、再生可能エネルギーの活用といたしましては、太陽光発電設備の設置などがあります。

また、職員一人一人の取組として、DX化の推進によるペーパーレス化などを含めた業務改善を継続していく必要があると考えております。

次に、令和8年度予算編成において財源不足が生じた主な理由につきましては、歳入において、市税や交付税が増加したものの、近年の物価高騰による行政運営に必要な委託料などの経費が増加傾向にあるほか、人件費では給与改定や退職手当の増加、扶助費では障害者福祉費の訓練等給付費や介護給付費が増加したことなどにより、歳出が大きく増加したことによるものであります。

次に、財政調整基金の確保につきましては、令和8年度当初予算編成後の財政調整基金残高は約19億5,600万円であり、小樽市中長期財政収支計画どおり、不測の事態に備えるための約20億円を確保できましたが、将来も安定的に財政運営を行っていくためには、標準財政規模の10%である30億円程度の基金を確保していくことが望ましいものと考えております。

次に、令和8年度の予算編成につきましては、市政執行の基本方針を「変化の時代にしなやかに応え、活力と安心が調和するまちづくり」とし、人口減少、少子高齢化、外国人住民と観光客の増加、デジタル化の進展など社会の変化が加速する中、オーバーツーリズムやヒグマ対策、医療体制の確保、人手不足への対応など、本市が直面する新たな課題にしっかりと対応し、港や歴史などの強みで生み出す活力と暮らしの安心を両立したまちづくりを進めたいとの思いを持って編成したものであります。

**○議長（鈴木喜明）** 次に、第2項目めの質問に入ります。

（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

**○議長（鈴木喜明）** 15番、中村吉宏議員。

（15番 中村吉宏議員登壇）

**○15番（中村吉宏議員）** 公共施設に関連して伺います。

この項目では、小樽市新総合体育館の更新、小樽市本庁舎の更新、小樽公園再整備について伺ってまいります。

まず、小樽市新総合体育館について伺います。

小樽市公共施設長寿命化計画のうち、小樽市新総合体育館と小樽市役所本庁舎は、個別の計画が示されており、新総合体育館は市民プールを併設し建設を予定していたところ、昨年5月、入札不調により、工事を開始できない状況となりました。その原因として、近年の尋常ならざる建築資材や物価の高騰、大型建設事業を手がける大手事業者の受注量が多い状態が続いていることが挙げられます。

小樽市新総合体育館整備事業再入札検討委員会では、昨年8月から11月までの間、様々な検討が行われた旨、議会に報告いただいておりますが、経済状況の把握や予算見直しのみならず、施設規模や入札参加要件見直し、PFI手法の導入などの検討を進めているものと思いますが、まず、現在の検討状況をお示しください。また、再入札の見通しについて、いつお示しいただけるのか、お答えください。

予算面についても、同一規模の内容での建設はかなりの予算増額が必要であると思います。現計画の内容で実施した場合、直近での必要額は幾らなのか、お示してください。

PFI手法を導入した場合の国からの財政措置について、本市では国と確認を行ってきたものと思います。国からはどのような措置がなされるのか、それにより建設を進めることが可能となるのか、お示してください。

現在何っている情報では、現計画を進めるには厳しい状況であるものと考えます。もし、小樽市新総合体育館建設に向けて、今の状況が開けない場合、根本的な計画の見直し等を行うのか、市教委では今後どのように考えるのか、見解をお示してください。

この質問を用意した後、本会議の場で教育長の教育行政執行方針を伺いました。引き続き検討を要する旨の御発言でしたが、大型の公共施設の更新は、小樽市新総合体育館だけではなく、この後述べる小樽市本庁舎の建設計画にも影響を及ぼすものであるため、猶予がないものと思い、あえて質問をさせていただきました。

現段階で、直後に本庁舎建設を控えている状況を踏まえたスケジュール感についてどのようにお考えか、見解を伺います。

次に、更新が必要な、もう一つの重要な公共施設である小樽市本庁舎について伺います。

小樽市本庁舎長寿命化計画では、本庁舎について、建て替えの方針が記されており、新庁舎の機能として、本庁舎本館に委員会室を除く議会機能を移し集約、現在、本館にある福祉保険部、総務部、市長室、副市長室などに加え、委員会室を新庁舎に設置し、建て替え場所は現敷地、建て替えに当たっては現本庁舎別館は取り壊すとされており、新庁舎の規模を現本庁舎別館と同規模とした場合の概算事業費を約60億円と示しております。

事業スケジュールとしては、令和7年度に基本構想、令和8年度に基本計画が策定される予定が変更になり、建築費の高騰など、社会情勢の変化による影響を踏まえ、新庁舎の規模、機能のほか、概算事業費、財源、スケジュールなどについて再検討を行い、令和7年度末に小樽市本庁舎長寿命化計画を改定することになっておりました。この長寿命化計画の改定についても、さらなる検討に時間を要することと、令和8年度末まで1年間延期されると議会で報告いただいております。

小樽市役所本庁舎の問題は、多くの課題とジレンマを抱えているものと考えます。先ほどの基本構想、基本計画を進めるとしても、市庁舎は、本館も別館も耐用年数の60年を超えており新耐震基準を満たしておらず、防災や市民の安心・安全の観点からも早期の対策が求められるものと考えます。

しかし、先行する小樽市新総合体育館の工事が進行しなければ、その先の基本設計、実施設計に進み、工事を行うことは、財政上の観点からも、進みたいけれども進められないという厳しい状況下にあるものと推察します。さらには、今、小樽市新総合体育館が直面している資材高騰等の問題は、今後、計画する小樽市本庁舎建設にも重くのしかかる課題と推察されます。

こうした課題やジレンマを抱える現状でどう解決するべきか、私なりに考えておりました。さらには、市民の足となるバスの減便などで市内公共交通の利便性が低下している中で、高齢化率も上昇している現状、市役所への移動負担を考慮すると、果たして現在の場所が妥当なのかという観点も重要となってまいります。

現計画では、小樽市役所本庁舎を現在の場所に建て替えるということですが、先ほどの課題やジレンマを考えると、一旦立ち止まり、計画を見直す必要もあるのではないかと考えます。

現在、進めている小樽市本庁舎長寿命化計画の改定はどのような方向性で検討されているのか、主な検討内容をお示してください。

災害時の拠点となる本庁舎の整備は大変重要と考えます。例えば、一旦、交通結節点であるJ R小樽駅前しかるべき場所に小樽市本庁舎機能を移転させ、物価の状況やZ E Bによる国の支援を交えて、新しい庁舎建設の道を模索することも重要ではないでしょうか。

J R小樽駅前周辺では、小樽都通り商店街に空き店舗があり、中には大型の施設も存在します。空き店舗の一部では再開発の計画もあるようですが、アーケードのある小樽都通り商店街の現在の空き店舗や、J R小樽駅前のサンビルスクエアの施設など、市民の利便性に配慮しながら、床面積を考慮し、空き店舗を利用した町なか市役所を創設することも手法の一つと考えます。

一つの建物内で全ての行政機能を集約できないというデメリットもありますが、各窓口の平面移動が可能なこと、屋外の移動を要するものの、アーケード内であったり、比較的近距离移動のため、天気の影響を受けにくい等のメリットがあります。

さらに、この物価高騰下で大規模な財政出動を要せず、内装等の改修工事については、市内事業者が対応可能と考えます。

小樽市本庁舎の問題については、こうした、J R小樽駅前周辺の商店街などにある空き店舗を利用した町なか市役所の整備を行うことも必要と考えます。ぜひとも調査・検討をしていただきたいと考えます。見解をお示してください。

次に、小樽公園再整備事業について伺います。

迫市長の示される人口対策の重要な柱に、子育て環境の充実があり、この事業はまさに重要なものであると認識しております。

令和8年度、9年度の2か年で水遊び場や大型複合遊具を設置し、子育て世帯を対象とした小樽公園の再整備を行う総合公園再整備事業が示されております。多くの市民の方が期待する事業であると考えます。速やかな進捗を期待するところであります。

さて、小樽公園を整備するに当たり、要望を含めて確認ですが、これから再整備を行うエリアには多くの樹木が生育しております。中でも、様々な団体の寄附により、植樹が行われた樹木について伐採などがされないことを望みます。

こうした樹木についての認識や、場合によっては移植することは検討されているのでしょうか、お示してください。

次に、水遊び場についてであります。

水遊びで濡れた子供の着替えなどが行える施設について整備する考えがおありなのか、見解をお示してください。利用者が利用しやすい整備を行っていただきたいと思えます。

さらに伺いますが、遊具や水遊び場は屋外施設となります。整備した後の問題ですが、冬期間、施設の遊具などは利用できなくなると思いますが、使用しない期間の遊具等の管理をどのように行う考えなのか、お示してください。

大型の遊具などは、それなりの養生等を行わなければ破損したり、安全性が損なわれる状況になることも懸念されます。対策をしっかりと取っていただきたいと思えます。

以上で、この項目の質問を終わります。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（迫 俊哉市長登壇）

○市長（迫 俊哉） ただいま、公共施設について御質問がありました。

初めに、小樽市本庁舎についてですが、まず、小樽市本庁舎長寿命化計画改定の主な検討内容につきましては、建築費の高騰、人口減少や少子高齢化など、社会情勢の変化による影響を踏まえ、将来の財政負担を考慮した規模・機能の検討を進めております。

このため、行政機能の分散化やDXを活用した窓口サービスの改善などの自治体フロントヤード改革の推進による市民の利便性向上と、効果的な行政サービスの提供方法を検討しております。

また、財源の確保と行政の効率化の観点から、国などの地方財政措置が活用可能な老朽化した公共施設との複合化を検討してまいりたいと考えております。

次に、空き店舗を利用した市役所機能の整備につきましては、業務の非効率化や管理コストの増加など課題が多く、難しいと考えておりますが、市が所有する遊休施設や利用可能な民間施設を活用した行政機能分散化については、将来の財政負担を考慮し、新庁舎の規模・機能と併せて検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、小樽公園再整備事業についてですが、まず、寄附により植樹された樹木につきましては、位置や樹種を確認しており、再整備に支障となるものについては可能な限り移植することとしております。

次に、子供の着替え等ができる施設につきましては、整備する予定はありませんが、水遊び場の周りに芝生広場を設けますので、持参していただいた簡易テントなどで着替えを行っていただくことを想定しております。

次に、冬期間の遊具等の管理につきましては、設置する遊具等は積雪を考慮した構造となっておりますが、大型の遊具につきましては、積雪の状況により雪下ろしを行い、また、小型の遊具等につきましても、シートで養生を行うなど適切な管理に努めたいと考えております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**○議長（鈴木喜明）** 教育長。

**○教育長（中島正人）** 中村吉宏議員の御質問にお答えいたします。

ただいま、公共施設について御質問がありました。

小樽市新総合体育館についてですが、初めに、現在の検討状況と再入札の見通しにつきましては、小樽市新総合体育館整備事業再入札検討委員会では、引き続き再入札に向けた課題について検討を進めており、現在は事業費の圧縮策として、施設規模の縮小などについて検討を行っております。

こうした検討には時間を要し、また、変更内容によって必要な期間が異なることから、現時点で再入札の見通しを示すところまで至っておりません。

次に、現計画の内容で整備事業を実施した場合、直近での必要額につきましては、本事業の概算事業費については、入札公告時に積算して以来、改めて積算はしておりません。

しかし、入札中止後の令和7年6月に、複数の事業者へアンケートを実施し、その結果を基に、事業者が求める価格を推計したところ、建設費は104億円から130億円程度になると想定しております。

次に、PFI手法を導入した場合の国の財政措置と、それによって建設を進められるかにつきましては、国が示している通知「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）に基づいて地方公共団体が実施する事業に係る地方財政措置について」では、PFI手法を導入し、民間資金を活用して整備を行う場合であっても、市に対しては、直営で整備する場合と同様の交付税措置が講じられるとされております。

この制度を活用することにより、直ちに事業を推進できるわけではありませんが、今後、整備費の財源を検討する上で有益な情報になると考えております。

次に、今の状況が打開できない場合、根本的な計画の見直し等を行うかにつきましては、現在、再入

札に向けた課題について様々な検討を進めているところですが、検討に当たっては、学識経験者、スポーツ関係団体、市民公募委員の皆様にご協議いただき、令和6年2月に策定した小樽市新総合体育館基本計画の内容を基本としながら、検討してまいりたいと考えております。

次に、本事業のスケジュール感につきましては、再入札に向けた検討については、可能な限り速やかに進める必要があると考えておりますが、本事業が市の財政に与える影響は大きく、将来世代に過度な負担を残すことは避けなければならないことから、施設規模の縮小や、より最適な事業方法の選択など事業費を圧縮するための方策について検討を重ねる必要があるものと考えております。

**○議長（鈴木喜明）** 次に、第3項目めの質問に入ります。

（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

**○議長（鈴木喜明）** 15番、中村吉宏議員。

（15番 中村吉宏議員登壇）

**○15番（中村吉宏議員）** まちづくりに関する課題や予算化された事業について伺ってまいります。

まず、投資を呼び込む取組について伺います。

迫市長は、本市の魅力を経済や港を中心に捉え、本市の魅力発信を行って選ばれるまちを築き、経済と生活の好循環を図っていくという姿勢をお持ちであると捉えております。これを民間の投資を呼び込むきっかけ、要因と据えて取り組まれるお考えのことと思います。

一方で、民間の発想、いわゆる投資を行う立場の側から見て、投資を行う上でどのようなことを求めているのかを把握することは非常に重要であり、そのニーズを満たさぬものに投資する人や企業はいないものと考えます。また、投資先としてのニーズや魅力は、その事業者等の業種や目的により変わってくるものと思います。

そこで伺いますが、投資する側のニーズや魅力を把握し、魅力的な提案を行うことについて本市ではどのように捉え、行動してきたのか、お示しください。

投資を呼び込む手段として、これまで本市でも取り組んできているものに企業誘致があります。この企業誘致については、議会でもしばしば議論されるテーマですが、これまで本市では、石狩湾新港西地区や銭函工業団地への誘致についての取組が中心で、本市中心市街地をはじめ、市域全体への誘致の発想は薄い状況であったと思います。

今定例会に示された市政執行方針の中に、市長は、外部の新たな視点を取り入れた移住施策や土地の規制見直しなども含め、より一層選ばれるよう、様々な機会を捉える取組を進めると述べられました。

これまでの議会議論の中で土地利用の規制について、私も緩和を行い、企業が進出しやすくするべきという旨を質問を通して訴えてまいりました。

石狩湾新港地域を除く本市の現在の用途地域は、現在も昭和の時代に指定された旧態依然のままで、市街化区域の7割超が住居系区域の指定を受けている状況です。そのため、現状に即した土地の弾力的な利用がかなわず、様々な投資の選択を排除せざるを得ない状況にあったものと思います。

都市計画法に基づく規制のみならず、港湾法の規制を受けた本市の分区についても同様です。これまでの土地利用規制の緩和的対応を見ると、利用の必要性が顕在化したところに部分的に変更や緩和措置を講じる進め方であったと思います。その際、計画変更や地域指定の変更に時間を要し、スピードを要する投資側のチャンスを潰してしまうことにもなりかねません。

一定の要件を付することは必要であるにせよ、投資を希望する側が時間をかけず、本格的な検討を行えるような本市における土地の規制緩和を行うことについて速やかな取組を求めたいと思います。見解

をお示しください。

また、市長のおっしゃる規制見直しについて具体的にどのように行うことを想定しておられるのか、お示しください。

市政執行方針を伺うと、投資を呼び込むことと同時に、人を呼び込むための施策や企業を呼び込む施策、地域活性化起業人制度の活用や、NoMapsへの参画など、新しい取組を行うことがうかがえます。

こうした事業への参画により、どのような具体的効果を期待しているのか、お示しください。

次に、観光関連の課税について伺います。

まず、今年4月から導入される宿泊税について伺います。

歳入予算として2億100万円が計上されております。これまでも議論されておりましたが、いわゆる使途について、歳出予算の項目を見ると、地域DMO交付金として1億4,371万円が計上されております。このうち、宿泊税を財源とする額は幾らなのか、お示しください。

また、DMOに関する国のガイドラインの変更があったと伺っております。そのうち、小樽観光協会が該当する地域DMOについて、特に財務面でどのような変更があったのか、お示しください。

そのほかDMOへの交付金以外で、宿泊税を財源とする主な事業とその充当額をお示しください。

次に、港とまちづくりについて伺います。

まず、クルーズターミナル駐車場の運用について伺います。

クルーズターミナル駐車場についてクルーズ船来航時以外の常時利用を訴えてまいりました。市として、次年度取り組んでいただけるものと期待しております。

令和8年度の新規事業として、駐車場運用経費として1,830万円が予算計上されております。クルーズターミナル駐車場を、みなとオアシス小樽のバス駐車場として活用するための事業費である旨説明されております。この事業を行うに当たっては、土地の利用の問題で国に確認が必要と伺っております。この点、国に確認した内容と国の回答をお示しください。

本市では、この予算を使用し、どのような内容の事業を行うのか、具体的に説明してください。

また、この事業を進めるに当たり、採算性についてどのようにお考えか、お示しください。

次に、小型船だまり整備事業について伺います。

令和7年度に完成予定でありました小型船だまりの二つの棧橋整備について令和8年度に持ち越され、2億3,190万円の予算が計上されております。この事業が完成すると、国直轄事業もそうですが、第3号ふ頭周辺再開発事業が終了することになります。この事業について、令和7年度は国の予算措置が行われず、工事の実施ができなかったものであります。

令和8年度、国においてしっかりと予算化されるよう、市として要望していただきたいとお願いしておりました。この間、本市ではどのような要望を行われたのかをお示しください。

整備事業の完成後、主に利用する観光船事業者へは、利用に関し、どのような案内を行う予定なのか、スケジュール感も含めてお示しください。

次に、観光船に関連して伺います。

小樽港や塩谷港を発着する青の洞窟クルーズを行う各社が、令和7年7月に発生した落石事故により、洞窟内への進入を控えているという状況が発生しました。洞窟内の神秘的な景色が人気の同クルーズにとって洞窟内に入ることができないのは、クルーズの魅力低下、ひいては収益確保について大きなマイナス要因となります。

そこで伺いますが、クルーズ事業者が洞窟内への進入を行わないことについて、国や北海道、市では何か規制を行っているのでしょうか。

さらに、安全確保等の対策を行っているのでしょうか。また、今後について洞窟内の見学ができる状況になるのか、見直しなどをお示しください。

次に、景観について伺います。

本市では、歴史的風致維持向上計画が国に認定され、観光を中心に景観を大切にしまちづくりを進めております。この景観を守るため、本市でも景観条例を制定し、景観計画を策定しております。

しかし、本市では、歴史的建造物周辺のエリアについて、広告物等の規制を行うなどに終始しており、まち全体の景観についてどこまで意識が及んでいるのかというところに、いささか疑問を抱く状況です。

景観について、海と山が織りなす坂のまちの景色というのも重要な景観となり得るものと考えております。

そこで、今、本市で発生している状況について疑問に思うことは、船見坂からの景色が大きく変わったということであります。旧中央卸売市場跡に建設された施設は、当時4階建ての建物に対し5階建てとなり、以前は坂の中腹から現在の小樽港クルーズターミナルとその周辺が見渡せましたが、現在は坂の上まで登らなければ、その景色を眺めることができなくなりました。坂を下りながら船を眺めることができる、船見坂の景観が失われてしまいました。くしくもこの坂は、映画「Love Letter」のロケ地としても知られ、近年は外国人観光客もその景色を堪能しに訪れる場所であります。

他都市の状況を見ると、同じく坂から港や船が見える景色として、旧青函連絡船遺構のメモリアルシップ、摩周丸を望むことができる函館市の八幡坂がありますが、函館市では景観デザイン指針を作成し、その中で景観形成街路沿道区域を定め、函館市らしさを際立たせた景観の維持を目指すとしております。

歴史的な建物自体を取り上げることもそうですが、本市としても小樽市らしさを守る景色を含めた景観維持に努める必要性を感じます。

これらの観点から幾つか伺いますが、本市では景観を考えるに当たり、都市の景色や風景を考慮されているのか、どのようにお考えか、お示しください。

また、小樽市の市内事業者が開発を手がける際には、景色、風景を意識した景観を考慮に入れてくれるものと思います。船見坂下の事例では、事業者は市外であり、施工等も市外事業者であるようです。

土地の利用規制等とは別に、市外事業者の事業展開について観光都市である本市についての理解を求めたり、情報を供与したりと対応が必要になるものと思います。市の見解と今後の対応についてお考えをお示しください。

以上で、この項目の質問を終わります。

**○議長（鈴木喜明）** 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**○議長（鈴木喜明）** 市長。

（迫 俊哉市長登壇）

**○市長（迫 俊哉）** ただいま、まちづくりについて御質問がありました。

初めに、投資を呼び込むことについてですが、まず、投資する側のニーズや魅力を把握し、魅力的な提案を行うことにつきましては、市からの一方的な提案にならないよう、企業側のニーズを的確に捉えることが重要な観点であると考えております。

具体的な活動といたしましては、北海道内、首都圏企業への個別訪問に加え、交流イベントなどにも参加するなど、企業との対話を通じてニーズを把握し、魅力的な提案に結びつけられるよう努めている

ところであります。

次に、土地の規制に関わる取組につきましては、今年度から、用途地域等の全市的な見直しの作業に着手し、現在は土地利用状況の確認などの作業を進めており、令和9年度の都市計画変更を目指し、見直しに向けた作業を進めているところであります。

次に、土地の規制に関わる見直しにつきましては、全市的な用途地域の見直し作業に当たり、小樽市都市計画マスタープランや小樽市立地適正化計画等の上位計画の方針に沿った見直しのほか、現況の土地利用や地域特性の変化等を踏まえつつ、住環境や事業環境に影響を及ぼさない範囲において、見直しの検討を進めてまいりたいと考えております。

また、見直しに当たっては、人口減少対策や企業誘致の観点も踏まえ、一定の規制緩和について検討することを想定いたしております。

次に、人や企業を呼び込む施策や新しい取組による具体的な効果につきましては、移住施策では、移住者や関係人口の増加、企業誘致では税収と雇用の増加や経済波及効果、地域活性化起業人制度の活用やNoMapsへの参画では、民間企業等との関係構築や企業が持つノウハウを生かした地域課題の解決に向けた効果を期待するとともに、これらの取組を通じて、まちの活力が一層高まることを期待するものであります。

次に、観光関連の課税についてですが、まず、地域DMO交付金における宿泊税の充当額につきましては6,000万円であります。

次に、DMOガイドラインの改正における財務面での変更点につきましては、安定的かつ多様な運営資金を確保する見通しを立てることを目的に、新たなKPIとして安定財源確保率が導入されたほか、財源計画の策定が義務化されております。

次に、地域DMO交付金以外の主な宿泊税の活用事業と充当額につきましては、オーパーツーリズム対策事業費に3,147万1,000円、宿泊税導入経費に2,023万1,000円、旅行者安全確保整備事業費に949万円、歴史的建造物保全及び景観地区内建造物修景等事業費助成金に700万円、観光入込調査デジタル技術活用事業費に671万円を充当いたしております。

次に、港とまちづくりについてですが、まず、クルーズターミナル駐車場につきましては、当該駐車場の土地には国有地が含まれるため、バス駐車場として運用する場合の手続などについて国に確認を行ったところであります。

国からの回答では、市が事業主体になる必要があり、港湾管理者とそれ以外では手続が異なること、また、当該駐車場の整備は補助事業で行ったことから、収益が発生した場合には補助金の返納が必要であることなどが示されました。

次に、クルーズターミナル駐車場運用経費の事業内容につきましては、バス駐車場として有料化に向けた検討をする上で、利用実態やニーズを把握するため、試行で無料開設するものであり、駐車台数は最大で28台、開設時間は午前9時から午後5時まで、管理方法は業務委託を予定しております。

なお、試行期間後には、有料化に取り組むこととしておりますので、採算性を考慮しながら、料金などの諸条件を検討してまいりたいと考えております。

次に、小型船だまり整備事業の予算要望につきましては、令和8年度は国の予算配分が十分になされるよう、昨年10月に私が直接、地元選出の国会議員や国土交通省港湾局に要望を行ったところであります。

次に、観光船事業者への利用案内につきましては、これまでも利用を希望する事業者と施設の仕様や利用方法などについて意見交換を行いながら進めてきたところであり、今後、国の予算配分が示された

後には、改めて利用を希望する事業者と利用方法などの調整を行いながら進めてまいりたいと考えております。

次に、青の洞窟内への航行につきましては、国、北海道、市のいずれも禁止する規制は行っておりません。

また、安全確保等の対策につきましては、落石防止対策を実施する予定は聞いておりませんが、落石の可能性が認められることから、管理者である北海道をはじめ、本市においても安全性に関する注意喚起の情報発信等に努めており、洞窟内の見学再開については当面難しいものと考えております。

次に、景観についてですが、まず、本市の景観を考える際に、都市の景色や風景をどのように考慮しているかにつきましては、本市は平成4年に都市景観や歴史的景観、自然景観の保全を目的とした小樽の歴史と自然を生かしたまちづくり景観条例を制定いたしております。

この条例に基づき、景観を建物単体ではなく、町並みや自然環境との調和を考慮し、良好な景観形成の誘導に努めているところであります。

次に、市外事業者の事業展開への対応につきましては、本市の魅力である歴史的町並みや自然環境などと調和した計画となるよう、事業者には計画地における景観の特性や歴史的建造物の価値を理解していただくことが重要であると考えております。

そのため、小樽市景観計画に基づく制限のほか、歴史文化遺産などの関連情報を提供するとともに、早期の事前相談を促しているところでありますが、今後も事業者との協議を重ねることにより、良好な景観形成の誘導に努めてまいりたいと考えております。

**○議長（鈴木喜明）** 次に、第4項目めの質問に入ります。

（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

**○議長（鈴木喜明）** 15番、中村吉宏議員。

（15番 中村吉宏議員登壇）

**○15番（中村吉宏議員）** 市民生活について伺います。

まず、除排雪について伺います。

今冬の除排雪予算は、年度当初19億2,520万円でしたが、記録的短時間降雪や1月は20日以上真冬日が続いたことにより、除排雪にかかる負担増で3億5,000万円の追加予算を専決処分されたという状況でした。次年度は、当初予算として20億4,150万円が計上されており、対今年度で1億1,630万円増額されております。

新年度予算の考え方について、増額したことも含めてお示してください。

今冬は、中央ふ頭基部の雪処理場に多くの雪が集中した結果、融雪が進まず、特殊機材の作業のため、約2日を要した結果、その間、排雪の受入れができず、除排雪事業の遂行に不安を要する状況となりました。隣接の札幌市では、市内の雪堆積場が受入れできないほどの量となっているという情報も耳にします。近年の異常な気象状況下で、それでも市民の安心・安全を確保するため、除排雪事業が進められるよう対応を望むばかりであります。

次年度は、市内雪処理場や雪堆積場が受入れ不可能とならないよう、事業を執行していただきたいと考えます。来季についてどのようにお考えか、見解と対応策をお示してください。

今冬の除排雪関連の市民要望で多く耳にしたのは、ロードヒーティング部分と圧雪部分の極度の段差の存在でした。中には、車両の破損が発生する事例も耳にいたしました。

段差解消について、今冬、市ではどのような対応を行ってきたのか、また、次年度はこのような苦情や車両の破損などが生じないよう対策を求めますが、見解をお示してください。

次に、市内の公共交通について伺います。

市内公共交通の中心となる市内路線バスの相次ぐ減便で、市民の利便性が大きく低下しております。一方で、観光需要のある目的地に向けて運行する便は、便数は確保できているものの、多くの観光客の利用で、沿線住民が乗車できないという状況も指摘されております。

この点、バス事業者は追加便等に対応し、利便性が確保されるよう努めていただいておりますが、それ以外の路線では、日中で1時間に1本のダイヤ等が続いております。

運転手不足という深刻な原因が示されておりますが、この解消に向けた方策は一向に打ち出されておられません。ハイヤー業界も人材不足の状況が続き、特に夜間帯の需要に対し供給が追いついていないというのが現状であります。

こうした運転手不足、人材欠乏の状態について市も対策を検討されていると思っておりますけれども、今後の状況を解消するべく、何か有効な対策を講じることはできないのでしょうか。実施を検討されている事業などがあればお示しください。

こうした人材不足による公共交通手段の維持が困難となる状況を打開するため、本市では令和7年度に自動運転E Vバスの実証実験を行いました。自動運転を行うツールは、今後において非常に重要と考えますが、自動運転E Vバス導入に向けた取組は継続しないのか、お示しください。

そのほか、市民の移動手段確保に向けた新しい手段の導入や取組について検討されていることがあれば、お示しください。

最後に、市民への情報提供について伺います。

本市では、広報おたるや市議会だより等の紙面情報の提供ツールのほか、ホームページやLINE等のデジタルツールを利用して市民に情報提供を行っております。また、町内会のデジタル化が徐々に進み、回覧板などの地域情報がデジタル化されて市民の手に届くようになってまいりました。デジタル化が進む一方、高齢者などにはなかなか浸透しにくいのが課題であります。

そのような中、本年1月、2月は度々大雪に見舞われた本市で、2月19日にはJRなどの市外へ通じる公共交通機関のみならず、早朝から市内バス路線が運休し、通勤・通学客に大打撃が生じました。デジタルツールの利用者は、市内の交通情報や気象情報を手軽に入手できますが、デジタルツールを利用しない多くの方には困難なこととなり、その結果、通院のためにバスを利用しようと運休となったバスを雪の降りしきる寒いバス停で待ち続けるという事態も発生したとのことであります。

バス事業者も、順次、バス停に掲示などを貼る作業を行っていただいていたと思いますが、復旧のめども分からず、途方に暮れたという方も多くおられたようです。

そこで伺いますが、現在、本市ではこうした緊急時の情報についてデジタルツール以外で市民に知らせる方法を用意しているのかをお聞かせください。

前述の緊急の状態が発生した場合、例えば市内の施設や交通機関の運行に関する情報などを取りまとめ、テレビやラジオを通じて断続的に情報提供を行っていただくということも必要ではないかと考えますが、本市では取組などを行っているのか、行っているとすればその方法等をお示しください。

以上、再質問を留保して、質問を終わります。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（迫 俊哉市長登壇）

○市長（迫 俊哉） ただいま、市民生活について御質問がありました。

初めに、除排雪についてですが、まず、新年度予算の考え方につきましては、除排雪方法を事後処理型から予防保全型に切り替え、市民の皆さんに一定の評価をいただいた平成30年度の作業量を基本とし、最新の労務単価などを乗じて算定したものであります。

また、増額の要因につきましては、労務単価や機械損料などの上昇を見込んだことのほか、降雪センサーなどの検知機能を備えた電気方式ロードヒーティングの料金割引終了に伴う増額を反映したことによるものであります。

次に、雪処理場や雪堆積場の受入れにつきましては、今冬は複数回のまとまった降雪や気温の低下により融雪が追いつかず、雪処理場の処理能力が一時的に不足する事態となったことから、大雪時にリスク分散が必要であると考えております。

来期の対応策につきましては、1か所に受入れが集中しないよう、分散管理を行うことで、安定的な受入れができるよう努めてまいりたいと考えております。

次に、ロードヒーティング部分の段差につきましては、パトロールや市民の皆さんからの通報により状況を確認し、交通量の少ない夜間の除排雪時に、段差を削るなどの対応を行ってまいりました。

しかしながら、今冬は短時間降雪や日中の降雪等により、段差が拡大する状況も見られましたが、大雪時は除排雪の進捗を優先したため、段差解消の対応が遅れる状況になりました。

来期に向けましては、受託業者と意見交換を行い、改善策について検討してまいりたいと考えております。

次に、公共交通についてですが、まず、乗務員不足への対応につきましては、積極的なバス乗務員の採用活動のための費用の一部を支援しているところでありますが、採用数は大きく伸びておらず、また、バス事業者が小学校の授業において、乗務員や整備士などの体験教室を開催し、将来の乗務員確保に向けた取組を実施いたしておりますが、短期間で効果が現れるものではないことから、現在はバス事業者と効果的な乗務員確保対策について協議を進めているところであります。

次に、自動運転バスの導入に向けた取組につきましては、現在、今年度実施した実証運行の結果を取りまとめており、その中では技術的課題として、路上駐車、横断歩道での歩行者、対向車両などへの対応や遠隔監視のシステム連携を維持するため、走行ルート上の通信環境の安定確保などが確認されたところであります。

また、小樽市特有の急勾配、狭隘路におけるブレーキ制御や安全確保の精度向上も必要であることから、事業者による技術開発の推移を見定めながら、次回の実証運行の実施時期を見極めてまいりたいと考えております。

次に、新しい移動手段の導入などにつきましては、交通空白地が生じた際の新たな移動手段として、デマンド交通の導入検討を行ったものであります。

また、実際に導入に至った他都市の事例を参考に、運行事業者や自治体職員からの情報収集のほか、国や北海道が主催する新たな移動手段についての勉強会などに参加して、本市における持続可能な移動手段について研究を行っているところであります。

次に、市民への情報提供についてですが、まず、デジタルツール以外に緊急時の情報を伝える方法につきましては、大規模災害時にはFMおたるとの緊急放送に関する協定に基づき、市から災害関連情報を提供し、放送していただく方法や、広報車で情報を提供する方法があります。

次に、緊急時における情報提供の取組につきましては、交通や気象についての情報は、テレビやラジオを含む報道機関が関係機関から情報を得て発信しておりますので、その情報を参考にさせていただきたいと考えておりますが、市として発信が必要な情報がある場合には、先ほど申し上げましたとおり、F

Mおたるへ情報提供を行うこととしております。

事例といたしましては、平成30年9月に発生した北海道胆振東部地震の際には、施設の休館や断水地区などの情報を随時提供し、放送していただいております。

(「議長、15番」と呼ぶ者あり)

**○議長(鈴木喜明)** 15番、中村吉宏議員。

**○15番(中村吉宏議員)** 何点か再質問させていただきたいと思います。

まず、1点目ですけれども、公共施設に関連して伺いました。

小樽市新総合体育館の関連で、今の状況が打開できない場合に根本的な計画の見直しなどを行うのか、市教委で今後どのように考えるかをお伺いした際に、小樽市新総合体育館整備事業再入札検討委員会で、基本計画に関連して予算等も併せて検討されるということです。このままの状況ですと、結構な追加予算額も予想される中で根本的な計画の見直しは行われないうのですか、検討されないのですかという趣旨の質問をしたのですが、小樽市新総合体育館整備事業再入札検討委員会の中では、そうした計画自体を見直していくことまでは検討されないのか、お伺いしたいと思います。

次に、今回、一つの提案として、小樽市本庁舎に関連しては耐用年数がもう過ぎてしまっている状況下で、いろいろと速やかな移転の可能性を私も探りながら質問させていただいた中の町なか市役所の創設の御提案でした。

御答弁ですと、業務の非効率化を指摘されながら難しいというお話もありましたけれども、町なか市役所の業務の非効率化について、検討された中でどういったことが挙げられるのか、お示しいただきたいと思います。

加えて、今、市役所本庁舎を考える上で、市の遊休施設を利用して分散化をさせていくというお考えも答弁の中で示していただきましたが、具体的にどういった場所を想定していらっしゃるのかも併せて御答弁いただきたいと思います。

それと、まちづくりについてでありますけれども、投資に関連してお伺いいたしました。

投資する側のニーズとか魅力を把握して、こちらから、こういう利用の仕方があるという提案を行うことについて、質問をしましたが、取られてきた行動は、道内・首都圏の企業を回られたり、交流を図ったりという御答弁でありました。これまで行動してきた中で、小樽市内の企業も、対外的、いわゆる市外の事業者との交流の中でいろいろな取引をされて、例えば本市に事業進出をしたいと検討されている市外の企業がいる中で、企業自体もいろいろなニーズを酌み取っていらっしゃるようには聞いています。こういう市内の事業者からのニーズ、ヒアリングなどといったものについては行っていらっしゃるのかを今、御答弁を伺いながら思ったところありますので、お答えいただければと思います。

次に、まちの景観の質問をさせていただきました。

船見坂の事例を取り上げましたが、民間企業が手がけられているものなので、あまり多くのことは言うべきではないと思いつつも、船見坂という名称を受けての風景が、船見坂として見えないような状況になるのも少し寂しいと思いつつも景観について伺ったのですけれども、その中で、市外事業者の事業展開についての質問をさせていただきました。

これまで、都市景観条例などを挙げながら良好な景観形成の誘導をしていくということで、事業者ともお話してとあったと思うのです。先ほど事例として取り上げました船見坂の事業者とは、こういった風景等のお話はされたのかと思ったので、この点、何か御対応、あるいは協議などはされたのか、お示しく下さい。

そして、市民生活についての項目からでありますけれども、情報提供のお話であります。

最後の質問は、公共交通機関や施設の情報などをテレビやラジオを通じて本市から情報発信していただく取組は行わないのかという質問でありました。FMおたるへの情報提供は行われていらっしゃるという御答弁をいただきました。北海道胆振東部地震の際には、市民の皆さんは、情報としてFMおたるにはほぼ頼っていたという状況もありました。ただ、平時の状況であり、こう言ったら失礼ですけれども、テレビやほかのラジオ局なども利用されている市民の方が多い中で、一つのチャンネルだけでは市民に情報がなかなか伝わらないのではないかと、今、御答弁を伺いながらお伺いした次第であります。

一人でも多くの、特にデジタルツールに弱い方たち、あるいは御高齢の方などが情報をキャッチするには、テレビなどが多いのかと思う中で、小樽市の状況はこうなのですかということをテレビなどにも積極的に情報提供して、ぜひ流してもらおうという取組が必要かと思うのです。こういった観点で、もう一度御答弁をいただければと思います。

**○議長（鈴木喜明）** 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**○議長（鈴木喜明）** 市長。

**○市長（迫 俊哉）** 中村吉宏議員の再質問にお答えいたします。

まず、本庁舎に関する再質問の中で、1点目といたしましては、町なか市役所について御提言いただいたところであります。

業務の非効率化ということで、現実的にはなかなか難しいのではないかとお答えさせていただきましたが、基本的には、やはり機能が分散することによる非効率性を意識させていただいたところでありませぬ。

また、市役所が所有する遊休施設については、現在のところ具体的な施設を想定しておりませんが、可能であればということで答弁を申し上げたところでございます。

次に、まちづくりについて、投資の情報を市内の企業からも得られているかというお尋ねだっと思っております。私どもの持つネットワークで、いろいろな機会を通じて、市内の事業者とお話をさせていただいておりますけれども、市内の企業からもそれなりに投資に関する情報を私どもは入手させていただいているところでございます。

公共交通機関や施設の情報提供についてですけれども、要するに、デジタルツール以外で情報発信をする手段として、FMおたるしかないのが災害時にとっては心もとないのではないかと趣旨のお尋ねではあったと思っております。

現実的に考えますと、今、FMおたるを通じて、情報を提供するしかないのですが、テレビを活用してということではあります。市内に限られた地域の情報をテレビが伝えてくれるかについては、なかなか判断しづらいところではあります。ただ、FMおたるだけではという気は私どももしているところでもありますので、災害時に当たって、市民生活に影響を来すような状況が生じた場合には、ラジオだけではなく、テレビ局などにも情報を提供し、情報の発信の機会を広げていきたいと考えているところでございます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**○議長（鈴木喜明）** 建設部長。

**○建設部長（山岸博史）** 中村吉宏議員の再質問にお答えいたします。

景観に関する御質問でありましたが、船見坂の下の市外事業者が施工した建物についてです。小樽の歴史と自然を生かしたまちづくり景観条例は、市内全域を対象としておりまして、一定規模以上の

建築物、高さ15メートル以上超えるもの、延べ面積500平方メートル以上超えるものにつきましては、小樽歴史景観区域という重要な区域以外でも届出が必要な行為として、届出をしていただいております。

あの建物については、手元に資料がないのですが、高さ15メートルを超えていると認識しております。当然、船見坂からの景観といいますか、見え方についてもフォトモンタージュを作成いたしましたので、検討いたしました。

それで、船見坂自体は、市の重要眺望地点ではないのですが、小樽市を代表する風景でもありまして、ただ、船見坂のどこから見たときに、どういう見え方をするのかは問題になっていまして、一番上からの見え方について、まず、支障がないでしょうと。

坂の途中のどこをというところは、それぞれ違う部分がありますので、手前にも5階建ての建物がありまして、それと比べてやや高くなるという認識はありましたが、船見坂の上からでは港を見通せるということで支障がないという判断をいたしました。その上で、あとは色等の協議を事業者と行ってきたと認識しております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 教育長。

○教育長(中島正人) 中村吉宏議員の再質問にお答えいたします。

新総合体育館の基本計画の見直しの検討についてでございますが、基本計画の改定は、変更する規模や影響度によって変わるものと考えてございます。

現行の基本計画にも記載してございますが、設計段階における一部変更は許容しておりますが、例えば用途が変わる、建物の規模が劇的に変わる、計画の敷地が変わるなど抜本的な変更の場合は、改めて計画をつくり直す必要が出てくると考えてございます。

また、やり直しまでは必要ないと判断した場合でも、状況に応じて関係団体や検討委員会での協議は必要になると思います。

いずれにいたしましても、計画の作成に関わっていただいた委員の皆様の御意見も伺いながら、今後の検討内容に応じて対応していかなければいけないものと考えてございます。

○議長(鈴木喜明) 中村吉宏議員の会派代表質問を終結し、この際、暫時休憩いたします。

**休憩 午後 2時24分**

**再開 午後 2時55分**

○議長(鈴木喜明) 休憩前に引き続き、会議を再開し、会派代表質問を続行いたします。

(「議長、4番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 4番、酒井隆裕議員。

(4番 酒井隆裕議員登壇) (拍手)

○4番(酒井隆裕議員) 日本共産党を代表して質問いたします。

最初に、新年度予算案と条例案等について質疑いたします。

議案第16号小樽市農業委員会委員の定数に関する条例の一部を改正する条例案について質疑します。

本条例案は、農業委員の定数を14人から12人に変更するものです。そもそも、2015年の法改正前の農業委員会とは、市町村に設置されている行政委員会であり、農業生産力の発展と農業経営の合理化を図り、農業者の地位向上に寄与することを目的に、農地に関する事務を執行する役割を担っていました。

法改正では、「農民の地位の向上」を削除し、農業委員の選出方法が公選制から市町村長による任命

制に変わり、農協推薦、共済推薦、土地改良区推薦、議会推薦の選任委員もなくなりました。

主な役割としては、農地に関する許認可事務、農地等の利用の最適化の推進、法人化支援、農業に関する情報提供、農業者年金に関する業務、農業・農村の声を代表するなど、多岐にわたります。そのため、定数削減には慎重に対応する必要があります。

まず、法改正前の農業委員会定数はどのように定められていたのか、2015年の法改正でどのように変わったのかをお示しください。

年次別農業概況についてです。専業・兼業別農家数と経営耕地面積について2000年と2020年と比べてどのように推移しているのか、お示しください。

議案の提出に当たり、農業委員会ではこの定数削減についてどのような議論があったと市長はお聞きになっていますか、お答えください。

委員の成り手が不足しているのは、公選制から市町村長による任命制に変わったことも要因の一つではありませんか。

第7次小樽市総合計画基本構想では、農林業について「農地の高度利用により、生産性の高い農業の確立を図るとともに、札幌圏近郊の地理的優位性を生かした都市型農業の発展を目指します。このため、農業生産基盤の整備、施設栽培の促進や農業経営の改善、遊休農地の利活用を図るとともに、新鮮・安心・安全な小樽産農産物の普及拡大に努めます。」と記されています。特に遊休農地の利活用という点では、農業委員会の役割は大きいのでしょうか。

農業委員会定数が減少したとしても、農業生産力の発展と農業経営の合理化に全く影響が生じないことを明言してください。

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律により、児童福祉法の一部が改正され、同法に乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）に関する規定が新設されました。この事業は、保育所等に通っていないゼロ歳6か月から満3歳未満の子供が月一定時間までの利用可能枠の中で、保育所や幼稚園等を利用することができる制度です。当初予算で、乳児等のための支援給付費として計上されました。

この事業については、現場の保育士などから様々な懸念や問題が指摘されています。市町村が設備運営基準を条例化するに当たり、こども家庭庁が定めた設備運営基準に規定された人員配置や施設・面積の基準について、専門家から、そもそも国が定めた基準では不十分との指摘がされています。本市において、十分な人員配置や施設・面積の基準となっているとお考えですか。

認可施設を活用する余裕活用型は、既存の保育体制の中での保育士のやりくりで事業を回すことで、保育士の増員はしなくてもよいとなっていますが、実際に毎日通っている園児と、こども誰でも通園制度の子供を同室で保育すれば、朝晩以外にも、こども誰でも通園制度を利用する子供の入退室のために保育士等の負担が増えることになると思いますが、どのようにお考えになりますか。

こども誰でも通園制度の一般型では、事業を利用する乳幼児が3人以下なら従事する職員が1人でもよいとされる特例が設けられています。乳幼児の安全体制を考えるならば、少なくとも、この特例を許さないことが必要ではありませんか。

様々な業種から広く事業者を募集することとなれば、保育事業に初めて参入する事業者も申請するかもしれません。そうすれば、様々な問題が起きることも懸念されます。そういった問題のある事業者を排除できるような監査体制はありますか。

現在の報酬単価は、安定した運営体制を確保するためには低過ぎます。時間ごとに入れ替わることを考えると、通常の保育と比べて準備にも相当時間がかかり、負担が重くなることは明らかです。安定した運営体制を確保するための報酬体系にするよう、国に求めるべきと考えますが、本市のお考えを伺い

ます。

重層的支援体制整備事業は、介護、障害、子供、生活困窮の各分野において実施している相談支援体制では対応が難しい複合化、複雑化した支援ニーズに対応するため、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施し、包括的な支援体制を構築する事業として、本市では令和6年度から実施されています。

日本共産党は、地域共生社会において、国と自治体がどのような責任を果たすのか。丸投げなどあってはならないこと、80歳代の親が50歳代のひきこもりの子供を支える8050問題や、介護と育児を同時に抱えるダブルケアなど政府が挙げる課題に対応するには、住民の助け合い任せではなく、各制度とそれを担う行政職員を質・量ともに充実させ、的確な連携を強化することが不可欠だという立場です。

多機関協働事業の現在の体制と具体的な事業、財政的な裏づけはどのようになっているのか伺います。

同時に、地域包括ケアシステムとの関係はどのようになっているのか伺います。

北海道新聞によると、重層的支援体制整備事業について、厚生労働省が令和8年度から1自治体当たりの交付金を大幅に削減する方針と報道しています。記事では、人口規模によって異なるが、令和6年度比で59から66%カットとなる。厚生労働省は令和9年度以降、予算確保を図りたいと記されています。これは、多機関協働事業について事業開始から5年たった場合には、2分の1だった国の費用負担割合を3分の1にすることです。これとは別に、一部の自治体では、厚生労働省による事業実績の査定で令和7年度の交付金を全額カットと通告され、協議が続いているとしています。こうした費用負担割合について、本市の事業としてどのような影響があるのですか。安定した予算確保を国や北海道に求めていく必要があると思いますが、本市のお考えを伺います。

国民健康保険についてです。

厚生労働省は、昨年11月に国民健康保険の子供均等割の軽減措置を現在の未就学児から18歳まで拡充する方針を示す一方で、賦課限度額の引上げや生活保護受給者の国保加入などの提案をしています。国保の改悪に反対し、負担軽減を求める立場で質問します。

生活保護受給者の国保加入についてです。経済・財政新生計画改革実行プログラム2024では、生活保護の医療扶助の適正化等として、「都道府県が広域的な観点から、頻回受診対策、重複・多剤投薬等の取組目標の設定・評価やデータ分析等を行うとともに、市町村に対し、必要な助言等の支援を行う仕組み等の着実な実施。」「医療費全体に関する都道府県のガバナンス強化の観点から、生活保護受給者が国民健康保険制度や後期高齢者医療制度に加入することについて、地方公共団体等の意見を踏まえつつ、検討を深める。」としています。

また、昨年11月の社会保障審議会医療保険部会、国民健康保険制度の取組強化の方向性では、「引き続き、中長期的課題として検討を進めていく。」としています。

地方団体との議論として、「被保険者として果たすべき制度上の義務を履行することができないと考えられる生活保護受給者を国保へ加入させることについては、制度の根幹を揺るがし、財政的にも破綻を招きかねない」と紹介されていますが、市長は生活保護受給者の国保加入についてどのようなお考えをお持ちですか。

同様に、「生活保護制度においては、福祉事務所の職員が個別に頻回受診・長期入院に対する指導を行っているが、事務の逼迫する市町村の国保部門において同様の対応を行うことは難しいと考えられる」とも記されています。本市ではどうですか。

令和12年度に予定される北海道の保険料統一に伴い、保険料率賦課割合が変更されます。

日本共産党は、全国の国保への公費負担を1兆円増やし、均等割と平等割をなくすことで、保険料を協会けんぽ並みに大幅に引き下げを提案しています。公費負担について市長はどのようにお考えですか。

前出の社会保障審議会医療保険部会、国民健康保険の保険料の賦課限度額については、「令和8年度においては、限度額（合計額）の超過世帯割合が引き上げ前において1.45%となっている一方、基礎賦課分の超過世帯割合が1.7%を超えている。」「令和7年度と比較した超過世帯割合の増加をできるだけ抑えるとともに、区分間のバランスを整える観点から、医療分の賦課限度額を「1万円」（基礎賦課分+1万円）引き上げることとしてはどうか。」としています。

こうした賦課限度額引上げを本市ではどのように捉えられていますか。

北海道社会保障推進協議会など7団体は、北海道保健福祉部との交渉で、一部負担金の減免で借入金が収入認定されることについて、一部負担金減免も受けられず、借入金も返済しなければならない。必要な医療が受けられなくなるとの訴えに北海道は、御意見は十分理解できる。現在、運用についての要綱を作成していて、年度末に完成する。保険料の在り方も今後、検討していきたい等の回答がありました。

こうした一部負担金の減免の収入として借入金が収入認定されることについて、本市ではどのようにお考えですか。

出産にかかる経済的負担の軽減を図る出産育児一時金は、国保加入者も受給できます。また、国民健康保険の被保険者が出産を行った際に、産前産後の一定の期間の国民健康保険料、出産した本人の所得割額と均等割額が減額されます。令和6年度のそれぞれの件数をお示ください。

また、十分経済的負担の軽減となっているのか、市長の所感をお示ください。

出産の際の所得補償である出産手当金は、主に中小企業従業員が加入する協会けんぽ、大企業従業員が加入する健保組合、公務員が加入する共済組合では、一定の条件を満たせば法定給付されます。

しかし、国保では支給されていません。仕事を休むことによる減収を心配して、経済的事情で産むことを諦めることになっては、出産や子育てへの支援として不十分です。本市でも出産育児手当金が実施できるように、国に対して財政支援を求めるお考えはありませんか。

介護保険について質問します。介護報酬、障害福祉サービス等の報酬改定は、本来3年に1度の改定ですが、昨年12月の総合経済対策において、介護分野の職員の処遇改善については、他職種と遜色のない処遇改善に向けて、令和8年度介護報酬改定において必要な対応を行うとされたことを受けて、介護報酬2.03%、障害福祉サービス等は1.84%の期中改定を実施するとしています。本市介護保険の歳出負担がどれほど増えるのか、お示ください。

介護保険の財源は、国が25%、地方が25%、保険料が50%で構成されています。今回の報酬改定で介護給付費は約2,070億円増加し、保険料財源からの支出も増えますが、介護保険料の引上げは行われません。

過去の期中改定、平成26年度、令和4年度では、どのように必要となる保険料財源の増加分をまかなったのですか。

保険料引上げや介護給付費準備基金に手をつけず、財源を確保するためには、国庫負担の段階的引上げが避けられないのではありませんか、国庫負担に対する本市のお考えをお聞きます。

並行在来線について伺います。

北海道新幹線並行在来線対策協議会後志ブロック会議「余市・小樽間」個別協議が、令和4年3月26日を最後に行われていません。北海道交通企画監が豪語した「余市・小樽間」のバス運行につきまし

ては、1日121本が運行されており、バスダイヤの一部改正やバスの増便などにより、朝晩の利用の集中する時間帯を含め、現在鉄道を利用している方がバス転換後も移動できることを確保していきます」という前提は完全に崩れました。

一方で、毎年のように幹事会は開かれています。幹事会ではどのように並行在来線について議論されているのですか。事務レベルの確認止まりなのですか。令和4年の協議会以降の並行在来線について、何か進展はあったのですか、お答えください。

北海道中央バス株式会社など路線バスによる増便は今後もあり得ない話になっています。こうした中、公共ライドシェアの活用意見が上がっているとお聞きしました。そもそも公共ライドシェアは、タクシーなどがいない交通空白地での活用が主な活用方法だったはずで、小樽市お墨つきの白タク開業はあり得ない話ではありませんか、市長の所感をお聞かせください。

コミュニティバス運行事業費についてです。北海道中央バス株式会社は、2027年3月31日の運行をもって、銭函桂岡線を廃止し、桂岡地域及び銭函3丁目から域外の移動拠点であるJR銭函駅などに向かう交通手段が失われること、代替交通の導入により地域住民の通勤・通学・通院等、日常生活に必要な公共交通手段を確保することが、2月第1週に突然知らされました。

運行の方向性についてダイヤ案が示され、運行ルートをたたき台としながらも、銭函3丁目ルートを廃止し、JR銭函駅から北海道職業能力開発大学校付近を循環化、地域との協議を踏まえ決定するとしています。

令和8年5月までに車両を発注、地域での協議を踏まえ、8月頃に運行詳細を決定した後、運行事業者の選定、契約を実施予定としています。

今定例会では、運行関係予算が突然示されました。あるべき進め方では、バス会社からの意向が市に示された時点で議会に報告し、現バス会社の運行が不可能であることが誰の目にも明らかになった時点で、他のバス会社などに移行できないかなど、可能な策を議会で議論し、コミュニティバスが活用できるか、それ以外はどうかというのが民主的な進め方です。

コミュニティバスを料金や運行ルート、ダイヤ案までほとんど決めて、いきなり議会を経ず議案を提出するというのは、議会軽視そのものではありませんか。

北海道中央バス株式会社の意向は、いつ聞いていたのですか。原部は1年以上前に知っていた節があります。令和6年第1回定例会の小貫元議員の代表質問で、銭函地域の魅力を生かしたまちづくりは、本市の重要な課題と認識していることから、今後、交通の利便性向上や住まいの確保など、庁内議論を進めてまいりたいと考えておりますと市長は答弁しています。その時点で、銭函地域のバス交通について庁内議論をしていたのではありませんか。議会に知らせるべきだったのではありませんか。

仮に、バス会社が1月後半や2月に廃線を示したのであれば、公共交通の担い手として問題です。現行バス会社の責任についてどのように考えていますか。

現行バス会社の運行は全く不可能なのですか。交渉の余地すらないのですか。他のバス会社での運行も不可能なのですか。

地域との協議は当然のことです。しかし、議会に示されたのは、今定例会が初めてです。あまりにも拙速で乱暴な進め方です。

少なくとも令和7年第3回定例会でバス会社の意向が示され、令和7年第4回定例会で案を示し、今定例会で運行関係予算を示すということが、なぜできなかったのですか。拙速で乱暴な進め方という認識はありませんか。

地域との協議次第では、大幅な運行ルート、ダイヤの変更はあり得るのですか。それとも、軽微な変

更にとどまるのですか。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（迫 俊哉市長登壇）

○市長（迫 俊哉） 酒井議員の御質問にお答えいたします。

ただいま、新年度予算案と条例案等について御質問がありました。

初めに、議案第16号小樽市農業委員会委員の定数に関する条例の一部を改正する条例案についてですが、まず、農業委員会の委員定数につきましては、平成27年の農業委員会等に関する法律の改正前には、40名を超えない範囲において条例で定めるとしており、選挙委員10名及び議会推薦選任委員2名並びに農業団体選任委員2名の計14名でした。

一方、同法改正後は27名を超えない範囲において条例で定めるとしており、議会の承認を受け、市長が任命した委員14名となっております。

次に、農家数や経営耕地面積の推移につきましては、平成12年においては、専業農家数が98戸、兼業農家数が131戸、経営耕地面積が208.96ヘクタール、令和2年においては、専業農家数が19戸、兼業農家数が38戸、経営耕地面積が53ヘクタールとなっております。

次に、農業委員会における議論につきましては、市内における耕地面積や農家戸数が後志管内の他の町村と比較して少ないにもかかわらず、農業委員が相当数多い状況にあり、担当する農家戸数も減少傾向にあることから、現行の14名から減らしたほうがよいのではないかという意見がかねてからありました。

今回、令和8年度の改選期に向け、妥当な定数について議論を進めた結果、2名減らした12名体制でも、農業委員が担う職責は十分に果たすことはできるとの合意形成が図られたものと伺っております。

次に、農業委員定数と法改正の関係につきましては、先ほど申し上げましたとおり、農業委員の定数については、耕地面積や農家戸数を後志管内の他の町村と比較・検討した上で適正な人数を12名とし、農業委員会において合意形成されたものであり、委員の成り手不足や公選制から任命制への制度変更に起因するものではないものと考えております。

次に、遊休農地の利活用に関する農業委員会の役割につきましては、農業委員は新規就農を希望する者に対する適否審査や助言、農地の権利移動に関する許可、農地の利用状況調査等、法令により定められた権限を行使しつつ、業務を遂行しております。

また、日頃より農地の売買や貸借につながる地域情報の収集や相談・助言を行うなど、遊休農地の発生防止や利活用の中心的な役割を担っているものと考えております。

次に、農業振興への影響につきましては、農業委員会が本市の農業規模や農業委員の業務量の実態に応じた定数の見直しを図ったものであり、影響はないものと考えております。

次に、こども誰でも通園制度についてですが、まず、人員配置や施設面積の基準につきましては、国のこども誰でも通園制度の本格実施に向けた検討会での議論を経て、定められたものと認識しております。

また、基本的に従来の認可保育所等と同じ基準となっていることから、本市といたしましては、この基準に基づき適切に実施してまいりたいと考えております。

次に、子供の入退室に係る保育士等の負担につきましては、本制度を利用する子供は様々なタイミングで入退室するため、その都度、保育士等が対応することになりますが、これらは従来の保育において

も、登園時間や帰宅時間が同一ではない中で日常的に行われている対応であり、大きな負担にはならないものと考えております。

次に、本制度における乳幼児が3人以下の場合に従事する職員の特例につきましては、通常の保育が行われている保育室で本事業が実施されている場合は、緊急時に同室の保育士による支援が受けられること、また、ゼロ歳児に対する保育士の配置基準は3対1と定められていることなどの理由により、安全性を損なわないと判断して設けられたものであり、本市としても安全性は確保されていると考えております。

次に、この制度の監査体制につきましては、事業者が本事業を開始するに当たり、市町村は、人員配置や設備、面積などが基準に適合しているかを審査することとなっているほか、年度ごとに1回以上、条例に定められた基準を遵守しているかを実地で監査することになっております。

本市では、これまでも、毎年度、市内の保育所等に対し、保育が適切に行われているか監査を行っておりますので、この体制を活用したいと考えております。

次に、報酬体系につきましては、令和8年度からの全国実施に当たって、先行自治体や事業者の意見を踏まえ、公定価格が引き上げられたところであります。

今後、事業者から公定価格の見直しを求める声があった場合には、必要に応じて国に要望することも検討してまいりたいと考えております。

次に、重層的支援体制整備事業についてですが、まず、多機関協働事業の体制などにつきましては、市が委託により配置する地域共生コーディネーターを中心に、地域包括支援センターなどの支援関係機関と連携しながら、複雑化した案件に対応する体制により、国の重層的支援体制整備事業交付金を活用して、この事業を実施しております。

なお、長期のひきこもり、親の高齢化に伴う生活困窮が懸念される方を支援し、その方が社会復帰へ向けて踏み出したという事例があります。

次に、地域包括ケアシステムとの関係につきましては、地域包括ケアシステムは高齢者を対象に地域で安心して暮らせるよう、保健、医療、福祉の連携により包括的に支援する仕組みであります。この仕組みでは対応できない複合的課題を抱える場合には、重層的支援体制整備事業の多機関協働事業により支援を行うこととなります。

次に、多機関協働事業における国の交付割合の見直しにつきましては、本市では令和6年度から同事業を開始しておりますので、令和11年度から国庫負担率が下がることによって、一般財源の支出が増加することとなります。

次に、安定した予算の確保につきましては、重層的支援体制整備事業は、分野横断的な課題を抱える市民を包括的に支援する重要な事業であることから、安定的な運営について国の十分な財政措置が不可欠であるものと認識しております。

そのため、市長会などを通じて、制度の安定的な運用と十分な予算措置を講じるよう、国及び北海道に対して働きかけてまいりたいと考えております。

次に、国民健康保険についてですが、まず、生活保護受給者の加入につきましては、低所得者が多い国民健康保険の財政基盤がさらに脆弱化し、保険料の引上げや事務コストの増加、保険料の賦課・徴収の負担など、制度運用に当たっては様々な課題があります。その負担を国民健康保険制度に転嫁することは適当ではなく、生活保護は国の責任で保障されるべき最後のセーフティーネットでありますので、医療扶助は全額国庫負担が望ましいものと考えております。

次に、国保部門における個別指導につきましては、生活保護における通院・入院の個別指導は、福祉

事務所が受給者の生活全体を把握した上で、対応することが前提であります。

国保部門は、保険者としての事務を担う部署でありますので、福祉事務所同様の個別指導を行うことは、体制面、専門性からも難しいものと考えております。

次に、公費負担につきましては、国民健康保険は、被保険者に高齢者や低所得世帯が多いという構造的課題を抱えており、協会けんぽ等と比べて保険料負担が大きいことから、少しでも軽減できるよう、国保財政基盤の強化について、引き続き全国市長会などを通じて国に要望してまいりたいと考えております。

次に、賦課限度額の引上げにつきましては、保険財政の安定化や中間所得者層の負担緩和を図る観点から行われたものと承知しております。

次に、一部負担金減免につきましては、災害、失業等で一時的に生活困難となった方が必要な医療を受けられるようにする制度で、国の通知では、生活状況等を総合的に判断し、借入金も生活資金として使用可能な場合には、資力の一部とし得るとされており、本市もこれに基づき取り扱っているところであります。

今後は、北海道が道内保険料統一化に向けて作成中の要綱標準例に準じて対応することとなりますが、標準例では、国の考えが反映されておりますので、本市の取扱いに変更は生じないものと考えております。

次に、出産育児一時金と産前産後の保険料軽減につきましては、令和6年度において、それぞれ24件、33件の取扱いがありました。また、これらの制度により、出産、子育てにかかる費用全体のうち、ある程度の経済的負担の軽減にはなっているものと考えております。

次に、出産手当金につきましては、国民健康保険は給与収入のみを対象とする協会けんぽ等とは異なり、自営業者や無職の方など多様な加入者で構成され、加入者の所得を把握する方法が均一ではないため、国保による出産手当金支給の実施は難しいものと考えております。

所得補償としての制度化は、全国一律の制度として国の責任により、財源措置を含め、検討されることが望ましいと考えております。

次に、介護保険についてですが、まず、このたびの介護報酬改定による歳出増につきましては、介護保険事業特別会計において年間で約2億5,000万円の増額が見込まれます。

次に、過去の計画期間中の報酬改定につきましては、いずれの年度も当初予算において、保険給付費などが見込みより下回ったため、予算内で対応できており、特に補正予算などの予算措置は行っておりません。

次に、国庫負担につきましては、介護保険制度は、高齢化社会が進展する中で、不可欠な社会基盤であることから、国の責任において国庫負担の充実を図るべきであると考えており、全国市長会を通じ、国に対して、制度の持続的かつ安定的な運営のため、国庫負担割合の見直しを行うなど、自治体の財政負担や被保険者の保険料負担が過重とならないよう求めているところであります。

次に、新幹線開業を見据えた取組についてですが、まず、並行在来線に関する議論の状況につきましては、令和4年度以降、バス転換を具体化するために、北海道新幹線並行在来線対策協議会後志ブロック会議の幹事会で代替バス運行計画のたたき台の作成等を進めるとともに、ブロック会議では、運行計画の確認や交通事業者からのヒアリング、課題の把握を行うなど、協議を行ってきたところであります。

次に、公共ライドシェアの活用につきましては、違法である、いわゆる白タクとは異なり、道路運送法に基づく自家所有有償旅客運送として、他都市においても、都市間の交通手段として実績があり、ドラ

イバー不足の面からも代替交通手段の一つの候補であると考えております。

次に、コミュニティバス運行事業費についてですが、まず、コミュニティバスの運行に係る予算につきましては、銭函桂岡線と同等程度の利便性を維持することを前提に、令和9年4月からの運行に向けて、車両調達経費やバス停の設置経費などの予算を計上したものであります。

今後は、地域住民の意見を踏まえながら、年内に料金やルート、ダイヤなどの運行に関する条例案の提出に向けて準備を進めていくこととしておりますので、運行の詳細については現時点では決定しているものではありません。

次に、路線廃止の意向を確認した時期につきましては、北海道中央バス株式会社から将来的に銭函桂岡線の路線廃止を検討している旨の申出を令和6年9月に受けたものであり、令和6年第1回定例会の時点においては、路線廃止の想定をしていたものではありません。

次に、現行のバス会社のこのたびの対応につきましては、令和9年3月末で廃止となる銭函桂岡線について、令和7年9月の時点で路線廃止の意向は示されており、代替交通の準備期間や地域への周知期間を考慮したものであると考えております。

次に、バス事業者による運行の継続につきましては、北海道中央バス株式会社とは路線の存続を含めて協議してまいりましたが、乗務員の確保が困難であるとのことから、路線廃止に至ったところであります。

また、他のバス事業者に対し、運行について打診いたしました。当該路線の引受けは難しいとの回答をいただいたところであります。

次に、議会への対応につきましては、バス事業者からは、廃止の意向が示されておりましたが、廃止日が決定していないことから、これまで議会及び地域に説明する状況にはなかつたものであります。

なお、本年1月に廃止日の報告を受けたことにより、代替交通の運行について説明できる状況が整ったことから、速やかに議会及び地域への報告を経て、予算案を上程したものであります。

次に、運行ルートやダイヤにつきましては、コミュニティバスは、銭函桂岡線の代替交通として導入を進めていることから、現時点の案としては、既存路線から大きく外れるルート変更や大幅なダイヤ変更などは考えておりません。

**○議長（鈴木喜明）** 次に、第2項目めの質問に入ります。

（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

**○議長（鈴木喜明）** 4番、酒井隆裕議員。

（4番 酒井隆裕議員登壇）

**○4番（酒井隆裕議員）** 地方財政計画について質問します。

緊急防災・減災事業債が令和12年度まで延長され、指定避難所における入浴設備、洗濯設備など生活環境改善の事業などにも対象が拡充されます。避難所となる学校体育館への空調設備の設置は、緊急防災・減災事業債や文部科学省の空調設備整備臨時特例交付金を活用できるようになり、より使い勝手がよくなりました。

令和7年第3回定例会での高野さくら議員による代表質問で、市長は、学校体育館への空調設備の設置の必要性は認識しておりますが、ただいま申し上げましたとおり、他の公共施設も含め、優先度を勘案し、検討してまいりたいと考えておりますと、学校体育館への空調設備の設置は後ろ向きです。

今回から、文部科学省の空調設備整備臨時特例交付金を活用して空調整備を行う場合には、断熱工事に緊急防災・減災事業債が活用できます。令和12年度までとなれば、計画的に整備を進める必要があります。防災は優先度が高くなければなりません。

国は、なぜ緊急防災・減災事業債の対象事業を拡大してまで、避難所となる学校体育館の整備を進めようとしているのか、本市のお考えを伺います。

本市における避難所となる学校体育館の空調設備は、優先度が低いというお考えですか。

単価や上限の縛りがない緊急防災・減災事業債を活用して、断熱工事を緊急に進めてはいかがですか。

緊急浚渫推進事業債は、令和12年度も1,100億円が組まれました。これまでの主な活用実績についてお示してください。

緊急自然災害防止対策事業債についても同様にお答えください。また、令和8年度予算においても活用される見込みなのか、お答えください。

緊急防災・減災事業債の対象事業が拡充されました。指定避難所における避難者の生活環境改善、指定緊急避難場所における一時的な滞在のための防災あずまや等及び防災コンテナの整備、庁舎・消防庁舎における衛星通信システムの整備についてです。

本市としても導入している自治体の情報をしっかりとつかみ、小樽市として活用できるものについて調査・研究していただきたいと思います。市長のお考えをお聞かせください。

**○議長（鈴木喜明）** 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**○議長（鈴木喜明）** 市長。

（迫 俊哉市長登壇）

**○市長（迫 俊哉）** ただいま、地方財政計画について御質問がありました。

初めに、災害対策における緊急防災・減災事業債の対象事業の拡大につきましては、国は指定避難所における避難者の生活環境改善を図るためとして、緊急防災・減災事業債対象事業の拡充をしておりますが、この中で指定避難所の空調設備を伴わない断熱性確保のための工事について、令和7年度から緊急防災・減災事業債の対象としております。

市といたしましても、国の財源措置の拡大は、自治体による避難所の環境改善等の整備の促進に資するものになると考えております。

次に、避難所となる学校体育館の空調設備につきましては、市の公共施設への空調設備の整備は、今後に必要な施設が多いため、優先度を勘案しながら、学校体育館への設置についても検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、緊急防災・減災事業債を活用した断熱工事につきましては、学校体育館の断熱工事は、避難所としての機能向上や災害時の快適性確保の観点から重要であると認識しておりますが、他の公共施設整備との優先度を勘案しながら検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、緊急浚渫推進事業債と緊急自然災害防止対策事業債の主な活用実績につきましては、令和7年度に国へ申請した事業で申し上げますと、緊急浚渫推進事業債は銭函地区河川防災事業費など合計3,600万円、緊急自然災害防止対策事業債は臨時市道整備事業費の溢水対策分の1億9,660万円、市道整備事業費の6,500万円など合計4億6,990万円に活用しております。

また、令和8年度においても同様の事業に活用してまいりたいと考えております。

次に、緊急防災・減災事業債対象事業の調査・研究につきましては、緊急防災・減災事業債対象事業として拡充された指定避難所の厨房や入浴施設等の整備、指定緊急避難場所の防災あずまやや防災コンテナの整備など、災害時の対応力を強化するための施策は、本市においても重要であると認識しております。

これらの事業は、災害時における避難所の生活環境の改善や市民の安全確保につながるものでありますので、今後、地域の特性を踏まえ他自治体の事例も参考にしながら、導入可能な事業について調査・研究を進めてまいりたいと考えております。

○議長（鈴木喜明） 次に、第3項目めの質問に入ります。

（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 4番、酒井隆裕議員。

（4番 酒井隆裕議員登壇）

○4番（酒井隆裕議員） 教育について伺います。

学校給食費の抜本的な負担軽減、いわゆる給食無償化について伺います。

政府は、子育て支援に取り組む自治体を支援する観点から、各般の合意等に基づき、学校給食費の負担軽減のための給食費負担軽減交付金を創設し、都道府県に対し交付するとしています。

事業内容は、国が2分の1、都道府県が2分の1で市町村に配分されます。支援額は、給食実施校の在籍児童数×基準額×11か月です。基準額は、小学校・義務教育学校前期課程で、パンまたは米飯等＋ミルク＋おかずの完全給食で5,200円となっています。

当初予算でも学校給食費保護者負担軽減事業費（小学校）が計上されました。ところが、内容を聞くと、完全無償化ではなくて、低学年が1,000円の負担、高学年が1,100円の負担ということが分かり、びっくりしました。理由は、給食の質を保つためとしています。てっきり完全無償化だと思っていたからです。

まず、本事業導入前の給食費と物価高騰分の補助をする前の実質の小・中学校の給食費の月額及び総額をお示してください。

完全無償化とする自治体でも、1食当たり260円で十分な給食を提供できるのかという声が上がっています。完全給食で5,200円というのは、給食の質と量を守るには不十分です。国に対して金額の引上げを求めるお考えはありませんか。

東京都は、令和6年度から2分の1の補助を行い、完全無償化に至りました。北海道に支援を求めるお考えはありませんか。

少なくとも、基準額を超える部分については保護者から徴収可能、学校設置者の判断とされていますが、保護者負担を求めないことが必要です。札幌市は基準を超える分、約1万7,000円も国の交付金を活用し、保護者負担をゼロとしました。

学校設置者に伺います。小学校の給食費は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金などの活用も含めて保護者負担を求めないことが必要ではないでしょうか。

中学校の給食無償化についてです。

学校給食法で食材費は保護者負担とされていますが、子供の貧困対策や家計負担軽減の観点から無償化を望む声が上がっています。国の動向を待たず、本市独自の中学校での拡充を求めます。いかがですか。

札幌市では、制服の価格が10年前より8,000円上昇、指定の体操服や教材など学校生活に求められる隠れ教育費は、公立の小学校から高校まで12年間で約200万円に上り、保護者の家計を圧迫しています。当たり前とされてきた学校教育での保護者負担をどう軽くするか、石狩管内の自治体や学校で見直しの動きが出ていることが北海道新聞で報道されました。

文部科学省は、昨年6月、全国の自治体に保護者負担の軽減策を検討するように通知しました。本市では、どのような保護者負担の軽減策を検討しているのですか。

札幌市教育委員会は、令和8年度から彫刻刀や算数ブロックを備品化します。この通知では、ほかに裁縫セットなど、これまで保護者負担で購入していた教材を学校備品として整備することで、負担軽減を図ることなどを求めています。教育長の所感を伺います。

学校に対してどんな教材を買っているのか、金額や内容について調査を行っているでしょうか。保護者負担軽減のために教材が適正に使われているか、価格はどうかといったことを把握することが必要です。こうした調査の中で、学校備品にできるもの、なじまないものが把握できます。こうした調査を行う考え方について、教育長のお考えをお示してください。

通級指導教室は、通常学級に在籍している児童・生徒において、大部分の授業を通常の学級で受けながら、一部障害に応じた特別な指導を通級指導教室で受ける学習形態であり、障害による学習上または生活上の困難を改善したり、克服したりするために、教員と児童・生徒と1対1での個別指導などを行うものです。本市では、令和7年5月1日現在で、長橋小学校、稲穂小学校、潮見台小学校、朝里小学校、菁園中学校に開設され、小学校で239人、中学校で40人在籍しています。

まず、本市における通級指導教室の役割について、教育長はどのようにお考えか伺います。

学年別に見ますと、ばらつきはあるものの、小学校では、令和7年5月時点で30人から51人利用しています。ところが、中学校になると10人から16人の利用と小学校と比べ減少しています。本市では、減少の要因をどのようにお考えですか。

朝里小学校に通学している児童の親から相談がありました。現在、通級指導教室を利用していますが、中学生になると、菁園中学校1校のみとなり、不安があるということです。朝里中学校にあれば安心できるともお話しされていました。

教育委員会は、中学校で通級指導教室を設置しているのが市内で1校しかない状況をどのようにお考えでしょうか。朝里中学校に設置してはいかがですか。

江別市教育委員会は、中学校1校での設置であるものの、担当教師が各中学校間の巡回指導を行うといった工夫をしています。こうした工夫についても、道内他自治体の取組を調査・研究してはいかがですか。

学校教育法第19条において、「経済的理由によつて、就学困難と認められる学齢児童又は学齢生徒の保護者に対しては、市町村は、必要な援助を与えなければならない。」とされています。

令和8年度就学援助費における本市では対象としていない費目について、それぞれ小・中学校合計で、費目ごとにお示してください。

就学援助費における費目に、卒業アルバム代等が平成31年度から追加されました。しかし、これまで要望してきた答弁では、教育施策、少人数学級もそうですけれども、教育の充実を図っていかなければならない、そういうものがたくさんございます。そういった中で、あれもこれも全てということには、現実の問題として、なかなか財政状況が厳しい中、難しいというものでした。

では、本市において、令和6年度卒業アルバムを購入しなかった児童・生徒は何人いるのですか。教育長は、保護者が購入しない児童・生徒はどのような思いを持っていると感じますか。

就学援助は、教育の充実とは異なります。だからこそ、経済的理由によって就学困難と認められる学齢児童・生徒の保護者に対しては、市町村は必要な援助を与えなければならないのです。卒業アルバム代を費目に追加することを求めます。

以上、再質問を留保して、質問を終わります。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（迫 俊哉市長登壇）

○市長（迫 俊哉） ただいま、教育について御質問がありました。

学校給食についてですが、小学生の給食費保護者負担の在り方につきましては、臨時的な財源によらない安定的な制度にすべきであると考えていること、また、中学生には保護者負担を求めていることから、義務教育機関全体を通じた負担の公平性を考え、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金は活用せず、基準額を超える分を保護者負担とすることとしたものであります。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 教育長。

○教育長（中島正人） 酒井議員の御質問にお答えいたします。

ただいま、教育について御質問がありました。

初めに、学校給食についてですが、まず、学校給食費保護者負担軽減事業導入前の小学校の給食費につきましては、小学校1年生から3年生の月額が5,750円、4年生から6年生の月額が5,860円となっております。

次に、物価高騰分の補助をする前の中学校の給食費につきましては、中学校1年生、2年生の月額が7,030円、3年生の月額が6,840円となっております。

また、小学校の総額が約2億2,500万円、中学校の総額が約1億6,320万円となり、小学校と中学校の総額を合わせると約3億8,820万円となります。

次に、国に対して金額の引上げを求めることにつきましては、本市といたしましても、地域の実情に合わせ、必要な額を全額国費において実施されるべきと考えておりますことから、引き続き、全国都市教育長協議会などを通じて、基準額の引上げを求めるとともに、国が創設した制度でありますことから、道教委に対して、国に働きかけるよう求めてまいりたいと考えております。

次に、中学校の給食費無償化につきましては、本市においては、保護者の負担軽減を図るため、令和4年度から物価上昇分を補助し、給食費を据え置いているところであり、さらに無償化にまで拡充するためには、多額の財源を要することから、市独自の無償化の実現は困難であると考えておりますが、引き続き無償化の早期実施を国へ要望してまいります。

次に、隠れ教育費についてですが、まず、保護者負担の軽減策につきましては、令和8年度は、中学校の給食費において引き続き物価上昇に伴う給食費の値上げ分を補助し、保護者負担分を据え置くとともに、施設利用に係る移動費や芸術鑑賞に係る費用など、校外学習費の支援などの継続を予定しております。

次に、札幌市教委の取組や文部科学省の通知についての所感につきましては、文部科学省の通知は、学校における補助教材や学用品に係る保護者の経済的負担軽減のため、教育委員会等の参考となるよう、他都市の取組の事例を周知するもので、札幌市教委の取組も、この通知に沿った保護者負担軽減策の一つであると認識しております。

本市においても、物価高により影響を受ける家計の負担軽減策として効果が期待されることから、今後の取組の参考にしてまいりたいと考えております。

次に、保護者が購入している教材につきましては、各学校への教材の購入に係る調査は行っておりませんが、保護者の負担軽減を図る上で必要な視点であると思われることから、今後の取組の参考にするため、調査を行うことを検討してまいりたいと考えております。

次に、通級指導教室についてですが、まず、本市における通級指導教室の役割につきましては、通級

指導教室は、通常学級に在籍しつつ、障害により学習や生活において困難のある児童・生徒がその改善、克服を目指して指導を受ける場として設けており、児童・生徒一人一人の状態に応じた指導を計画的に行うほか、当該児童・生徒が在籍する学級担任等への助言や、保護者からの相談に対する助言や援助を行うなど、関係者と連携しながら、特別な指導を行うことが基本的な役割であると承知しております。

次に、通級指導教室を利用する子供が中学校で減少している要因につきましては、小学校での指導により、課題が一定程度改善され、通級指導を終了したことや、部活動や友人関係を優先させたいため、放課後の時間的な余裕が少なくなったことのほか、保護者の送迎や他校へ通うことへの困難さなどが要因として考えられます。

次に、中学校での通級指導教室が1校であることにつきましては、本市中学校における通級指導教室は、指導に必要な教室の確保や立地条件などを踏まえ、青園中学校に設置しております。

通級指導教室を複数校に設置し、生徒が身近な学校で通級指導を受けられる環境は必要であると認識しておりますが、朝里中学校での設置につきましては、対象生徒数のほか、専門性の高い教員や指導を行う教室の確保などの課題もありますので、慎重に判断してまいりたいと考えております。

次に、巡回指導などの工夫を行っている他自治体の取組を調査・研究することにつきましては、多くの生徒が通級指導を通して、学習及び生活上の困難を改善するための教育を受ける機会は大切であると考えておりますので、まずは、江別市の取組も含め他自治体の状況の把握に努めてまいります。

次に、就学援助についてですが、まず、令和8年度の本市の対象外の就学援助費目等につきましては、国から示されている基準額を基に、本市の対象外の4費目を試算いたしますと、クラブ活動費が約1,500万円、生徒会費が約530万円、卒業アルバム代が約280万円、オンライン学習通信費が約1,580万円となります。

次に、卒業アルバムを購入しない児童・生徒の人数と、その思いにつきましては、令和6年度に卒業アルバムを購入しなかった児童・生徒は、小学校で11人、中学校で25人となっており、購入を希望しない理由はそれぞれの事情があると思いますので、一概に私の思いをお伝えすることは難しいものと考えております。

次に、就学援助の対象費目に卒業アルバム代を追加することにつきましては、就学援助費の対象費目の拡大については、保護者の負担軽減につながるものと考えておりますが、限られた財政の中で、どの事業を優先すべきか、引き続き市長部局と協議してまいりたいと考えております。

(「議長、4番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 4番、酒井隆裕議員。

○4番(酒井隆裕議員) 再質問を行います。

まず、農業委員会の定数についてでありますけれども、私から、委員の成り手が不足しているのは公選制から任命制に変わったことも要因の一つではないかと思いましたが、起因するものではないと否定されたのです。

それでは、この間、例えば農業委員会の成り手については、全く問題なかった、不足するおそれはなかったというお考えだったのか、今後も、確保しようと思えば14人で確保できたのだというお考えなのか、改めてお示してください。

次に、国民健康保険についてであります。

国民健康保険の災害や失業等といったときに対しての一部負担金の減免についてお伺いしたいと思います。

この質問に対して、北海道は、現在運用についての要綱を作成しているから、保険料の在り方も今後、検討していきたいと言ったのだけれども、小樽市としては、変更は生じないと言っているのです。これは北海道が違っているのでしょうか、それとも小樽市が独自に考えているということなのでしょうか。

災害や失業をしてしまって、どうにも生活が成り立たない。仕方なく借入れをしなければ、とてもではないけれども生活できないというときに、その借りたお金も収入に入ってしまった、あなたは減免の対象ではないですと、それはないだろうというのが今のことなのです。

北海道は、こういったことについて要綱を作成しているというのだけれども、そういったことに限らず、小樽市は冷たい姿勢というものを取り続けるお考えなのでしょうか、改めて伺います。

次に、出産手当金についてです。

言ってみれば国民健康保険だけが所得補償されないのです。ですから、先ほど自営業者と言いましたけれども、農家などの自営業者といった方たちにとっては、商売に穴を空けるわけにいかないから、出産については考えなければならないと、やはり立ち止まってしまうというのです。

そこで、私は、国に対して財政支援を求めのお考えはありませんかと聞いたのです。そうしたら、国の責任で行うべきだと言うのです。市長会なども含めて国に求めてほしいのです。そういった求めるお考えはありませんか。

次に、コミュニティバスについてであります。

バス会社の意向はいつ聞いていたかとお伺いしたところ、9月に意向は聞いていたのだと言われました。

私はその時点で、こういう状態になっていると議会にやはり示すべきだと思うのです。それをしないで、庁内議論だけを粛々と進めて現在に至ったというのは、私はすごく問題だと思う。その意向が示された時点、そして、1月に廃止日が報告されるときにもある程度のことができるように、議会にしっかりと示される。

今回の進め方だったら、全くそういう気持ちがないということではないのかと。やはり分かった時点で、議会に知らせるのは当然だではないかと思うのですけれども、それでも議会軽視ではないとおっしゃられますか。

地方財政計画について伺います。

避難所となる学校体育館の空調設備は優先度が低いというお考えかという質問に対して、優先度を勘案して検討を進めたいと言っているのです。それでは前と変わらないのです。優先度は低いというお考えなのかと、勘案してなどと聞いているわけではないです。私は高いと言っているのです。いかがでしょうか。

それから、学校空調設備についてです。

先日、北海道新聞を見たら、驚くべき記事が載っていたのです。もう既に通告を出してしまった後だったから修正も利かなかったのだけれども、令和10年度から計画を立てて順次、中学校を優先して行っていくと書かれていました。私は記事を読んですごくびっくりしました。このことは別に聞くつもりはないのですが、少なくとも優先度についてどうなのかをお聞かせ願いたいと思います。

教育について、学校給食についてであります。

ここは国に対しては求めていくと、明確だったのです。しかし、北海道に支援を求める考えはないかについては、道教委に国に対して求めていけと言っているのです。私の聞いたことはそんなことではないのです。北海道が金を出しなさいということは求めるつもりはないというお考えですか、いかがでし

ようか。

次に、先ほど、小学校の給食費が低学年は1,000円、高学年は1,100円と出ていました。私は北海道新聞の地方欄もほとんど毎日全部を見るのですけれども、完全無償化をやっているところばかりなのです。それ以外も中学校の無償化もあるのが出ているくらいで、保護者負担を求めると具体的に出ているのは、小樽市ぐらいしかなかったのではないかと思います。だからこそ、すごくショックだったのです。

安定的な財源が必要だという話ではありましたが、札幌市は安定的な財源ではないから、いつまでできるかとは言っていないけれども、取りあえず、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用したのです。そういった考えはなかったのでしょうか。

札幌市をはじめ、他の石狩管内のところは、私の知る限りでは、全て無償化としています。こういった部分は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を使っています。改めて考えについて伺います。

次に、隠れ教育費の備品化の話です。

これについて調査していくという話なのですけれども、少なくとも、新年度からは無理にしても、その次の次の年度から、彫刻刀や算数ブロックを備品化することは、私はすぐできる話かと思ってしまうのです。それから、裁縫セットなども本当に備品化できないのかも考えてほしいと思うのです。やはり実施を目的とした調査をしっかりと行っていくと確認してよろしいのか伺います。

次に、通級指導教室について、必要だというお話がありました。それから、状況の把握を行っていくという形でありました。

朝里中学校に設置するのは慎重に判断していかなければならないことではありますが、私は、少なくとも朝里中学校に設置することは、現在の人数だったら難しいと分かるのです。ただ、できるという形になったら、もしかしたら人数が増えるのかもしれない。それは分かりません。そういったことも含めて、調査していくというお考えなのか。

それから、巡回指導についてです。

もし、中学校は、1自治体に2校は難しいので、やはり巡回指導という形になったら、慣れ親しんだ自分たちの中学校で受けることができるわけですから、こちらのほうがより現実的という気持ちもしますけれども、教育長の所感をお聞かせいただきたいと思います。

最後に、卒業アルバム代についてであります。

卒業アルバムを購入しない児童・生徒は、小学校で11人、中学校で25人です。それぞれの事情があるでしょうということも分かります。確かに学校生活になじめなかったとか、あまりいい思い出がなかった方で、卒業アルバムを買わなかったという人が私の世代にもいました。

けれども、もし、これがそういった自分から買わないという思いではなくて、経済的事情で諦めざるを得なかった方がいたとしたら、すごく残念なことだと思うのです。だから、教育長にどのような思いを持っていると感じるかと言ったのです。

改めて伺います。経済的な事情で卒業アルバムを買えない児童・生徒がいたとしたら、教育長はどう思いますか。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（迫 俊哉） 酒井議員の再質問にお答えいたします。

コミュニティバスの関係と地方財政計画の関係について御答弁させていただきたいと思います。

銭函桂岡線につきまして、廃止の意向が示された段階で議会に報告すべきではなかったのかというお尋ねであります。

バス事業者が銭函桂岡線を廃止するという事だけをお伝えすることによって、逆に、地域の皆さんが、実際に代替交通をしっかりと市がやってくれるのかという不安を抱くおそれも懸念したところであります。市としては、廃止の時期が明確に示されて、代替交通をしっかりと進めていくことをお示する時期がよいのではないかと判断の上で、1月に銭函桂岡線の路線廃止が決定された時点で、市民の皆さんや議会に市の考え方も含めてお知らせさせていただいたということでございますので、御理解いただきたいと思っております。

それから、地方財政計画について、学校体育館への優先度についてお尋ねがありました。

やはり気候変動により、夏の暑さ対策につきましては、優先度はどこが高いとか、低いということでは決してありません。むしろ、どこの公共施設も空調設備の整備は優先順位が高いと思っております。そうした中で財政面も含めて検討させていただいているということでございますので、決して優先度が低いと市が考えているわけではありませんので、その点は御理解いただきたいと思っております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

**○議長(鈴木喜明)** 産業港湾部長。

**○産業港湾部長(渡部一博)** 酒井議員の再質問にお答えいたします。

農業委員会の定数の関係でお答えいたします。

今回の定数の削減につきましては、先ほど市長も答弁したとおり、後志管内の他の町村と比較して、もともと小樽市の農業委員会の人数が多いのではないかと議論があつて、今回の令和8年度の改選期に当たり、農業委員会内で議論した結果、12名でも職責を果たすことができるのではないかと決めたと伺っておりますので、委員の成り手不足が原因で今回2名の削減をしているとは思っていないという答弁でございますので、御理解いただきたいと思えます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

**○議長(鈴木喜明)** 福祉保険部長。

**○福祉保険部長(中村哲也)** 酒井議員の再質問にお答えいたします。

国保の関係で2点、御質問がございました。

まず、1点目、一部負担金の減免の収入認定についてであります。北海道が保険者ではなくて、あくまでも市町村が保険者となります。ですので、北海道が要綱をつくるというよりは、各市町村がつくる要綱の標準例をつくっている形になります。

その標準例の中で、収入認定については、生活保護基準の収入認定を使うことになっております。今までの私どもの取扱いはそれに準じてやっておりますので、取扱いについては変わらないという答弁をさせていただきました。

これからは北海道の統一の取扱いになりますので、本市だけ取扱いを変更することにはなりませんから、引き続き同じような取扱いになるとは考えてございます。

次に、出産手当金についてです。これは法定給付ではありませんので、市独自で実施するのは困難なところでございます。

ただ、国では今、子育て支援に向けて様々な取組を進めておりますので、それを子育て支援という観点で、国に対しては要望を続けてまいりたいと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

**○議長(鈴木喜明)** 教育長。

○教育長（中島正人） 酒井議員の再質問にお答えいたします。

学校給食費についてでございますが、まず、北海道に対して要望はしないのかとの御質問だと思っております。

本事業は、先ほどの答弁でもありましたが、国の施策として進められている事業でございますので、全国都市教育長協議会におかれましても、国に対する要望は上げてございます。あわせて、北海道に対しては、国に対して、北海道からも要望してもらうように上げてございます。北海道に対するところについては、どのような形で要望を上げるのかも含めて、北海道都市教育長会と協議してみたいと思っております。

学校給食費に交付金を活用することについてお話がございました。

教育委員会といたしましても、国によるこのたびの学校給食費保護者負担軽減事業の導入を踏まえて、物価高騰分の補助の活用も含めて、完全無償化も含めて、予算編成過程の一つの選択肢として、財政部局と協議してまいったところでございます。

給食費については、国からの交付金など、先ほど市長からの答弁もございましたが、臨時的な財源によるものではなく、安定的に運用できる制度であることが大切であることや、加えて、中学校には、これまでも交付金を活用して、物価高騰分を据え置きながらも、保護者負担を求めていることも踏まえまして、義務教育段階の保護者負担の在り方の公平性を考えて、基準額を超える分については、保護者に御負担をお願いするという判断となったものと認識してございます。

次に、隠れ教育費の備品化を再来年度から実施できないかという再質問についてでございます。先ほど文部科学省から通知を受けたとお答えさせていただきましたが、私も、教材費の学校備品化は保護者の負担軽減策の一つとして有効であると考えますことから、特に札幌市が行うということでございましたので、まずは他都市の状況を研究するとともに、本市でどのような形で取り組めるかも併せて検討してまいりたいと思っております。

続きまして、朝里中学校の通級指導教室の拡充及び巡回指導についての再質問だと思っております。

中学校の通級指導教室の拡充につきましては、通級指導教室に対する指導者は生徒が13人に1人の割合で教員が加配されており、その加配教員が指導する形を取っております。

生徒の人数によって加配教員の配置も変わってきます。それから、1人だけの加配教員の配置となりますと、その教員が休んだとき、または不在のときは教室そのものを開設することができなくなってまいりますので、やはり複数の教員を配置することが大切であると思っております。

そういった意味で、拡充におきまして、持続可能な開設を考えますと、慎重に検討してまいりたいと思っておりますし、このたび、議員から江別市の巡回指導の通級指導の御提案もいただきましたので、しっかりとその部分の可能性も含めて、研究・調査してまいりたいと考えているところでございます。

経済的な事情で卒業アルバムを購入しないという児童・生徒に対する私の所感というお尋ねがありました。

卒業アルバムは、学校生活の大切な記録であると思っております。児童・生徒一人一人の学校生活の思い出として、大変意義があるものと認識してございます。どのような事情で購入しない、または購入できないということに対しては、私の経験上、経済的な事情で購入できなかったという児童はおりませんが、もしそのような児童がいるということであれば、何らかの手助け、対応をしていく必要があると思っております。

このことに関しましては、財政との関係、いろいろな部分がありますので、これまでどおり、市全体の財政状況を勘案しながら、やはり様々な教育予算の優先順位を判断しながら、卒業アルバムの要望に

についても必要な予算として、今後とも市長部局と協議してまいりたいと考えているところでございます。

(「議長、4番」と呼ぶ者あり)

**○議長(鈴木喜明)** 4番、酒井隆裕議員。

**○4番(酒井隆裕議員)** 再々質問を行います。

先ほどの災害、失業の際の国民健康保険の一部負担金の減免の話でありますけれども、あくまでも保険者は、正確に言えば北海道の小樽市であるので、北海道が標準的な要綱をつくったとしても変更は生じないということでありました。ということは、国保が統一化されたとしても、借入金といった収入については、収入認定されてしまうのですか。

北海道は、もうはっきりこれについては見直していくという意味です。当然です。だって、災害、失業を受けて、暮らしていけないから金を借りなければいけなかった。金を借りたら、あなたは一部負担金減免の対象ではないですよという、それはないでしょうという話なのです。だからこそ、北海道はそう言っているのだけれども、小樽市は保険者の一つである北海道が言っている、全く変わらないということでもいいのかと、私はすごく問題だと思うのですけれども、改めて伺いたします。

次に、出産手当金、出産の際の所得補償の問題であります。

これについては法定給付ではない、当たり前です。法定給付ではないから、法定給付にするように国に求めなさいという質問です。しかし、御答弁では、子育て制度として考えていくべきだと。

何を言っているのかと。子育て制度などではないです。出産のための所得補償を国に対して求めるべきではないのかと言っているのに、すり替えてしまって、子育て全般になってしまっているのです。違うでしょう。出産の際の所得補償を国に求める気持ちはありますかと聞いているのだけれども、1回もまともに答えてくれない。改めて聞きたいと思います。

次に、小学校の給食費についてです。

教育長は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金などの活用も含めて、財政といろいろと検討した結果だったと、しかも、安定的にやらなければならないこともあったとお話しされていました。ということは、教育委員会としては、小学校給食費完全無償化を求めたのですか。

**○議長(鈴木喜明)** 説明員の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

**○議長(鈴木喜明)** 市長。

**○市長(迫 俊哉)** 酒井議員の再々質問にお答えいたします。

小学校の給食費についてお答えさせていただきたいと思っております。

市長部局と教育委員会で協議を重ねた結果であるのですけれども、結局、中学生は給食費を取っていくことになるのです。

小学校については、国の制度で保護者の負担軽減という制度を使っていくことになるのですが、基本的には無償化とは違っておまして、あくまでも国の考え方は、保護者の負担軽減という考え方であります。

そうした中で、中学生には保護者負担を求めていくわけでありますので、小学生も完全に負担をなくすということではなくて、足りない分については、やはり小学生の給食費の負担をいただくことが公平性に資するのではないか。つまり、必要な負担を中学生からも小学生からもいただくのだという考え方で貫くことが公平性に資すると判断させていただいたものでありますので、その点については御理解いただきたいと思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 福祉保険部長。

○福祉保険部長(中村哲也) 酒井議員の再々質問にお答えいたします。

お尋ねが2点ございました。

まず、一部負担金減免の収入認定についてです。北海道に確認いたしましたが、酒井議員のおっしゃるような見直しをするとは、私どもは聞いてございません。先ほども申しましたが、標準例が示されておりまして、その中では生活保護法に基づく収入認定とQ&Aにも示されておりますので、私どもも、引き続き同じ取扱いになると考えております。

もう1点、出産手当金についてです。国へ求める考えはないかという御質問でございますが、私どもも、これは制度上なかなか難しいと考えております。先ほど市長からも答弁させていただいたとおりなのですが、まず、制度化するとしたら、国がきちんと制度化するべき話なのですが、制度的にはなかなか難しいと。ですから、繰り返しになりますけれども、今、国が子育てに関していろいろと取組を進めているところでございますので、その動きの中で、もし可能であればあるかもしれませんし、動きを注視してまいりたいと考えております。

○議長(鈴木喜明) 酒井議員の会派代表質問を終結し、この際、暫時休憩いたします。

**休憩 午後 4時39分**

**再開 午後 5時10分**

○議長(鈴木喜明) 休憩前に引き続き、会議を再開し、会派代表質問を続行いたします。

(「議長、16番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 16番、下兼薫議員。

(16番 下兼 薫議員登壇) (拍手)

○16番(下兼 薫議員) 立憲・市民連合を代表して質問させていただきます。

議案についてです。

令和8年度小樽市一般会計予算についてお伺いいたします。

今定例会に示された一般会計予算額が約680.9億円計上されました。対前年度当初予算比で約19.2億円増、率にして2.9%増、過去20年で最大規模になりました。

歳入面では、市税、地方交付税といった歳入の要となる科目で、前年度と比較して市税は5%、地方交付税は2.1%増加し、堅調に推移しています。

市税については、前年度と比較すると約7億2,000万円の増となり、個人市民税が約45億円で約3億2,000万円、法人市民税が13億4,000万円で、1億7,000万円増額になっています。さらに、たばこ税でも増額、そして宿泊税が新たに増額になります。しかし、一方では固定資産税が約4,000万円の減となっています。

市税収入の大半を占める個人市民税、法人市民税が令和8年度予算で増額になっている主な要因について御説明ください。

固定資産税ですが、空き家があっても建物が建っていれば、土地の固定資産税は優遇されていますが、一定程度の固定資産税の税収に寄与しているものと考えます。

令和8年度の固定資産税が減になっている主な要因について御説明ください。

次に、諸収入についてですが、前年度と比較すると大幅に減収になっています。実に約11億2,700万円の減収で、率にすると40%以上の減になります。こちらの要因についても御説明ください。

歳出面では、依然として人件費、扶助費が大きなウエートを占めています。その中でも、負担金、補助及び交付金ですが、令和8年度予算額は約79.5億円となり、前年度から約16.9億円増額になりました。これらの主な増額要因を御説明ください。

そして、大幅な減額となった建設事業費です。後志共同消防指令センター整備事業費約14.9億円、基部緑地整備事業費約4.6億円、観光船ターミナル整備事業費約3.9億円、手宮公園競技場整備事業費約2.5億円など、前年度の大きな事業が終了したためと思いますが、令和8年度に予定している主な建設事業をお示しく下さい。

次は、総合公園再整備事業費についてお尋ねいたします。

令和7年第1回定例会建設常任委員会資料の小樽公園再整備に係る都市再生整備計画についてを見ますと、財源として国庫補助の都市構造再編集支援事業を活用とあります。今回計上されている予算額にこの国庫補助金が使われるのですね。計画期間は、令和8年度から令和12年度となっていて、いよいよ今年4月から事業が開始となります。

総事業費の予算内訳では、5億6,380万円が計上されています。令和8年度と令和9年度の2か年で、水遊び場や大型複合遊具の設置など子育て世帯を対象とした小樽公園の再整備が実施されます。

改めて、令和8年度工事費5億5,050万円の財源をお示しく下さい。

令和6年9月27日の市長記者会見資料には、企業版ふるさと納税、ガバメントクラウドファンディングなども財源リストとして示されていますが、御検討はされているのでしょうか。

事業者の選定は行われていますか。まだでしたら、入札や契約などのスケジュールをお聞かせください。

2か年の工事スケジュールも併せてお聞かせください。

整備計画区域には、小樽市総合体育館も入っています。小樽市新総合体育館が完成するまでは、今の体育館に必要な改修を行っていただき、利用される方々が気持ちよく使用できるよう、環境整備の改善に努めていただきたいと思います。

小樽市総合体育館費として7,500万円が計上されています。1階及び地階トイレの改修とありますが、改修内容をお聞かせください。

体育館利用者や指定管理者への聞き取りは行っていますか。

小樽市新総合体育館の新設が遅れそうな印象がありますが、令和9年度以降の現在の施設の改修予定が決まっていれば、お聞かせください。

次に、農業振興費のヒグマ対策事業費についてお尋ねいたします。

昨年、市民からのヒグマ出没目撃・足跡・ふん・痕跡情報ですが、4月中旬から始まり、11月中旬まででありました。今年もヒグマの出没が市民生活に影響を及ぼすのではないかと心配になります。中でも、小・中学校の児童・生徒をお持ちの保護者の皆さんは、気が気ではないと思います。

今年度当初予算では、有害鳥獣駆除対策経費として524万8,000円、令和7年第4回定例会補正予算で119万円が計上されていましたが、今年度のヒグマ対策の概要をお知らせください。

昨年12月には、小樽市ヒグマ緊急銃猟対応マニュアルが策定され、実際にヒグマが小樽市民の生活圏内に出没し、現にその場にヒグマがいる場合、またはヒグマがいる可能性が極めて高い場合に、平時から体制の整備や対応フローなど、緊急銃猟実施に至る手順をまとめておき、予測が難しいヒグマの出没に際して、人身被害の発生またはおそれが生じた場合、適切かつ迅速に対処するため、関係機関との連絡体制を整備し、情報共有を図るとともに、役割分担を定め、緊急銃猟の円滑な実施による、ヒグマ被害の発生及び拡大を防止することを目的としますとあります。

特に昨年のヒグマの出没情報は、全国的にも小樽市的にも大きな影響と不安を及ぼしました。令和8年度予算では約1,700万円が計上されています。今年度よりもかなり増額されています。

令和8年度に予定するヒグマ対策の概要をお知らせください。

補正予算についてお伺いいたします。

1月の大雪で除排雪関係経費が3億5,000万円が計上されました。小樽市内でも猛吹雪の影響で外出も困難な状態になり、市民生活に混乱が起きました。

さらに、中央ふ頭基部雪処理場が一時閉鎖になり、排雪業者や市民がほかの雪堆積場を利用しなければならぬ事態になりました。

改めて、一時的にも閉鎖しなければならなくなった状況と、閉鎖から解除までの経過をお聞かせください。

一時閉鎖情報は排雪業者や市民へどのように周知をされたのでしょうか。

これまで中央ふ頭基部雪処理場が一時的にも閉鎖になったことはありましたか。今後、閉鎖にならないための対策やお考えがありましたら、お聞かせください。

第1項目の質問を終わります。

**○議長（鈴木喜明）** 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**○議長（鈴木喜明）** 市長。

（迫 俊哉市長登壇）

**○市長（迫 俊哉）** 下兼議員の御質問にお答えいたします。

ただいま、議案について御質問がありました。

初めに、令和8年度小樽市一般会計予算についてですが、まず、個人市民税と法人市民税が増となる主な要因につきましては、個人市民税は、賃金や年金額の上昇のほか、株式市場の活況による個人所得の伸びによるもの、法人市民税は、業績が好調であることによる企業収益の伸びによるものであります。

次に、固定資産税が減となる主な理由につきましては、新築家屋が減ったことや償却資産の経年減価によるものであります。

次に、諸収入が前年度よりも減収となる要因につきましては、後志共同消防指令センター整備事業に対する他の消防組合からの負担金収入で約8億9,500万円の皆減となるほか、中小企業特別資金貸付金の利用減少により、貸付金元利収入で約3億6,200万円の減少となることなどによるものであります。

次に、歳出における主な増額要因につきましては、人件費では退職手当の増などがあり、約8億3,400万円の増額、扶助費では障害者福祉費の訓練等給付費や介護給付費の増などがあり、約4億2,200万円の増額、負担金補助及び交付金では北しりべし廃棄物処理広域連合負担金やおたるプレミアム付商品券事業費の増などがあり、約16億8,800万円の増額となったものであります。

次に、主な建設事業につきましては、公営住宅建替事業費として塩谷B住宅の建て替えて約9億6,900万円、総合公園再整備事業費として小樽公園の再整備で約5億6,400万円、照明設備改修事業費として小・中学校屋内運動場のLED化改修で約3億1,200万円などであり、

次に、小樽公園再整備の工事費の財源等につきましては、国庫補助金を工事費の2分の1となる2億7,525万円と見込んでおり、残りは市債としております。

また、企業版ふるさと納税は、令和6年10月より募集を開始しており、ガバメントクラウドファンディングは今後、募集を予定しております。

次に、事業者の選定につきましては、現時点で入札参加事業者の選定は行っておりません。

また、入札等のスケジュールにつきましては、入札は令和8年5月下旬を予定しており、入札後に仮契約を行い、令和8年第2回定例会での議決を経て、7月上旬に本契約を締結したいと考えております。

次に、工事スケジュールにつきましては、令和8年度は7月頃から工事に着手し、園路や広場の造成と遊具製作などを予定しております。令和9年度は製作した遊具やベンチなどの設置と園路や広場の舗装などを行い、同年8月の供用開始を予定いたしております。

次に、今年度のヒグマ対策の概要につきましては、出没情報に対して小樽市ヒグマ防除隊及び小樽警察署と連携し、現地で痕跡調査等を行い、農業被害や人的被害の可能性のある問題熊への対応として、SNSなどを活用した情報提供、出没地点への看板設置やパトロールの実施などの注意喚起のほか、箱わな等による駆除、さらには春期管理捕獲の実施などを行ったところであります。

また、8月には小樽市ヒグマゾーニング計画を策定、10月には関係機関の参画により、小樽市ヒグマ対策連絡協議会を設置し、12月には同協議会の御審議もいただき、小樽市ヒグマ緊急銃猟対応マニュアルを策定したところであります。

次に、令和8年度に予定するヒグマ対策の概要につきましては、これまでと同様に、出没情報に対する対応や春期管理捕獲などの実施のほか、昨年策定した小樽市ヒグマゾーニング計画に基づき、人とヒグマのすみ分けを行い、あつれき低減を図るため、主に市街地に隣接する緩衝地帯に生息する個体を中心に、箱わなにより捕獲を強化するほか、緊急銃猟の実施に備え、マニュアルに基づいた装備品の準備や机上または実地訓練を行うことなどを予定いたしております。

次に、補正予算についてですが、まず、中央ふ頭基部雪処理場を一時的に閉鎖した状況等につきましては、1月上旬から複数回のもたまった降雪や大雪の影響で受入れ量が増加したことや、気温の低下により融雪が追いつかない状況で、海面にも大きな雪山ができ、これ以上の受入れが困難な状況になったことから、1月26日の13時から一時的に閉鎖したところであります。

閉鎖中においては、特殊な重機を搬入し、海面にできた雪山を可能な範囲で崩すとともに、場内の陸地に堆積させていた雪を海へ投入、攪拌して融雪を進め、受入れ可能な状況になったことから、29日午前9時に閉鎖を解除したところであります。

次に、中央ふ頭基部雪処理場の閉鎖情報の周知につきましては、雪処理場の出入口や周辺道路に周知看板を設置したほか、市のホームページやSNSで広く周知を図ったところであります。

次に、中央ふ頭基部雪処理場の閉鎖実績等につきましては、これまで閉鎖した記録はありません。

また、今後、閉鎖にならないための対策につきましては、短期的には中央ふ頭基部雪処理場に受入れが集中しないよう、他の雪堆積場への分散管理を行い、中長期的には新たな雪堆積場を確保していくことで、大雪時のリスク分散が図られるものと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

**○議長(鈴木喜明)** 教育長。

**○教育長(中島正人)** 下兼議員の御質問にお答えいたします。

ただいま、議案について御質問がありました。

令和8年度小樽市一般会計予算についてですが、初めに、小樽市総合体育館のトイレの改修内容につきましては、1階及び地階トイレの小便器及び手洗い器の更新、大便器の洋式化、内壁及び個室トイレの間仕切りの改修、1階トイレ配管の更新などを予定しております。

次に、体育館利用者や指定管理者への聞き取りにつきましては、当該施設の指定管理者を通じて、ス

スポーツ団体や利用者からの要望について聞き取りを行っております。

また、指定管理者に対しても、修繕が必要な箇所などの聞き取りを定期的に行い、施設利用者の利便性の向上に努めております。

次に、令和9年度以降の小樽市総合体育館の改修予定につきましては、現在のところ具体的な内容は決まっておりませんが、今後の改修については、利用者の要望や緊急性、必要性、費用などを勘案した上で、総合体育館の修繕が必要な箇所の確認や調査を行い、検討してまいりたいと考えております。

**○議長（鈴木喜明）** 次に、第2項目めの質問に入ります。

（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

**○議長（鈴木喜明）** 16番、下兼薫議員。

（16番 下兼 薫議員登壇）

**○16番（下兼 薫議員）** 小樽の観光についてお尋ねいたします。

まず、観光の意義の市民理解の促進についてお尋ねいたします。

持続可能な観光振興には、市民の理解が欠かせないと考えます。

昨年9月、観光振興に対する理解やマナー問題による市民生活の影響など、基本計画策定に向けた市民の意向を把握するため、市民ワークショップが開催されました。ワークショップで出た意見の分析では、市民と観光の関係性が課題の一つと挙がっており、市民・地域連携が提案されています。既存の強みをどう進化させ、市民や地域を巻き込みながら、持続可能な観光都市像を築くかが重要であるとしていきます。

参加者からは、「小樽観光を持続発展させるために必要だと思うことは」に対し、小樽市民の意識の向上、市民の理解、そして、「市民と観光客が共に楽しめるまちにするために必要なこと」では、相互理解、市民との交流などの意見が出ていました。やはり小樽観光のキーワードは市民です。

昨年11月、「市民のくらしと小樽観光」というリーフレットが発行されています。「小樽の現在と未来」「観光は小樽経済の牽引役！」など分かりやすい説明にはなっていました。ですが、小樽市の観光が市民の暮らしにつながると言われても、市民としては、何が、どこが、というのが正直なところだと思います。実感が湧かないのです。市民の理解が進み、市民の意識が変わることで、小樽市のまちはもっと活気づくと思います。

令和7年度の市政アンケートでは、小樽市の山や海などの自然景観に愛着を持っている市民の割合は88.4%、小樽市の町並みに愛着を持っている市民の割合は79.3%、観光客に伝えたい小樽市のよさがあると答えた市民の割合は67.9%でした。高い数字だと思います。ですから、小樽市民がこれだけ地元で愛着を持っているのであれば、積極的に観光地域づくりに参加することも必要ではないでしょうか。それには、市民へ何かしらの還元も必要だと思います。

例えば、第3号ふ頭の観光駐車場料金の減額や、ポートマルシェotaruでの買物の市民割引などがあれば、運河周辺へも市民が訪れるのではないかと考えます。

これから、第3号ふ頭基部の緑地整備も完成いたします。一人でも多くの市民が自分たちの小樽市を再認識し、誇りと愛着を持つことで、小樽市を訪れる観光客を気持ちよく迎え入れることができるのではないのでしょうか。

そこでお伺いします。

市民の観光に対する理解を促進するために、どのような取組が必要だとお考えでしょうか。

リーフレットでは、「小樽観光に関するアンケートにお答えください」のはがきがついていました。

市民からの反響についてお尋ねします。

アンケートの回答は、何件寄せられてきましたか。また、アンケートで市民の方々からはどのようなお声が届いたか、主なものをお示しください。

次に、宿泊税の充当事業についてお伺いいたします。

新年度予算では、歴史遺産や個性ある景観の保全に700万円、観光インフラの整備に1,151万8,000円、受入環境の整備に4,811万円、マーケティング等に基づく観光戦略づくりと、それに基づく取組に6,671万円、賦課徴収に係る経費2,023万1,000円と示されています。

令和6年度小樽市の観光入込客数は、800万人を超えました。北海道に来る観光客の半分が小樽市を訪れていると言われていています。2月には小樽雪あかりの路が開催され、多くのインバウンドを含めた観光客が訪れました。

いよいよ4月から、小樽市では宿泊税が導入されます。宿泊税は、ホテルや旅館などの宿泊施設を利用する際に課される地方税の一種で、持続可能な観光振興を目的とした法定外目的税です。小樽市宿泊税検討会議検討結果報告書の中で、使途検討の考え方については、先ほども言いましたが、「歴史遺産や個性ある景観の保全、観光インフラの整備、受入環境の整備、マーケティング等に基づく観光戦略策定とそれに基づく取組、観光振興における不測の事態や社会情勢の変化等に対応するための基金への積立てなど、小樽観光の振興を図る施策に要する費用に充てることを基本とする。」とされており、その上で、使途の検討に当たって特に留意すべき点の一つに、宿泊税の効果的な活用とDMOの主体的な推進体制の確立が示されています。

そこで、DMOとはどのような組織であるのか、定義をお示しください。

また、小樽市におけるDMOの登録状況についてお示しください。

小樽市宿泊税検討会議検討結果報告書では、「宿泊税を活用した事業については、DMOが中心的な実施主体となり、自らの戦略に基づいて計画的かつ一体的に事業を展開する体制を確立することが重要である。また、宿泊税の効果を最大限に発揮するためには、DMOが、観光地域づくりの司令塔として主体性を発揮し、十分な自由度と規模を備えた財源のもとで、戦略的に観光振興を推進することが不可欠である。」と示されています。

観光庁のガイドラインにも示されておりますが、DMOは、地域の稼ぐ力を引き出すことが重要と考えます。

そこで、DMOである小樽観光協会が、地域の稼ぐ力を引き出すために求められる役割は何であると考えますか。

新規事業の地域DMO交付金が事業費1億4,371万円で、財源として宿泊税6,000万円を充当することが示されております。DMOに対する総合的な支援の実施とありますが、事業費の内訳をお示しください。

令和版ロマネスクイルミネーション事業で、ライトアップエリア拡大に向けた検討、実証実験とあります。拡大したエリアへの誘客など、本事業の目的等についてお示しください。

次に、令和8年度における本事業の進め方についてお示しください。

調べてみますと、ロマネスクとは、小説のように奇異な、空想的な、伝奇的な荒唐無稽などといった意味だそうです。不思議な感じはいたしますが、幻想的な運河周辺の新たな魅力をつくり出していきたいです。

次は、令和7年第2回定例会の代表質問でもお伺いしました、オーバーツーリズム対策です。

警備員の配置やSNSによる観光客への注意喚起やマナー啓発等とあります。

昨年から配置された警備員の継続によって、警備員がいる箇所の市民からの御意見や問合せ件数が減少していると、市長は記者会見でおっしゃっていました。

市民からの御意見が減少している要因には、どのようなことが考えられますか。

このオーバーツーリズム対策事業費は拡大とありますが、どのような内容か、お示してください。

現在、第三次小樽市観光基本計画を策定中だと伺っております。ぜひとも市民と観光がしっかりとつながるような計画をお願いいたします。

次に、小樽市観光客等の災害時対応マニュアルについてお尋ねします。

令和2年3月に策定された小樽市観光客等の災害時対応マニュアルによりますと、「災害対策において、平常時から進めるべき取組や市と観光関係者（宿泊施設、観光施設等）に期待される役割、基本的な行動について整理し、本市を訪れる観光客等が、滞在中に災害に見舞われた際にも安心・安全に帰路につくことを目的とする。」とあります。

また、「観光客等への対応は、行政、観光関係者、交通機関等が十分な連携を図っておく必要があり、各々が最新情報を共有し、迅速に対応がとれるよう、平常時から「顔の見える」緊密な関係を築き、訓練や定期的な勉強会などを通して人的ネットワークを構築し、有事の際に備えるものとする。」とあります。

そこでお伺いします。

関係機関とのネットワークについて、平常時に観光関係者とどのように関係を構築しているのでしょうか。

また、個別の店舗への連絡体制はどのようになっているのでしょうか。

災害が起き、観光客等が危険区域にいる場合の避難誘導には、どう対応するのでしょうか。

災害時において、日本語が分からない外国人観光客に対する情報提供は、どのように行うのでしょうか。

観光客がいるという想定での避難訓練は、事業者や商店街組合などと連携して備えておくべきだと考えますが、この先、どのように進めていくのか、お考えがあればお聞かせください。

次に、大雪への対応についてです。

本年1月25日の大雪で、JR北海道の全面運休、高速道路が閉鎖するなど、多くの方々が小樽市から移動できなくなりました。また、関連してJR北海道では1月28日、29日に最終便の繰上げや間引き運転が行われるなど、大きな影響が出ました。

そこで、一連の大雪による交通障害への対応についてお尋ねします。

市長は、さきの定例記者会見でも、記者の質問にお答えしていましたが、改めて、市として大雪による鉄道の運休への対応をお聞かせください。

今回の大雪は、災害と言っても過言ではないのではありませんか。これが災害だとするならば、JRが止まったのも雪の影響によるもので、当然運休になると考えるのが一番納得できます。

静岡県伊東市では、2月9日、雪の影響で国道135号でトラックなどが立ち往生し、帰宅困難者が一時最大400人になり、伊東市は市内の小学校に避難所を開設して受入れをしたそうです。

大雪に災害としての定義はあるのでしょうか。

今回は、幸いにして二次被害などはなかったものの、冬期間、いつ何どき、またこのような大雪になることは十分に考えられます。

気候変動の影響で、雪の降り方が変わってきているとも感じます。大雪の警報が発表された場合には、観光客も含めた方々の安全の確保をお願いいたします。

市長は、避難所としてマリンホール、いちびるプラザを予定していたとお答えされていました。

それぞれの施設では、備蓄品は平時から常備しているのでしょうか。また、どのような備蓄品なのか、何人収容可能なのか、お聞かせください。

令和8年度予算では、宿泊税を使って旅行者安全確保整備事業費が計上されています。備蓄品の内容をお聞かせください。

また、この先、大規模な雪害が発生した場合には、災害派遣など国からの支援を要請することはできるのでしょうか。

市長は常々、これからの小樽市は選ばれるまちにならなければならないとおっしゃっています。市民のみならず、観光客などの皆さんの安心・安全のためにも、しっかりとした対応をお願いいたします。

第2項目の質問を終わります。

**○議長（鈴木喜明）** 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**○議長（鈴木喜明）** 市長。

（迫 俊哉市長登壇）

**○市長（迫 俊哉）** ただいま、小樽の観光について御質問がありました。

初めに、観光の意義の市民理解の促進についてですが、まず、理解促進に必要な取組につきましても、雇用の創出効果など、観光が地域にもたらす恩恵を見える化し、市民の皆さんに分かりやすく伝えることで、観光振興の意義や効果について共有することが重要であると考えております。

次に、アンケートの回答につきましては、262件の回答があり、主な御意見として、小樽観光の現状や経済効果について理解できた点が多かった、観光が地域にもたらす恩恵について改めて認識することができたという御意見のほか、一部の時間帯や地域への観光客の集中を分散する取組を実施してほしい、交通ルールに関する観光客のマナー啓発をもっと行ってほしい、駅から観光地までの歩道整備や除排雪について力を入れてほしいなどの御意見が寄せられております。

次に、宿泊税の充当事業についてですが、まず、DMOの定義につきましては、観光庁の観光地域づくり法人の登録制度に関するガイドラインにおいて、観光立国推進基本計画の基本的な方針に沿い、地域の「稼ぐ力」を引き出すとともに、地域への誇りと愛着を醸成する地域経営の視点に立った観光地域づくりの司令塔として、多様な関係者と協働しながら、明確なコンセプトに基づく観光地域づくりを実現するための戦略を策定し、着実に遂行する機能を備えた法人とされております。

次に、本市のDMOの登録状況につきましては、小樽観光協会が令和4年10月に地域DMOに登録され、令和7年10月に更新登録を行ったところであります。

次に、DMOに求められる役割につきましては、市が観光基本計画で示すビジョンに基づき、そのビジョンを実現するための観光地経営戦略を策定し、市や観光事業者等と連携しながら、必要な事業を推進、効果検証を行い、市に説明責任を果たすとともに、ガイドラインが示す観光消費額などの重要業績評価指標（KPI）として設定した目標を達成することが求められるものと考えております。

次に、地域DMO交付金の内訳につきましては、小樽観光協会運営費として3,995万7,000円、観光案内所運営費として3,555万3,000円、戦略的なプロモーション・魅力づくりとして5,320万円、戦略・データ・マーケティングとして1,500万円となっております。

次に、令和版ロマネスクイルミネーション事業の目的につきましては、ナイトタイムエコノミーの推進を主眼とし、市内に点在する歴史的建造物等のライトアップを明かりでつなぐことで、観光客の皆さんが夜に周遊できる仕掛けをつくり、周辺エリアも含めた面的な波及などを目指すものであります。

次に、令和版ロマネスクイルミネーション事業の進め方につきましては、令和8年度には関係団体のほか市民の皆さんの参加を募り、ワークショップを開催する中で、エリアなどを含めた整備方針を議論していただき、その結果を踏まえ、光の演出方法や安全性等を検証するための実証実験を行いたいと考えております。

次に、オーバーツーリズムに関する意見の減少要因につきましては、本市では、昨年2月に小樽市オーバーツーリズム対策連絡協議会を立ち上げ、関係機関と連携して対策計画を取りまとめ、地域一体となって様々な対策に取り組んでまいりました。こうした取組の効果が現れているものと考えております。

次に、オーバーツーリズム対策事業費の拡大内容につきましては、警備員の配置期間を1か月拡大し、令和8年12月から令和9年2月までとするほか、新たな取組として、AIカメラとスピーカーを活用した音声案内による注意喚起を一部エリアで試験的に実施してまいります。

次に、小樽市観光客等の災害時対応マニュアルについてですが、まず、平常時の観光関係者との関係構築につきましては、災害時連携団体である小樽観光協会や小樽堺町通り商店街振興組合などと日頃から緊密に連携・情報共有を行っているほか、小樽ホテルミーティングへの定期的な参加などを通じて、宿泊施設とも情報共有できる関係を構築しております。

次に、個別の店舗への連絡体制につきましては、小樽観光協会をはじめとする災害時連携団体を通じて、それぞれの会員の事業者へ連絡する体制としております。

次に、危険区域での観光客等の避難誘導につきましては、観光客等が観光施設等にいる場合は、施設等の職員が危険区域外へ誘導するとともに、指定緊急避難場所を案内することとしており、また、観光客等が観光施設等の外にいる場合は、防災行政無線等の情報により、避難情報を伝えることとしております。

次に、災害時の外国人観光客への情報提供につきましては、多言語対応の防災行政無線を活用し、避難の呼びかけを行うこととしておりますが、緊急地震速報や津波警報などを多言語で発信する観光庁監修の外国人旅行者向けの災害時情報提供アプリ「Safety tips」の利用促進に向け、周知を図ってまいりたいと考えております。

次に、観光客を想定した避難訓練につきましては、現在進めているBCPの改定を踏まえ、今後、小樽市観光客等の災害時対応マニュアルの見直しを予定していることから、マニュアル改定後にその内容に基づき、避難訓練の実施方法を含め、検討してまいりたいと考えております。

次に、大雪への対応についてです。

まず、1月25日の大雪による鉄道の運休への市の対応につきましては、JR小樽駅から降雪の影響により列車が運休し、運行再開の見通しが立たないとの連絡を受けたことから、職員による現地確認を行い、運行及び駅滞留者の状況把握に努め、庁内での情報共有を図ったものであります。

また、市に対する支援要請があった際に備え、施設の開放や備蓄品の提供など支援体制を整えていたところであります。

なお、移動手段を失った滞留者は46名おりましたが、駅構内での受入れやマット、毛布の配布などJR自ら対応可能との報告を受けたものであります。

次に、大雪が災害に定義されるかどうかにつきましては、災害対策基本法において、災害は、暴風、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象等により生ずる被害と定められており、法的には定義されておきませんが、災害派遣などを要する大雪の際は、災害となり得る場合があるものと考えております。

次に、施設の備蓄品と収容可能人数につきましては、マリンホールは毛布、備蓄食料、簡易トイレなど避難所機能として必要な備蓄品を、いちびるプラザは一時避難場所として毛布、敷マットをいずれの施設も平時から備蓄しております。

収容人数はマリンホールが243名、いちびるプラザが50名となっております。

次に、旅行者安全確保整備事業費による備蓄品の整備内容につきましては、アルファ化米やクラッカーなどの備蓄食料のほか、備蓄水、災害備蓄用トイレ、毛布、ストーブ、ポータブル発電機を整備することとしております。

次に、国への支援要請につきましては、大規模な雪害が発生し、市として災害が発生したと判断した場合は、北海道開発局小樽開発建設部や小樽海上保安部などの国の機関による支援のほか、陸上自衛隊第11旅団に対する災害派遣などを要請することは可能であると考えております。

**○議長（鈴木喜明）** 次に、第3項目めの質問に入ります。

（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

**○議長（鈴木喜明）** 16番、下兼薫議員。

（16番 下兼 薫議員登壇）

**○16番（下兼 薫議員）** 市長の政治姿勢についてお尋ねいたします。

迫市長におかれましては、2月20日に記者会見を開き、任期満了に伴う小樽市長選に3選を目指して立候補することを正式に表明いたしました。市長は2期、7年半のうち、約3年間は新型コロナウイルス感染症拡大の対応に終始していたと述べ、十分になし得ていないことが残っている。もう1期らせてもらいたいと思ったとおっしゃっています。

任期満了まであと半年を切りました。2期目に市長の掲げていた政策がどのくらい実現、あるいは進んでいるのか、お尋ねいたします。

人口対策についてです。

2月17日、記者会見では、市長は今年度予算の柱として三つあるとお話しされています。一つは、人口対策として社会減の抑制。自然動態は行政でコントロールするのは難しい、社会動態の改善で社会減を抑制していく。さらに、令和7年の1年間の社会減は244人であった。どの政策が効果を上げているのかは分かりませんが、少子化対策、子育て支援策はかなり前に進めることができているとおっしゃっていました。

確かに、子育て支援策では、保育料の引下げや第2子以降の無料化、放課後児童クラブ利用手数料の無償化、18歳以下の子ども医療費の実質無償化などを実現し、着実に子育てに関わる家計負担の軽減に結びついています。さらに、小・中学校の普通教室には冷房設備を整備いたしました。

では、小樽市がさらに社会減の抑制につなげるためには、市長は何か必要だとお考えでしょうか。

令和7年12月31日付で、小樽市の住民基本台帳の外国人登録者は1,305人であります。少しずつではありますが、確実に増えてきていると思います。

令和6年第3回定例会代表質問で、私が外国人材の受入れについて検討を進めるに当たって、小樽市ではどのような課題があるとお考えでしょうかとの質問をさせていただきました。市長は、外国人材の受入れに当たっての課題は、文化や習慣の違いによる近隣トラブルを防止するため、ごみ出しルールなどの生活マナーの周知を図る必要があるなど、様々な課題があるものと認識しているとお答えいただきました。

外国人居住者が増えている現状に小樽市はどのような対応をされていますか。

小樽市では、現在、空き家が1,869戸あるとお聞きしています。空き家だと思っていたが、いつの間

にか外国人が入居してきて、話をしようとしても通じないという市民のお声を最近よく聞きます。

今年度当初予算主要事業の暮らしを支えるまちづくりでも、多文化共生の推進とあります。多文化共生とは、国籍や文化の異なる人々が互いの違いを認め合い、対等な立場で共に暮らしていくことを目指します。単に外国人を受け入れるだけではなく、互いの文化を理解し、尊重しながら、社会の一員として共に未来を築く姿勢が求められます。小樽市民と外国人居住者が共に暮らしていける小樽市を目指してください。

市長は、記者会見で、十分になし得ていないことが残っていると表現されていました。十分になし得ていないことに対して、今後、市として最優先で取り組むべき政策をどのように市長はお考えなのか、お聞かせください。

特定利用港湾についてです。

これまでの経緯は、令和7年6月26日、国から本市に対して、小樽港を特定利用港湾の新たな対象にしたいとの説明があり、同年7月24日付で小樽港において、円滑な利用に関する枠組みを関係省庁と市との間で確認することについて正式に依頼がありました。

円滑な利用に関する枠組みの確認に当たっては、港湾関係者、地域住民の理解を得ることが重要と考えており、国に対して地域に不安や疑問が生じることのないよう、市に対して丁寧な情報提供と説明を求めるとともに、港湾活動への影響などを踏まえながら、国との協議、検討を進めていきますと説明をされています。

当初、国へは回答を昨年中としていたものが、住民運動や議会議論等もあって判断を先に延ばすことになったと考えます。その後、令和7年第4回定例会以降、国とはどのようなやり取りをされましたか。

今後の流れとして、スケジュールなどはどのようにお考えでしょうか。

再質問を留保して、質問を終わります。（拍手）

**○議長（鈴木喜明）** 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**○議長（鈴木喜明）** 市長。

（迫 俊哉市長登壇）

**○市長（迫 俊哉）** ただいま、市長の政治姿勢について御質問がありました。

初めに、人口対策についてですが、まず、さらなる社会減の抑制につきましては、居住地としての魅力アップのため、安心して子育てできる環境づくりと事業・就業への支援を進め、同時に移住促進の効果的なプロモーションを戦略的に実行することで、定住や移住につなげ、さらなる社会減の抑制に努めてまいりたいと考えております。

次に、外国人居住者への対応につきましては、これまで取り組んできた市のホームページやごみカレンダーなどの多言語化、日本語教室の開催、通訳機などを用いた窓口対応、小・中学校における日本語指導支援などのほか、今年度は新たに外国人介護人材を対象とした交流会や研修会の実施、易しい日本語による生活ガイドの作成に取り組んだところであります。

さらに、令和8年度は、外国人住民が暮らしやすい環境づくりに向けた課題やニーズを把握するため、地域おこし協力隊を活用し、多言語での広報広聴業務を行うこととしております。

次に、今後、市として最優先で取り組むべき政策につきましては、令和8年度予算において十分な措置ができなかった学校の冷房設備の拡充やトイレの洋式化などの教育環境の整備や、最重要課題である人口減少、とりわけ少子化への対策のほか、小樽市新総合体育館の建設に向けた検討など公共施設や社

会資本の老朽化への対応であると考えております。

次に、特定利用港湾についてですが、まず、令和7年第4回定例会以降の国とのやり取りにつきましては、これまでの国からの回答や、第4回定例会で生じた新たな不明点などを整理し、改めて国に確認する作業を進めているところであります。

次に、今後の流れにつきましては、現時点で具体的なスケジュールを見込んでおりませんが、引き続き国に対する確認を行い、市としての考え方などの整理を行った上で、国への回答内容や時期も含めて、改めてお示ししたいと考えております。

（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

**○議長（鈴木喜明）** 16番、下兼議員。

**○16番（下兼 薫議員）** 幾つか再質問させていただきます。

まず、DMOに関してなのですが、今まで小樽観光協会に補助金を出されていたということです。これから、それがDMOに変わっていくということで、市としては今まで小樽観光協会に対しての資金の流れ、使用の仕方、補助の仕方というものの監査をされていたと思うのです。これからDMOになってからも、やはり大切な宿泊税を使うわけですから、ルールなど、お金の流れはしっかりと精査していただけなのかを聞きたいと思います。

それと、大雪の災害の定義なのですが、やはり異常気象ということで、降り方が尋常ではないときの判断はすごく難しいと思うのですが、被害、災害が起きる前にはしっかりと市長が判断していただくことになるのでしょうか。

**○議長（鈴木喜明）** 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**○議長（鈴木喜明）** 市長。

**○市長（迫 俊哉）** 下兼議員の再質問にお答えいたします。

DMOの交付金について御質問がありました。

御質問の中にもありましたが、やはり宿泊税という公金を用いまして、財政支援をする形になります。国のガイドラインによりますと、市の権限として監査機能を有するといった規定は特にありませんけれども、事業の効果や成果といったものをしっかりと確認する仕組みは必要になってくると思っております。連携しながら観光施策を進めていくことにはなっておりますが、連携はしながらも、そうした財政支援もしておりますので、緊張関係をしっかりと維持し、観光施策を進めていくことが大事なのではないかと思っております。

次に、大雪があった際の災害としての判断につきましては、その時々様々な事象を見ながら、やはり最終的には市長が災害として判断し、必要な対応を取っていくことになるのではないかと認識しております。

**○議長（鈴木喜明）** 以上をもって、会派代表質問を終結し、本日はこれをもって散会いたします。

**散会 午後 6時18分**

---

## 会議録署名議員

小樽市議会 議長 鈴木喜明

議 員 中 鉢 淳 二

議 員 小 池 二 郎

令和8年  
第1回定例会会議録 第4日目  
小樽市議会

令和8年3月4日

開議 午後 1時00分

○議長（鈴木喜明） これより、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、白濱聡議員、横尾英司議員を御指名いたします。

日程第1「議案第1号ないし議案第34号及び報告第1号」を一括議題といたします。

これより、一般質問を行います。

通告がありますので、順次、発言を許します。

（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 6番、小貫元議員。

（6番 小貫 元議員登壇）（拍手）

○6番（小貫 元議員） 一般質問をします。

初めに、市道認定について質問します。

過去10年で市民からの寄附を受ける形で、市道に認定した件数は、梅広線の1路線です。この経過は、法定外公共物と民間企業所有の1筆の寄附を受けて認定しました。

小樽市は、1987年3月に私有道路を市道に認定する基準を設けています。市長は、平成30年第3回定例会で、法定外公共物の道路は市道認定基準を満たすものについては、将来的に市道認定を行い、そのほかについては、民間で所有することが適切だと考えられる場合、売却などを行ってまいりたいと答弁していました。その後、梅広線は法定外公共物の道路部分が市道認定基準に適しているから、市道認定されましたが、それ以外にはありません。

法定外公共物のうち、市道認定可能な用地と売却できる用地の振り分けはどのようになっているのか、また、現状の取組状況について市長の見解を示してください。

宅地開発と同時に道路を整備したものの、私道として管理してきた住宅街では、市の道路にしたいとて宅地と一体となっており、分筆が必要、宅地と道路用地が分かれていても、道路用地の相続がされておらず、所有者不明の場合もあり、寄附の意思が確認できないなどの課題が存在します。

条件にある私道を市道として認定することは、公共的な道路を適切に維持・管理することで、市民の安全性を確保し、住みよい地域づくりに寄与することです。

札幌市では、「私道から、市道へ。」とガイドブックを作り、市民への情報提供を行っています。小樽市も基準等をホームページに載せていますが、さらに分かりやすい市民への情報提供を求めます。お答えください。

寄附を受けても、直ちに市道になるわけではありません。所有者が市に替わった後は、市道認定まで管理道路として扱われます。路線を有する市民が様々な手続を経て、市に寄附する段階になって、市では受けられませんかと断られても困ります。

寄附したいと要望があった場合に、市道に認定されるかどうかはともかく、市が寄附を引き受けるのに適しているかを答えるよう対応していただきたいが、どのようにお考えですか。

情報提供とともに、市へ寄附を決断する際に、分筆・測量、登記情報の確認など諸手続で費用がかかります。

市が道路用地の寄附を受けることになった場合、地域住民に対し、分筆測量費について補助制度をつくることを求めます。

また、法定外公共物の解決のためにも、法定外公共物を含む路線については、市が積極的に関与する必要があります。

令和4年第1回定例会の予算特別委員会で、私が、「市がここは市道として必要だとなったところについては、市が測量業務を行うということで確認してよろしいのですね」と聞いたところ、建設部は、「市が必要だということであれば、市として測量をこれまでもしてきましたし、今後もそうなのだというふうに考えてございます」と答えています。

法定外公共物を含む路線で、私有道路を市道に認定する基準の第2条で定める認定の要件に合致する路線については、計画的に市で認定していく方向にかじを切るべきではありませんか。

次に、介護保険について質問します。

介護保険は、平成12年度に始まり、制度開始から25年が経過しました。現在、政府の下では、利用料負担の2割負担対象拡大、ケアプランの有料化、要介護1、2の生活援助サービス等の総合事業への移行という制度の給付体系を変え、利用者・事業者に一層の困難を押しつける改悪が狙われています。

市長は、これら三つの制度変更による市内介護事業所、利用者への影響をどのように考えていますか。

この狙いを阻止することが必要です。また、介護労働者の抜本的な処遇改善、介護報酬の底上げや費用負担の軽減など、介護保険制度の大幅な改善を実現することが求められています。

今年度から、個人が支払った介護の資格取得のための受講費用の一部を市が助成する、介護人材キャリアアップ支援事業が始まりました。予算段階では、三つの研修それぞれ20件を想定していましたが、現状では、介護職員初任者研修が2件、介護福祉士実務者研修は4件、介護支援専門員実務研修は3件の申請にとどまっています。

今年度から実施してみて、市に寄せられている意見について説明するとともに、市長の評価を聞かせてください。

介護保険課によると、ケアマネジャーがケアプランの作成やサービス調整を行う居宅介護支援事業所は、市内で42か所です。ケアマネジャーが不足すれば、ケアプランの作成に支障を来します。人材不足の背景には、介護報酬の対象とならない業務が多いことが挙げられます。例えば、緊急搬送の場合、ケアマネジャーが同乗することがありますが、介護報酬が出る仕事ではありません。利用者を守るためという思いで、ケアマネジャーはこのようなシャドールワークを行っています。

現在のケアマネジャーの現状について、市長はどのような認識をお持ちですか。

以前、質問でも取り上げたように、ケアマネジャーには実務研修以外にも研修費がかかります。平成30年度改定により、主任ケアマネジャーは、居宅介護支援事業所の管理者要件になりました。介護保険課によれば、市内で複数のケアマネジャーを配置することで算定できる特定事業所加算を取得している事業所は29か所ですが、そのうち最も加算の大きい特定事業所加算Ⅰの要件の一つとして、主任ケアマネジャーが2人以上という条件があり、加算を算定している事業所はゼロか所です。市内には、加算要件を満たせない小規模な居宅介護支援事業所が多数あると推測されます。

そこで、本人及び事業所の支援のため、介護人材キャリアアップ支援事業に実務研修以外にも、主任ケアマネジャー研修も対象とするように制度を拡充してはいかがでしょうか。

以上、再質問を留保し、一般質問を終わります。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 市長。

(迫 俊哉市長登壇)

○市長(迫 俊哉) 小貫議員の御質問にお答えいたします。

初めに、市道認定について御質問がありました。

まず、法定外公共物の振り分けの考え方などにつきましては、市道の認定基準を満たしており、公共的に利用されている道路と判断したものは市道認定とし、法定外公共物に面している所有者が専用利用しても支障がないと判断したものは売却としております。

本市としては、要件の整ったものから順次進めているところでありますが、法定外公共物の件数が多く、振り分けができていない状況であります。

次に、市民への情報提供につきましては、現在、市のホームページで周知しているところでありますが、市民への周知方法について、他都市の事例を調べてまいりたいと考えております。

次に、寄附の要望があった場合の対応につきましては、まずは寄附の手続に入る前に、市が現地調査を行い、その調査結果を踏まえ、寄附を受け入れる際には、越境物の除去や抵当権の解消などについての条件を相談者にお伝えしているところであります。

次に、分筆測量費の補助制度につきましては、市に寄附の申出があった場合は、原因者である土地所有者に分筆・測量をしていただくこととしていることから、現段階において補助制度の創設は考えておりません。

次に、法定外公共物の市道認定につきましては、認定基準を満たすものについては、市道として認定する考えですが、現在、その基準に合うかの選定ができていない状況であります。そのため、まずは調査を進めてまいりたいと考えております。

次に、介護保険について御質問がありました。

まず、制度変更による影響につきましては、現在、国において令和9年度以降の改正に向けて議論が行われていることは認識しておりますが、私といたしましては、利用控えによる利用者の身体状況の悪化と事業所の収益減、さらには総合事業化に伴う市町村間で利用できるサービスの格差などを懸念いたしております。

そのため、全国市長会では、国に対し、利用者及び事業者の不利益とならないよう、慎重な検討と国庫負担割合の拡大などを要望しているところであります。

次に、介護人材キャリアアップ支援事業につきましては、利用者からは受講費用の負担が減って助かるという感想、介護事業者からは助成対象の拡大や事業所等が受講料を支払った場合も助成の対象としてほしいといった意見がありました。介護の資格取得への支援を行うことで、介護人材の確保に効果があるものと認識しておりますが、事業開始初年度で利用が少数にとどまっており、さらなる周知が必要と考えております。

次に、ケアマネジャーの現状につきましては、ケアマネジャーは独居高齢者の相談相手となっていることが多く、本来業務のケアプランの作成以外に、救急搬送の付添いのほか、入院手続や日用品の調達などやむを得ず対応される場合があり、苦慮されていると認識いたしております。

次に、主任ケアマネジャー研修を支援対象とすることにつきましては、第10期小樽市高齢者保健福祉計画・小樽市介護保険事業計画の策定に向けて実施する居宅介護支援事業所へのアンケート調査やケアマネジャーの意見聴取の中で、資格取得のニーズを把握した上で、対象とするかどうかを検討してまいりたいと考えております。

(「議長、6番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 6番、小貫元議員。

○6番(小貫 元議員) それでは、再質問を行います。

まず、市道認定の関係についてです。

市が寄附を受けるのに適しているかを事前に答えていただきたいという旨の質問をしました。現状、現地調査を行って、いろいろ条件を伝えているということなのですが、本質問の中でも言いましたけれども、現地の人からしてみたら土地の所有者が分からなくなっているケースがあった場合に、それをクリアしたら、市は寄附を受けられるという条件まで答えていただけるかなのです。

結局、そこを司法書士なりなんなりに、相続人を追ってということで費用をかけたけれども、その結果、市に寄附の申出をして、調査に来て、条件をいろいろと言われて、これは駄目だと言われてしまったとなってしまうたら、今までのお金は何だったのという話になってしまうので、もう一歩前の段階で適否を判断できないのか、伝えることができないのかという、確実性はいろいろあると思うのですけれども、その件についてお答えをいただきたいと思います。

あと、法定外公共物の関係で、現状、振り分けができていないから、今後、調査を進めていくということですが、非常に莫大な量がある法定外公共物ですから、相当大変なのだろうと思います。

これは、用地管理課なり建築指導課なり、どこが担当になるか分かりませんが、例えば現状の人員でやっていくのか、増やしていきなりなんの体制を取っていくのか、その辺まで見通しがあるのか、お答えください。

介護についてですが、今年度実施して、使った方からしてみたら、負担が減って助かっているが、やはり拡大が必要で、また、事業所を対象にしてほしいという声があったということです。今後、第10期小樽市高齢者保健福祉計画・小樽市介護保険事業計画に向けて主任ケアマネジャー等を対象にするかのアンケートを取っていくというお話でした。

市長も言っていたように、ケアマネジャーの状況については大変苦勞しているということで、結局、ケアマネジャーがいないと、介護全体が立ち行かなくなってくるということです。

実際にアンケートを取っていくという話なので、それ以上の答弁はなかなか期待できないだろうとは思いますが、できれば、拡大していくという方向も視野に入れた取組にしていきたいと思いますが、答弁いただきたいと思います。

○議長(鈴木喜明) 説明員の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 市長。

○市長(迫 俊哉) 小貫議員の再質問にお答えいたします。

法定外公共物についてお答えさせていただきたいと思います。

先ほど、法定外公共物の件数が多く振り分けができていない状況についてお尋ねがあったわけであり、今後、この現状をどのように捉えているのかということについて、担当としっかりと話をさせていただきながら、現状の人員でやっていくのか、体制強化をしていくのかという判断をしていきたいと思っております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 建設部長。

○建設部長(山岸博史) 小貫議員の再質問にお答えいたします。

寄附を受ける事前の所有者不明の土地、相続されていない土地について、事前にもう少し踏み込ん

で市道認定の可能性について伝えたほうがいいのではないかについてです。

これまでも、大抵は自分の土地をという形での相談ですが、事前に相談があったときには、条件をお話しして、その中でこれをクリアすれば、市道に認定することができるとお伝えしております。

所有者不明土地の場合は、当然費用をかけて、所有者を確認して、その所有者からの承諾を受けてという形もあり得るのですが、調べても不明な場合が結構ございます。ここに対して費用をかけても、結局は不存在という可能性もございます。

不存在になったときは、裁判所への申立てという形での不存在認定ということで、いろいろと難しいところがあるのですが、今後は、所有者不明土地につきましても、いろいろな手続に対して我々でもクリアすべき問題を相談者にお伝えして、それをクリアすれば、市道認定できるという形で伝えていきたいと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

**○議長(鈴木喜明)** 福祉保険部長。

**○福祉保険部長(中村哲也)** 小貫議員の再質問にお答えいたします。

介護保険についてでございます。

主任ケアマネジャーの研修を拡大するかでございますが、私どももケアマネジャーの皆さんが置かれている状況は、非常に厳しいことは認識しております。このようなことで、成り手不足にもつながっているとも思っているところでございます。

答弁さしあげたとおりアンケートを実施して、実際にケアマネジャーの皆さんの御意見も伺う予定でありますので、その中でニーズがあれば、やはり検討せざるを得ないと考えておりますので、最終的に、研修への助成になるかは別としても、成り手不足は解消していかなければならないとは考えてございます。

**○議長(鈴木喜明)** 小貫議員の一般質問を終結いたします。

(「議長、17番」と呼ぶ者あり)

**○議長(鈴木喜明)** 17番、面野大輔議員。

(17番 面野大輔議員登壇) (拍手)

**○17番(面野大輔議員)** 一般質問を行います。

現在、本市の公式LINEは、緊急情報の発信やごみ分別案内、道路・除雪通報サービスなどのメニューが備わっています。しかし、その実態を精査すると、メニューの多くの機能が市公式ホームページへの誘導、言わばリンク集にとどまっていると言わざるを得ません。

特に道路・除雪通報サービスについては、LINEからリンク先である市ホームページへ移動した上で、改めてメールアドレスや連絡先を入力し、画像を添付してメールの送信が必要な仕様となっています。これは、スマートフォンに慣れた人でも面倒と感じる手順であり、LINEで完結できるという市民の感覚とかけ離れています。これでは、市民の声を吸い上げる通報のプラットフォームとして機能しているとは言い難い状況です。

そのような実情を鑑みて、本市が令和5年11月に策定した小樽市自治体DXに関する全体方針に沿って、市公式LINEをDXの中核的な市民接点として、運用すべきだと考えます。

本市のDX全体方針では、住民サービスの向上、利用者目線、データ利活用、業務変革が掲げられています。公式LINEは、これらを同時に実現し得る数少ないプラットフォームだと考えられます。

DXとは、単にツールを導入することではなく、部署を横断して市民の利便性を高める変革そのものです。担当部署が公式LINEというプラットフォームを提供し、各事業部署がその上のコンテンツを

主体的に運用する。この連携ができないのであれば、市が掲げるDX推進は名ばかりのものとなってしまいます。全体方針の中で、住民目線を大切にしている以上、アクティブユーザーが多いLINEのUI及びUXを徹底的に磨き上げることこそが、本市のDX推進の一助になると考えます。

ここで、先進自治体の事例を御紹介いたします。

京都府長岡京市では人口約8.2万人に対し、公式LINEの登録者数が10万人を突破し、市外在住者や観光客も含まれると考えられますが、登録率は人口比120%を超えています。運用開始以来、役所に出向くことなく、100以上の行政手続がLINE内で完結するスマホ市役所として進化を続けています。住民票や税証明の申請、施設予約などがスマートフォン一つで完了し、令和6年度には放課後児童クラブ申請の約9割がLINE経由で行われるなど、圧倒的な利便性と効率化を実現しています。

また、福岡県古賀市では、LINE等のデジタル活用により来庁者が減少し、窓口受付時間を1日当たり90分短縮することに成功したそうです。そこで創出された時間を、さらなる住民サービス向上や職員の政策立案機能の強化に充てています。

青森県十和田市でも、写真つきで道路損傷をLINE通報できる仕組みを構築し、行政側がそれを業務改善や対応優先度の判断に活用しています。

これらの事例は、本市が主に一方通行の情報発信やリンク集にとどまっている現状に対し、双方向性、行政サービス機能、そして利用促進の側面で研究対象として有効な先進事例であると考えます。

以上の点を踏まえ、質問に入ります。

初めに、本市が情報発信の媒体として活用している手段について伺います。

現在、市公式ホームページ、広報おたる、公式LINE、各種SNSを運用されています。どの媒体を一方的な周知に使い、どの媒体を市民との双方向の対話型ツールとして運用されているのか、本市の認識を御説明ください。

次に、本市の公式LINE登録者数は、直近で約8,100アカウント、人口10万人に対して登録率は約8%にとどまっております。また、現在登録されている全アカウントが市民とも限りません。

そういった点を踏まえると、災害時の即時性や平時の行政接点としては、十分な登録者数とは言えませんが、現在の登録率を市としてはどのように評価し、目標値や増加対策をどう考えているのか伺います。また、登録者の年代や居住地域などの属性を分析できる仕組みは整備されているのか伺います。

続いて、利用実績に関して質問いたします。

本市の公式LINEのリッチメニューからAIチャットボットを利用できますが、AIチャットボットにおいて、ごみの分別ガイドが利用された合計件数を令和6年4月から令和7年1月までの10か月間と、令和7年4月から令和8年1月までの10か月間についてお示しいただき、令和6年4月から現在まで、ごみの分別ガイドの回答精度を上げるために、質問と回答を加除修正した件数を御説明ください。

次に、自治体DXに関する全体方針との関係について伺います。

全体方針では、住民の利便性向上や利用者目線のサービス設計、データ利活用が掲げられております。公式LINEは、この方針の中でどのような位置づけにあるのか、基本的な認識を伺います。

今後、公式LINEの利便性・サービス向上を図ることは必要不可欠であると考えます。そのためには、現状の公式LINEに対する具体的なニーズ調査を実施する必要があると考えますが、これまで公式LINEに対するアンケートやヒアリングなどを実施したことや、今後そのような調査を予定しているのか、お答えください。

次に、LINE上で取得可能なデータを分析し、ユーザーが何を求めているのか、また、内部的にどのような業務改善が図れるのかなど、公式LINEの利便性を向上させるためにどのようなデータを蓄

積して、どのような組織体制で検討を行っているのか、御説明ください。

次に、コストと費用対効果について伺います。公式LINEの令和7年度の年間運用経費の総額をお示しく下さい。

次に、業務負担軽減の観点から伺います。公式LINEを効果的に運用することで、職員の窓口業務や電話対応が大幅に削減される先進事例を先ほど御紹介いたしました。

本市では、公式LINE運用後、窓口や電話による問合せ対応時間の削減など、具体的な効果測定は行っているのか、御説明ください。

先ほど、先進事例の御紹介のときに触れましたように、業務負担の軽減は職員削減を目的とするものではありません。デジタル技術によって事務作業を効率化し、その時間を市民一人一人と向き合う質の高いサービスに転換することこそが目的であり、また、本市においては、慢性的な欠員への有効な手段であるとも考えられます。

次に、セキュリティーと個人情報の管理について伺います。令和3年に取りまとめられた、「政府機関・地方公共団体等における業務でのLINE利用状況調査を踏まえた今後のLINEサービス等の利用の際の考え方（ガイドライン）」では、自治体が公式LINEで機密性の高い情報を取り扱う際の配慮事項が示されています。

本市はガイドラインに基づき、現在どのような管理方法やセキュリティー対策を行っているのか。仮に今後、位置情報や画像データを高度に活用していく上で、データの保存体制や外部クラウドのリスク評価にどう取り組むのか、市の御見解を伺います。

次に、LINEヤフー株式会社が取得する個人情報にはどのようなものが含まれているのか、また、市としてその管理実態をどう把握しているのか、お示しく下さい。

市民のポケットの中にあるスマートフォンから、いつでも、どこからでも市役所とつながることができる。そんな誰もが使えるデジタル化を本市でも実現すべき時期になっていると考えます。検討という言葉で立ち止まるのではなく、他自治体の成功事例を制度設計や運用面まで含めて深掘りし、スピーディーに実装へとかじを切るべきと考えます。

以前から、私は公式LINEの機能拡張、利便性の向上について議会の場で質問、提案させていただきました。公式LINE運用からこれまでを振り返り、機能拡張や利便性向上、課題解決に向けてどのような研究をされてきたのか。また、機能拡張や利便性向上に向けてどのような障壁があるのか、現状について本市の見解をお示しく下さい。

市民の利便性向上、職員の業務負担軽減、本市DX推進の大きな一助となる本件について前進につながる市長の具体的な答弁を求めます。

次に、人口減少について伺います。

本市の持続可能な発展を議論する上で、財政の根幹を支える地方交付税の動向を客観的に分析することは、行政の責務です。直近でお示しいただいた小樽市の財政（令和6年度決算版）を確認しますと、普通交付税は約151億円、地方自治体の行政サービス維持に必要とされる基準財政需要額は約286億円で達しています。

今回の質問で、初めに取り上げるポイントは、国勢調査のサイクルと普通交付税算定の相関です。令和7年に実施された国勢調査においては、本市の人口は10万人を維持できると推測されます。よって、直ちに普通交付税上の段階補正の算定区分が下落することはないと考えられます。しかし、現在の人口動態を鑑みれば、次回の調査となる令和12年においては、人口10万人を割り込み、普通交付税算定の要となる段階補正の算定区分がこれまでの人口10万人以上から10万人未満の区分へと移行する可能性が極

めて濃厚になると考えます。

段階補正の算定区分が移行すれば、段階補正係数の上昇により、1人当たりの単位費用は底上げされます。しかし、その上昇幅は限定的であり、国勢調査ごとに人口そのものが数万人単位で減少するという規模の変化を補うには、到底及びません。結果として、普通交付税の総額としての減少は避けられません。

市道・橋梁や消防拠点といった人口が減っても削減できないインフラ固定費や介護・障害福祉など、高齢化とともに需要が拡大し続ける対人サービスコストを抱える中で、この数年後の確実な減収について現在進められている小樽市中長期財政収支計画では、段階補正の算定区分の移行も含め、普通交付税をどのように試算されているのか、御説明ください。

次に、本市の人口減少対策を評価する物差しについて伺います。

市長は、これまで、メッセージなどにおいて、平成20年前後の数値と比較して転出超過が抑制されていることなど、社会減の改善傾向を実績として示されており、これまでの粘り強い取組の結果として一定の評価をすところでは。

一方で、本市が公表する様々な計画や報告書においては、その指標の多くが転出入の実数値にとどまっています。先を見据えた確かな政策をつくるためには、この実数値に加え、分母となる年齢階級別人口に対する相対的な指標を積極的に示す必要があると考えます。

例えば、若年層の人口そのものが激減すれば、転出者の実数は必然的に減少します。これが施策の効果によるものなのか、あるいは流出する若者そのものが少なくなっている、言わば間口の減少によるものなのかを判別するためには、年代ごとの転出率という相対的なデータが不可欠です。

令和2年度国勢調査報告書の移動人口集計を確認すると、本市への転入元も本市からの転出先も共に札幌市が最大値となっています。一見すると交流が盛んにも見えますが、札幌市という巨大な人口分母から本市へ還流する率に対し、本市の限られた若年層母数から札幌市へ吸い上げられる率は依然として圧倒的に高く、構造的な押し負けの状態にあることは否定できません。

今後、これまでの実数値での改善実績を堅持しつつ、より綿密な将来リスク管理のために毎年、年代別、市内の地域別の転出率を導入し、市民や議会と共有するべきであると考えますが、市長の見解を求めます。

人口減少は、全国の多くの自治体があがえない時代の潮流です。本市がこれまで進めてきた移住・定住支援や子育て環境の整備は継続すべき大切な取組ですし、その尽力に敬意を表します。しかし、それらは個々の自治体のよしあしではなく、突き詰めれば、限られた人口を自治体間で奪い合う自治体間競争の構造から抜け出せていません。

出生率の低下は、経済・文化・価値観が複合的に絡み合った社会構造の問題であり、一自治体の努力が届く射程をはるかに超えています。この現実を直視するならば、今求められているのは、国が本腰を入れて人口政策に臨むことであり、地方はその最前線として実情を国へ届ける役割を担わなければなりません。

今の中学生が成人を迎える令和13年から令和12年の国勢調査による人口に基づき、普通交付税が算定され、小樽市の財政は大きな転換点を迎えます。次の世代が引き継ぐまちの姿を私たちは今の判断で形づくっています。

市長は、今定例会冒頭の提案説明にて、本市の現状を取り巻く人口減少と少子高齢化について課題先進地と表現され、そして同時に3期目への挑戦に対する決意を表明いたしました。

そこで、市長へ伺います。

自治体努力の限界と国の責任について、どのような認識をお持ちでしょうか。そして、その認識を国に届けるため、今後どのような姿勢で臨まれるのか、小樽市のトップリーダーとしてのお考えをお聞かせいただき、一般質問といたします。

以上、再質問を留保して終わります。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（迫 俊哉市長登壇）

○市長（迫 俊哉） 面野議員の御質問にお答えいたします。

初めに、公式LINEについて御質問がありました。

まず、市のホームページ、広報おたる、LINE、各種SNSの運用方法につきましては、いずれの媒体も一方的な周知に終始せず、部分的には双方向性を持ったツールであります。

市民の皆さんからの御意見等をお聞きする方法として、市のホームページでは、御意見、お問合せを送信できるフォームを設置し、広報おたるでは、例年、市長への手紙を実施しており、いずれも基本的には返答いたしております。

また、LINEではAIチャットボットに誘導し、お問合せに自動で回答できるようにしております。

LINE以外の各種SNSでは、市の情報発信に対して、投稿ができるようにしておりますが、本市の公式SNS運用要綱において、原則投稿への返信を行わないこととしております。

次に、本市のLINE登録率につきましては、北海道内の主要都市に比べて低い登録率であると認識しております。

登録者数の目標値は設定しておりませんが、登録者の増加対策としては、ヒグマの出没情報などニーズの高い情報を発信するとともに、広報おたるやFMラジオにより情報発信をしていることを周知することで、登録者の増加につなげたいと考えております。

また、登録者の属性としては、年代、地域、性別が把握できるようになっております。

次に、AIチャットボットにおけるごみの分別ガイドの利用件数につきましては、令和6年4月から令和7年1月までが1,968件、令和7年4月から令和8年1月までが1,362件であります。

また、6年4月から8年1月までに加除修正した件数は、品目の追加や検索キーワードの修正など計75件となっております。

次に、本市の自治体DXに関する全体方針の中での公式LINEの位置づけにつきましては、「2自治体DXに向けての基本的方向性」の中で、市民の利便性向上に向けた主な取組事項として、「SNSの更なる活用など、情報発信や情報公開に努めます」としており、情報発信ツールの一つとして位置づけられているものと考えております。

次に、公式LINEに対するニーズ調査につきましては、今年度、市政アンケートモニター制度を活用し広報に関する満足度・ニーズ調査を実施し、設問の一つとして、市のLINEについても御意見を伺ったところであり、今後とも定期的に同様の調査を実施してまいりたいと考えております。

次に、公式LINEの利便性向上のためのデータ取得と業務改善の組織体制につきましては、市のLINE上では、リッチメニューのクリック数、友だち数、配信メッセージの開封数などのデータを、本市がLINEを開設した当初からの数値を蓄積しております。

データに基づく業務改善の一例として、リッチメニューのクリック数を基に利用者の関心が季節によ

って変わることを把握し、おおむね夏はヒグマ、冬は除雪のメニューを設置し、利便性向上に努めております。市のLINEに関する業務は、総務部広報広聴課において検討、実施いたしております。

次に、公式LINEの運用経費につきましては、地方公共団体プランを利用し、無料の範囲内で運用しておりますので、経費は発生いたしておりません。

次に、LINE運用後の窓口や電話による問合せ対応時間の削減などの効果測定につきましては、行っておりません。

次に、公式LINEにおける情報の管理方法やセキュリティ対策につきましては、小樽市公式LINEアカウント運用ポリシーを定め、個人情報を取り扱わないようにしており、これは国が示したガイドラインにおける、機密性を有する情報を取り扱わない場合に該当するよう運用いたしております。仮に、今後、機密性を有する情報の取扱いを検討する場合には、国のガイドラインに沿って対応すべきであると考えております。

次に、LINEヤフー社が取得する個人情報の取扱いにつきましては、LINEヤフー社は、LINEヤフープライバシーポリシーに基づき、電話番号やメールアドレス等の個人情報を取得しているものと認識しております。また、個人情報の管理実態は、同社のホームページにおいて、個人情報保護等に関わる取組の進捗状況等を公開しており、本市ではこの公開情報を把握いたしております。

次に、LINEの機能拡張や利便性向上、課題解決への研究及び障壁につきましては、LINE上で取得可能なデータを随時確認しながら、他市の運用方法を調査するとともに、アンケートを実施して研究を重ねてまいりました。また、障壁といたしましては、様々なサービスをLINE上に集約することで、障害が発生した際の影響が大きくなるおそれや誤情報の拡散への対策などが考えられます。

今後も市民の皆さんの利便性向上に向けて研究を進め、新たな機能の導入に当たっては、費用対効果や障害発生時の影響を考慮して、判断してまいりたいと考えております。

次に、人口減少について御質問がありました。

まず、小樽市中長期財政収支計画における普通交付税の試算につきましては、段階補正は人口が10万人を下回った場合に、算定区分が変わり需要額が底上げされる補正がかかりますが、その係数は見込めないため、考慮はいたしておりません。

しかしながら、国勢調査人口は、基準財政需要額を算定する際の主要な測定単位であることから、人口減の影響を一定程度見込むほか、普通交付税措置のある公債費の増減や基準財政収入額の大きな割合を占める市税の推移などの人口以外の影響についても勘案して試算を行っております。

次に、転出率の導入につきましては、これに類するものとして、国勢調査結果の公表資料において、固定年齢階層別の増減率を掲載しておりますが、御提案の年代別、地域別の転出率も含め、人口動態をより多角的に分かりやすく共有できる手法を検討してまいりたいと考えております。

次に、自治体努力の限界と国の責任につきましては、人口減少対策は一自治体の努力のみで解決できるものではなく、少子化対策や東京一極集中の是正及び若者と女性に選ばれる地方の実現は、国による大胆な政策なくしてなし得ないものと考えておりますので、全国市長会などを通じて国に対して要望するとともに、本市としてもできる限りの施策を講じてまいりたいと考えております。

(「議長、17番」と呼ぶ者あり)

**○議長(鈴木喜明)** 17番、面野大輔議員。

**○17番(面野大輔議員)** まず、市が情報発信をしているツールとして、ホームページ、広報おたる、公式LINE、SNSについて、全部、一方向ではなく双方向型だという認識でした。私がお伺いしたかった内容としては、今日、ここにも広報おたる3月号を持ってきたのですが、ただ連絡先があっ

て、問合せができることをもって双方向ということではなく、もう少し高度なやり取りができるものという定義というか、そういった思いを持って質問させていただいたという感想を踏まえて、再質問に入らせていただきたいと思います。

まず、公式LINEに対する具体的なニーズ調査についてアンケートを行うということだったので、私は聞き漏らしてしまったのですが、大きめのアンケートの中に、公式LINEのアンケートも設問するという答弁だったと思います。単独で公式LINEについて、これまでニーズ調査やアンケートといったことを取られた過去の経緯があるのかということと、今後、公式LINEに特化したニーズ調査といったものを行う可能性はあり得るのか。

今、公式LINEの登録者が8,100アカウントほどいらっしゃいますので、例えばその登録者、ユーザーにLINEの中で確認してみるとか、今、無料で運用されているということなので、そういうこともできなくはないかと御答弁を聞いていて思ったのですが、まず、その辺について質問をいたします。

次に、今、公式LINE運用後、業務負担に対する効果測定は行っていないということでした。小樽市自治体DXに関する全体方針の中では、やはり業務変革ということで、業務改善につながるような推進をしていくべきだとも位置づけられておりますので、今後どういうふうに公式LINEを運用していくかという場面においては、そういった業務改善につなげるべきだとも思います。何か今後、効果測定の指標を設けるといったことを検討していただきたいと思いますのですが、いかがでしょうか。

次に、人口減少についてということで、今回、主に三つの視点から伺いました。転出率の導入について検討していただけるということだったので、例えば、小樽市でこれまで開示されている、人口増減に対する情報を掲載している報告書や計画書は、どういうものがあるのか。毎年出しているもので、例えばこういうものに転出率の表示を検討するみたいな、どういう媒体に対して検討していただけるかをまずお聞かせいただきたいと思います。

あと、私も個人的に、どのぐらいの試算ができるのだろうかということでも総務省や小樽市のデータを引っ張り出してきたら、全部データで統計の取り方が一律ではないので一概には言えないと思うのですが、やはり自分なりに今後のこういう議会議論も含めたバックデータとして、そういうデータを試算してみたいと思うのです。

私が欲しいデータは小樽市のホームページには公表されていないのですが、仮にそういうデータが欲しいといった場合に開示していただけるようなデータなのか、その辺についてもし分かればお聞かせいただきたいと思います。

**○議長（鈴木喜明）** 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**○議長（鈴木喜明）** 市長。

**○市長（迫 俊哉）** 面野議員の再質問にお答えいたします。

まず、公式LINEに関してのアンケートについてお尋ねがありました。本答弁の中では、市政アンケートモニター制度を活用し広報に関する満足度、ニーズ調査を実施し、設問の一つとしてとお答えさせていただいておりますので、これまで単独で公式LINEについてのアンケートを取ったことはございません。

次に、公式LINEに特化したアンケートはあり得るのかなのですが、登録率がかなり低いものから、公式LINEの在り方は、これから改善していかなければいけないと思っております。

一つ申し上げますと、答弁の中で触れましたが、小樽市の公式LINEは無料で運用されていますの

で、例えばリッチメニューの数ですと最大六つとなっていますが、有料になりますと、その上限はなくなるため、まだ拡大できていると思っています。また、必要としている方に必要な情報を送る機能をセグメント配信というふうですけれども、こういった機能もありませんので、こういった形で有料の運用を今後、検討していきたいと思っております。

そういった改善を加えていく上で、公式LINEに特化したアンケートは当然必要になってくるのではないかと考えておりますので、その際に検討していきたいと思っております。

効果測定の件ですが、そういった形で公式LINEを有料の運用に変えていくことになれば、当然その効果測定も求めていかなければなりませんし、必要なことだと考えております。この有料運用と併せて、効果測定がしっかりできるように取り組んでいくことを考えているところであります。

次に、人口減少対策として転出率でデータを示していくことは、また別の側面から見ても、必要なことだと思っております。統計に必要なデータを開示ができるかというお尋ねでございましたが、開示を妨げるような要因はないものと考えておりますので、基本的には開示できると認識しております。

転出率をどういう媒体でお示していくのかという御質問もあつたと思いますが、転出率そのものは、これまであまり使ったことがありませんので、こういった媒体でお示し、開示していくことが、市民の皆さんや議会の皆さんにとって有用なのかも含めて、これから検討していきたいと思っております。

(「議長、17番」と呼ぶ者あり)

**○議長(鈴木喜明)** 17番、面野大輔議員。

**○17番(面野大輔議員)** 再々質問させていただきます。

まず、市長から公式LINEの有料版など、これから少し費用をかけていくことも視野に入れて検討をしていきたいという御答弁をいただきました。

調べてみると、以前でいうデジタル田園都市国家構想交付金、デジ田と言われるもので、令和7年度からは、新しい地方経済・生活環境創生交付金という形で、新たな制度としても使い勝手がいいと一般的には言われている、DX推進に寄与する有利な国の支援制度もあるようです。

ぜひ、そういった交付金、補助金も含めて検討していただきたいのですが、有料版について、この場で御答弁いただくのは難しいと思うのですが、できればロードマップ的に、いつぐらいまでに市内でそういう議論をして、どのぐらいのスケジュール感で検討していきたいみたいなことが、もし今お示しできればお答えいただきたいと思えます。

最後に、市長から答弁をいただいた報告書など、どういう媒体で示していくのかは検討されるということだったので、私が聞きたかったのは、今ある既存の媒体で、毎年、年次的に人口動態がこうなっているみたいなものは発行されているのか。その中に、そういう転出率みたいな指標も入れてみてはどうかと思ったのです。

媒体という意味では、何か新しいものを策定というか、つくって、それに対してということではなく、既存のものでそういう報告をされるようなものがあればという意味合いで再質問させていただいたので、その点について改めて答弁をいただきたいと思えます。

**○議長(鈴木喜明)** 説明員の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

**○議長(鈴木喜明)** 市長。

**○市長(迫 俊哉)** 面野議員の再々質問にお答えいたします。

詳しくは承知しておりませんが、公式LINEの有料化に向けて国の支援制度があれば、積極的に

活用していきたいと思っっているところであります。

それに向けてのロードマップですとか、スケジュール感については、これから庁内でしっかり議論して、できるだけ早めにお示しできるように取り組んでまいりたいと思っっております。

あとは、転出率をお示しする媒体についてなのですが、一つ挙げるとすれば、毎月、戸籍住民課から住民基本台帳の異動の状況を示す資料が発行されておまして、これがホームページにも公表されているわけであります。これはあくまでも、面野議員がおっしゃっている実数値なのです。事細かに転出率を毎月掲示できるかは分かりませんが、これの中に転出率を掲載していくことについては、全ての項目で可能かどうか分かりませんが、一つの方法としてはあり得るのではないかとと思っっております。

**○議長（鈴木喜明）** 面野議員の一般質問を終結し、この際、暫時休憩いたします。

**休憩 午後 2時09分**

**再開 午後 2時35分**

**○議長（鈴木喜明）** 休憩前に引き続き、会議を再開し、一般質問を続行いたします。

（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

**○議長（鈴木喜明）** 14番、佐藤奈緒美議員。

（14番 佐藤奈緒美議員登壇）（拍手）

**○14番（佐藤奈緒美議員）** 自由民主党、佐藤奈緒美でございます。一般質問をいたします。

おたるプレミアム付商品券についてです。

今回の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の活用について、本市では三つの事業を実施することといたしました。低所得世帯への現金給付事業、子育て世代への現金給付事業、そしてプレミアム率を引き上げた商品券事業を選択いたしました。

ほかの自治体では、一律給付や公共料金免除を行う例も見られますが、観光都市かつ高齢化が進む本市において、一律給付であれば、ネット通販や市外で消費することで流出することも考えられますが、商品券であれば、市民が地元のお店で使い、地元のお店が潤うという小樽市のまちのコミュニティーを守る投資になると考えます。

私も、おたるプレミアム付商品券を使うことで、ふだんはなかなか行かないようなお店に足を運んだりすることもあり、今までで足が遠のいていたお店を楽しんでおります。

この商品券をきっかけに、小樽市民が改めて地元のお店を見直す、言わば小樽市民による小樽推しのきっかけになるのではないのでしょうか。

この物価高騰対策の三つの柱の一つ、おたるプレミアム付商品券事業に関して何点かの質問をさせていただきます。

今回のおたるプレミアム付商品券事業は、前回までの同事業と比べると、プレミアム率をより大きく引き上げることとしております。このことで、物価高騰に苦しむ市民の家計支援と、市内事業者の売上げ確保にどのような効果を見込んでいるのか、お示してください。

プレミアム率が上がることで、利用が増えることは喜ばしいですが、加盟しているお店の中には、観光客で混雑しているようなところもございます。中には、市民が利用しようとしても、観光客の予約がいっぱいで入れないこともあるかもしれません。

市民が利用しやすい環境づくりについては、基本的には各加盟店の判断によるものと考えまますが、そのようなことをなるべく回避するために、加盟店に対し、例えば市民の利用機会の確保に配慮した取組などを促していくことを検討されてみてはどうかと考えまますが、本市の見解をお示してください。

これまで行ってきたおたるプレミアム付商品券事業で課題や改善点があったと思うのですが、それは例えば、商品券の購入金額や周知方法などであったと認識いたします。それも含めまして、令和8年度のおたるプレミアム付商品券事業でどのように課題解決に向けて対応するのでしょうか、お聞かせください。

本市は、日本を代表する観光都市ではありますが、この活力の源泉は市民の営みにあります。この商品券事業は、単なる家計の補助にとどまらず、観光客でにぎわう一方で、実直に商いを続ける地元の商店を支え、市民が誇りを持って地元で買物をする小樽経済の地産地消につながる事業と考えるのですが、本市のお考えをお示しください。

小規模校と小規模特認校制度についてお聞きいたします。

本市の教育環境の充実と人口減少対策を一体のものとして捉えられると考えます。

現在、児童数の減少により、郊外校の維持が課題となっておりますが、これを単なる維持の問題とするのではなく、本市の教育的魅力を高める好機と捉え直すべきなのではないかと考えます。

現在、全国の地方都市では、小規模校の特性を生かした、例えば自然体験、英語教育、ICT特化等、独自のカリキュラムを展開し、成果を上げている事例が多々ございます。本市においても、保護者が小規模校を選択できる幅を広げることについて、教育委員会の現状の認識をお伺いします。

本市は今、第7次小樽市総合計画において、選ばれるまちを目指しております。しかし、隣接する札幌市や近隣町村との差別化は図れているのでしょうか。子育て世代の価値観は多様化しており、あえて小規模校での手厚い教育を望む声も増えている状況です。

小樽市の豊かな自然と少人数教育をパッケージ化して発信することは、移住・定住を促す強力な攻めの施策になると考えるのですが、いかがでしょうか。

本市の郊外には、豊かな自然環境や地域住民との密接な関わりなど、大規模校にはない教育資源が眠っております。こうした環境を過疎というネガティブに捉えるのではなく、ICTをフル活用した個別最適な学びや体験型学習の拠点として、ポジティブに転換するべきではないでしょうか。

小樽市でしか受けられない教育の存在、小規模校の特性を生かした教育は、本市の教育的魅力を高める有効な施策と考えるのですが、教育委員会の見解をお示しください。

小樽市内では、忍路中央小学校と忍路中学校で後志管内唯一の小中併置校として、9年間を見越した教育を行ってございます。

忍路の文化財や環状列石、忍路鯨漁撈などを通じて地域学習を深めたり、地域の行事にも積極的に関わり、故郷への愛着を育んでいるものと考えます。教育委員会として、この価値はどう評価されますか。

郊外の小規模校こそ地域コミュニティーの核であると考えます。市街地の児童が郊外の地域文化や伝統産業に触れる機会が生まれ、双方向の交流が活性化するのではないのでしょうか。

全国的には小規模特認校制度を取り入れている自治体が増えてまいりました。北海道内でも札幌市をはじめ、五つの自治体が小規模特認校制度を取り入れておりますが、本市では今後、小規模特認校制度を取り入れるお考えがあるのかをお聞きいたしまして、この項の質問を終わります。

小樽市の磯焼け対策と藻場再生についてお聞きいたします。

小樽市の海にとって、藻場は、海のゆりかごとも呼ばれる極めて重要な場所ですが、長年磯焼けという深刻な問題に直面してまいりました。小樽市の海では、明治43年頃から約100年間で海水温度が約1度上昇したというデータがあります。この環境変化が引き金となり、ウニの食害、それによる磯焼けの常態化から、漁獲量の減少と深刻な問題となりました。

本市では、令和6年から令和8年現在、最新技術や循環モデルを組み合わせた新しい取組を本格化しております。小樽市の基幹産業の一つでもある水産業を守り、そして今後の発展を願い、何点か質問いたします。

初めに、藻場の再生のため、小樽市としてどのような事業に支援してきたのかについてお聞きいたします。

また、その事業は小樽市のどこの海域であるかについてもお示してください。

本市の沿岸漁業において、磯焼けによる藻場の消失は死活問題です。痩せウニの駆除を進めているところもありますが、むしろ痩せウニを高品質の商品に変える畜養など、駆除を収益化する取組に市として支援するお考えはありますか。

本市は、今後も藻場の再生に対して事業展開しようとする民間企業に対し、積極的な支援を行うお考えなのか、お聞きいたします。

政府は、2050年カーボンニュートラルを掲げております。小樽市の豊かな海は優れたCO<sub>2</sub>吸収源となり得るポテンシャルを秘めていると思います。

本市においても、藻場の再生が進めば、ブルーカーボンクレジットの創出にもつながるものと考えますが、本市の所見をお聞かせください。

小樽市の美しい海産物は、私たち小樽市民の誇りであり、観光の宝でもあります。藻場を育てることは、小樽市の未来を育てることだと思います。海が豊かになれば、まちも、そして心も豊かになります。100年後の子供たちも小樽市の海の恵みを分かち合える、そんな未来を創り上げられることを祈念して、この項の質問を終わります。

小樽市の観光についてお聞きいたします。

本市では、平成29年に第二次小樽市観光基本計画を策定し、観光事業を進めてまいりました。計画期間は10年ですので、現在は、次期の観光基本計画を策定するに当たっての策定委員会を開催している状況だと思います。小樽市は全国の中でも人気の観光地であり、観光の事業は、本市の最たる基幹産業と言えましょう。

小樽市の魅力がさらにパワーアップし、そして、さらに多くの人に愛される観光地となることを期待して、本市の観光事業について何点か質問いたします。

まずは、第二次小樽市観光基本計画の総括についてお聞きいたします。

平成18年に「新・いいふりこき宣言」と題した10年間の観光基本計画を策定いたしました。その振り返りに関しては、「冬季においては観光客の満足度は高いが、全体的には減少しています」とあります。また、第二次小樽市観光基本計画の主要施策である「小樽の魅力を深める」「小樽の魅力を広げる」「小樽の魅力を共有する」と三つの取組を掲げてございます。

そこでお伺いいたします。

現在、第三次小樽市観光基本計画の策定を進められていると思いますが、第二次小樽市観光基本計画の検証についてはどのように進めていくのか、お示してください。

次に、今年度、新たな試みとして催行したモーニングツアーについてお聞きいたします。

このツアーの実績についてお聞きいたします。定員、実際の参加者数、内容や参加した方の反応や感想、またこのツアーに関しての反響をお聞かせください。

市として、参加者や関係者からいただいた御意見などを受けて、この事業をどのように評価されているのか、お示してください。あわせて、このモーニングツアーの今後の展望についてお聞かせください。

次に、令和8年度に計画しているオーバーツーリズム対策事業についてお聞きいたします。

本市では、オーバーツーリズムに対応するべく、デジタル技術活用オーバーツーリズム実態調査を行っており、非常に細かい分析結果が小樽市ホームページに掲載されてございます。小樽市民の間では、非常に関心が高い問題と考えていらっしゃる方も多いと見受けられるので、この分析結果を御覧になっている方も多いのではないかと思います。そこで、この調査から把握できた主なポイントをお示しください。

令和8年度でも、引き続き、同様のデジタル技術を活用したオーバーツーリズム実態調査を行うのでしょうか。

本市では、令和6年度には痛ましい事故もあり、このオーバーツーリズムの対策に対しては、大変な御苦労をなさったことと思います。令和7年度は当初よりしっかりと計画し、対策を打ったことで、ある一定の公共機関では、課題はまだあるものの、令和6年度と比較してかなり収まったように見受けられるのですが、本市としてはどのような所感をお持ちなのか、お聞かせください。

また、令和8年度は市としては、どのような対応策を計画しているのかについてお示しください。

第一次小樽市観光基本計画、第二次小樽市観光基本計画を踏まえ、これから第三次小樽市観光基本計画の策定に向けて、議論が交わされていくこととなります。小樽市民の方々の声を本市ではどのように反映させていくのか、お聞かせください。

運河を渡る風、歴史の重みを感じさせる石造りの町並み、小樽市には世界に誇れる物語があふれています。

観光客の皆様のにぎわいと市民の皆様の穏やかな日常、その二つが美しいハーモニーを奏でてこそ、さらに小樽市の輝きが増すものと考えます。

第三次小樽市観光基本計画の策定に当たっては、数字上の目標を超えた、心の通い合う観光都市・小樽を目指していただきたいと思います。風光明媚なこの小樽市のまちが住む人にとっても、訪れる人にとっても、心の故郷であり続ける未来を信じて、この項を終わります。

以上、再質問を留保し、質問を終わります。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（迫 俊哉市長登壇）

○市長（迫 俊哉） 佐藤議員の御質問にお答えをいたします。

初めに、おたるプレミアム付商品券について御質問がありました。

まず、プレミアム率の引上げによる効果につきましては、今回の事業では、プレミアム率を40%とし、1冊当たり2,000円分の上乗せを行うこととしております。これにより、物価高騰の影響を受けている市民の家計負担の軽減にこれまで以上の直接的な効果があるものと考えております。

また、販売冊数を16万冊としていることから、市内において商品券の総額約11億円と、商品券の使用に伴う現金誘発効果分を合わせた消費が見込まれ、市内事業者の売上げ確保や地域経済の活性化にも寄与するものと期待いたしております。

次に、加盟店における市民の利用機会につきましては、店舗にとってや観光都市である本市にとっても、観光客も市民も大切なお客様であると考えており、その対応は、加盟店各店舗の営業方針や予約対応などに関わる事項であることから、各店舗の自主的で公平な判断によることが望ましいものと考えております。

次に、課題への対応につきましては、議会での議論や利用者アンケートにより、商品券の販売価格や

周知方法などの改善について意見をいただいたものと認識しております。このため、令和8年度の事業においては、販売価格を1冊5,000円とすることで、これまでより購入しやすくするとともに、周知方法につきましても、広報おたる、新聞折り込みチラシ、市のホームページなどによる周知に加え、新たにポスティングを活用するなど、より幅広く市民への周知を図る予定であります。

次に、本事業の効果の認識につきましては、本事業は市民の家計支援のみならず、地元事業者の経営を支える施策の一つであると認識しております。

また、利用者アンケートにおいては、商品券の利用を通じて地元店舗を知る機会となった、地元での買物が増えたといった声が寄せられており、本事業が市内における消費拡大や地元店舗の利用促進にもつながり、地域経済の活性化にも寄与するものと考えております。

次に、小規模校と小規模特認校について御質問がありました。

教育環境を生かした移住・定住促進につきましては、豊かな自然と都市機能が調和した本市において、歴史・文化資源も活用した特色ある教育を受けることができる環境は、小規模かどうかにかかわらず、魅力の一つであることから、移住施策を進める中で、効果的な発信方法を検討してまいりたいと考えております。

次に、磯焼け対策と藻場再生について御質問がありました。

まず、藻場再生のための支援につきましては、これまででも、漁業者などで構成される小樽海っ子倶楽部が実施している、ウニの密度管理による藻場の保全事業に対し、国や北海道と共に補助金を交付しているほか、令和7年度から藻類育成剤を塗布した網やロープを設置し、藻類の育成経過を観察する試験的な取組を行う小樽市漁業協同組合に対し、補助金を交付しております。

次に、支援事業を実施した海域につきましては、小樽海っ子倶楽部が実施している藻場保全事業につきましては、忍路地区から船浜地区のウニの生息域、藻類育成剤を塗布した網やロープを設置する事業については、高島漁港区であります。

次に、畜養事業への支援につきましては、痩せウニを活用した畜養事業の事例について承知はいたしておりますが、本市における必要性や実現可能性について小樽市漁業協同組合等とも協議の上、検討する必要があるものと考えております。

次に、藻場再生事業に対する支援につきましては、今後も事業者の事業計画等を確認した上で、小樽市漁業協同組合や市内漁業者の意見もお聞きしながら、検討してまいりたいと考えております。

次に、ブルーカーボンクレジットの創出につきましては、ブルーカーボンクレジットに関する取組は脱炭素社会を実現する有効な方策の一つであり、2050年のカーボンニュートラルを目指す本市におきましては、必要な取組と認識しております。

しかしながら、藻場の再生・保全をブルーカーボンクレジットにつなげている取組は、現時点でまだ少ない状況ですので、今後、全国の先進事例について調査・研究を進めてまいりたいと考えております。

次に、小樽市の観光について御質問がありました。

まず、第二次小樽市観光基本計画の検証の進め方につきましては、学識経験者や観光関連団体をはじめ、多様な関係者で構成する小樽市観光基本計画策定委員会において、本計画の主要施策に位置づけられた取組の達成状況を確認し、計画の振り返りを行うこととしております。

次に、モーニングツアーの実績につきましては、オーバーツーリズム対策として、需要の分散化を目的に、手宮・祝津コースと北運河コースの二つのコースで早朝の小樽市の魅力を感じられるモニターツアーを実施し、全10回、計200名の定員に対し、179名の参加がありました。

参加者アンケートでは、両コースとも約8割の方が、オーバーツーリズム解消に効果があると思うと回答したほか、約9割の方が、昼間の観光とは違う新たな魅力があったと回答しております。

また、新聞や全国ネットのテレビ局など多くのメディアに取り上げられ、全国的に反響をいただいたところでもあります。

次に、ツアーの評価につきましては、参加者から高い評価をいただき、需要の分散化に一定の効果が認められる結果になったと考えておりますが、一方で、自走化を目指す上で、採算性に課題があることも把握したところでもあります。

また、今後につきましては、民間事業者における事業化の検討に資するよう、実証事業の結果を幅広く共有してまいりたいと考えております。

次に、デジタル技術活用オーバーツーリズム実態調査から把握することができた主なポイントにつきましては、オーバーツーリズムの課題が顕在化する市内6エリアにおける国・地域別の来訪ピーク日、来訪ピーク時間帯、平均滞在時間などのほか、メッシュ分析により、それぞれのエリアにおける混雑状況を把握したところでもあります。

次に、令和8年度のデジタル技術を活用したオーバーツーリズム実態調査につきましては、本年1月から3月までを対象期間とし、今年度と同様の内容で調査を実施してまいります。

次に、今年度のオーバーツーリズムの所感につきましては、本市の警備員配置などの取組に加え、北海道中央バス株式会社による直行便の運行や、北海道旅客鉄道株式会社による警備員の配置により、混雑緩和や安全確保が図られており、昨年度と比較して、市民の皆さんから市に寄せられる御意見が減少していることから、地域一体となった取組の効果が現れているものと考えております。

次に、令和8年度の本市の対応策につきましては、注意喚起看板の増設や街頭放送によるマナー啓発を行うほか、警備員の配置期間を拡大して対応してまいります。

さらに、新たな取組として、AIカメラとスピーカーを活用した音声案内による注意喚起を一部エリアで試験的に実施するほか、今年度は秋のシーズンに実施したSNS、インフルエンサーによる注意喚起、マナー啓発を新たに冬のシーズンに実施をすることで、冬期間における旅マエ・旅ナカのマナー啓発に取り組んでまいります。

次に、第三次小樽市観光基本計画への市民の声の反映につきましては、昨年9月に市民ワークショップを開催し、市民の皆さんの御意見を伺っております。

また、策定委員会の構成員として、町内会を代表して、総連合町会が参画するほか、小樽まちづくりエントリー制度により、一般公募委員も参画いただいております。多様な関係者による議論を通じて、計画に反映してまいりたいと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

**○議長（鈴木喜明）** 教育長。

**○教育長（中島正人）** 佐藤議員の御質問にお答えいたします。

小規模校と小規模特認校について御質問がありました。

初めに、保護者が小規模校を選択できる幅を広げることにつきましては、本市では児童・生徒の住所地により指定された学校への就学を基本としておりますが、教育的理由や身体的理由などがある場合は、就学する学校の変更を認める措置を取っており、小規模校への就学を希望される場合においても、こうした個別の事情に該当する際には、柔軟に変更を認めております。

次に、小樽市でしか受けられない教育や小規模校の特性を生かした教育につきましては、本市では、屋形船を活用した小樽市の歴史や港の役割に関する学習、潮音頭の振りつけ練習や潮ねりこみへの参加

など、独自のふるさと教育に取り組んでおります。

また、市内の小規模校では、農業や漁業の体験学習に加え、地域の歴史や文化に深く触れる活動も行われており、こうした地域に根差した教育も本市の教育における大きな魅力であると考えております。

次に、忍路中央小学校と忍路中学校の小中併置校につきましては、小規模校ならではの特性を生かし、児童・生徒一人一人の個性や課題に応じたきめ細かな指導が行われているとともに、9年間を見据えた一貫性のある指導や教育課程の編成、両校の教員が共同して児童・生徒を見守る体制が構築されております。

また、地域の豊かな自然や教育資源を生かした授業を展開しており、ふるさと学習や自然体験学習など、特色ある教育活動の充実が図られている学校であると考えております。

次に、小規模特認校制度につきましては、現時点では、小規模特認校制度を導入する予定はございませんが、忍路中央小学校と忍路中学校では、小規模校の特性を生かした特色ある教育を実施するとともに、他の校区から希望のあった児童・生徒の転入学を積極的に受け入れており、現状の本市の取扱いでも対応できていると考えております。

（「議長、6番。議事進行について」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 6番、小貫元議員。

○6番（小貫 元議員） ただいまの佐藤議員の一般質問の中で、答弁も聞いていますと、おたるプレミアム付商品券と観光の部分が質疑を含んでいるものとして、一般質問にはなじまないだろうと考えております。ここまで来たので、質問自体を止めるつもりはありませんけれども、せめてその部分は再質問を控えるよう、議長としても対応をお願いしたいと思います。

○議長（鈴木喜明） 小貫議員に申し上げます。

おたるプレミアム付商品券につきましては、基本的にはこの前の臨時会で決定しました。そのことについての可否というよりは、質問ということで捉えておりますので、質問、答弁は許容範囲だと考えております。

それと、予算に関して抵触するというお話がありましたけれども、極力そういったことのないようにということは原課にも申し上げておきますので、まず、佐藤奈緒美議員の質問についてはこのまま続けさせていただきます。

（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 14番、佐藤奈緒美議員。

○14番（佐藤奈緒美議員） 再質問を1点させていただきます。

藻場の再生についてお聞きします。

今、小樽海域で行っている藻場再生の実証実験について御答弁いただいたのですけれども、この実証実験の進捗についてお聞きします。

それから、この実証実験の結果はどのぐらいで分かるのか、3年を見据えているとか、何年を見据えているという期間などが分かりましたら、お聞かせください。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 産業港湾部長。

○産業港湾部長（渡部一博） 佐藤奈緒美議員の再質問にお答えいたします。

令和7年度に実施している藻場育成剤を塗布した網やロープを設置する事業のことですけれども、事業者からは、塗布する育成剤の濃さといったものをいろいろ変えて、どうしたら藻が付きやすくなる

のかということ、今、実証実験で行っているということで、いろいろな割合を変えて取り組んでいくというお話は何っております。

次に、実証実験はどのくらいやるのかということについては、今の手持ちに期間について分かる資料がありませんので、それについては、後ほど確認してお伝えさせていただきたいと思いますので、御理解いただきたいと思います。

**○議長（鈴木喜明）** 佐藤議員の一般質問を終結いたします。

（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

**○議長（鈴木喜明）** 3番、松井真美子議員。

（3番 松井真美子議員登壇）（拍手）

**○3番（松井真美子議員）** 一般質問します。

初めに、子供がスキーを楽しめる環境づくりについて質問します。

先日、公表された令和7年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査についてお聞きします。

平日、学習以外で、1日にどのくらいの時間、テレビやDVD、ゲーム機、スマートフォン、パソコンなどの画面を見ているかという問いに、4時間以上と答えている本市の児童・生徒が、全道、全国より高いという結果が出ています。

この要因について、どのようなことがあると考えますか。また、このことについての教育長の所感をお聞かせください。

曜日ごとの運動時間は、平日は小学生の男子、女子、中学生の男子は全国平均時間より多いのですが、土日となると、小・中の男女全てで全道、全国平均時間より少ないという結果です。冬は雪で公園などが使えなくなることも運動時間が減る要因になっていると思います。

土日の運動時間が少ないのは、授業や部活動以外で運動できる条件や環境が少ないということが言えるのではありませんか。また、子供たちの冬の運動環境について把握している状況と教育長の見解を示してください。

北海道新聞による子供へのアンケートで、2月の楽しいイベントについて聞いたところ、1位はスキーやスケート学習、2位は雪や氷のお祭りという結果で、寒くても屋外のイベントを楽しみたい子供が多いようだという記事を目にしました。

小樽市の冬の運動といえば、スキーです。大正12年に、小樽市で第1回全日本スキー選手権大会が開催されて以来、小樽市からオリンピック選手や名スキーヤーを生み出し、昭和46年には全国に先駆けてスキースポーツ少年団が結成され、小樽市はスキーのメッカと言われました。

しかし、2月11日付北海道新聞によると、少子化の影響もあり、子供のスキー競技人口が減少しているため、小樽小学生アルペンスキー大会の参加者がピーク時の4%まで激減しているということです。

子供のスキー競技人口が減少していることについて、教育長はどう思いますか。

私は、夏は毎日海で遊び、冬はそり遊びに没頭するような小樽市の保育所に出会い、山と海が身近にある小樽市で子供を育てたいと思い、移住してきました。市内に三つのスキー場があることは、小樽市の魅力の一つです。もっとスキーを身近に楽しむことができれば、冬の体力向上につながり、子育て世帯の移住先として選ばれる要素も十分あると思うのですが、今スキーが身近なものと言えなくなってきたのではないのでしょうか。

その理由に、金銭的負担が大きいことがあります。スキー板や靴、ウェアなど子供の成長に伴い、すぐに買換えが必要になります。4人の子供を育てるある保護者の方は、買換え時期には1人の子供に四、五万円かかるので、とても負担が大きいとお話しされていました。スキー授業は小学校が年に2回

程度、中学校では1回程度です。一、二回の授業のためにスキー用品一式を購入する負担感は大きく、スキー授業を欠席する子供も一定数います。授業で使うスキー用具の全員レンタルを行っている長野県の事例を令和5年第1回定例会で高野議員が紹介しています。本市でも検討してはどうかとの質問に対し、スキー用具のレンタルはこれまで検討したことがないので、調査したいと教育長は答弁されました。

調査の結果はどうだったのか、また、それに対する市教委の見解をお聞かせください。

リフト料金も上がっています。北海道新聞「読者の声」に、子供にスキーを体験させようと近くのスキー場に行ったけれども、自分の子供の頃のリフト代と比べ、あまりの高さに驚いて、少し滑っただけですぐに帰ってきたという投稿が寄せられていました。

市外や海外からのスキー客が増える中、地元の住民が身近にスキーを楽しめるよう、住民割引をしている自治体があります。倶知安町では、町内の小・中学生には複数施設共通で使えるシーズン券を無料配布し、高校生以上は共通1日券が7割引で購入できます。ニセコ町では、町内の小・中高生にシーズン券を無料または大幅に割引して販売している施設もあります。赤井川村のキロロリゾートは村内の小・中学生にシーズン券を無料配布しています。

本市の子供たちも経済的心配がなくスキーを楽しめるよう、リフト券購入への助成を検討してはいかがですか。

三つのスキー場の一つである天狗山スキー場についてお聞きします。

ファミリーリフトが今シーズン運休となっています。その理由と見直しについてお示してください。また、それはいつ把握したのでしょうか。

今シーズン、天狗山スキー場ではスキー授業を行っていません。天狗山に近い学校の児童・生徒も、離れた朝里川温泉スキー場まで移動しなければならないことに地域の保護者から不満の声が上がっています。

天狗山でスキー授業を行わなかった理由についてお示してください。また、天狗山で授業が行えるように、市として力を尽くすことが必要ではありませんか。

次に、J R小樽駅のバリアフリー化について質問します。

地域住民の強い要望によって、平成29年にJ R銭函駅、令和4年にJ R南小樽駅にエレベーターが設置されました。しかし、小樽市の玄関口であるJ R小樽駅には、バリアフリートイレや車椅子対応エスカレーターはありますが、エレベーターがありません。

国の基準では、1日の利用者数が3,000人以上の駅はバリアフリー化が必要とされています。J Rの公表データでは、J R小樽駅の令和6年度の1日の乗車人数は9,037人とされ、往復で約1万8,000人程度の利用があると考えられます。宿泊客が増え、大きな荷物を持っている方も増えているように感じます。

車椅子の方が利用する場合は、エスカレーターを解除モードに切り替え、板3枚分を同じ高さにして乗るそうです。お急ぎの方は階段を御利用くださいと駅員のアナウンスもあり、ほかのお客さんに申し訳ない気持ちになったと、利用した方がインターネットに投稿していました。

エスカレーターの車椅子対応は1日に4回ぐらいだと聞いています。エレベーターを使いたい人がJ R小樽築港駅やJ R南小樽駅などのエレベーターを利用し、タクシーで移動している状況があることも想定されます。

市長は、利用者が不便な思いや不利益を被ることは、本来のバリアフリー法の目的から外れ、問題だと思いませんか。

令和5年第1回定例会で小貫議員が質問しています。市長は、J R小樽駅のエレベーター設置は利用者の円滑な移動を推進していく上で必要だという認識でした。また、車椅子対応エスカレーターの更新時期が令和11年、12年となっていて、新たな機種がないので、更新するときにはエレベーター設置が必須になると答弁しています。

更新時期が来ても更新しないことも考えられるのでしょうか。エスカレーターを更新することについて、市はJ R北海道にどのように聞いていますか。

また、平成26年の小貫議員の質問に対しては、平成20年にJ R北海道からエレベーター設置に市の補助が可能か打診があり、2年間にわたり7回協議した結果、平成22年に市の財政状況や車椅子対応エスカレーターに市の補助を出したことから、難しいと判断して、引き続き将来の設置に向けて協議を進めていくこととしたと答弁しています。

あれから15年がたっていますが、いまだにエレベーターが設置されていません。設置が急がれると思いますが、エレベーター設置について、現時点でのJ R北海道の見解をお聞かせください。また、そのことについて市長の見解をお聞かせください。

以上、再質問を留保して、質問を終わります。（拍手）

**○議長（鈴木喜明）** 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**○議長（鈴木喜明）** 市長。

（迫 俊哉市長登壇）

**○市長（迫 俊哉）** 松井議員の御質問にお答えいたします。

J R小樽駅のバリアフリー化について御質問がありました。

初めに、J R小樽駅にエスカレーターしかないことで、利用者が不快な思いや不利益を被ることにつきましては、エレベーターがなく、不便などを感じる方がいることは承知しており、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の基本理念に照らしても、解決すべき問題であると考えております。

次に、エスカレーターの更新につきましては、現段階において、更新に向けた対応については検討に至っていないと伺っております。

次に、エレベーター設置に対する北海道旅客鉄道株式会社の見解につきましては、これまでも実施主体であるJ R北海道と協議を行ってまいりましたが、同社としては、現段階において設置の検討までは至っていないと伺っております。

しかしながら、私といたしましては、エレベーターの設置は高齢者、障害者等の円滑な移動の観点から必要であると認識しておりますので、今後も引き続き早期の設置に向けて、同社と協議してまいりたいと考えております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**○議長（鈴木喜明）** 教育長。

**○教育長（中島正人）** 松井議員の御質問にお答えいたします。

子供がスキーを楽しむ環境づくりについて御質問がありました。

初めに、本市の児童・生徒において、平日、スマートフォン等の画面を4時間以上見ている割合が全国、全道より高いことにつきましては、スマートフォンや動画配信サービス、オンラインゲーム等の普及により、子供を取り巻く生活環境が大きく変化していることが背景にあるものと考えております。

また、冬期間の降雪や寒冷な気候により、放課後の屋外活動が制約を受けやすいことも一因と受け止

めております。

デジタル機器は、学習や情報収集において有効な側面がある一方で、長時間の利用が生活リズムの乱れや運動不足につながることも懸念されることから、児童・生徒が自ら時間を管理し、心身の健康を大切にできるよう、学校、家庭、地域が連携した取組を進めていくことが重要であると考えております。

次に、土日の運動時間と冬の運動環境につきましては、体育の授業や休み時間の外遊びなど体を動かす機会のある平日に比べ、土日は自発的に活動しない限り、運動量が減少する傾向にあるものと考えております。

また、冬の運動環境については、小樽からまつ公園運動場において、歩くスキー普及事業を実施し、無料で用具の貸出しを行っているほか、総合体育館では、子ども体操教室やトランポリン教室などのスポーツ教室を開催し、天候に左右されない屋内での運動の機会を提供しております。

しかしながら、積雪や寒さ、日照時間の短さなどにより、屋外活動が制限されるほか、体調管理への不安などから外出を控える傾向もあり、冬季の運動機会の確保には一定の制約があるものと認識しております。

次に、子供のスキー競技人口の減少につきましては、少子化の進行、スポーツや習い事の多様化、用具などの経済的な負担に加え、新型コロナウイルス感染症の影響など様々な要因が背景にあるものと認識しております。スキーは、冬の自然環境を生かした大切なスポーツであり、体力向上のみならず、自然との関わりを通じた心身の発達など、子供たちの健全な成長につながるものと考えております。

次に、スキー用具のレンタルについての調査結果と市教委の見解につきましては、道内主要10市にスキー用具のレンタルについて調査した結果、レンタル料金に対する助成を行っている市はありませんでした。

また、児童・生徒1人当たりスキー用具3点のレンタル料は、1回につき5,000円程度かかり、本市の児童・生徒数を勘案すると、多額の費用が必要となることから、レンタル料金の助成については難しいものと考えております。

次に、リフト券購入への助成につきましては、教育予算としては、スキー事業にも活用できる校外学習費を各小・中学校へ配当しておりますが、休日などの学校休業日における補助については、限られた予算の中で新たな予算を確保することになることや、スキー以外のスポーツを楽しむ方との公平性や優先度など、総合的に判断すると、現時点では難しいものと考えております。

次に、天狗山のファミリーリフトが運休となった理由と把握時期につきましては、天狗山スキー場の運営会社から、同スキー場のファミリーリフトが老朽化により、安全の確保が難しいため、今シーズンにおいては休止すると連絡を昨年9月に受けております。

次に、天狗山スキー場で授業を行わなかった理由等につきましては、市内の小・中学校がスキー授業を実施した場合のリフトの利用料金が値上げとなったことや、今年度の冬期間は同スキー場の山頂にあるファミリーリフトが老朽化により休止になったことに加え、ロープウェイが観光客のみの乗車となったことから、これまで山頂で実施していた初心者の指導が難しくなったことが理由であると聞いております。

また、天狗山スキー場で引き続き授業を行えるよう、昨年9月に市教委と校長会事務局が運営会社の担当者に対して、リフト利用料金の値下げとスキー授業でのロープウェイの利用についてお願いしたところであります。

(「議長、3番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 3番、松井真美子議員。

**○3番（松井真美子議員）** 何点か再質問をさせていただきます。

まず、JR小樽駅のエレベーター設置についてです。

市長も、利用者の方は不便な思いをされているということで、解決すべき問題だという御認識をお聞きしました。JR北海道は、現時点では検討に至っていないようなのですが、市長は円滑な移動のためには、やはり必要ではないかとおっしゃっていただいています。

それで、車椅子の方だけでなく、私も、大きなスーツケースを持った観光客の方が、エスカレーターでバランスを崩して危ないと感じた場面もあります。今ならスキーを持って利用する方もいらっしゃいますし、赤ちゃんをだっこしてという方もいらっしゃいます。

15年前は、市として設置を見送ったけれども、そのときと比べてやはり観光客も増えて状況も変わっています。今、宿泊先として選ばれるまちを目指すこともありますので、市長も感じていらっしゃいますけれども、エレベーターの設置は必須だと思うのです。

JR北海道側がなぜ検討に至らなかったのかという部分で、もし設置となれば、時間もお金もかかるので、対応は急がれると思います。もし何か課題があるのであれば、情報を共有して、市としてもっと積極的に関わっていきたくと、推進していきたくというお考えはあるのかをもう一度お聞きしたいと思います。

子供がスキーを楽しめる環境についてです。

スキーのレンタルについて調査したけれども、道内主要10市ではレンタル料金に対して助成をしているところはないようだということですが、例えば、札幌市教育委員会では、さっぽろっ子スキーリサイクルをやっているのです。また、愛別町教育委員会でもスキー用品の無料貸出を行っています。

どちらも、市民や町民の方からスキー用具の寄附の受付を呼びかけながらやっている事業なのです。この物価高の中で、何とかスキー授業の保護者負担の軽減にならないかということで、自治体として動いているという姿勢は、行政として温かいと思いますし、物を大事にするという思いも伝わってきます。

さっぽろっ子スキーリサイクルでは、トドックステーションにも協力を呼びかけて、回収していることもあるようなのですけれども、全員レンタルとまではいなくても、そういう他都市の情報も得ながら、地元の事業者にも何らかの協力を得られないかも探りながら、スキーのリサイクルについても、調査・研究していくことができないかをもう一度御答弁いただきたいと思います。

そして、リフト券の助成についてです。

限られた財源や、スキー以外の運動との公平性ということもおっしゃっています。ただ、やはり授業以外でスキーに行くとなると、本当にお金がかかるのです。小樽天狗山スキー学校も先生たちが頑張ってやっていただいて本当にありがたいと思うのですが、受講料に8,000円かかったり、リフト代に3,000円かかったりということで、行かせてあげたくても、ちゅうちょする家庭もあると思うのです。

せっかくの小樽市の自然がありますので、ここを生かして、観光ばかりではないと、地元の子供の体験も保障しているのだということで、手軽にスキーができる環境という意味では、やはりリフト券の補助をしてあげて、体験格差が生じないように、体験できることにこそ積極的に予算を使うべきではないかと思うのです。

スキー場や他の部署との連携も含めて、リフト券助成について何かできることはないかを今後も調査・研究していただければと思いますので、そこについても改めて答弁をお願いします。

**○議長（鈴木喜明）** 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（迫 俊哉） 松井議員の再質問にお答えいたします。

J R小樽駅のバリアフリー化について再質問がございましたが、私といたしましては、先ほど答弁申し上げましたとおり、今後も引き続き、早期の設置に向けて協議を続けていきたいと思っております。

一方では、更新時期が迫っている中で、更新に向けた検討が進められていないことについては懸念しているところであります。

先ほど、松井議員もお話しされていましたが、やはり15年たっていますので、駅の利用状況も大きくさま変わりしていると思っております。また、もう一つは、駅舎自体が登録有形文化財になっておりますので、そういった制約があるのかも確認しなければいけないと思っております。

いわゆる物理的な問題が何かあるのかも私は懸念しているところでありますけれども、少なからず課題があって前に進んでいないと認識しておりますので、その課題がどこにあるのかについては、J R北海道からも確認させていただきたいと思っております。その協議の中で、方向性も探っていければと思っておりますので、御理解いただければと思っております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 教育長。

○教育長（中島正人） 松井議員の再質問にお答えいたします。

スキーマのレンタルではなく、リサイクルという部分の再質問であったと思います。

本市においては、スキー用具の確保においても、各学校ごとではありますが、P T A活動や様々な活動の中でスキー用具のリサイクルなどが行われていたときもございました。しかし、様々な課題があって、なかなか継続できなかったというのも実態としてあると、私自身は認識しております。

このたび、札幌市で行われている取組や、また物価高騰の折、保護者負担も大きく影響があると思えますので、他都市の状況などを調べてみたいと思っております。

次に、リフト券の助成につきましては、管内の他の自治体においても、自治体の方針として、リフト券の購入費用の補助をしている事例があるというのは、私どもも認識しているところであります。繰り返しになりますが、特定の競技に対して公費で一律に補助を行うことにつきましては、他のスポーツとの公平性や、それから、本市の限られた財政事情を踏まえ、慎重に検討していく必要があるものと認識しておりますので、御理解いただければと思っております。

○議長（鈴木喜明） 松井議員の一般質問を終結いたします。

（「議長、20番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 20番、中村岩雄議員。

（20番 中村岩雄議員登壇）（拍手）

○20番（中村岩雄議員） それでは、一般質問をさせていただきます。

まず、アドバンス・ケア・プランニングについてです。

厚生労働省が主導するアドバンス・ケア・プランニング（ACP）とは、人生の最終段階で受ける医療やケアなどについて患者本人と家族などの身近な人、医療従事者などが事前に繰り返し話し合う取組のことで、平成30年には、人生会議という愛称がつけられ、現在もその普及啓発活動が行われています。

私たちが病気やけがによって命の危機にさらされたとき、およそ70%の患者は医療やケアについて自分の希望を他者に伝えたり、これから受ける医療やケアを自分で決めたりすることができなくなってしまうと言われております。そのため、いざというときに、この人ならこんな医療・ケアを希望するだろう

うと家族や医療従事者が話し合えるよう、事前に自分の希望や考えを周囲に伝えておくことが大切です。

もちろん、人生の最終段階について事前に考えたくないという気持ちを持つ方もいるため、アドバンス・ケア・プランニングを希望しない方には、無理に行う必要はありません。本人の希望に応じて行うことが大切です。

アドバンス・ケア・プランニングは、人生の最終段階において、患者本人の意思を尊重した医療・ケアを行えるようにするために実施されます。例えば、命に関わる病気やけがにおいては、延命措置も重要な選択肢の一つですが、Quality Of Life (QOL) やQuality Of Death (QOD) の視点から、患者本人の人生観や価値観によっては延命措置を差し控えることも考える必要があります。

QOLは、一般的に生活の質と訳されますが、終末期では人生の質とも考えることができます。QODは死の質、死へ向かう医療・ケアの質、よい死・よき死とされます。このような命に関わる慎重な判断を行うに当たって、アドバンス・ケア・プランニングで患者本人と話し合っ得た情報は非常に大切です。

そこでお聞きします。

このACP普及啓発活動が行われるようになった背景と目的をお知らせください。

次に、ACPの普及に関する各市の取組事例を御紹介ください。

また、小樽市内の医療機関の取組状況についてお知らせください。

小樽市医師会からは、高齢化が進む中、ACPが市民にまだ十分に認知されていないこと、救急医療の崩壊を防ぐためには、医療者側の努力だけでは難しく、市民の行動変容も不可欠であること、医療崩壊に歯止めをかけるためにも普及の必要性があると伺っております。市民へのACPの啓蒙や医師会と市との連携についてお考えをお聞かせください。

次に、旧小樽市医師会館の解体についてです。

空き家対策について、近年、我が国全体で深刻化している人口減少及び少子高齢化の進行に伴い、移住者のいない空き家の増加は、今後さらに加速することが強く懸念されております。本市におきましても、同様の社会構造の変化を避けて通ることはできず、空き家が毎年発生し続けることが予想される所であります。

その中には、所有者による適正な維持管理が行われず、建築物の老朽化が著しく進行し、安全性の低下や衛生環境の悪化、景観面での悪影響等が生じ、周辺住民の皆様の生活環境に深刻な不安を与えている空き家も散見されます。市民の皆様が安全で安心して暮らし、かつ快適に生活できる住環境を確保していくためには、これらの空き家問題に適切かつ計画的に対応することが行政として極めて重要な責務であると考えております。

現在、本市では、第2次小樽市空家等対策計画に基づき、空家等の発生予防対策、空家等の適正管理対策、良好な空家等の利活用対策、管理不全空家等への対応、多様な主体との連携といった五つの基本方針に沿い、多角的かつ総合的な取組を進めているものと承知しております。

この各種取組の一環として、本市では、小樽市特定空家等住宅除却費補助制度を設け、倒壊などの危険性が高い空き家住宅の除却に要する費用の一部を補助する制度を運用しております。今後、空き家数が増加し続ける状況がより深刻化した場合、現行制度が対象としている危険性の高い住宅のみならず、用途変更されて住宅ではなくなった空き家や、倉庫といった住宅以外の空き家等に対しても、一定の条件の下で補助対象を拡大していく必要が生じる場面も想定されます。また、建物規模が大きく、解体費用が高額となる建物についても、将来的に課題として顕在化してくる可能性が十分にあると考えており

ます。

現在、保健所旧庁舎等の解体工事につきましては、既に仮契約がされているものと承知しております。また、同じ敷地内に建つ民間の建物である小樽市医師会館につきましても、解体を予定していると聞いておりますし、これらについて国の補助金が活用されると伺っております。

そこで伺います。

旧小樽市医師会館の解体に活用する国の補助金の名称についてお示してください。

空き家対策につきましては、市単独での財政負担では限界があることから、国の補助制度を効果的に活用していくことが重要であります。国においては、空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく特定空家等への対応支援や、除却費に対する補助制度が設けられており、自治体の財政負担軽減に大きく寄与するものと認識しております。

一方で、空き家対策事業の実施に際しましては、市として一定の財政負担が生じることは避けられませんが、財政運営への適切な配慮も必要と考えます。

そこで、次に伺います。

旧小樽市医師会館の解体に係る国の補助率はどのようになっているのか、公共の建物と比較して、民間の建物では補助率は違うのか、また、どのような条件が課されているのか、お示してください。

今後、空き家が増加していく中で、公共施設のみならず、民間の建物に対しても、どのように支援を行っていくのかという点は、市全体の空き家対策を進める上で極めて重要な視点であると考えます。特に、老朽化した民間建物が地域の安全性や景観に影響を及ぼす事例も多く、市としてどのように支援するのか検討していく必要があると考えております。

旧小樽市保健所庁舎等及び旧小樽市医師会館の跡地利用については、令和7年第4回定例会において、未定との答弁があったと記憶しておりますが、その後、跡地利用は決定したのか。決定している場合には、その具体的な用途についてお示してください。

災害についてです。

小樽市総連合町会では、かねてより防災士育成に関する補助制度の創設を要望してきたと聞いております。

総連合町会が市に対してどのような具体的要望を行ってきたのか、総連合町会の要望内容と、市としての受け止めについてお伺いします。

さらに、総連合町会の要望は、単に資格取得支援ではなく、市が防災士をエリアごとに配置し、急傾斜地や海岸地区など地域特性に応じた助言、支援を行う体制を想定していると伺っております。

この点について、市としてその方向性に応じていく考えがあるのか、お伺いします。

また、防災士資格取得のためには、一定の研修を受講する必要があります。資格取得までの研修内容や受講プロセスをお伺いします。

今後、必要な養成人数をどのように算定していくのかなど、今後の見通しを立てることは、市の防災力を左右する重要な視点です。本市には現在97名の防災士が登録され、高齢化が進んでいると聞いております。既存の防災士をどのように活用し、若年層の育成や学校、企業との連携をどのように進めるのかも持続可能な防災体制の構築に不可欠です。

また、町内会ごとに防災士の有無や人数にばらつきがあると考えられます。地域間の防災力格差をどのように把握し、どのように是正していくのかは市民の安全に直結する課題です。

そこで、防災士の有無や人数のばらつきを含む地域間の防災力格差の把握と是正策についてお伺いします。

他市の先進事例として、埼玉県春日部市や岩見沢市では、防災士研修センターとの連携講座や全額補助、防災備品の支援など、積極的な取組が進んでいます。本市としてもこうした事例を踏まえた連携強化や支援策の拡充が求められます。

研修センターとの連携強化、防災備品補助の検討について市のお考えをお伺いします。

以上、再質問を留保し、質問を終わります。（拍手）

（「議長、4番。議事進行について」と呼ぶ者あり）

**○議長（鈴木喜明）** 4番、酒井隆裕議員。

**○4番（酒井隆裕議員）** 先ほどの中村岩雄議員の一般質問の中で、防災士関連の質問がありました。

これはまさしく本年度予算そのものであり、質疑そのものであります。

議長において整理をお願いしたいと思います。

**○議長（鈴木喜明）** 酒井議員に申し上げます。

先ほどの中村岩雄議員の防災士の件は、予算特別委員会に付託予定ですが、説明員に申し上げます。そこについて答えられるなら答えていただくとしか、今この時点では言いようがないのですけれども、結論を言いますと、中村岩雄議員の質問に対しまして答えていただきたいと思います。それで疑義がありましたら、議会運営委員会で述べてください。

説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**○議長（鈴木喜明）** 市長。

（迫 俊哉市長登壇）

**○市長（迫 俊哉）** 中村岩雄議員の御質問にお答えいたします。

初めに、アドバンス・ケア・プランニングについて御質問がありました。

まず、アドバンス・ケア・プランニング、いわゆるACPの普及啓発活動の背景と目的につきましては、医療技術の進歩で延命が可能になる一方、本人の意思が確認できないまま治療方針が決定される事例の存在が課題となっており、本人の価値観や希望を事前に家族や医師などの他職種と共有し、意思を尊重した医療やケアの提供を可能とすることを目的として、厚生労働省や日本医師会、日本老年医学会などにおいてACPの普及啓発活動が推進されてきました。

次に、各市の取組事例につきましては、道内では札幌市や帯広市において、ACPの普及啓発活動として、ホームページを活用した市民向けの情報提供や有識者によるセミナー等の開催に取り組んでいる事例があると承知いたしております。

次に、市内の医療機関における取組状況につきましては、市内で在宅医療を実施する医療機関が中心となって、本人の価値観、医療やケアに関する希望を記録しておくためのノートを作成し、家族や訪問看護ステーション、薬局、居宅介護支援事業所、歯科診療所などと共有を図るといった取組が行われております。

次に、市民への啓蒙や医師会との連携につきましては、ACPの推進を図っていくためには、医療や介護の現場に携わる従事者だけではなく、平素から市民の皆さんに自分事として、人生の最終段階における医療やケアの在り方を考えていただくことが必要と考えております。

市といたしましては、国の取組を注視しつつ、医師会などの御意見もお聞きしながら、今後、行政として行うことが望まれる取組について検討してまいりたいと考えております。

次に、旧小樽市医師会館の解体について御質問がありました。

まず、旧小樽市医師会館の解体に活用する国の補助金につきましては、「空き家対策総合支援事業補助金」の活用を考えております。

次に、補助率や補助の条件につきましては、事業主体にかかわらず、国の補助率は4割となりますが、旧小樽市医師会館については、市の補助に対する国の間接補助となるため、市から4割、国から4割の計8割が補助率となります。

また、補助金を活用するための条件としましては、除却後の跡地を地域活性化のために1年以上公共利用することが求められております。

次に、保健所旧庁舎等の解体後の跡地利用につきましては、現時点では決まっておりません。

次に、災害対策について御質問がありました。

まず、総連合町会の防災士養成の要望内容と市の受け止めにつきましては、自主防災組織の結成・訓練を支援する仕組みを整えるため、防災士等の資格取得費用補助による人材育成の要望であり、このたび、市が新設した防災士資格取得の補助制度を活用し、自主防災組織に防災士を配置することで、地域防災リーダーとして、防災訓練や啓発活動を通じて、地域住民の防災意識向上に貢献し、災害時には迅速かつ確かな対応が期待できるものと考えております。

次に、防災士の配置につきましては、市といたしましては、現在結成している12の自主防災組織への配置を考えておりますが、今後は高齢化などにより、単一町内会では自主防災組織の設置が困難な町内会があるため、広いエリアでの地区連合町会単位での設置を促し、防災士を配置してまいりたいと考えております。

このことにより、広域的な共助の体制が図られ、防災士などによる地域特性に応じた防災講話や防災訓練を実施することにより、地域の防災力向上につながるものと考えております。

次に、資格取得までの研修内容や受講プロセスにつきましては、防災士の資格を付与する認定特定非営利活動法人日本防災士機構のホームページによりますと、災害の仕組みや防災士としての役割などを学ぶため、防災士研修センターが実施する防災士研修講座を受講し、資格取得試験に合格した上で、救急救命講習を受講し、修了証を取得する必要があります。その後、認定登録を申請することにより、防災士資格を取得することとなります。

次に、地域間の防災力格差の把握と是正策につきましては、地域における防災士の所在は個人情報であるため、把握することはできませんが、令和7年度当初における自主防災組織活動カバー率が68.9%であり、組織のない町内会等とは防災力に違いがあるものと認識しております。

このため、市といたしましては、引き続き自主防災組織結成を促すとともに、地域と連携した学校運営協議会や連合町会による防災訓練などを支援してまいりたいと考えております。

次に、防災士研修センターとの連携や防災備品の補助につきましては、同研修センターが実施する防災士養成講座の本市での実施は、50名以上の受講者が必要となることや、隣接する札幌市で開催していることなどから、現時点では検討を行っておりません。

また、防災備品の支援につきましては、一般財団法人自治総合センターによるコミュニティ助成事業を活用し、自主防災組織への助成を行っているところであり、今後も引き続き活用してまいりたいと考えております。

(「議長、4番。議事進行について」と呼ぶ者あり)

**○議長(鈴木喜明)** 4番、酒井隆裕議員。

**○4番(酒井隆裕議員)** まさに質疑そのものであり、問題であるとは思っておりますが、円滑な議事進行を妨げるつもりはありませんので、次回の議会運営委員会で指摘させていただきたいと思いま

す。

○議長（鈴木喜明） 酒井議員のおっしゃることで、了解しました。

（「議長、20番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 20番、中村岩雄議員。

○20番（中村岩雄議員） それでは、3点ほど再質問させていただきます。

まず、アドバンス・ケア・プランニングについてなのですが、今の本答弁の中で、今後の取組について検討されるとお伺いしました。

それで、現時点で考えられる行政としての取組があれば、お示しいただきたいと思います。また、その時期についても、もしお答えいただけるのであれば、お示しいただきたいと思います。

次に、旧小樽市医師会館の解体についてです。

旧小樽市医師会館の解体後の跡地利用については、1年以上の公共利用が必要であり、その具体的な用途は現時点で決まっていないとのことですが、国の補助金を活用する上で、いつまでに決定しなくてはならないといった縛りというか、条件があるのだらうと思うのですが、お示しいただきたいと思います。

次に、これからの跡地利用の具体的な用途について検討を進めることと思いますが、今後どのようなスケジュール感で検討を進めていくのかをお示しいただきたいと思います。

○議長（鈴木喜明） 中村岩雄議員に申し上げます。

今、議事進行がかかっている内容を御存じですよ。そういう意味で、説明員の方は答えられる中で答えていただきたいと思います。今、議事進行がかかっている内容で、それを突っ込んで聞くということですね。

中村岩雄議員に申し上げます。今の再質問の中で問題のないところはきちんと答えていただきますので、説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 保健所長。

○保健所長（田中宏之） 中村岩雄議員の再質問にお答えいたします。

A C Pの普及啓発活動につきまして、行政としての取組については様々な手法が考えられるところではありますが、まず、来年度からホームページを通じた啓発に取り組んでまいりたいと考えてございます。

また、このほかの取組につきましても、医師会や関係者の御意見などをお伺いしながら検討してまいります。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 建設部長。

○建設部長（山岸博史） 中村岩雄議員の再質問にお答えいたします。

医師会館、保健所の跡地もそうですが、国の補助を活用する上で1年以上の公共利用が必要であり、それはいつまでに決定しなければならないというものがあるのかにつきましては、国の補助金の制度要綱におきましては、除却後3年以内かつ、地方公共団体が定める時期までに地域活性化のための計画的利用に着手する必要があることが求められております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 副市長。

○副市長（上石 明） 中村岩雄議員の再質問にお答えいたします。

跡地利用の今後のスケジュール感でございますが、現在、まだ議論は進めていないところでございます。

議論については、新年度に入ってから進めていこうと考えているところですが、基本的には、解体終了までにはきちんと方針を固める必要があるとは考えてございます。

今後、具体的なスケジュールが決まりましたら、お示ししたいと考えているところでございます。

**○議長（鈴木喜明）** 中村岩雄議員の一般質問を終結し、この際、暫時休憩いたします。

**休憩 午後 4時10分**

**再開 午後 4時40分**

**○議長（鈴木喜明）** 休憩前に引き続き、会議を再開し、一般質問を続行いたします。

（「議長、19番」と呼ぶ者あり）

**○議長（鈴木喜明）** 19番、小池二郎議員。

（19番 小池二郎議員登壇）（拍手）

**○19番（小池二郎議員）** 一般質問いたします。

2月19日の小・中学校の臨時休校の対応において、保護者から御意見、お怒りの声が多数ありました。

これまで、小・中学校の臨時休校の際の保護者への連絡をするタイミングについて質問しておりますが、改めて質問する理由としては、子供の安全を考え、臨時休校の判断をしているにもかかわらず、保護者への連絡が遅くなることで保護者が対応できず、かえって子供が危険な状況になったケースがあったためです。

ある学校では、朝の6時半頃に、2時間遅れの登校の対応とすることを保護者に連絡し、状況により対応が変わる場合もあると添えられていましたが、その後、8時過ぎになり、臨時休校に変更したという事例がありました。

一見、それがなぜ問題なのか、ぴんとこない方もいるかもしれませんが、ある世帯を例に説明します。両親は共働き、小学校低学年と中学生の子供がいる家庭です。父親は、仕事のため早朝の時点で既に不在。母親は8時前に仕事に向かい、子供たちは2時間遅れの登校予定となったため、家にいます。そして、8時4分に、小学校より臨時休校の連絡があり、8時18分には中学校より臨時休校になった連絡がありました。

しかし、出勤している保護者は常に携帯電話を見ることができない環境のため、すぐには連絡に気づかず、その後、気づいたとしても、すぐに帰宅するなどの対応ができません。また、学校に行き給食を食べると想定していたため、子供のお昼御飯も用意できていません。今回は、中学生の兄弟がまだ家におり、携帯電話を持っていたため、親と連絡を取ることができ、事なきを得た事例でした。

しかし、一歩間違えれば大変危険なことだったと考えます。例えば、連絡手段もなく、小学校低学年の子供が1人だった場合、臨時休校になったことを知らせることができません。そのため、休校になったことを知らない子供は学校に向かってしまうでしょう。さらにバス通学だった場合、大雪のため、バスも遅れています。そんなことも知らずに家を出てしまうと、とても危険な状況にさらされることが予想されます。

また、何とか学校に到着しても臨時休校となっているため、悪天候の中、また帰宅を余儀なくされるのです。悪天候で通学路の安全が担保されないために臨時休校となっているにもかかわらず、登校する児童・生徒が発生してしまうことは、命に関わる大変危険な問題と考えます。

今回の事例では、6時半頃の最初の連絡には2時間遅れの登校指示でしたが、早めに登校してもよいと記載されていたため、既に学校に向かっていた子供がいた場合、どうなっていたのでしょうか。職場が遠方の方もいますし、職種によっては保護者がお迎えに行くことも難しい状況があるなど、対応が難しい世帯がさらに増えてくると考えます。

このことを踏まえ、質問いたしますが、まず、2月19日の大雪等による小・中学校の臨時休校等の状況についてお示ください。

また、この日の対応について保護者から苦情の声や、そもそも8時以降に臨時休校の連絡が保護者にされた学校があることを市教委は把握されているのか、お聞かせください。

また、臨時休校や遅れて登校する対応にすることを学校側から市教委へどのように報告、確認されているのでしょうか。

2時間遅れの登校の連絡後、最終的に臨時休校の対応に変わったことで、危険な状況が生まれたと考えますが、市教委は変更することで起こり得る問題は予測されていたのでしょうか。

2時間遅れの登校の連絡では、家庭の事情により、それよりも早い登校となっても対応すると記載がありましたが、臨時休校の連絡を知らずに早めに登校した児童・生徒はいたのでしょうか。もしいた場合、その児童・生徒はどのように対応されたのでしょうか。

臨時休校については、これまで委員会で質問し、対応については前日から気象状況が悪化することが分かっている場合においても、各学校長が前日、もしくは当日の気象状況などを総合的に判断されているとのことでした。では、2月19日の大雪の対応として、前日に臨時休校を決めた学校はあったのか、お聞かせください。

また、本市は東西に広く、地域によって天候が異なる場合があるので、一律の対応は難しく、学校長の判断に委ねられていると、以前答弁がありましたが、全道で災害級の大雪という気象状況が予測されている場合、市内の地域差はほぼないと考えられます。

そのような場合、一律で臨時休校の判断を市教委がすべきと考えますが、見解をお示ください。また、地域によって天候が異なる場合と言いますが、今回のような気象状況で地域差ほどの程度あるものなのか、お示ください。

ある学校では、当日、学校長や職員が早朝5時頃に出勤し、状況を確認し、近隣の学校とも協議しているそうです。しかしながら、このような気象状況でそもそも学校長、職員が学校までたどり着けるかどうかの心配もあります。また、たどり着いたとしても、その後の気象状況を見通すことは大変難しいと考えますし、通学路の状況確認をするといっても、短時間で多くの通学路を確認することは困難と考えます。

このように、当日判断するための学校側の負担は大きく、今回のように2時間遅れの登校とした判断から臨時休校に切り替わったことで、保護者への連絡が遅くなり、児童・生徒の安全が保たれなくなるくらいなら、前日判断を教育委員会から指示することで、学校側の負担もしかり、児童・生徒の安全、保護者負担の軽減につながると考えますが、教育長の見解をお示ください。

臨時休校へ変更になった保護者への連絡内容には、天候状況も判然としないこと、市内大多数の学校が臨時休校の措置を取っていること、そのため、給食の提供が十分にされていないこと等を踏まえて、臨時休校の判断をしたと記載がありました。

まず、市内大多数の学校が臨時休校になった場合、給食の提供が十分にされないことはあるのか、また、今回のような場合、そもそも給食が届かない可能性があるのか、届けられない場合の対応はいつ、どのように、誰がされているのか、お聞かせください。

前回も他都市の事例を挙げましたが、前日のうちに判断できるよう、学校長と市教委で協議すると定め、早期に決めたほうが保護者の負担軽減につながり、また子供の命を守るのが大前提のため、判断を遅らせる理由はないと積極的に判断しています。

まさにそのとおりであり、共働き家庭が増え、様々な家庭環境、また勤務環境の中で、その対応に苦慮している世帯が増えていること、保護者だけでなく本当に子供の安全を考えるなら、やはり前日に判断すべきであり、それが難しいのであれば、せめて当日7時までに保護者に最終判断の連絡をするというところを取り決めるべきと考えますが、対応を見直すことを含め、教育長の見解をお示しください。

次に、子供の運動、スポーツ環境について質問いたします。

先日、令和7年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査の報告をお聞きいたしました。結果を見ると、全国の平均値に対して上回る差が縮まっている傾向にあり、これまでの市教委、学校の取組がよい結果に結びついているのだと思います。その御尽力に感謝いたします。

その中で私が気になった点として、肥満傾向について、小学校男女、中学校男子が全国平均値を大きく上回っていることです。また、細かく見ると、曜日ごとの運動時間は、平日、土日ともに運動時間が中学校女子は少なく、土日の小学生男女、中学校男子も下回っています。このような結果においては、家庭環境など様々な要因があるとは思いますが、単純に考えると、土日の運動時間が増えることで肥満傾向の改善等にもつながるのではないかと考えます。

では、その環境が整っているかどうかですが、雪のため、なかなか運動しづらい冬期間においては、室内で気軽に運動できる場所や部活動の自主練習ができる場所も不足していると考えます。また、スキー場に行くのにもリフト券が高くてなかなか行きづらいことが挙げられます。

私も指導者として参加している冬季休業期間の市教委主催のトランポリン教室の募集では、定員20名に対し約50名の応募があったとのこと。また、先日、総合体育館で幼児から小学生を対象とした運動のイベントを開催いたしました。募集を始めて、僅か3日間で約160名以上の申込みがありました。

冬期間、運動、スポーツのできる環境が求められているのは確かであり、本市はその環境が不足していると感じます。また、そのときの参加希望者の意見として、もっと開催を増やしてほしい、また、総合体育館にオムツ交換・授乳ができるベビールームがあれば参加したいが、なければ参加が難しいとの御意見がありました。これも一つの環境づくりであります。

また、これまで学校のグラウンドにおいても、雑草が生い茂っていること、砂が少なく硬くなっていることなどで様々な危険性があるため、改善してほしいと環境改善についても何度も質問してまいりましたが、費用等を理由になかなか改善がされておられません。また、総合体育館第4体育室は、天井から雨漏りがあるなど大変危険な状況です。

日々、運動、スポーツに携わっている方々にとって、スポーツ環境については大きな悩みの一つであります。これらの事情を踏まえて、運動、スポーツをする環境については、教育長はどうお考えなのか、見解をお聞かせいたします。

まず、令和7年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果において、肥満傾向、土日の運動時間についての改善策についてお示しください。

次に、児童・生徒の冬場の運動不足解消に対し、どのような改善策があるのか、また、改めて他都市で行っているリフト券の補助も行っていただきたいと思いますが、見解をお示しください。

次に、小・中学校のグラウンドの状況についてどのような見解をお持ちで、今後、改善するお考えがあるのか、お聞かせください。

次に、総合体育館第4体育室の雨漏りや総合体育館のボイラーの不具合について、今後どのようにさ

れるお考えがあるのか、お聞かせください。

雨漏りに関しては、天井や床の腐食による予期せぬ事故や転倒によるけがのリスクも大きく、早急な対処が必要ではないでしょうか。また、ベビールームの必要性について、簡易的であれば対応できるのではないかと考えますが、見解をお示しください。

以上、再質問を留保し、質問を終わります。（拍手）

**○議長（鈴木喜明）** 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**○議長（鈴木喜明）** 教育長。

**○教育長（中島正人）** 小池議員の御質問にお答えいたします。

初めに、臨時休校の対応について御質問がありました。

まず、2月19日の大雪等による小・中学校の臨時休校等の状況につきましては、当初、市内小・中学校のうち、小学校1校と中学校1校が始業時間を2時間繰り下げる判断を行いました。その後、2校とも臨時休校へと変更し、最終的には市内の全小・中学校が臨時休校となりました。

次に、保護者からの苦情につきましては、2月19日の対応について、保護者からの苦情は、市教委や各小・中学校には寄せられておりません。

また、保護者に対して8時以降に臨時休校の連絡をしたことにつきましては、当日の朝に当該校から市教委へ連絡があり、把握してございます。

次に、臨時休校や登校時間の変更につきましては、各小・中学校が臨時休校等の措置を取る場合は、専用メーリングリストを用いて、市教委の関係部署へ連絡することとしております。

次に、始業時間の繰下げ後に臨時休校へと対応を変更したことによる問題を予測していたかにつきましては、当日の朝に学校から市教委へ対応を変更した旨の連絡があった際には、学校では保護者との連絡ツールを活用して適切に対応しているものと考えておりました。

次に、臨時休校の連絡を知らずに登校した児童・生徒の有無とその対応につきましては、中学校には登校した生徒はおりませんでした。小学校では登校した児童がおり、保護者同伴で登校した児童については、臨時休校になった旨を説明して帰宅していただき、児童のみで登校した児童については保護者と連絡がつくまで学校で待機するなどの対応を行っております。

次に、前日に臨時休校を決めた学校につきましては、市内小・中学校では1校もございませんでした。

次に、災害級の大雪という気象状況が予測されている場合、一律で臨時休校の判断を市教委がすべきとの考えにつきましては、臨時休校については、小樽市立学校管理規則では、校長が決定することができるかと規定されていますが、市内全域で災害級の大雪などが予測される場合は、市教委と校長会が協議の上、全校一斉に臨時休校の措置を取ることもあります。

また、今回の気象状況では、本市の地理的状況から、地域によって差は生じたものと認識しておりますが、その差を示すことは難しいと考えております。

次に、市教委が前日に臨時休校等の対応を判断することにつきましては、臨時休校の判断は校長が決定できるとされており、特に冬季の天候は時間ごとに大きく変わることが多く、地域によって異なる場合があるため、前日に市教委が一律に臨時休校等の対応を判断することは難しいと考えておりますが、天気予報で災害級の天候が予想される場合は前日に判断することもございます。

次に、市内大多数の学校が臨時休校となった場合の給食の提供が十分にされないことはあるのかにつきましては、給食センターの設備は、大量調理を前提としているため、提供食数が300食を下回るよう

な場合は、設備の大きさに対し調理する量が少な過ぎることから、献立を変更し、給食を提供することとしております。

また、給食を届けられない場合の対応につきましては、気象状況や道路事情により、給食を配送する車両が運行できなくなる可能性があるため、そのような場合は速やかに給食センターが学校や配送業者と協議の上、学校に備蓄されている非常用給食を提供することとしております。

次に、臨時休校の判断と保護者への連絡につきましては、冬季の天候は時間ごとに大きく変わることが多く、各学校では前日に判断することが難しいと考えておりますが、このたび、臨時休校への対応に課題が見られましたので、降雪等による臨時休校等の判断や保護者への連絡等について改めて校長会と協議してまいります。

次に、子供の運動、スポーツ環境について御質問がありました。

まず、肥満傾向や土日の運動時間についての改善策につきましては、部活動をはじめ、おたる運河ロードレース大会や各種スポーツ教室などへの参加促進を通して、子供たちが体を動かす機会の充実を図るとともに、小樽市小・中学校体力向上検討委員会が作成する家庭での運動例を示した資料を配布するなどして、運動習慣の定着に向けた啓発を行ってまいります。

また、スポーツ団体等との連携した体験機会の提供や、社会教育施設等の活動を促進することにより、土日の運動習慣の定着を図り、肥満傾向の改善につなげたいと考えております。

次に、冬場の運動不足解消につきましては、小・中学校では、スキー授業など日常の体育の授業に加え、体育館等に新体力テストの種目を気軽に測定できるコーナーを設置するなど、児童・生徒が楽しみながら体を動かすことができるよう工夫しております。

市教委では、小樽からまつ公園運動場における歩くスキー普及事業や、総合体育館における各種スポーツ教室の開催などを通じて、運動の機会を提供しております。

また、リフト券の購入費用に対する補助につきましては、教育予算としては、スキー授業にも活用できる校外学習費を各小・中学校へ配当しておりますが、休日などの学校休業日における補助については、限られた予算の中で新たな予算を確保することになることや、スキー以外のスポーツを楽しむ方との公平性や優先度などを総合的に判断すると、現時点では難しいものと考えております。

次に、小・中学校のグラウンドの状況につきましては、毎年、学校からの整備要望を踏まえ、凸凹やぬかるみなどの状況を調査しており、整備が必要な学校があることを認識しております。

今後につきましては、社会貢献の申出のあった事業者からの御協力もいただきながら、少しでも多くのグラウンドを整備できるよう、整備手法の研究や検討を行い、改善を図ってまいりたいと考えております。

次に、総合体育館第4体育室の雨漏りやボイラーの不具合につきましては、第4体育室は昨年11月に壁の隙間を防ぐ修繕を行いました。現在も一部で水滴の落下が見られるとの指摘があり、原因を特定するため、引き続き調査を進めております。

また、ボイラーにつきましては、不具合の原因と思われる配管の亀裂箇所を随時補修しており、今後も定期的に点検を行い、必要に応じて修繕していきたいと考えております。

ベビールームに関しましては、更衣室を授乳室やオムツ替えの場所として提供するなど、状況に応じた柔軟な対応を行っておりますが、設置に向けて検討してまいりたいと考えております。

(「議長、19番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 19番、小池二郎議員。

○19番(小池二郎議員) 再質問を一つだけさせていただきます。

臨時休校の対応についてなのですが、今回の8時過ぎの急な臨時休校への変更の連絡による対応で、その日、通勤の最中に子供を学校まで送っている方に連絡が来たときには、既に子供を乗せて向かっていった方がいたそうです。保護者からの苦情の声はなかったと言われていましたけれども、夜勤の方も、もちろんいると思いますし、独り親世帯の方もいて、各世帯で大変苦慮されたという声が私には何件も来しました。

幸い事故がなかったのでよかったと思うのですが、一方、実は、教職員からも対応が大変で、以前のように教育委員会から前日に臨時休校の指示をしてもらったほうがよいという声も聞いておりました、今回の件で、いま一度、本当に危険だったということを認識していただくことが一番の目的という趣旨でございまして、今後このようなことがないようにという思いで質問させていただきました。それについて教育長の見解をお示してください。

**○議長（鈴木喜明）** 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**○議長（鈴木喜明）** 教育長。

**○教育長（中島正人）** 小池議員の再質問にお答えいたします。

このたびの件につきましては、学校において、児童・生徒の安全確保及び円滑な教育活動の実施を考慮して判断を変更したものであると認識してございますが、結果として、一部の御家庭に情報が伝わらず、登校した児童がいたことを重く受け止めてございます。

学校から保護者への連絡につきましては、連絡ツールの使用により、以前のように電話連絡網を活用していたときよりも、迅速かつ正確な情報伝達が可能となりました。

しかしながら、保護者等の状況によって、情報が直ちに伝わらないこともありますので、学校によっては、既読がつかない家庭に、電話にて改めて連絡する対応もしていることをお聞きしてございますので、改めて連絡方法の対応や休校の判断など、様々なことについて、校長会と協議し、より確実な情報伝達に努めてまいりたいと考えてございますので、御理解いただきたいと思います。

**○議長（鈴木喜明）** 小池議員の一般質問を終結いたします。

（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

**○議長（鈴木喜明）** 2番、白川貴城議員。

（2番 白川貴城議員登壇）（拍手）

**○2番（白川貴城議員）** 一般質問いたします。

初めに、子供の夢を応援する事業についてお伺いします。

近年、地方創生の取組においては、単に定住人口の増加を目指すだけでなく、地域への誇りや愛着、いわゆるシビックプライドを育み、将来的なUターンや関係人口の創出につなげていく視点が重視されています。そのためにも地域に支えられながら挑戦し、成長した経験は、その地域への信頼感を育み、将来様々な形で関わり続ける動機となり得ると考えます。

令和7年第1回定例会でも子供の夢を応援する事業について質問を行いました。そのときの市長の御答弁から、現在、本市においては、学習支援や子育て支援、文化・芸術・スポーツに触れる機会の提供、一流の芸術やスポーツに触れる体験の機会づくりなど、子供たちの可能性を広げる多様な取組が進められていること、また、子供の貧困対策や学習支援事業など、機会格差の是正に向けた施策も展開されていること、これらが将来の人材育成の基盤を支える重要な取組であると認識しております。

また、教育長の御答弁からも、中学校の部活動をより多く選択できるよう、拠点校方式による合同部活動を実施するとともに、生徒の移動にかかる経費を支援することや大会出場の奨励金キャリア教育の

充実など可能性を広げる取組が行われていることが示されました。

まず、これらの取組により、子供たちの可能性を広げる環境づくりが進められていることに敬意を表します。

しかしながら、子供や若者が自ら描いた夢や目標に向かって具体的に挑戦する過程そのものを地域が支え、その挑戦を通じて成長する経験を後押しする仕組みについては、地方創生や人材育成の観点から、さらに検討の余地があるのではないのでしょうか。

ここで伺います。

本市は、人口減少と少子高齢化の進行という大きな課題に直面しており、地域の活力を将来にわたって維持していくためには、次代を担う人材の育成と若い世代が希望を持てるまちづくりがこれまで以上に重要になっていると考えますが、市長の所感をお聞かせください。

次に、若者の進学や就職を契機とした市外への流出は避け難い現実である一方、将来的に本市と関わり続けたい、あるいは地域に恩返ししたいと思えるような経験を若い世代に提供できるかどうかは、本市の持続可能なまちづくりに直結する重要な視点なのではないのでしょうか、市長の認識をお伺いします。

次に、子供の夢を応援することは、市長の公約実現に資する取組であるとの御答弁は、現在も変わらぬ認識か、お聞かせください。

次に、市長が令和7年第1回定例会で御答弁されたように、本市においては、学校内での学びのほか、子供たちが可能性を広げられるように文化・芸術の分野では、小・中学生を対象とした札幌交響楽団のコンサートの鑑賞、スポーツの分野では、プロ選手との交流など一流と触れ合える機会を設けており、また、中学校の部活動においては、拠点校方式を導入し、種目の拡大により、多くの生徒が希望する部活動を選択できるように取り組むなど支援を行っており、こうした事業を継続し、拡充することで、子供たちの豊かな感性が生まれ、可能性を引き出すことにつながるものと考えていると非常に意義のある取組を示しておられました。

これらの活動は、言わば貴重な体験の提供となっており、夢と出会う段階に重きが置かれているのではないのでしょうか。夢の具体的な実現支援へとつなげていく前段階に位置づけられる取組ではないかと考えますが、これについて市長の認識をお聞かせください。

次に、一流の方々と触れ合った機会を経て、その経験が子供たちの成長や挑戦にどのように結びついたのが重要であると考えますが、小・中学生を対象とした札幌交響楽団のコンサートの鑑賞、中学校の部活動における拠点校方式の導入、これらの事業の参加人数についてお示ください。

次に、これらの事業から得た経験や体験を契機として、挑戦や継続的な活動につながった事例をどのように検証しているのか。例えば、将来やりたいことを考えるようになった割合や、文化芸術・スポーツへの関心の向上といった意識、意欲の変化、体験後に関連活動へ参加した人数や習い事・クラブ・大会等への参加増加やコンクールの応募などの自主的な挑戦といった行動変容、部活動や地域活動の継続率や上位大会の出場・成果発表への挑戦件数といった継続的な挑戦、専門分野への進学や地域文化・スポーツ活動の担い手育成といった将来への接続、様々な視点からの効果検証についてどのようにされているのか、現時点で見えているこの事業の成果、課題についてお示ください。

また、その課題に向けてどのような対策を検討されているのか、これらの事業による貴重な体験を夢の実現へと結びつけるために、今後どのような支援の展開を検討されているのか、お聞かせください。

既に実施している事業をさらに発展的な取組として、子供たちの夢を応援する形にしていく必要があるのではと考えます。

令和7年第1回定例会でも紹介させていただきましたが、近隣自治体である北広島市では、子ども夢チャレンジ応援事業が実施され、応募者が自らの夢や挑戦内容を提案し、選考を経て、選ばれた取組に対して資金面だけでなく、人材や機会のマッチングを行い、挑戦の実現を支援する仕組みが整えられていました。海外での芸術研修、伝統文化の修行、専門分野の探求など、多様な夢の実現を後押ししたこの取組は、多くの応募を集め、大きな注目を集めました。

北広島市でのこの事業は、令和2年の新型コロナウイルス感染拡大の状況を踏まえ、中止して以降、ボールパーク構想の推進などにより、広く子供たちが夢やチャレンジすることに触れる機会が増えていることから、令和4年度をもって終了しておりました。今後、他の事業との連携などによって新たに挑戦できる環境整備を進めることとされていましたが、北広島市の令和8年度当初予算案記者会見記録に、予算案に対する市長コメントで、「子ども夢応援事業では、小中学校のキャリア教育と連動し、子どもの夢の実現に向けたチャレンジを応援してまいります」とのことでした。

この北広島市の取組は、個々の子供の夢の実現支援だけでなく、地域のシビックプライド向上や夢がかなうまちという都市ブランド形成にも寄与していると考えます。さらに、地域が子供や若者の挑戦を応援する姿勢を示すことは、若者の可能性を大切にすまちというメッセージとなり、子育て世代にとって、魅力あるまちづくりにも寄与するとともに、地元企業や地域団体が人材育成に関わる機会を生み出すなど、地域全体の活力向上にもつながるという可能性が考えられます。市長の所感をお聞かせください。

次に、実務面で言えば、夢の実現そのものだけでなく、応募段階での企画立案、選考過程でのプレゼンテーション、挑戦後の成果報告などを通じて、主体性や表現力、課題解決力、コミュニケーション能力を育む貴重な経験となると考えます。また、地域の支援によって挑戦できたという経験は、支えてくれた人々への感謝の気持ちを育み、将来自らも地域を支える側になりたいという意識の醸成につながるものと考えますが、見解をお伺いします。

この子供の夢を応援する事業を推進するに当たり、私が特に大切にしたいと考えているのは、子供たちが地域の中での経験を通じて、自尊心を育み、自己肯定感を高め、自信と自己効力感を身につけていくことであります。自尊心と自己肯定感が、将来の人生においていかに重要かということも、先月実施した釧路市、音更町の視察で認識することができました。この点は今後も議会の中で議論を深めていきたいと思いますが、今回はこの子供の夢を応援する事業を通して質問いたします。

子供たちが自らの関わりが社会の中で役立っていることを実感し、人から認められ、感謝される経験を重ねることは、自分は価値ある存在であるという確かな認識を育てる礎となります。この感覚は、将来にわたり困難に直面した際にも自らを支える、人生の基盤となる力であると考えます。

そして、この事業の対象となるのは、現在学校に通っている子供はもちろんのこと、事情があつて学校に通えていない子供や、身体的に障害を抱える子供なども考えております。環境や境遇に左右されずに、この事業をきっかけに、自尊心を育み、自己肯定感を高め、自信と自己効力感を身につけていくことができるのではないのでしょうか。

さらに、このような経験は、子供たちが社会とのつながりを実感し、自分が地域の一員であるという意識を育む契機となります。そして、たとえ成長の過程で、進学や就職等により、地元を離れることがあつたとしても、今の自分があるのは、あの経験のおかげであると振り返ることのできる記憶は、地域への誇りと愛着、いわゆるシビックプライドを心の中に根づかせるものとなるのではないのでしょうか。

そのような思いがやがて地元への関心や応援する気持ちとなり、将来様々な形で地域に関わり、恩返ししたいという意識へとつながっていくことを期待するものであります。

以上のことから、このたび提案している子供の夢を応援する事業が、単なる夢をかなえるすばらしい事業ではなく、不登校対策の観点から申し上げれば、学校以外の場も含め、子供たちが自分の挑戦を地域に支えられながら成功体験を積むことが、自己肯定感の回復や社会とのつながりの再構築につながり、不登校の長期化や社会的孤立の防止に寄与することが期待され、こうした経験は、将来的な社会参加や就労意欲の形成にもつながる重要な基盤となるものと考えられます。

郷土愛の醸成という観点で申し上げれば、地域の人々に応援されながら挑戦した経験を持つことにより、地域に支えられて自分が成長したという実感が生まれ、この実感は、地域への信頼や愛着を生み、成長後においても、地域との関わりを持ち続けようとする意識の醸成につながるものと考えられます。

そして、将来、定住促進の観点で言えば、進学や就職により、1度地域を離れたとしても、地域に支えられた経験や愛着が心の中に残ることで、将来的なUターンや関係人口としての関与、あるいは地域活動への参画といった形で、本市と関わり続ける動機となり得るものと考えられます。

であるがゆえに、本事業は、現在の子供たちへの支援にとどまらず、将来的な社会参加の促進、地域との関係性の維持、さらには、関係人口の創出や定住促進へとつながる可能性を有しており、長期的な視点に立てば本市の持続可能性を支える将来への投資としての意義を持つ取組と捉えることができるのではないかと考えますが、市長の見解をお伺いします。

本市において、この取組を検討するに当たっては、幾つかの課題も想定されます。

まず、事業対象者のプライバシー保護についてであります。子供たちの挑戦を支援する本事業の趣旨を踏まえると、参加児童・生徒の尊厳とプライバシーを守る視点は極めて重要であります。事業に参加したこと自体が周囲の評価や憶測の対象とならないよう、実名公表を前提としない運用や匿名、限定公開など選択可能な仕組みを整えることは、子供たちが安心して挑戦できる環境づくりに資するものと考えます。こうしたプライバシー保護の観点を踏まえた柔軟な対応を行うことが必要であると考えます。

次に、財政面についてであります。新しい事業を行うには、財源をどこから捻出するかという課題がつきものと思います。事業を行うに当たり、初年度から大規模な制度とするのではなく、試行的に件数や支援額の上限を設定し、小規模から開始して効果を検証する方法が考えられますが、新たな財政負担を伴わない形として、既存基金の運用益の活用や、市民、企業との協働による仕組みづくりについても検討の余地があるのではないかと考えます。

既存基金の運用益の活用については、元本を維持しながら運用益を活用することで、将来世代に配慮した持続可能な支援の仕組みが構築できるのではないのでしょうか。また、市民・企業との協働による仕組みづくりについては、財源のみならず、人材や体験機会の提供など多様な形で参画いただくことで、持続可能な支援体制の構築につながるものと考えます。さらに、企業版ふるさと納税の活用、地元企業の協賛の活用などを組み合わせることで、市の財政負担を抑えながら地域全体で若者の挑戦を支える仕組みを構築することが可能ではないのでしょうか、市長の見解をお伺いします。

市長は、これまで、子供たちの豊かな感性を育み、潜在的な可能性を引き出す環境づくりの重要性を示されており。子供や若者が自らの夢に向かって挑戦する機会を地域が支えることは、その理念を具体化するとともに、将来の本市を支える人材の育成という観点からも大きな意義を持つ取組であると考えます。

若い世代が夢に挑戦できるまちは、未来に希望を持てるまちであり、地域に誇りを持てるまちであります。そして、その挑戦を地域が支えた経験は、やがて地域への愛着や責任感として育ち、本市の未来を支える力となっていくものと考えます。

このような取組は、教育施策にとどまるものではなく、地方創生、人材育成、若者支援、地域活性

化、さらには将来的な産業人材の育成にもつながる横断的な政策として位置づけることができるものと考えます。そのため、教育委員会との連携はもとより、子供・福祉、企画、産業、文化、地域連携など、市長部局が中心となって推進していく意義は大きいのではないのでしょうか。本市においても、まずはモデル的に検討を開始すべきではないかと考えますが、市長の見解をお聞かせください。

感震ブレーカーの設置促進について伺います。

本市は、坂の多い市街地や木造住宅が密集する地域を有しており、一たび火災が発生した場合、延焼拡大による被害の拡大が懸念される地域特性を有しております。また、狭隘道路や急傾斜地が多い地形は、消防活動の迅速性にも影響を及ぼす可能性があります。

このような地域特性を踏まえると、本市においては、火災を発生させない対策の重要性がとりわけ高いものと考えますが、市の認識を伺います。

平成7年の阪神・淡路大震災や平成23年の東日本大震災では、出火原因が特定された火災の過半数が電気によるものだったとされ、令和6年1月の能登半島地震の際に、石川県輪島市で発生した大規模火災も電気が原因の可能性が指摘されており、過去の大規模地震においては、停電からの復電時に電気機器や損傷した配線から出火する、いわゆる通電火災が多数発生したことが報告されています。地震の揺れにより電気ストーブなどの暖房機器が転倒したり、家具の下敷きとなった配線が損傷した状態で電気が再び供給されることにより発火するこの現象は、避難後や留守中に発生することも多く、初期消火が困難となり、被害拡大の要因となります。地震時の出火防止対策は、市民の生命と財産を守る上で重要な課題であります。

こうした通電火災を防止する有効な手段の一つとして、一定以上の揺れを感知した際に自動的に電気の供給を遮断する感震ブレーカーがあります。避難時にブレーカーを落とす余裕がない場合や不在時においても電源を遮断できることから、出火防止対策として高い効果が期待されています。

ここで伺いますが、地震時の通電火災防止対策としての感震ブレーカーの有効性について本市はどのように認識しているのか伺います。

令和7年9月に策定された小樽市強靱化計画において、古くから形成されてきた市街地に狭隘な道路や老朽化した建築物が多く見られるなどの現状に対する脆弱性の評価では、大規模地震等は、それに伴う同時多発的な火災や、大規模な火災の発生のリスクを抱えているため、これらの予防に努める必要があるとして、その施策プログラムに、地震等による火災の発生を減少させるため、揺れを感知して消火、電気遮断等の機能がついた暖房機器及び電気製品並びに感震ブレーカーの普及啓発に努めるとありました。

市内における感震ブレーカーの普及状況についてお示しください。

この感震ブレーカーについて、本市を含む北海道の寒冷地においては、導入に際しては、特有の配慮も必要となる場合が考えられます。灯油暖房機器の多くは電気制御に依存しており、電源停止により暖房機能が停止すれば、室温の急低下による健康リスクも懸念されます。そのため、寒冷地における導入に当たっては、停電時の暖房対策など安全な運用に関する周知が重要であると考えます。

こういった寒冷地特有の事情は本市においては考えられるのか、また、感震ブレーカーの周知、啓発をどのように行っているのか、内容をお聞かせください。

設置促進に向けた支援策についても伺います。

令和4年の内閣府の防災に関する世論調査では、感震ブレーカー設置率は全国で5.2%にとどまっている状況です。地域防災に詳しい日本大学の秦康範教授は、感震ブレーカーが広く普及していない原因について、感震ブレーカー自体の認知度が高いと言い切れない状況の中で、設置が個人任せになっている

ることだとの指摘もあります。とはいえ、設置を支援する自治体は少なくありません。全国で約200自治体が助成制度を実施しているとされております。

総務省消防庁は、令和7年度補正予算に普及のための予算を計上し、著しく危険な密集市街地の未解消地区を含む地方公共団体に対して、機器の購入や取付費用を支援する制度の創設に向けた動きが報じられております。

この報道について、機器の購入や取付費用を支援する対象はどの自治体が挙げられるのか、本市として対象自治体となる可能性はあるのか、また、国への情報収集は行っているのか伺います。

感震ブレーカーには種類があり、分電盤に内蔵されている内蔵型、漏電ブレーカーが設置されている分電盤に後づけできる後づけ型、コンセントタイプ、大きな揺れによって設置されている重りが落下するなどして主幹ブレーカーを落とす簡易タイプとあります。比較的低廉な装置といわれる簡易タイプでも、1個当たり3,000円程度かかります。

広範な普及を図るためには、行政による後押しも必要なのではないかと考えます。その一方で、財政負担とのバランスを考慮する必要もあります。

そこで、避難時の対応が困難な高齢者のみの世帯や要配慮者のいる世帯、延焼拡大の危険性が高い木造密集地域の住宅、老朽化した電気設備を有する住宅など、設置メリットの高い世帯のみを対象とした補助制度の検討は費用対効果の高い施策になり得ると考えますが、市の見解を伺います。

出火を防ぐことは、最も効果的な延焼防止策であります。市民の命と住まいを守る防災対策の推進が求められております。本市における地震火災対策の一層の充実に向けた前向きな検討を求めますが、今後、国の動向やほか自治体の事例を踏まえ、本市として具体的な検討を開始すべきと考えますが、見解をお示しください。市の前向きな答弁を求めます。

以上、再質問を留保し、一般質問を終わります。（拍手）

**○議長（鈴木喜明）** 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**○議長（鈴木喜明）** 市長。

（迫 俊哉市長登壇）

**○市長（迫 俊哉）** 白川議員の御質問にお答えいたします。

初めに、子供の夢を応援する事業について御質問がありました。

まず、次代を担う人材育成と若い世代が希望を持てるまちづくりにつきましては、まちの未来は人々の考えや行動に左右され、まちづくりは人づくりとも言われ、将来に向けて人材を育成することや、住み続けたい、働き続けたいと思われるまちづくりを進めることは、人口減少下にあっても重要な視点であると考えております。

次に、将来にわたっても、本市との関わりを持ち続けたいと思えるような経験の場を提供することにつきましては、様々な事業を通じて子供のシビックプライドを醸成することなどは、進学や就職により転出したとしても、関係人口として本市に継続して関わり、応援していただくことや、将来のUターン移住につながり得るものと考えております。

次に、子供の夢を応援することと公約につきましては、豊かな感性を育み、潜在的な可能性を引き出すことを目的としたおたる子ども未来塾を通じた学習支援や、札幌交響楽団のコンサート鑑賞、さらには拠点校方式による部活動などは子供の夢を応援することに資するものとして推進しております。

次に、本市が行っている取組につきましては、子供たちが有する潜在的な可能性や能力を引き出すために、様々な機会を提供することを主眼としており、議員がお考えになる夢の具体的な実現支援とは異

なりますが、子供たちが夢を抱くことを支援する重要な事業と位置づけております。

次に、北広島市の取組につきましては、子供の夢を応援することにより、子育てや教育に力を入れている自治体であるというメッセージにつながる可能性があるものと考えております。

また、プレゼンテーションや成果報告などの機会を通じて、表現力やコミュニケーション能力などを育む経験となると考えております。

次に、将来への投資としての意義につきましては、私といたしましては、本市が進めている教育施策や子育て政策などは、いずれもシビックプライドの醸成などの点から将来への投資と考えておりますが、御提案のあった子供の夢を応援する事業も、同様の点から将来への投資の意義を有するものと考えております。

次に、財政面から若者の挑戦を支える仕組みにつきましては、基金の活用のほか、企業等の協力をいただくことで、本市の財政負担を抑えながら、事業を実施する仕組みを構築できる可能性があるものと考えております。

次に、子供の夢を応援する取組の検討につきましては、本市といたしましては、これまで行ってきた子供たちの感性を育み、潜在的な可能性や能力を引き出す環境づくりに引き続き取り組むことは、重要であると考えております。御提案いただいたさらなる支援の必要性については、他都市の事例も踏まえて検討してまいりたいと考えております。

次に、感震ブレーカーの設置促進について御質問がありました。

まず、本市の地域特性を踏まえた火災を発生させない対策の重要性につきましては、本市は木造住宅が多く存在し、古い町並みも残り、冬期間の積雪状況によっては、大型の消防車両が通行できない状況も想定されるなどの特性があることから、住宅防火対策としての住宅用火災警報器の普及など、火災を発生させない取組が重要であると認識しております。

次に、感震ブレーカーの有効性につきましては、過去の大規模地震で発生した火災の多くが電気に起因していることから、避難を優先させる場合や自宅を離れていた場合でも、揺れを感知して電気を遮断することができる感震ブレーカーは非常に有効であると認識しております。

次に、市内における感震ブレーカーの普及状況につきましては、本市の正確な設置状況は把握いたしておりませんが、消防本部が令和7年10月に市内各所で実施した対面での住宅用火災警報器のアンケート調査結果では、回答いただいた877人のうち感震ブレーカーを設置しているとの回答が146人、約17%でありました。

次に、本市の寒冷地特有の事情と感震ブレーカーの周知、啓発の取組につきましては、地震による停電時における寒冷地特有の暖房対策として、電気を使用しない移動式石油ストーブを準備するなどの対策が必要であると考えております。

また、感震ブレーカーの必要性を認識していただくため、街頭広報や消防フェアなどにおいてリーフレットを活用した広報を行っているほか、市のホームページにより市民への周知、啓発を図っているところであります。

次に、設置に対する国の支援につきましては、埼玉県川口市、千葉県浦安市、東京都品川区など著しく危険な密集市街地の未解消地区を有する全国の15市区が国からの感震ブレーカーの設置支援対象とされており、本市は国の支援の要件に該当しないことから、対象とならないものであります。今後も国の支援の動向には注意してまいりたいと考えております。

次に、高齢者世帯等を対象とした補助制度の検討につきましては、他都市の状況を注視してまいりたいと考えております。

次に、地震火災対策の具体的な検討の開始につきましては、小樽市地域防災計画には、停電復旧時の通電火災の防止に関わる広報や警戒について定めているところであり、通電火災の防止のため、感震ブレーカーの設置は地震火災対策に有効であると考えております。

一方、国の国土強靱化年次計画2025の中でも、感震ブレーカーの普及を加速させることなどが明記されており、今後、国の動向を見ながら、具体的な対策を検討してまいりたいと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

**○議長(鈴木喜明)** 教育長。

**○教育長(中島正人)** 白川議員の御質問にお答えいたします。

子供の夢を応援する事業について御質問がありました。

初めに、札幌交響楽団のコンサート鑑賞と中学校の拠点校方式による合同部活動の参加人数につきましては、令和7年度の札幌交響楽団のコンサート鑑賞は、小学校5、6年生と中学生を対象に小樽市民会館で実施し、小学生783人、中学生197人、合計980人が参加いたしました。

また、拠点校方式による合同部活動には、中学生242人が参加しております。

次に、事業の効果検証や今後の支援などにつきましては、音楽科における鑑賞は、音楽的な見方・考え方を働かせて、音楽のよさや美しさを感じ取る感性を育むことなどを目的としており、札幌交響楽団のコンサートは、一流の演奏者による質の高い演奏に接する機会を提供することを目的とした事業であります。

また、中学校における部活動は、責任感や連帯感の涵養、好ましい人間関係の形成に資することなどが目的であり、本市においては、希望する部活動をより多く選択できるよう、拠点校方式による合同部活動を実施しております。

本事業によって将来の夢を考えるようになった割合や、コンクールや大会への自主的な挑戦といった行動変容など効果検証や成果等の把握することは目的が異なるため、難しいものと考えております。

しかしながら、今後もこれらの事業は子供たちの豊かな感性等を育み、可能性を引き出すことにつながるものと期待しておりますので、引き続き実施してまいりたいと考えております。

(「議長、2番」と呼ぶ者あり)

**○議長(鈴木喜明)** 2番、白川貴城議員。

**○2番(白川貴城議員)** 私から、再質問を2点させていただきたいと思います。

まず、教育長にお伺いしたかったのですが、小・中学生を対象とした札幌交響楽団のコンサートの鑑賞の部分です。

これは、小学校5、6年生と中学生が参加されたということなのですが、参加する、しないの出欠確認を取った上での数なのか、もしくは授業の一環としての全員参加なのかを確認させていただきたいと思います。

もう1点、これは市長にお伺いしたかったのですが、今回、子供の夢を応援する事業の最後に、前回の質問では市長の御答弁から出ていなかった、検討してまいりたいというお言葉が出たのは非常にありがたいと思っております。

その中で、庁内の横断的な視点での検討体制の構築や、モデル的な取組からの検証を始めることが重要なのかと私は思っています。もし、そういったところの進め方について、現時点での考え方があれば、お聞かせいただけますでしょうか。

**○議長(鈴木喜明)** 説明員の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

**○議長（鈴木喜明）** 市長。

**○市長（迫 俊哉）** 白川議員の再質問にお答えいたします。

子供の夢を応援する事業を、モデル的な取組から検討を開始することについての御質問ですが、私が思っているのは、教育長の答弁の中にもありましたが、やはり人材育成を目的とした将来への投資です。効果をどのような物差しで測定していくのか、あるいは効果の発現はやはり長いといいますか、少し先の話になってきますので、まずはそういった課題があるという前提で、どういったことを物差しとして効果を測定しているのか、課題を解決しているのかといったことを主眼に置いて、他の自治体の先進的な取組は検証させていただきたいと思っております。

その上で、必ずしもまちづくりや教育だけではなくて、質問の中にもありましたが、不登校対策という視点もあるということを鑑みますと、やはり全庁的な視点の中で考えていかなければいけない問題でもあると思っております。

どういった体制で検討していくかについては、これから考えていきたいと思っておりますけれども、御指摘のあったような形で、やはり広い視点で考えていく必要はあるのではないかとはいっているところでございます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**○議長（鈴木喜明）** 教育長。

**○教育長（中島正人）** 白川議員の再質問にお答えいたします。

札幌交響楽団のコンサート鑑賞についてです。このコンサートは平日の授業中に行われていることもありますので、希望する学校の小・中学生が参加して鑑賞しているということでございます。

**○議長（鈴木喜明）** 以上をもって、一般質問を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま上程中の案件のうち、議案第1号ないし議案第15号、議案第17号ないし議案第20号、議案第25号、議案第31号及び報告第1号につきましては、議長指名による9名の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思っております。

これに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（鈴木喜明）** 御異議なしと認め、さように決しました。

それでは、予算特別委員を御指名いたします。白川貴城議員、高野さくら議員、小貫元議員、白濱聡議員、横尾英司議員、佐藤奈緒美議員、中村吉宏議員、面野大輔議員、前田清貴議員、以上であります。

なお、委員中事故ある場合は、所属会派において補充することといたします。

次に、議案第28号ないし議案第30号、議案第33号及び議案第34号につきましては総務常任委員会に、議案第16号及び議案第32号につきましては経済常任委員会に、議案第21号ないし議案第24号につきましては厚生常任委員会に、議案第26号及び議案第27号につきましては建設常任委員会に、それぞれ付託いたします。

日程第2「休会の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

委員会審査のため、明日から3月18日まで休会いたしたいと思っております。

これに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 御異議なしと認め、さように決しました。

本日は、これをもって散会いたします。

散会 午後 5時47分

---

**会議録署名議員**

小樽市議会 議 長 鈴 木 喜 明

議 員 白 濱 聡

議 員 横 尾 英 司



令和8年  
第1回定例会会議録 第5日目  
小樽市議会

令和8年3月12日

開議 午前 10時00分

○議長（鈴木喜明） これより、本日の会議を開きます。

本日は、休会の日ではありますが、議事の都合により特に会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、高野さくら議員、佐藤奈緒美議員を御指名いたします。

日程第1「議案第12号の訂正」を議題といたします。

市長から議案の訂正理由について説明を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（迫 俊哉市長登壇）

○市長（迫 俊哉） 令和8年2月24日に提出いたしました議案第12号令和7年度小樽市一般会計補正予算について、訂正させていただきたく、その理由を御説明申し上げます。

この議案につきましては、令和8年2月13日に行った除排雪関係経費の専決処分に係る補正額を反映しておらず、第1条第1項中、691億7,527万2,000円を695億2,527万2,000円に、また、第1表歳入の繰入金及び歳入合計並びに歳出の土木費及び歳出合計について、お手元にお配りしてある議案の訂正についてのとおり訂正させていただきたく、何とぞ御承認賜りますようお願い申し上げます。

このたびの提案に際しまして、大変御迷惑をおかけしましたことに、心からおわび申し上げます。

○議長（鈴木喜明） お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案の訂正については、これを承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 御異議なしと認め、さように決しました。

本日は、これをもって散会いたします。

散会 午前 10時02分

会議録署名議員

小樽市議会 議長 鈴木喜明

議員 高野 さくら

議員 佐藤 奈緒美



令和8年  
第1回定例会会議録 第6日目  
小樽市議会

令和8年3月19日

開議 午後 1時00分

○議長（鈴木喜明） これより、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、白川貴城議員、松井真美子議員を御指名いたします。

日程第1「議案第1号ないし議案第34号及び報告第1号、陳情並びに調査」を一括議題といたします。

これより、順次、委員長の報告を求めます。

まず、予算特別委員長の報告を求めます。

（「議長、21番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 21番、前田清貴議員。

（21番 前田清貴議員登壇）（拍手）

○21番（前田清貴議員） 予算特別委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、別紙お手元に配付のとおりであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

まず、議案第1号につきましては、高野委員外1名から修正案が提出されましたが、採決の結果、修正案は賛成少数により否決、原案は賛成多数により可決と決定いたしました。

次に、議案第2号ないし議案第11号、議案第17号ないし議案第19号及び議案第25号につきましては、採決の結果、賛成多数により、いずれも可決と決定いたしました。

次に、その他の各案件につきましては、議案はいずれも可決と、報告は承認と、全会一致により、それぞれ決定いたしました。

以上をもって、報告を終わります。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 次に、議案第1号に対して、松井議員外3名から修正案が提出されておりますので、提出者から趣旨の説明を求めます。

（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 6番、小貫元議員。

（6番 小貫元議員登壇）（拍手）

○6番（小貫元議員） 日本共産党を代表して、議案第1号令和8年度小樽市一般会計予算に対する修正案について提案理由を説明申し上げます。

まず、歳出において、不要な大型事業開発の削減として、北海道新幹線推進費1億9,577万9,000円、第3号ふ頭及び周辺再開発事業費で2億3,190万円、石狩湾新港管理組合負担金として2億5,010万4,000円を削減し、マイナンバー関連で5,507万円を削減するなど7億3,615万9,000円を減額します。これに伴い、歳入においても関連する特定財源の収入の減額などで4億5,443万1,000円を減額します。

次に、歳入において、固定資産税と都市計画税の滞納繰越分を4,753万4,000円、1,080万円それぞれ増額するほか、有価証券の売払いなどで7,969万3,000円を増額し、歳入の増額と減額の差引きで3億7,473万8,000円を減とします。これを歳出で減額した7億3,615万9,000円から差し引くことで3億6,142万1,000円の一般財源を生み出し、以下の事業を実施するため、歳出を増額します。

まず、市民の暮らしを支える事業です。ふれあいパスは、利用制限をなくすことに7,483万6,000円、加齢性難聴者の補聴器購入費助成として100万円、国民健康保険では、保険料を1世帯当たり6,000円引き下げ、介護保険では、保険料の基準額を月100円下げることにより4,337万円、水道・下水道の基本水量以下の世帯の基本料金を減額するために、それぞれ1,646万2,000円を計上します。

若者や子育てを応援する事業として、移住・定住促進住宅取得費等補助金を100万円増額し、就学援助費は卒業アルバム代を追加することにより281万7,000円、学校給食費は小学生分を無料にすることにより3,189万2,000円、保育所入所待ち児童を解消するため、保育士を正規職員で3人追加で雇用することにより1,458万円を計上します。

以上で、歳入歳出ともに3億7,473万8,000円を減額し、予算規模は677億1,999万1,000円とするものです。

以上、各会派の賛同をお願いし、提案理由の説明といたします。

**○議長（鈴木喜明）** これより、修正案を含め、一括討論に入ります。

（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

**○議長（鈴木喜明）** 5番、高野さくら議員。

（5番 高野さくら議員登壇）（拍手）

**○5番（高野さくら議員）** 日本共産党を代表して、議案第1号ないし議案第11号、議案第17号ないし議案第19号、議案第25号は否決、議案第1号修正案は可決を求め、討論を行います。

初めに、新年度予算案についてです。

新年度の一般会計予算案は約680億円と前年度から約19億円増加しました。予算規模が大きくなったとはいえ、市民の要望に応じて、暮らしや福祉への予算を市単独で拡充したとは言えません。

しかし、大型工事への負担は減っていません。石狩湾新港では、貨物量が増えていないにもかかわらず、母体負担が減らず多額の投資が行われています。北海道新幹線については、総事業費が見通せず、小樽市が今後、幾ら負担するのか決まっていないのに工事の負担を続け、新年度では立体駐車場の整備するための用地買収費用も計上しています。推進ありきで進めていくのは問題です。

学校給食では、学校給食費保護者負担軽減事業費が計上されていますが、小学校の学校給食費は完全無償化ではなく、中学校は食材費の物価高騰分の補助額にとどまっています。

日本共産党は、物価高騰などから市民生活を守るために、大型公共事業よりも国民健康保険料の軽減、介護保険料の引下げなど市民の命と暮らしを守る予算にしていくことが必要と考えます。

高齢者が利用するふれあいパス制度では、発行の回数制限がされましたが、買物や元気に暮らすしていくためにも、回数券の利用制限はしないしてほしいとの強い要望があります。高齢者の外出促進のためにも、ふれあいパスの利用制限はしない必要があります。

また、水道料金、下水道使用料は、ほかの自治体と比べても少量利用者にとって高い料金設定となっています。市民からも、ほとんど使っていないのに使っている人と変わらない料金が取られることに不満の声が聞かれます。見直しを実現するべきです。

小・中学校の就学援助費では、国では、就学援助費における費目に卒業アルバム代等が平成31年度から追加されたにもかかわらず、本市では対象にしていません。令和6年度に卒業アルバムを購入しない児童・生徒は、小・中学校を合わせて36人もいることが分かりました。購入したくても、約1万円もかかるアルバム代が払えないといった経済的な理由だとしたら問題です。就学援助費の費目に加えることが必要です。

人口減対策や子育てを応援するためには、居住支援がどうしても必要です。移住・定住促進住宅取得

費の補助額を増やし、対象者を3世代という枠から2世代の利用もできるようにするなど、より利用しやすい制度の見直しの実現が必要です。

日本共産党の予算修正案は、急ぐ必要のない大型事業費を削り、子育て支援、若年者や高齢者への応援を優先しています。

次に、議案第17号小樽市行政手続条例の一部を改正する条例案についてです。一部改正では、公示送達を広く公衆一般にインターネットでの閲覧を可能とします。限定した公開といっても、一度拡散されれば、氏名を含む個人情報の漏えい、プライバシーの侵害になることも否定できません。個別に慎重な検討を行うべきです。

次に、議案第18号小樽市職員給与条例等の一部を改正する条例案です。この条例案は、国家公務員の給与改定によるものです。今回の改定の中で、小樽市独自で配偶者に係る扶養手当の経過措置を行ったことは評価したいと思いますが、地域手当の引上げについては、日本共産党は、自治体間・地域間の格差を拡大し、医療、教育、保育など幅広い分野に影響を与え、手当の低い自治体では人手不足を招く危険があるので、賛成はできません。

次に、議案第19号小樽市資金基金条例の一部を改正する条例案についてです。この条例案は宿泊税に関わるものです。これまでも日本共産党は、税本来の在り方として問題だと反対してきたので、賛成できません。

次に、議案第25号小樽市国民健康保険条例の一部を改正する条例案です。政府は、こども未来戦略に、児童手当の拡充やこども誰でも通園制度などを盛り込みましたが、これらの施策の財源の一部とするため、医療保険料に上乗せして、子ども・子育て支援納付金を徴収することを決めました。国民健康保険は、年金生活の高齢者など所得ゼロに近い低所得者が多く含まれるので、1人当たりの負担額はほかの全国健康保険協会などと比べても大きくなります。

また、18歳未満の均等割はゼロですが、その分18歳以上の加入者負担となるので、子供がいない世帯のほうが割高となるのも問題です。そもそも子育て世帯への支援は重要ですが、そのための財源を医療保険料に上乗せして徴収するべきではないと考えるので、賛成できません。

以上、各会派の賛同をお願いして、討論といたします。（拍手）

**○議長（鈴木喜明）** 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、議案第1号に対する修正案について、採決いたします。

修正案を可決とすることに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

**○議長（鈴木喜明）** 起立少数。

よって、否決されました。

次に、議案第1号の原案について、採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

**○議長（鈴木喜明）** 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、議案第2号ないし議案第11号、議案第17号ないし議案第19号及び議案第25号について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（鈴木喜明） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 御異議なしと認め、さように決しました。

次に、総務常任委員長の報告を求めます。

（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 12番、松岩一輝議員。

（12番 松岩一輝議員登壇）（拍手）

○12番（松岩一輝議員） 総務常任委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、別紙お手元に配付のとおりであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

まず、議案第34号につきましては、採決の結果、可否同数となったことから、小樽市議会委員会条例第15条第1項の規定により、委員長において否決と裁決いたしました。

次に、陳情第1号、陳情第2号及び陳情第5号につきましては、採決の結果、賛成多数により、いずれも継続審査と決定いたしました。

次に、その他の各案件につきましては、議案はいずれも可決と、陳情及び所管事務の調査はいずれも継続審査と、全会一致により、それぞれ決定いたしました。

以上をもって、報告を終わります。（拍手）

○議長（鈴木喜明） これより、一括討論に入ります。

（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 3番、松井真美子議員。

（3番 松井真美子議員登壇）（拍手）

○3番（松井真美子議員） 日本共産党を代表して、ただいまの委員長報告に反対し、議案第34号小樽市非核港湾条例案は可決、陳情第1号「ばるて築港線」塩谷までの延伸方について、陳情第2号小樽市立塩谷小学校の存続方について、陳情第5号小樽市立小中学校給食費の無料化方については、採択を求め、討論を行います。

議案第34号についてです。今、日本政府は核兵器を持たず、作らず、持ち込ませずとした非核三原則の見直しを検討しようとしています。核の持込みを容認すれば、国際社会は日本が核兵器を肯定したと受け止め、これまで日本に寄せられていた信頼を一気に失うことになりかねません。そうさせないためにも、平和な商業港を持つ小樽市から、今、核兵器廃絶の世論を喚起していくことが必要です。

陳情第1号についてです。塩谷地区は、小樽市立病院や済生会小樽病院などに行くためには、乗継ぎをしなければなりません。路線バス減便の中、タクシーを利用するにも経済的負担が大変です。保健所や小樽市総合福祉センターなどの公共施設もウイングベイ小樽に移転し、一層不便な状況になっています。ばるて築港線をせめて塩谷地区まで延伸してほしいという願意は妥当です。

陳情第2号についてです。塩谷小学校は、自然に恵まれた環境を生かして小規模校ならではの取組を地域と一緒にしている学校です。また、小樽市の指定避難所及び指定緊急避難場所として、地域住民の安心・安全の拠点としての役割も果たしています。地域の住民は、地域のコミュニティーの核として重要な存在である塩谷小学校の再編そのものの計画を白紙に戻してほしいと強く要望しており、存続は

必要と考えます。

陳情第5号についてです。国の制度として、いよいよ小学校の給食費無償化が4月から始まりますが、無償化といっても完全無償化ではなく、基準額を超えた部分の保護者負担が残りました。中学校の実施時期については不透明です。物価高騰が続く中、多岐にわたる隠れ教育費は、子育て世帯の家計を圧迫しています。子育て世帯を支援する給食費の完全無償化が求められます。

以上、各会派の皆さんの賛同をお願いいたしまして、討論いたします。（拍手）

（「議長、25番」と呼ぶ者あり）

**○議長（鈴木喜明）** 25番、佐々木秩議員。

（25番 佐々木 秩議員登壇）（拍手）

**○25番（佐々木 秩議員）** 立憲・市民連合を代表し、議案第34号小樽市非核港湾条例案の可決に賛成の立場から討論いたします。

小樽市議会は、1982年に核兵器廃絶平和都市宣言を採択し、核兵器の廃絶と軍縮を世界に訴えてきました。世界唯一の戦争被爆国である日本の一都市として、核兵器のない世界を求める意思を明確に示したものであり、この理念は今日においても極めて重い意味を持っています。

しかしながら、その宣言から40年以上が経過した現在も、世界には依然として多くの核兵器が存在し、人類の安全を脅かし続けています。とりわけ近年は、ロシアによる核威嚇、各国の核戦力強化、さらには核抑止への依存の強まりなど、国際情勢はむしろ緊張を増していると言わざるを得ません。

一方、我が国においては、現在の政府の下、防衛力強化や抑止力重視の議論が強まり、核共有の議論にまで言及されるなど、日本の安全保障政策が大きな転換点にあると言われていています。このような時代だからこそ、地方自治体が平和への明確な意思を示す意義は、これまで以上に大きいのではないのでしょうか。

本条例案は、核兵器を搭載していないことの証明がない外国艦艇について港湾施設の使用を認めないとするものであります。これは、非核三原則の精神を地方自治体として具体化する取組であり、一部から指摘のあるような国の外交や安全保障政策に介入するものではありません。あくまでも、市民の安全と平和を守るという地方自治の立場から、港湾行政の原則を定めるものであります。

本条例案は、これまで小樽市議会において幾度となく提案されながら、残念ながら採択には至ってきませんでした。しかし、世界情勢が大きく揺れ動く今こそ、小樽市が掲げてきた核兵器廃絶平和都市宣言の理念を具体的な行政の原則として前に進めるときではないのでしょうか。

小樽市は国際観光都市であり、世界に開かれた港町です。だからこそ、平和への意志を明確に示すことは、国際社会に対する小樽市民の責任でもあると考えます。

港町小樽が核兵器と無縁の平和な港であり続けることを願い、本条例案への賛成を申し上げ、討論いたします。（拍手）

**○議長（鈴木喜明）** 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、議案第34号について、採決いたします。

委員長報告は否決でありますので、原案について採決いたします。

可決と決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

**○議長（鈴木喜明）** 起立少数。

よって、議案は否決されました。

次に、陳情第1号、陳情第2号及び陳情第5号について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(鈴木喜明) 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 御異議なしと認め、さように決しました。

次に、経済常任委員長の報告を求めます。

(「議長、10番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 10番、横尾英司議員。

(10番 横尾英司議員登壇) (拍手)

○10番(横尾英司議員) 経済常任委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、別紙お手元に配付のとおりであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

まず、議案第16号及び議案第32号につきましては、採決の結果、賛成多数により、いずれも可決と決定いたしました。

次に、所管事務の調査につきましては継続審査と、全会一致により決定いたしました。

以上をもって、報告を終わります。(拍手)

○議長(鈴木喜明) これより、一括討論に入ります。

(「議長、6番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 6番、小貫元議員。

(6番 小貫 元議員登壇) (拍手)

○6番(小貫 元議員) 日本共産党を代表して、ただいまの委員長報告に反対し、議案第16号小樽市農業委員会委員の定数に関する条例の一部を改正する条例案、議案第32号工事請負変更契約については、否決を主張し、討論いたします。

初めに、議案第16号についてです。農業委員会の任務は、農地の権利移動や転用に係る許可等の審議、農地等の利用の最適化、遊休農地の発生防止などがあります。

小樽市内の農地面積は、平成16年に259ヘクタールから令和2年に185ヘクタールに、74ヘクタール減少しましたが、経営耕地は、平成12年に209ヘクタールから令和2年に53ヘクタールと、156ヘクタールと、農地の減少の倍の面積が減っています。これは経営耕作されていない農地が50ヘクタールから132ヘクタールに増えたこととなります。

そうなりますと、農業委員会の出番です。こうした経営されていない農地の権利移動、転用、利用の最適化などを行うことが農業委員会の役割だからであり、ますます農業委員会の役割は大きくなっていくことから、定数削減には反対いたします。

議案第32号については、多額の税金をかけ、港を観光地化することで、商業港である小樽港の港湾施設の老朽化対策が後回しになりました。こうした第3号ふ頭及び周辺再開発事業に関わる契約変更であり、反対です。

以上を申し上げ、討論といたします。(拍手)

○議長(鈴木喜明) 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、議案第16号及び議案第32号について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(鈴木喜明) 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、所管事務の調査について、採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 御異議なしと認め、さように決しました。

次に、厚生常任委員長の報告を求めます。

(「議長、18番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 18番、高橋龍議員。

(18番 高橋 龍議員登壇) (拍手)

○18番(高橋 龍議員) 厚生常任委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、別紙お手元に配付のとおりであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

まず、陳情第6号につきましては、採決の結果、可否同数となったことから、小樽市議会委員会条例第15条第1項の規定により、委員長において継続審査と裁決いたしました。

次に、議案第21号ないし議案第23号及び陳情第3号につきましては、採決の結果、賛成多数により、議案はいずれも可決と、陳情は継続審査と、それぞれ決定いたしました。

次に、その他の各案件につきましては、議案は可決と、陳情及び所管事務の調査は継続審査と、全会一致により、それぞれ決定いたしました。

以上をもって、報告を終わります。(拍手)

○議長(鈴木喜明) これより、一括討論に入ります。

(「議長、4番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 4番、酒井隆裕議員。

(4番 酒井隆裕議員登壇) (拍手)

○4番(酒井隆裕議員) 日本共産党を代表して、ただいまの委員長報告に反対し、議案第21号小樽市手数料条例の一部を改正する条例案、議案第22号小樽市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案、議案第23号小樽市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例案は否決を求め、陳情第3号朝里にまちづくりセンターの建設を求める陳情方について、陳情第6号加齢による難聴者の補聴器購入の小樽市としての助成方については、採択を求めて討論いたします。

議案第21号です。医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行うものです。検証的臨床試験によって、安全性・有効性を確認することは、薬事承認制度の根幹です。厳密なエビデンスが確認されないまま、新薬が承認され、流通すれば患者の利益に反するもので、認められません。

また、医療用医薬品から市販向けに転用されて間がない要指導医薬品は、薬局での対面販売が義務づけられていますが、改定法では、オンラインで服薬指導を受ければネット購入は可能。一般の市販薬についても条件を満たせば、薬剤師がいないコンビニでの販売も容認します。

若者を中心としたオーバードーズの問題が焦点になる中で、乱用の助長につながりかねません。日本共産党は、医薬品の承認制度の後退と医薬品販売の規制緩和に強く反対します。

議案第22号及び議案第23号です。日本共産党は、保育所などにおける職員配置基準や設備基準の緩和、特例適用は、保育の質の低下や事故のリスクを高めるとして反対しています。こども誰でも通園制度は子供の命と安全が守られる体制を図られるよう制度の在り方を見直す必要があります。国の責任で親がどれだけ働いているかなどで対象を絞る保育の必要性の要件を見直して、希望する全ての子供たちに質の確保がされた保育を保障できるようにするべきです。

陳情第3号です。陳情者が示すとおり、新光・朝里地区の人口は2万5,000人余りにもなり、朝里小学校や朝里中学校の規模は後志管内随一の規模となっています。しかし、公的施設がないため、子供だけでなく、住民諸団体も大変苦勞しています。当該地域にまちづくりセンターの建設はどうしても必要です。

陳情第6号です。加齢性難聴は認知症の危険因子の一つであり、その予防に取り組むことが重要です。加齢性の中度難聴者の補聴器購入には国からの補助がなされていません。市独自の助成が必要です。

以上を申し上げ、討論いたします。（拍手）

**○議長（鈴木喜明）** 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、陳情第6号について、採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

**○議長（鈴木喜明）** 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、陳情第3号について、採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

**○議長（鈴木喜明）** 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、議案第21号ないし議案第23号について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

**○議長（鈴木喜明）** 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（鈴木喜明）** 御異議なしと認め、さように決しました。

次に、建設常任委員長の報告を求めます。

（「議長、21番」と呼ぶ者あり）

**○議長（鈴木喜明）** 21番、前田清貴議員。

（21番 前田清貴議員登壇）（拍手）

**○21番（前田清貴議員）** 建設常任委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、別紙お手元に配付のとおりであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

まず、陳情第4号及び陳情第10号第2項目につきましては、採決の結果、賛成多数により、いずれも継続審査と決定いたしました。

次に、その他の各案件につきましては、議案はいずれも可決と、所管事務の調査は継続審査と、全会一致により、それぞれ決定いたしました。

以上をもって、報告を終わります。（拍手）

**○議長（鈴木喜明）** これより、一括討論に入ります。

（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

**○議長（鈴木喜明）** 5番、高野さくら議員。

（5番 高野さくら議員登壇）（拍手）

**○5番（高野さくら議員）** 日本共産党を代表して、ただいまの委員長報告に反対し、陳情第4号住みよい朝里地域にするための陳情方について、陳情第10号市道における除排雪（貸出ダンプ制度運用方法の見直し等）の陳情方についての採択を求め、討論を行います。

陳情第4号は、これまで述べてきたとおり、歩行者等の事故防止に何とかしてほしいと住民から要望が上がっています。安全対策について考える必要があります。

陳情第10号についても、貸出ダンプ制度の改善はされたとしても、これまで述べてきたとおり、降雪による交通障害が心配されています。今は雪押し場ができる場所がないなど課題はありますが、今後の状況を見ながら、何らかの対応について考える必要があると考えます。

以上、各会派の賛同をお願いして、討論といたします。（拍手）

**○議長（鈴木喜明）** 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、陳情第4号及び陳情第10号第2項目について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

**○議長（鈴木喜明）** 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（鈴木喜明）** 御異議なしと認め、さように決しました。

日程第2「意見書案第1号及び意見書案第2号」を一括議題といたします。

まず、意見書案第1号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

**○議長（鈴木喜明）** 4番、酒井隆裕議員。

（4番 酒井隆裕議員登壇）（拍手）

**○4番（酒井隆裕議員）** 提出者を代表して、意見書案第1号非核三原則の堅持を求める意見書案の説明を行います。

自由民主党は、自身のホームページ上で、非核三原則について、「政策上の方針として堅持し、唯一の戦争被爆国としての立場を踏まえ、戦後一貫して平和国家として歩み、憲法の基本原則の一つである平和主義の理念の下、わが国と国際社会の平和と安全のために最善を尽くしてきており、こうした立場

に変わりはありません。」と記しています。

しかし、高市早苗内閣総理大臣は、昨年11月11日の衆議院予算委員会で、来年中の前倒し改定を目指す安保三文書の中で、非核三原則を維持するかどうかの明言を避け、その見直しの検討に入る姿勢を示したことから、提案するものです。

各会派の賛同をお願いいたしまして、提案理由の説明といたします。（拍手）

**○議長（鈴木喜明）** 次に、意見書案第2号については、会議規則第32条第3項の規定により、提案理由の説明を省略することにいたしたいと思えます。

これに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（鈴木喜明）** 御異議なしと認め、さように決しました。

これより、一括討論に入ります。

（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

**○議長（鈴木喜明）** 7番、平戸理史議員。

（7番 平戸理史議員登壇）（拍手）

**○7番（平戸理史議員）** 会派みらいを代表して、意見書案第1号非核三原則の堅持を求める意見書案について、否決の立場から討論します。

持たず、作らず、持ち込ませずのいわゆる非核三原則については、昭和42年に佐藤栄作総理大臣が表明した以降、これまで政府は国是として堅持してきているものと承知しております。

核兵器のない平和な世界の実現を求め続けることは非常に重要な点だと感じますし、私も心からそのような世界の実現が望ましいと日々感じています。しかし、非核三原則が表明された当時と比べて、我が国を取り巻く安全保障環境は飛躍的に厳しさを増しています。

近隣諸国の脅威に対して、国民をこれからも守り抜くためには、現実にはしっかりと目を向けた議論が必要であり、そのため、政府にはあらゆる選択肢を排除せずに検討を進めていただく必要があります。よって、自由闊達な議論の幅を狭めかねない本意見書案には賛同できません。

以上のことから、意見書案第1号については否決の立場を表明いたします。（拍手）

（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

**○議長（鈴木喜明）** 3番、松井真美子議員。

（3番 松井真美子議員登壇）（拍手）

**○3番（松井真美子議員）** 日本共産党を代表いたしまして、ただいま提出されました意見書案第1号非核三原則の堅持を求める意見書案は、可決の立場で討論を行います。

非核三原則は、昭和42年に佐藤栄作首相が国会で表明し、その後、度重なる国会決議で国是として確立されていると確認されてきました。現行の国家安全保障戦略も、非核三原則を堅持するとの基本方針は今後も変わらないとしています。歴代首相もいかなる政府によっても守らなければならないと国会で答弁してきました。

高市首相は、安保三文書を来年中に改定する方針を示しており、令和7年11月11日の衆議院予算委員会で、三文書改定の際、非核三原則を堅持するかどうかを問われ、私から申し上げるような段階ではないと明言を避けました。

安保三文書が閣議決定された令和4年12月当時、高市首相は経済安全保障担当大臣でしたが、閣議決定前に核を持ち込ませずの原則が米国の拡大抑止の提供と矛盾し、究極的には邪魔になることを懸念し、国家安全保障戦略から削除するよう要請したもののかなわず、今も残念に思っていると自身の著書

で明かしています。

非核三原則の見直しは、周辺国に核戦力強化の口実にされかねず、国際社会に核軍縮・廃絶を訴えてきた日本への信頼も損なうことにもなります。

小樽市議会は、昭和57年6月28日核兵器廃絶平和都市宣言を全会一致で可決し、日本の非核三原則が完全実施されることを願い、全ての核保有国に対し、核兵器の廃絶と核軍縮を求め、核兵器廃絶の世論を喚起するため、核兵器廃絶平和都市となると決めました。この核兵器廃絶平和都市宣言を持つ小樽市から、政府に非核三原則が引き続き堅持されるよう求めるのは当然のことです。

以上を申し上げ、討論いたします。（拍手）

（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

**○議長（鈴木喜明）** 14番、佐藤奈緒美議員。

（14番 佐藤奈緒美議員登壇）（拍手）

**○14番（佐藤奈緒美議員）** 自由民主党を代表し、意見書案第1号非核三原則の堅持を求める意見書案について、否決を求めて討論いたします。

我が国において、国会や世論においては様々な議論があるにせよ、国是として非核三原則が堅持されるべきことは、我が党としてもその態度を表明しているところでございます。

本意見書案について見ると、その案文における非核三原則の見直しを検討することで、近隣諸国や国際社会に不信と緊張をもたらすという文言について、現在、我が党や政府でも非核三原則の見直しを検討するという事実はないところにあり、ないものを前提とした議論や意見書を提出することこそ、近隣諸国や国際社会に対し、不用意な緊張をもたらすものであると考えます。

地方議会からこのような意見を発出することは行うべきではないと考えるため、本意見書案について否決を求めます。

以上、各会派議員各位の御賛同をお願いし、討論いたします。（拍手）

（「議長、18番」と呼ぶ者あり）

**○議長（鈴木喜明）** 18番、高橋龍議員。

（18番 高橋 龍議員登壇）（拍手）

**○18番（高橋 龍議員）** 立憲・市民連合を代表し、意見書案第1号非核三原則の堅持を求める意見書案に賛成の立場で討論を行います。

本意見書案にあるとおり、非核三原則は昭和42年に表明され、昭和46年の国会決議を経て、半世紀以上にわたり我が国の国是として堅持されてきました。これは単なるスローガンではなく、世界唯一の戦争被爆国として、核兵器の使用をタブーとする国際的な規範形成に貢献し、近隣諸国や国際社会に対して、日本は軍事大国、核保有国にはならないという信頼の礎となってきたものです。

ここで、過去の国会議論について触れておきます。平成22年、当時の岡田克也外務大臣が、国民の命が危機に瀕するような緊急事態における非核三原則の運用について言及しました。その議論は、極限状態における法的整合性を突き詰めたものであり、非核三原則そのものを投げ出すことではありませんでしたが、当時の自民党は猛烈に批判しました。しかし、その後、政権が自民党に変わってからも政府見解として引用され、先般、小泉防衛大臣も考え方は同様であると公の場において語っていることも承知しております。

そうした経緯や発言をもって、意見書案に反対する方は、政府・与党として非核三原則の見直しを検討していないのだから、この意見書は不要であるといった主張されることと考えます。そして、先ほどそのような御主張が見られました。

ただ、果たしてそう言い切れるのでしょうか。なぜなら、高市内閣総理大臣をはじめとする内閣閣僚や政権幹部から、これまでの持ち込ませずという原則の撤廃や、ニュークリア・シェアリングつまり核共有の議論を否定しない、あるいは検討を排除しないかのような発言が相次いでいるからです。

国会において、あらゆる議論をすること自体は、否定されるべきではないという考えそのものは理解いたします。その上で、総理大臣が非核三原則の持ち込ませずの見直しを示唆することは、半世紀以上守られてきた国是を空洞化させ、先ほど述べた過去の運用の議論とは、一線を画す解釈の拡大につながることを我々は懸念しているのです。こうした強い不安を抱く声があることもまた、この場にいる議員の皆様であれば、お分かりのはずであります。

安保三文書改定に向けた動きなど、我が国の防衛政策は戦後最大の転換期を迎えています。防衛力の抜本的強化が叫ばれる中で、なし崩し的に非核三原則の解釈が変更されたり、例外が設けられたりすることは、被爆者や御家族の皆さんが血のにじむような思いで訴えてきた核兵器のない世界への歩みに逆行するものです。

核兵器使用のリスクが高まっている現在の国際情勢下において、我が国が果たすべき役割は、核抑止論に依存することではなく、核廃絶の理念達成に向けたリーダーシップを発揮することであると考えます。

また、否決の論拠として、そもそも政府は見直しを検討していないという点を挙げておいででしたが、むしろ国際情勢を鑑み、国是として厳守せよと求める本意見書案に反対することは道理が通りません。曖昧な発言が繰り返される今だからこそ、小樽市議会の総意として明確な意思を示すことが私たちの責任であります。

平和を希求する市民の声を、全会一致の意見書として国に届けることを強く願い、賛成の討論といたします。（拍手）

**○議長（鈴木喜明）** 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、意見書案第1号について、採決いたします。

可決と決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

**○議長（鈴木喜明）** 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、意見書案第2号について、採決いたします。

可決と決定することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（鈴木喜明）** 御異議なしと認め、さように決しました。

以上をもって、本定例会に付託されました案件は全て議了いたしました。

第1回定例会は、これをもって閉会いたします。

**閉会 午後 2時00分**

**会議録署名議員**

小樽市議会 議 長 鈴 木 喜 明

議 員 白 川 貴 城

議 員 松 井 真 美 子



○諸般の報告

○今定例会に報告された委員長報告

○今定例会に提出された意見書案

○令和8年小樽市議会第1回定例会議決結果表

○請願・陳情議決結果表



## ○諸般の報告

(1) 監査委員から、令和7年12月分の各会計例月出納検査について報告があった。(招集日配付分)

(2) 令和7年第4回定例会で採択された陳情の処理経過及び結果について、令和8年1月30日に市長から次のとおり報告があった。(招集日配付分)

陳情第10号「市道における除排雪（貸出ダンプ制度運用方法の見直し等）の陳情方について」の第1項目につきましては、「貸出ダンプ制度」の積込業者選定（マッチング）に行政が積極的に関わっていただきたい。

また、年度のより早い時期に制度の案内を発出することや、実際に当該地域の除排雪を引き受け可能な業者の情報提供を行うようにして、住民が制度利用を検討しやすくするなど、運用を見直していただきたい旨の願意であります。

本市としましては、貸出ダンプ制度の運用について、市民に対し制度の周知を開始する時期を例年より1か月早い10月上旬から周知することで、制度を利用したい団体と積込登録業者との調整期間を長く設けることにより、制度利用の促進を図ることや、制度を利用したい団体等への支援を行うため、積込登録業者が見つからない等の相談があった際に、市から全ての積込登録業者に対して作業可否の照会を行うよう、改善を図るよう運用方法を一部変更しております。

なお、陳情者に対しましては、令和7年9月25日に上記の内容について報告済みであり、貸出ダンプ制度の周知を早めたことや、作業可否について市が関わることで、一步前進したと考えている旨の回答をいただいております。

(3) 監査委員から、令和8年1月分の各会計例月出納検査について報告があった。(3月19日配付分)

以 上



## ○予算特別委員長報告（質疑・質問の概要）

## ・議案第1号について

防災士資格取得助成事業費は、防災士の資格取得自体が目的となるのではなく、自主防災組織に防災士を配置して地域の防災意識の向上や避難支援体制の充実を図るものであるため、地域の防災活動で役割を担っていくことが重要だと考えるが、今後、本事業で資格を取得した者に期待する活動は何か。

また、防災士や北海道地域防災マスターのように地域の防災力向上を目的とした人材を継続的に育成することは、行政だけでは支えきれない地域防災を補完する重要な取組と考えることから、本事業が地域の防災力向上につながるようしっかりと取り組んでほしいと思うがどうか。

防犯対策のため、本庁舎内出入り口8か所に防犯カメラを設置する予算が計上されているが、市民サービス向上の観点から、窓口の混雑状況、駐車場の利用状況や周辺の天候状況をリアルタイムで市民へ情報提供するといった行政サービスも検討してほしいと思うがどうか。

また、経済安全保障推進法において、国として情報通信機器の調達の実現性を確保することが重要と位置づけられており、サイバーセキュリティ対策の基準なども定めている。本市においても今後、防犯カメラに限らず、様々なデジタル通信機器を導入する際、自治体を狙ったサイバー攻撃が増えていることを踏まえ、特定国や懸念国からの機器調達などのサプライチェーンに係る明確な基準の整備に向けて議論してほしいと思うがどうか。

多文化共生広報広聴事業について、国の補助金額や補助メニューが少ないことから、多くの自治体で多文化共生施策が後回しになっている中、地域おこし協力隊を利用して行う当該事業は、非常に良いアイデアである。

市は、SNSを活用した外国語での市政情報発信などに取り組むとのことだが、将来的には、ホームページの多言語化、ふりがな機能の利便性向上など、市内に住む外国人に寄り沿った対応をしてほしいと思うがどうか。

また、現在、本事業について本市が感じている課題はあるか。

令和8年度予算では、ミッション型の地域おこし協力隊員3名を採用する事業が示されているが、他の自治体では、フリーミッション型の協力隊員が非常に人気が高いと聞き、特に本市のような知名度の高い自治体においては、より大きなアドバンテージが期待できることから、市には今後、フリーミッション型の導入に向けた検討を進めてほしいと思うがどうか。

また、協力隊員の活動は、任期が最大3年と短いことを踏まえると過度に期待しすぎないことが重要であり、新しい土地での生活や公務員としての業務に適応できず活動を途中で辞める隊員が出る可能性もあるが、市は自治体として、どのように協力隊員をサポートしていくつもりなのか。

企業人材確保育成支援事業は、産学官で連携し、人手不足が続く市内企業への人材確保及び人材育成を目的とした新規事業だが、これは小樽商科大学との包括連携協定の枠組みの中に位置づけられているものという。定着率や就業継続期間の成果指標の設定など、本事業の成果検証について、本市はどのように考えているのか。

また、市が、小樽商科大学と包括連携協定を締結してから約18年経過しているが、人口減少対策、市内就職促進ともに、包括連携協定を活用した取組が十分に進んでいないように感じる。今後は、本事業を契機とし、小樽商科大学との連携を強化・再構築していく考えはあるか。

コミュニティバス運行事業は、銭函桂岡線のバス路線廃止に伴い、初めて市が代替交通を用意するという非常に重要な事業であると考え。実際の運行まではまだ1年の時間があるため、持続可能な事業とするためにも、運行ダイヤやルートの設定において地域の意見を十分に反映させたり、バスロケーションシステムなどの活用で利便性を向上させたりすることを検討してほしいと思うがどうか。

また、近年の燃料費高騰や人件費上昇により運行経費が増加傾向である中、この事業を継続的に進めるためには、愛称やラッピングのデザインを住民とともに考案するなどの取組によって、住民の理解、地域の主体性や当事者意識の醸成が最重要であると思うが、市は住民とタッグを組んで事業を進めていくことについて、どのように考えているのか。

バス路線廃止の代替交通として新たに銭函地区でコミュニティバスが導入されるが、本市が運行するのと、民間バス事業者が運行し赤字分を市が負担するのとでは、どちらが市の財政負担が少ないと考えているのか。

また、現在予定している料金や利便性で、しっかりとした利用が見込まれるか、さらには、市内のタクシー事業者に影響がでないかなども考慮しながら、地域の方の期待に応えられる事業となるよう努めてほしいと思うがどうか。

銭函桂岡線の廃止に伴うコミュニティバスの運行については、今後、地域住民の意見を踏まえながら詳細を決定することだが、周辺の地域住民からは運行本数が少ないなど、非常に外出しづらい現状が訴えられていることから、住民の意見・要望を丁寧に聞いて運行に反映してほしいと思うがどうか。

また、移動手段の問題は、人口減少問題に欠かせない課題であり、特に、張碓町や星野町は子育て世帯が増えてきている地域でもあることから、公共交通を守ることは未来の投資と捉え、対策を進めてほしいと思うがどうか。

デジタル外部人材関係経費について、官民連携の視点から民間の力を借りることは重要であるが、業務を継続するためには外部人材に依存せず、職員自身が知識や技術を習得できることが重要であることから、将来的に職員だけで実行できる体制を整えるための計画や目標を市として設定しているのか。

また、ロボットによる定型業務の自動化などを通じて、業務時間の削減を図るためにAI・RPA関係経費が計上されているが、業務の効率化が図られることは、そこから生まれる予算の余剰分を再分配することが可能になるなど、住民福祉や市民サービスの向上につながることから、今後も積極的にDXの推進に努めてほしいと思うがどうか。

令和8年度予算編成について、財源不足分を財政調整基金の取崩しで補う厳しい状況の中、計画的に償還してきたことにより他会計等からの借入金令和8年度をもって終了することや、ふるさと納税関連基金からの繰入金を増加傾向に見込み、13億円としているなど期待できる要素もある。

今後は、市民の期待や市政課題に対応するためにも、市税など十分な財源確保を行い、将来的には財政調整基金を取り崩さなくても、行政サービスを低下させることのない予算編成を行えるよう、課題を明確にしながら取り組んでほしいと思うがどうか。

学校給食費について、本市では、来年度から国の給食費負担交付金を活用し、小学校の給食費負担を軽減する取組が進められている一方、中学校においては保護者負担が継続されている状況であり、公平性の観点から疑問を感じる。

中学校の給食費は小学校よりも高額であり、制服代や修学旅行費など、保護者の経済的負担が大きいことに鑑みれば、給食費の数か月分や一部負担など、負担軽減を中学校にも拡大するべきではないか。

また、国からの交付金が十分でない現状を踏まえると、市は、財政支援の強化を国や北海道に強く求めるべきであり、小学校の基準額を超える部分の保護者負担については徴収しない選択を検討してもらいたいと思うがどうか。

活力ある商店街づくり推進事業について、三つそれぞれの支援制度は一定の利用があるものの、市民が実際に商店街の賑わいを実感しているかが重要である。

賑わいを生むには、空き店舗を拠点やコミュニティーの場とし、人の流れを作ることが大切であることから、商業振興の観点だけではなく、子育て支援策の一環として図書館の出張所を設け、絵本や児童書を貸し出すなど、複数の行政課題を掛け合わせた取組を検討してほしいと思うがどうか。

市は、現在の事業展開に課題はないとの認識だが、イベントの支援も一過性の賑わいとどまっておき、商店街の持続に資する取組としては課題があると思うことから、駅周辺であることの利便性を生かし、新たな行政機能を設けることや、商店街全体を貸しスペースとして有効活用するなど、その場所に行く目的を持たせる仕組みづくりにつながる制度へ、支援の在り方を見直す時期にきているのではないのか。

市内商店街空き店舗情報について、市は現在、店舗の立地や稼働状況のみの把握を行っているというが、ひと旗プロジェクトなど、人を呼び込む様々な施策を行うにあたり、実際に出店希望者から問合せがあった際のスムーズな案内にもつながることから、店舗の面積や設備など詳細な情報もしっかり把握しておく必要があると思うがどうか。

また、市内経済活性化に向けて、例えば、農地法に基づく農業委員会の情報管理のように、空き店舗情報の登録状況等に変化がないか定期的に調査を行うといった条例の作成が必要と思うが、市はどのように考えているのか。

新年度予算において拡大されているオーバーツーリズム対策事業費について、今年度の取組により、観光客の船見坂等での迷惑行為や、市内バス路線で地域住民が乗車できないといった事案が改善されていることを踏まえると、市には引き続き、観光と市民生活の両立が図れるよう取り組んでほしいと思うがどうか。

令和版ロマネスクイルミネーション事業では、照明コンサル事業者に委託し、小樽らしい夜間景観の形成を目指すというが、こうした景観のイメージは、関係者や市民の間で完全に一致することは難しいと考える。

今後の類似事業に活用することもできるため、市民の意見をしっかり取り込み、色の温度や照度の基準設定、建造物用途ごとの演出方針、光のレイヤー設計などを体系化した指針を策定してもらいたいと思うがどうか。

宿泊税の充当事業について、令和版ロマネスクイルミネーション事業は、歴史的建造物のライトアップを灯でつないで面的に整備するものであり、新たに整備するエリアの検討等を目的としたワークショップを開催するというが、関係団体や市民が参加しやすいよう夜間に開催するとともに、事業内容を広く周知するために広報活動を工夫してほしいと思うがどうか。

また、地域DMO交付金について、観光庁のガイドライン改正により、DMOが司令塔としての役割を果たすことが求められているが、これまでの小樽観光協会への補助金額が毎年多額であったことや、物販の業績が安定しているとは言えないことから、安定的な運営資金の確保については、今後も注視していく必要があると思うがどうか。

宿泊税の活用について、宿泊事業者や宿泊者を対象として市が行った、宿泊税の望ましい活用方法に関するアンケートでは、「小樽らしい歴史的な町並みや景観の保全」などが上位に挙げられていたが、令和8年度の宿泊税充当事業では、これら事業への配分は約1,800万円と全体の1割程度に留まっている。観光客の求めに応じず、小樽の町並みの維持保全がなされなければ、観光客が本市を訪れる目的の大本が崩れることから、ニーズを踏まえた事業を実施すべきと思うがどうか。

一方、DMO交付金については、アンケート調査での要望が高くないにも関わらず、6,000万円と多額の宿泊税を充当している。これは、観光庁のガイドラインを踏まえ、DMOの安定財源を確保するため、宿泊税検討会議において最優先で充当すべきとの判断によるものというが、団体の運営費補助を多く含むものであり、市の運営費補助原則廃止の方針に照らしても、配分が大きすぎると思うことから、見直しを検討すべきではないのか。

地域DMO交付金について、昨年3月の観光地域づくり法人の登録制度に関するガイドライン改正により、観光地経営戦略の策定や指標の高度化が求められたことを踏まえ、今後、DMOは必要なデータを計測し、本市に適した取組を示していく必要があると考えるが、戦略データマーケティングでは、どのような調査を実施し、分析するデータを取得するのか。

また、令和9年度末までに観光地経営戦略を策定する予定としているが、DMOが中心となって効果検証と説明責任を果たしながら、データを土台とした観光まちづくりを進め、市民の安心と観光の質を両立させる取組を積み重ねることで、未来の小樽は持続可能な観光都市として大きく前進できると思うがどうか。

地域DMO交付金について、DMOには観光地全体の中長期的なビジョンと、それを実現するための具体的な戦略や実行計画、さらには効果検証の体制を含む観光地域戦略の策定など多くの業務が求められているが、現状の組織体制でその要求に対応できるのか疑問がある。DMOが一定の効果を国に示さなければ資格更新に影響を及ぼすことから、市としても組織体制の強化に関与していくことが必要ではないのか。

また、ガイドラインにもあるように、地方自治体の予算は単年度主義であり、安定的な財源調達は困難であることから、DMOには補助金に依存することなく自主財源の確保が求められている。そのためには、行政とDMOが連携して、他地域の事例を参考に観光資源の商品化やツアーパッケージの開発など、営業努力を通じた収益向上の取組を進めるべきと思うがどうか。

小樽観光協会が登録DMOに登録されたことにより、団体の性質が、これまでは会員のための組織であったものが地域のための組織に変わることになるが、会員がこのことを理解しなければ観光地域づくりの推進は難しいことから、さらなる会員への周知徹底が必要ではないのか。

また、地域DMO交付金として、公金投入に見合う成果を市民にどう感じてもらうのが課題であり、市は、観光による受益を広く地域に行き渡らせ、観光がもたらす恩恵を実感いただけるよう取り組むとのことだが、「伝える」よりも「伝わる」ことが大事であることから、市には、市民が観光の受益を実感できるような対策をしてほしいと思うがどうか。

おたる子ども会議について、予算規模が4万3,000円、開催は年1回という現状では、子供たちの声を広く聞く取組として十分とは言い難い。子供たちの市政参画や教育的意義の観点から、市には、募集人数の拡大や、複数回の開催など、積極的な取組を検討してほしいと思うがどうか。

また、現在、勤労青少年ホームで開催しているというが、子供たちが市政を身近に感じるための体感の場として、議場や委員会室の活用を検討してほしいと思うがどうか。

省エネ家電転換促進事業費について、節電効果の大きい省エネ家電の購入やLED照明へ切り替えた市民へ助成を行い、家庭におけるエネルギー費用の負担軽減と温室効果ガス排出量の削減を図るものであり、ゼロカーボンシティを進める本市にとって大変重要な取組と思うが、事業の周知方法については、どのように考えているのか。

対象となる家電は、省エネ基準達成率100%を満たすものであり、その確認は購入時の値札や経済産業省のサイトでできるとのことだが、一般の人には分かりにくいことも想定される。

省エネ家電への切替えが進むことは、CO<sub>2</sub>排出量の削減効果も大きくなることから、広く制度を利用してもらうためにも、申請の煩雑さを軽減し、市民が利用しやすい制度にしてほしいと思うがどうか。

外国人居住者への対応について、新年度予算には外国人介護人材確保支援事業費や多文化共生広報広聴事業費といった、市内に住み、働いている外国人を支援するための予算が計上されているが、近年、外国人居住者が増えてきていることから、市はしっかりと対応し、市民との共生社会を作ってほしいと思うがどうか。

介護人材の確保について、本市の介護現場では、約半分の事業所が人材不足を訴えていることから、都市部への人材流出を防ぐため、市内で働き続ける理由となる処遇改善、就職奨励金や家賃補助などの市独自の定着支援策が必要と思うが、市はどのように考えているのか。

また、限られた人数で質の高いケアを維持するため、現場の負担軽減に直結するデジタル機器の導入支援を行ったり、高齢化が進んでいるケアマネジャーを含めた介護事業者の事務負担軽減のため、行政手続の簡素化やオンライン化などのDXを進めたりすべきと考えるが、市として支援策や改善策はあるのか。

医療的ケア児の家族から寄せられた負担軽減のニーズを受け、令和8年度から新たに医療的ケア児レスパイト事業を実施することだが、札幌市との連携枠組の中で、家族の急病や冠婚葬祭などの緊急時に迅速な手続が行える体制になっているのか。また、看護師の確保に問題はないのか。

本事業については、今後もアンケート調査などを通じ、現場の声に丁寧に耳を傾けながら安全に進めてほしいと思うがどうか。

放課後児童クラブについて、民間委託となり、利用料の無償化や開設時間が拡大されたことで、利用しやすくなったことは評価するが、保護者が児童を車で迎えに行く時間の報告を児童クラブに電話連絡する際、話し中でなかなか電話が繋がらず、保護者が限られた駐車スペースに長時間駐車することとなり、迷惑となるケースがあるという。駐車スペースを拡充することは難しいため、せめて電話回線の増設を検討してほしいと思うがどうか。

また、悪天候で臨時休校となった場合は、児童クラブも臨時休会日となるが、児童クラブを利用している保護者の労働時間は様々であり、対応に苦慮することや、児童クラブ併設の児童センターのほうは開設している場合もあり、矛盾を感じることから、臨時休校日であっても、天候状況によっては開設の検討をしてほしいと思うがどうか。

本市は、保育士等就労定着支援事業費補助金や、小樽市保育士等人材バンクの設置を行い、保育士等の人材確保に注力しているが、まずは、市内潜在保育士の人数や離職理由の実態把握が必要だと考える。

本市ならではの地理的要因、処遇改善の必要性、事業規模などを把握するためにも、市には実態調査の実施を検討してもらいたいと思うがどうか。

5歳児健診について、本市は、言語の理解能力、社会的な発達の状況などを検査項目とし、年度中に5歳に到達する幼児全員を対象に集団健診を行うこととしているが、子育て中の親にとって、言葉が遅いなど気になることがあっても自ら連絡し、相談することはハードルが高いため、相談しやすい環境を作るという意味からも大変良い事業と評価する。

道内他都市でも例のない取組とのことだが、令和8年度の新規事業であるため、対象者への周知はどのように行う予定なのか。

また、早めの支援により、症状が改善し、不登校となる児童数が減少したという調査結果もあることから、今後も、発達障害の早期発見や早期療育へつながる取組を引き続き行ってほしいと思うがどうか。

住吉町地すべり対策事業については、対策対象範囲内の土地所有者との協議が整わず、対策工法の再検討が必要となったことで着工が遅れているというが、令和8年度以降のスケジュールはどのようになっているか。

また、緊急自然災害防止対策事業債が令和12年度まで延長されたことで財源の見通しは立っているとのことであり、土地所有者など相手のあることではあるが、地域の安全のためにも早期完工を目指し、取り組んでもらいたいと思うがどうか。

近年の大雪による状況や燃料費高騰により、降雪が多い道内自治体では除排雪経費が財政を圧迫し、対応に苦慮していると聞く。本市においては、市長が国へ財政支援を要請したというが、他の自治体と協力しながら、国だけではなく北海道に対しても財政支援を求めてほしいと思うがどうか。

また、市民による道路への雪出しにより、安全な通行の妨げや交通事故の原因になる恐れがあり、市民からの通報もあるという。市には、市民が雪出しの危険性を認知していなかったり、毎年同じ場所に雪出しをする箇所もあったりするため、市民への注意喚起を幅広く行い、道路への雪出しを抑制し、事故防止に努めてもらいたいと思うがどうか。

市道整備事業費について、市は、道路の損傷が目立っているため、必要な道路補修について庁内で議論し、予算確保に向けて検討するといったことが、資材や人件費の高騰が続いている中で、今回の新年度予算は、十分に道路補修できるものとなっているのか。

また、緊急自然災害防止対策事業債を活用すると、国の財政措置を受けて道路の整備ができることから、今後も本事業債を使いながら、道路の穴を補修した際に生じる路面の継ぎ目の段差などで歩行者や自転車が転倒したり、車がハンドルを取られて事故につながったりすることのないよう対策をしてほしいと思うがどうか。

本市のロードヒーティング長寿命化計画では、更新に当たっての熱源方式は、メンテナンスが容易であることなどから電気方式を基本としているが、他の地域では、地中熱を利用したヒートポンプ方式を採用している例もある。

これは従来の方式に比べ、消費電力の3倍から4倍の熱エネルギーを生み出すといわれていることから、本市においても導入を検討してほしいと思うがどうか。

また、燃料コストの削減には、効率的な運転が重要であるが、本市では天候等の状況を見て、手で遠隔操作をしているのが現状であり、きめ細かな制御ができていたとは言い難い。

道内では、デジタル技術、IoT技術を活用した遠隔監視、省エネ運転サービスが複数の企業から提供されていることから、これについても研究をしてみてもどうか。

道路・除雪通報サービスについて、市内全域の道路状況を職員が把握することには限界があることから、市では、公式LINEを活用した通報サービスを導入しているが、通報から回答までの操作が煩雑との声がある。

一方、札幌市では、住民が簡単な操作で道路破損箇所の通報やボランティア活動の報告など、広範囲な投稿ができ、全国的に使用が広がっている「マイシティレポート」というシステムの実証実験を行っていると聞く。

今後、市は、公式LINEを見直すこととしていることから、他都市の取組も併せて検討し、通報サービスを市民の苦情窓口で終わらせるのではなく、市民と協働で地域課題を解決する場に発展できる形とするよう検討してほしいと思うがどうか。

運河散策路維持管理経費は、冬期の浅草橋街園及び中央橋街園における路面凍結等による転倒を防ぐため、人力で除雪作業を行うものであり、令和8年度からは、新たに宿泊税を活用して観光客に踏み固められてできた雪の段差を解消していくとのことだが、路面凍結や圧雪になった場合の具体的な作業基準はあるのか。

また、冬期の転倒防止対策は、観光客の安全性を高め、観光を楽しんでもらうための大事な取組であることから、市には、宿泊税の活用により体制を強化して、今後もしっかりと安全対策に取り組んでほしいと思うがどうか。

新小樽（仮称）駅周辺駐車場等整備関係事業費は、駐車場や駅附帯施設等の整備を行うものだが、北海道新幹線開業への熱量が新駅周辺の開発及び停車本数の増加・確保につながると思うことから、開業時期の延期によって市民の期待感が薄れることがないようにインターネットだけでなく、新駅周辺でも情報が確認できるようパース図を設置してほしいと思うがどうか。

また、新幹線開業は、本市の経済にも効果が及ぶものであり、停車本数によってその効果は増減することから、市には、間延びすることなく、東北新幹線の八戸・新青森間の本数を目指すくらいの熱意を持って取り組んでほしいと思うがどうか。

・議案第2号について

ガントリークレーンについて、本市では、平成15年の供用開始以来、小樽港におけるコンテナ貨物の積卸し作業を担ってきたが、近年、突発的な故障やそれに伴う賠償等の事例が発生しており、早急に更新の検討が必要であるという。

コンテナターミナルの中核設備として、ガントリークレーンは効率的な荷役作業を支える重要な役割を果たしていることから、市には、適切な更新時期を見定めつつ機種や設置場所の選定を行い、2基体制の導入や、AIやIoT技術を活用した自動化の可能性も視野に入れながら検討をしてほしいと思うがどうか。

・議案第4号及び議案第25号について

議案第4号小樽市国民健康保険事業特別会計予算において、市は、保険料率賦課割合の見直しを行い、北海道が示す標準保険料率に毎年近づけていっているが、あくまでも保険料率の決定権は市にあることから、全道統一基準への移行をやめるべきと思うがどうか。

また、議案第25号小樽市国民健康保険条例の一部を改正する条例案は、子ども・子育て支援納付金を保険料に上乗せして新たに徴収するものだが、子育て世代の支援は重要であるものの、その財源を医療サービスの削減から生み出したり、国民健康保険などの保険料に上乗せして徴収するようなやり方は行うべきではなく、政府が責任を持って、子育て支援の財源を確保すべきではないのか。

・議案第7号について

病院事業会計について、一般会計からの繰出しに加え、令和8年度の診療報酬は3.09%の引上げとなるが、これでは物価や人件費の上昇分をカバーするには不十分であるという。

経営を圧迫している一因には、現在の消費税制度から生まれる控除対象外消費税の額が、約5億円にも上っていることがあることから、国に対し、医療機関が支払った消費税を全額控除することができ、患者に消費税負担を求めない「ゼロ税率」の実施を強く求めるべきと思うがどうか。

また、病院事業では、資金不足の資金手当に必要な経営改善推進事業債を借り入れるため、経営改善実行計画を策定しており、その改善策の一つとして医師の増員を掲げているが、新たな医師の確保は市内の他の医療機関からの異動となることもあるため、他の運営を圧迫することがないよう、地域医療全体を見ながら連携して取り組んでいくことが必要と思うがどうか。

・議案第17号について

議案第17号小樽市行政手続条例の一部を改正する条例案は、行政手続法の一部改正に伴い、所在不明者に対する不利益処分等の聴聞等の通知に係る公示の方法を、現行の掲示場への掲示に加え、インターネットでの掲示も行うように変更するものである。

この公示には氏名などが記載されるため、インターネットで掲載すると、誰もが閲覧可能となり、一度拡散されてしまうと、その情報を完全に削除することが困難となるが、個人情報安易に拡散されてしまうリスクについて、市はどう考えているのか。

・議案第31号について

議案第31号工事請負契約は、旧保健所及び旧総合福祉センターの解体工事の請負契約を締結するものであり、市は、指名競争入札を採用したことについて、共同企業体取扱要綱や庁内議論に基づき、設計金額が高額であることや安定的施工の確保、地元企業の振興等を理由としているが、地方自治法に規定する「一般競争入札に適しない」という判断については不明瞭な部分もあると感じることから、契約の透明性を確保することも大事だと思うがどうか。

また、公共施設や民間建物の除却に関しては、解体する理由により、国の補助金を利用できるか都度検討しているとのことだが、市は、今後も有利な財源を活用し、財政負担軽減を図りながら空き家の除却に努めてほしいと思うがどうか。

・その他の質問

災害対応型自動販売機は、災害時に市からの情報を優先して提供するシステムを備えているものの、これまで市から情報発信した実績がない状況である。近年では、Wi-Fi機能や防災ラジオを搭載した自動販売機もあり、市民が情報取得する手段としての可能性が広がっていることから、これらの活用を検討してほしいと思うがどうか。

また、バスの運行状況を、リアルタイムで確認する手段としては、バスロケーションシステムがあるが、他の自治体では、バス停にデジタルサイネージ等を導入し、時刻表や災害情報を表示する「バス停DX」を進め、情報周知の効率化や待合の不便さを解消している事例もあることから、市として、事業者との協議や実証実験などについて研究を進めてほしいと思うがどうか。

感震ブレーカーの設置促進について、設置メリットの高い世帯を対象とした補助制度の創設は、費用対効果の高い施策になると考えるが、対象者を限定した場合の補助制度の政策判断には概算事業費を把握することが不可欠である。今後、必要額について試算を行う予定はあるのか。

また、出火を防ぐことが最も効果的な延焼防止策であり、本市の地域特性を踏まえればその意義は小さくないことから、市には、小樽市強靱化計画に感震ブレーカーの普及啓発に努めることを位置づけた以上、理念として掲げるだけでなく、設置促進に向けての実態把握や制度設計の研究など、具体的な検討を行ってほしいと思うがどうか。

屋根からの落雪によって道路が通行止めとなった場合、法的には家屋所有者の責任において対処すべきであるものの、緊急性がある場合には市が除雪を行うこともあり、その場合の費用については市が負担しているという。

しかし、責任の所在が明確である場合には家屋所有者に費用を請求すべきであり、今後空き家の増加に伴い、屋根の雪下ろしがされない建物が増える懸念があることに鑑みれば、市には、家屋所有者に対し、道路の通行を妨げた場合には費用が発生する可能性があることを周知した上で、屋根の雪を適切に処理するよう促すなど、屋根からの落雪を未然に防ぐ対策を行ってほしいと思うがどうか。

## ○総務常任委員長報告（質疑・質問の概要）

## ・議案第28号について

議案第28号小樽市消防団条例の一部を改正する条例案は、消防団員の定員について、基本団員を50人減らし、機能別団員をその分増やすものである。

機能別団員制度は、消防団員の減少が全国的に進んでいることを受け、全ての消防団活動は行わず、災害時などの特定の活動のみ行うよう国が制度設計した制度であり、消防力の向上につながるほか、機能別団員から基本団員への区分変更がなされれば組織力のさらなる強化が期待できる。

消防団員不足が深刻になる中、本制度があまり知られていないと思うため、市は、積極的に周知活動や、加入促進の取組を行ってほしいと思うがどうか。

## ・議案第30号について

議案第30号小樽市火災予防条例の一部を改正する条例案について、改正内容の一つとして、市が住宅防火対策として普及促進する物品に、感震ブレーカーや住宅用火災警報器のような住宅用防災機器が加わったという。

東日本大震災から15年を迎えた今年、災害時の犠牲者を減らすための自助防災の重要性が改めて強調されており、耐震化や家具の固定、感震ブレーカーの設置といった、個人の行動変容が重要であることから、市には引き続き、感震ブレーカーや住宅用火災警報器の周知・設置促進を強化してほしいと思うがどうか。

## ・その他の質問

臨時休校等による学校給食のフードロス対策として、他の自治体では、余った食材をフードバンク等に譲渡したり、一般販売したりする取組をしている。市は、食中毒などの事故防止のため、適切な品質管理や輸送方法が求められることや、保護者が負担している給食費から食材を購入しているなどの課題があるため、譲渡や販売は難しいというが、実際の給食を市民に感じてもらえるよい機会にもなる素晴らしい取組であることから、実現してほしいと思うがどうか。

また、2月19日の大雪の際、市内全小・中学校の臨時休校の判断が当日であったことが、フードロスの増加や、給食センターで勤務する職員等の負担につながったことから、より一層早い判断が必要であったと思うがどうか。

小樽市総合博物館運河館では、1970年代の写真と現在の同一箇所の写真を比較し、市民から写真にまつわる思い出を集める展示を開催しており、集まった思い出はウェブサイトで公開し、来館していない方も参加できる多角的な参加型展示を行っているが、展示とインターネットを連動させる方法は、今後、観光客の来館者増だけでなく、市民への働きかけにも有効であると思うがどうか。

また、広報広聴課では、保管している写真を順次データ化しており、市民や市内外の事業者により本市のイメージアップのため、写真を活用してもらえるよう要綱を定めたというが、これらの写真は昭和期の市民生活を映した貴重な資料であることから、博物館とも連携し、有効な活用方法を検討してほしいと思うがどうか。

## ○経済常任委員長報告（質疑・質問の概要）

## ・議案第16号について

議案第16号小樽市農業委員会委員の定数に関する条例の一部を改正する条例案に関連して、本市において農地面積よりも経営耕地面積のほうが大きく減少しているが、遊休農地はゼロであるというのは、自給自足の自給的耕作地が増えているからだという。

経営のために活用していない農地が増えているということは、農地の権利移動や農地利用の最適化という農業委員会としての任務が今後増えていくと考えられることから、農業委員会委員の定数を削減することには疑問を抱くのだが、市はどのように考えているのか。

## ・その他の質問

企業誘致について、市は、札幌圏に拠点がある企業を対象に、新規立地の意向などを調査する「設備投資動向調査」を行い、本市に関心がある企業に対し、パンフレットの送付や企業訪問などのアプローチを行っているとのことだが、接点を持ち続けることが、何かを生むきっかけになることから、つながりを継続してほしいと思うがどうか。

また、函館市では、産官学の連携を行う中で、直近3年間で35社に上る企業の進出実績があったとのことだが、進出に至る決断は、企業との結びつきが大切であり、深い関係性を築けなければ、結果に結びつかないと思うことから、今後も関係構築につながる取組を続けてほしいがどうか。

ネーミングライツについて、小樽港観光船ターミナルに対する応募がなかったことを受け、当初周知を行った企業へアンケート調査を実施したところ、工事前のため利用実績がなく、宣伝効果が見込めなかったなどの意見があったという。結果として、希望額の設定が高かったことや、周知不足も要因として考えられるが、これは、新たな財源確保の方策として有効な手段であり、市民サービスの継続的な実施や質の向上にもつながることから、最適なタイミングを判断し、再募集することが必要ではないのか。

また、観光船ターミナルの再募集までに時間がかかるのであれば、運河公園、築港臨海公園、かつない臨海公園など、利用実績が明確で、管理状態に課題がある他の施設について、金銭ではなく、役務の提供という方法も含め、ネーミングライツの実施を検討してほしいと思うがどうか。

祝津パノラマ展望台絶景観光イベントは、小樽市オーバーツーリズム対策連絡協議会の構成員である国土交通省北海道運輸局が主導し、同協議会が課題とするオーバーツーリズム対策の一環として実施され、冬季間における展望台周辺の凍結路面による旅行者の転倒や車両のスリップ事故を防ぐための送迎を行ったり、かまくらの設置や暖かいドリンクなどの特別な体験を提供したりと、安全と魅力向上を両立させる実証事業であったという。本市では来年度から宿泊税を活用し、オーバーツーリズム対策を進める方針であるが、今回の実証事業を通じて得られた成果や課題は、どのようなものであったのか。

また、新たな体験型観光施策について、現状どのように考えているのか。

市内有料駐車場の料金は、それぞれの事業者が需要に合わせて決定しており、金額の上限が設けられていないため、特に中心部の観光エリアでは、非常に高い料金を取る駐車場が存在するという。

本市を訪れる観光客は、公共交通機関のほかにレンタカーを利用する方も多く、不公平感や不満につながりうる状況であり、観光振興やおもてなしに力をいれている本市としても望ましくないことから、まずは観光エリアの各駐車場の料金設定について調査を行ってほしいと思うがどうか。

また、条例により、料金のわかりやすい表示や上限のルールを設けたり、利用料金に合わせた課税を行ったりすることも可能と思うが、他都市の事例などの情報収集と併せて、検討してほしいと思うがどうか。

## ○厚生常任委員長報告（質疑・質問の概要）

## ・議案第21号について

議案第21号小樽市手数料条例の一部を改正する条例案は、医療品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行うものである。

この法改正により、条件付き承認制度が見直され、臨床的根拠が不十分なまま新薬が承認・流通することになれば結果的に利用者にとって不利益なものとなること、また、要指導医薬品は服薬指導を受ければオンラインで、一般用医療品は条件を満たせばコンビニで、それぞれ購入可能となるが、近年の若者を中心としたオーバードーズが問題となっている中、薬物の乱用を助長するものであることから、医療品の承認制度の後退及び医療品の販売の規制緩和は、決して認められるものではないと思うがどうか。

## ・その他の質問

（仮称）小樽市自然環境等と再生可能エネルギー発電等事業との調和に関する条例について、カーボンニュートラルの実現に向けた再生可能エネルギーの導入は必要であるが、地域の安全や安心を確保しつつ、本市が誇る風光明媚な景観と調和した形で進められるべきであると考えている。

本条例は、対象を発電出力10キロワット以上の施設としているが、全国では、10キロワット未満の発電施設を近接地に複数設置することで、条例の規制を回避しようとする事例が報告されている。

設置場所によっては、複数設置することで、豪雨時の土砂流出や景観への悪影響も懸念されることから、本市ではこのような分割設置への対抗措置をどのように考えているのか。

地球温暖化対策における市民向けの情報発信について、市民に自分の行動がどれだけ効果を生むのかを理解してもらい、地球温暖化対策を自分事と捉え、脱炭素化に取り組んでもらえるような情報発信が必要だと思うが、現在どのように情報を発信しているのか。

また、市は、これまでも地球温暖化対策につながる市民や事業者向けの取組を行っているが、市民の行動変容を促すため、CO<sub>2</sub>の削減量の簡易表示やチェックリストの導入など、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、加速して取り組んでほしいと思うがどうか。

HPVワクチンについて、2026年4月1日以降、2価、4価ワクチンが定期接種から除外されるというが、その理由と影響を、市はどのように考えているのか。

また、2価、4価ワクチンで1回目または2回目までの接種をした方が9価ワクチンへ変更することは可能なのか。

現在、ほとんどの方が9価ワクチンを接種していることから、混乱は少ないと思うが、9価のみとなることについて丁寧な周知を行うとともに、定期接種でのHPVワクチンの有用性なども伝わりやすい方法でしっかりと周知してほしいと思うがどうか。

## ○建設常任委員長報告（質疑・質問の概要）

## ・議案第27号について

議案第27号小樽市建築物における駐車施設の附置に関する条例の一部を改正する条例案は、駐車場法施行令の一部改正に伴い、共同住宅の駐車施設附置義務について現行制度を維持するとともに、駐車区画の幅員の基準の見直し及び敷地外への駐車施設の附置を認める基準を緩和するものであるが、本市では、共同住宅を特定用途に追加しなかった理由は何か。

また、敷地外への駐車施設の附置を認める基準の緩和は、要望に基づくものなのか、それとも、市が土地の有効活用を図るために行うものなのか。

議案第27号について、市が特定用途に共同住宅を含めない判断として、共同住宅付近で渋滞や路上駐車による交通障害が起きていないことから、荷さばき駐車施設の附置義務の規定を設けないという認識は理解できる。一方で、全国的に宅配需要は増加傾向にあり、将来的に交通障害の影響を受けないとは言い切れないと思うが、市は、どのような考えがあった上で、共同住宅において現行制度を維持するという判断をしたのか。

また、駐車施設の規模を改正する第7条第1項のみ令和8年10月1日施行と、他の改正と比べ半年遅れての施行になっているが、施行日を分けたのはどのような理由で、その半年間の間に着工が見込まれる案件への影響は把握しているのか。

## ・その他の質問

臨時市道整備事業について、令和8年度にインターロッキング舗装改良を試験施工として実施することのことだが、型紙工法を選定した理由は何か。

また、限りある予算の中で、どの程度の路線改良工事を考えているのか。

さらには、型紙工法を行った経験のある事業者が市内にいない可能性が高いことを踏まえ、入札方式や事業者選定はどのように行うのか。

少子高齢化や人口減少が進む中、持続可能な除排雪の実現には、制度の見直しや技術の継承、人材確保等、今以上にスピード感を持って取り組むことが重要であり、特に市民や企業との協働が最も重要であると考えます。

今後の雪対策を考える上で、行政だけの取組には限界があるが、敷地内処理や地域内処理の仕組みづくりを進め、市民の力を借りることで、作業の効率化や費用の圧縮が期待できることから、融雪溝の導入や融雪槽の設置に対する助成など、地域の取組を後押しできる政策を検討してほしいと思うがどうか。

また、除雪費に対する市民理解を深めるため、全体に占めるロードヒーティングの割合など市の負担を「見える化」する広報が必要ではないのか。

令和8年3月2日付けで、サンモール一番街のアーケード区間が歩行者利便増進道路「ほこみち」に指定され、歩行者が安心・快適に通行・滞留できる空間の構築が可能となったが、市は、当該区間を占有者が利用することにより、どのような波及効果を見込んでいるのか。

また、サンモール一番街商店街振興組合からの要望を受け、国土交通省への相談や、道警本部、小樽警察署との協議を重ねた結果、約2年3か月を経て指定されることになったとのことだが、一般的な占有者の日常管理など、指定後の市と関係機関との連携については、どのように構築しているのか。

令和 8 年

第 1 回定例会

意見書案第 1 号

小樽市議会

非核三原則の堅持を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	白川貴城
	同	酒井隆裕
	同	佐々木 秩

1967年に佐藤栄作首相が国会で「持たず、作らず、持ち込ませず」の非核三原則を表明し、1971年には衆議院で非核三原則を堅持する国会決議が採択され、その後も度重なる国会決議によって、非核三原則は、「国是」として半世紀以上にわたり堅持されてきています。

そうした下で、「安保三文書」の改定に向けた議論の開始とともに、非核三原則の見直しを検討することは、被爆者の皆さんが自らの体験、証言を通して核兵器の使用をタブーとする世界的な規範の成立に貢献してきたことや、近隣諸国や国際社会に不信と緊張をもたらすことから、許されません。

核兵器が使用されないためには、憲法の平和理念とともに非核三原則を堅持し、我が国が核廃絶の主導者として、核兵器のない世界の実現のために一層の取組を行っていくことが不可欠です。

よって、国及び政府においては、非核三原則を国是として厳守することを強く求めます。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出します。

令和 8 年 3 月 19 日  
小樽市議会

議決年月日	令和 8 年 3 月 19 日	議決結果	可 決	賛 成 多 数
-------	-----------------	------	-----	---------

## イラン情勢の平和的解決へ向け、外交努力を尽くすよう求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	白川 貴城
	同	高野 さくら
	同	中鉢 淳二
	同	小池 二郎
	同	佐々木 秩

米国とイスラエルは 2 月 28 日、イランに対する大規模な攻撃に乗り出しました。国際的な懸念が高まっていたイランの核・ミサイル開発の断念等を狙ったイラン全土に及ぶ攻撃は、同国の最高指導者であるハメネイ師の命を奪う結果となりました。

一方、イランは、攻撃してきたイスラエルに加え、攻撃に関与していないサウジアラビアやカタール、バーレーンなどの近隣の中東諸国にある米軍基地を標的にして、ミサイルを発射するなどの反撃を行っています。

民間人が犠牲になっていることも看過できず、米国とイスラエル、そしてイランは直ちに攻撃をやめ、外交による紛争の平和的解決の道に戻るよう強く求めます。

よって、政府においては、邦人の保護を最優先に対応することはもちろん、「力による現状変更は許さない」という政府のこれまでの立場を一貫するとともに、各国の冷静な対応と早期終結のための外交努力を尽くすよう強く求めます。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出します。

令和 8 年 3 月 19 日

小樽市議会

議決年月日	令和 8 年 3 月 19 日	議決結果	可 決	全 会 一 致
-------	-----------------	------	-----	---------

# 令和8年小樽市議会第1回定例会議決結果表

○会期 令和8年2月24日～令和8年3月19日

議案 番号	件名	提出 年月日	提出 者	委 員 会				本 会 議	
				付託 年月日	付託 委員会	議決 年月日	議決 結果	議決 年月日	議決 結果
1	令和8年度小樽市一般会計予算	R8.2.24	市長	R8.3.4	予算	R8.3.12	可決	R8.3.19	可決
第1号 修正案	令和8年度小樽市一般会計予算に対する修正案	R8.3.19	議員	—	(予算)	(R8.3.12)	(否決)	R8.3.19	否決
2	令和8年度小樽市港湾整備事業特別会計予算	R8.2.24	市長	R8.3.4	予算	R8.3.12	可決	R8.3.19	可決
3	令和8年度小樽市水産物卸売市場事業特別会計予算	R8.2.24	市長	R8.3.4	予算	R8.3.12	可決	R8.3.19	可決
4	令和8年度小樽市国民健康保険事業特別会計予算	R8.2.24	市長	R8.3.4	予算	R8.3.12	可決	R8.3.19	可決
5	令和8年度小樽市介護保険事業特別会計予算	R8.2.24	市長	R8.3.4	予算	R8.3.12	可決	R8.3.19	可決
6	令和8年度小樽市後期高齢者医療事業特別会計予算	R8.2.24	市長	R8.3.4	予算	R8.3.12	可決	R8.3.19	可決
7	令和8年度小樽市病院事業会計予算	R8.2.24	市長	R8.3.4	予算	R8.3.12	可決	R8.3.19	可決
8	令和8年度小樽市水道事業会計予算	R8.2.24	市長	R8.3.4	予算	R8.3.12	可決	R8.3.19	可決
9	令和8年度小樽市下水道事業会計予算	R8.2.24	市長	R8.3.4	予算	R8.3.12	可決	R8.3.19	可決
10	令和8年度小樽市産業廃棄物等処分事業会計予算	R8.2.24	市長	R8.3.4	予算	R8.3.12	可決	R8.3.19	可決
11	令和8年度小樽市簡易水道事業会計予算	R8.2.24	市長	R8.3.4	予算	R8.3.12	可決	R8.3.19	可決
12	令和7年度小樽市一般会計補正予算	R8.2.24	市長	R8.3.4	予算	R8.3.12	可決	R8.3.19	可決
13	令和7年度小樽市国民健康保険事業特別会計補正予算	R8.2.24	市長	R8.3.4	予算	R8.3.12	可決	R8.3.19	可決
14	令和7年度小樽市介護保険事業特別会計補正予算	R8.2.24	市長	R8.3.4	予算	R8.3.12	可決	R8.3.19	可決
15	令和7年度小樽市後期高齢者医療事業特別会計補正予算	R8.2.24	市長	R8.3.4	予算	R8.3.12	可決	R8.3.19	可決
16	小樽市農業委員会委員の定数に関する条例の一部を改正する条例案	R8.2.24	市長	R8.3.4	経済	R8.3.13	可決	R8.3.19	可決
17	小樽市行政手続条例の一部を改正する条例案	R8.2.24	市長	R8.3.4	予算	R8.3.12	可決	R8.3.19	可決
18	小樽市職員給与条例等の一部を改正する条例案	R8.2.24	市長	R8.3.4	予算	R8.3.12	可決	R8.3.19	可決
19	小樽市資金基金条例の一部を改正する条例案	R8.2.24	市長	R8.3.4	予算	R8.3.12	可決	R8.3.19	可決
20	小樽市営住宅整備基金条例を廃止する条例案	R8.2.24	市長	R8.3.4	予算	R8.3.12	可決	R8.3.19	可決
21	小樽市手数料条例の一部を改正する条例案	R8.2.24	市長	R8.3.4	厚生	R8.3.16	可決	R8.3.19	可決
22	小樽市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案	R8.2.24	市長	R8.3.4	厚生	R8.3.16	可決	R8.3.19	可決
23	小樽市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例案	R8.2.24	市長	R8.3.4	厚生	R8.3.16	可決	R8.3.19	可決
24	小樽市医療法施行条例の一部を改正する条例案	R8.2.24	市長	R8.3.4	厚生	R8.3.16	可決	R8.3.19	可決
25	小樽市国民健康保険条例の一部を改正する条例案	R8.2.24	市長	R8.3.4	予算	R8.3.12	可決	R8.3.19	可決
26	小樽の歴史と自然を生かしたまちづくり景観条例の一部を改正する条例案	R8.2.24	市長	R8.3.4	建設	R8.3.16	可決	R8.3.19	可決
27	小樽市建築物における駐車施設の附置に関する条例の一部を改正する条例案	R8.2.24	市長	R8.3.4	建設	R8.3.16	可決	R8.3.19	可決
28	小樽市消防団条例の一部を改正する条例案	R8.2.24	市長	R8.3.4	総務	R8.3.13	可決	R8.3.19	可決
29	小樽市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案	R8.2.24	市長	R8.3.4	総務	R8.3.13	可決	R8.3.19	可決
30	小樽市火災予防条例の一部を改正する条例案	R8.2.24	市長	R8.3.4	総務	R8.3.13	可決	R8.3.19	可決
31	工事請負契約について〔旧保健所・旧総合福祉センター解体工事〕	R8.2.24	市長	R8.3.4	予算	R8.3.12	可決	R8.3.19	可決
32	工事請負変更契約について〔第3号ふ頭基部緑地整備その2工事〕	R8.2.24	市長	R8.3.4	経済	R8.3.13	可決	R8.3.19	可決
33	小樽市過疎地域持続的発展市町村計画について	R8.2.24	市長	R8.3.4	総務	R8.3.13	可決	R8.3.19	可決
34	小樽市非核港湾条例案	R8.2.24	議員	R8.3.4	総務	R8.3.13	否決	R8.3.19	否決

議案 番号	件 名	提 出 日 年 月 日	提 出 者	委 員 会				本 会 議	
				付 託 年 月 日	付 託 委 員 会	議 決 年 月 日	議 決 結 果	議 決 年 月 日	議 決 結 果
報告1	専決処分報告〔令和7年度小樽市一般会計補正予算（除排雪関係経費）〕	R8.2.24	市長	R8.3.4	予 算	R8.3.12	承 認	R8.3.19	承 認
意見書案 第1号	非核三原則の堅持を求める意見書 (案)	R8.3.19	議員	—	—	—	—	R8.3.19	可 決
意見書案 第2号	イラン情勢の平和的解決へ向け、外交努力を尽くすよう求める意見書 (案)	R8.3.19	議員	—	—	—	—	R8.3.19	可 決
その他会議に 付した事件	行財政運営及び教育に関する調査について（総務常任委員会所管事務）	—	—	—	(総務)	R8.3.13	継 続 審 査	R8.3.19	継 続 審 査
	市内経済の活性化に関する調査について（経済常任委員会所管事務）	—	—	—	(経済)	R8.3.13	継 続 審 査	R8.3.19	継 続 審 査
	市民福祉に関する調査について（厚生常任委員会所管事務）	—	—	—	(厚生)	R8.3.16	継 続 審 査	R8.3.19	継 続 審 査
	まちづくり基盤整備に関する調査について（建設常任委員会所管事務）	—	—	—	(建設)	R8.3.16	継 続 審 査	R8.3.19	継 続 審 査

# 請願・陳情議決結果表

総務常任委員会

○陳情

番号	件名	提出 年月日	委員会		本会議	
			議決 年月日	結果	議決 年月日	結果
1	「ばるて築港線」塩谷までの延伸方について	R5.6.13	R8.3.13	継続審査	R8.3.19	継続審査
2	小樽市立塩谷小学校の存続方について	R5.6.13	R8.3.13	継続審査	R8.3.19	継続審査
5	小樽市立小中学校給食費の無料化方について	R5.12.12	R8.3.13	継続審査	R8.3.19	継続審査
7	政党機関紙の庁舎内勧誘行為の実態調査を求める陳情方について	R6.2.20	R8.3.13	継続審査	R8.3.19	継続審査
14	職員団体の組合費給与天引き（チェックオフ）手続の適正運用及び行政の政治的中立性確保を求める陳情方について	R7.11.17	R8.3.13	継続審査	R8.3.19	継続審査

厚生常任委員会

○陳情

番号	件名	提出 年月日	委員会		本会議	
			議決 年月日	結果	議決 年月日	結果
3	朝里にまちづくりセンターの建設を求める陳情方について	R5.8.25	R8.3.16	継続審査	R8.3.19	継続審査
6	加齢による難聴者の補聴器購入の小樽市としての助成方について	R5.12.12	R8.3.16	継続審査	R8.3.19	継続審査
12	あはき・柔整広告ガイドラインの適正かつ積極的な運用を求める陳情方について	R7.5.30	R8.3.16	継続審査	R8.3.19	継続審査

建設常任委員会

○陳情

番号	件名	提出 年月日	委員会		本会議	
			議決 年月日	結果	議決 年月日	結果
4	住みよい朝里地域にするための陳情方について	R5.9.8	R8.3.16	継続審査	R8.3.19	継続審査
10	市道における除排雪（貸出ダンプ制度運用方法の見直し等）の陳情方について（第2項目）	R6.11.27	R8.3.16	継続審査	R8.3.19	継続審査

# 小樽市議会会議録

令和8年 第1回臨時会  
第1回定例会

令和8年6月発行

編集・発行 小樽市議会事務局

〒047-8660 小樽市花園2丁目12-1  
電話(代) (0134)32-4111